令和３年度

外務省政策評価事前分析表

令 和 ３ 年 ８ 月

外　務　省

目　　次

基本目標Ⅰ　地域別外交（モニタリング） 1

施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交（モニタリング） 3

施策Ⅰ－２　北米地域外交（モニタリング） 57

施策Ⅰ－３　中南米地域外交（モニタリング） 73

施策Ⅰ－４　欧州地域外交（モニタリング） 87

施策Ⅰ－５　中東地域外交（モニタリング） 125

施策Ⅰ－６　アフリカ地域外交（モニタリング） 141

基本目標Ⅱ　分野別外交 153

施策Ⅱ－１　国際の平和と安定に対する取組 155

施策Ⅱ－２　国際経済に関する取組 217

施策Ⅱ－３　国際法の形成・発展に向けた取組 241

施策Ⅱ－４　的確な情報収集及び分析、並びに情報及び 分析の政策決定権者等への提供 253

基本目標Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策 259

施策Ⅲ－１　内外広報・文化交流・報道対策 261

基本目標Ⅳ　領事政策（モニタリング） 287

施策Ⅳ－１　領事業務の充実（モニタリング） 289

基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備・強化（モニタリング） 313

施策Ⅴ－１　外交実施体制の整備・強化（モニタリング） 315

施策Ⅴ－２　外交情報通信基盤の整備・拡充　（モニタリング） 323

基本目標Ⅵ　経済協力 329

施策Ⅵ－１　経済協力 331

施策Ⅵ－２　地球規模の諸問題への取組 349

基本目標Ⅰ　地域別外交（モニタリング）

施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交（モニタリング）

令和３年度事前分析表（モニタリング）

（外務省３－Ｉ－１）

施策名（※）	アジア大洋州地域外交
施策目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。 １　東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。 ２　北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 ３　大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善を図る。 ４　ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ「日中新時代」を切り開いていく。また、日モンゴル互恵関係を一層深化させる。 ５　我が国とメコン川流域５か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 ６　インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 ７　南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また、インドと緊密に連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。 ８　豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。
目標設定の考え方・根拠	豊かで安定し、開かれたアジア大洋州地域の実現は、日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。 ・第 204 回国会施政方針演説(令和３年１月 18 日) 六　外交・安全保障（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）（近隣外交） ・第 204 回国会外交演説(令和３年１月 18 日)

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,777	2,771	2,723	3,183
		補正予算(b)	833	1,519	6	
		繰越し等(c)	△210	△943	712	
		合計(a＋b＋c)	3,399	3,347	3,441	
	執行額(百万円)		3,130	3,160	2,968	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	705	719
		補正予算(b)	－	－	5,545	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	6,251	
	執行額(百万円)		－	－	6,244	

政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	アジア大洋州局	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し自由で開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日 ASEAN、ASEAN＋３、ASEAN 地域フォーラム（ARF）、東アジア首脳会議（EAS）、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）（近隣外交）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
　日米同盟
　「自由で開かれたインド太平洋」の実現
　近隣諸国との外交
　北朝鮮をめぐる諸懸案への対応

測定指標１－１　日 ASEAN 協力の進展　＊

中期目標（--年度）

ASEAN 共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と多くの本質的な原則を共有する「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」の実現を全面的に支援する。AOIP に記載された４つの分野、すなわち海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等の分野における協力を具体化し、日 ASEAN 戦略的パートナーシップを一層強化していく。

令和２年度目標

令和元年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

１　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
２　日 ASEAN 統合基金（JAIF）等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
３　日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
４　「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」に関する日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN との連携を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　10 月 18 日から 21 日にかけて、菅総理大臣は就任後初の外国訪問先として、令和２年の ASEAN 議長国であるベトナム及び ASEAN の主要国であるインドネシアを訪問した。今回の訪問で、友人であり、戦略的パートナーでもある ASEAN との信頼関係をより一層深化させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現するための要である ASEAN 各国と緊密に連携しながら FOIP を着実に実現していくとの日本の決意を表明した。

　菅総理大臣は、日越首脳会談及び日インドネシア首脳会談のそれぞれにおいて、AOIP と FOIP の連携、11 月の ASEAN 関連首脳会議に向けた協力について協議した。加えて、ベトナム訪問中、菅総理大臣は、チョン共産党書記長兼国家主席、ガン国会議長及びチン越日友好議員連盟会長とも会談を実施するとともに、日越大学において学生との意見交換も行った。同大学では、「共につくるインド太平洋の未来」をテーマに、総理大臣就任後初めて国外で外交政策スピーチを実施した。スピーチでは、これまでの連結性や人造りに関する協力を通じた日本と ASEAN の強固なパートナーシップを確認するとともに、AOIP と FOIP が基本的な原則を共有していることや AOIP を全面的に支持すること、そして法の支配の重要性を強調した。また、９月９日にオンライン形式にて日 ASEAN 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長国ベトナムのミン副首相兼外相から、政治安全保障、経済協力、社会文化の各分野における日 ASEAN 協力の成果をレビューした上で、今後の進展への期待が表明された。茂木外務大臣から、ASEAN 感染症対策センター設立に５千万ドルを拠出したことを説明の上、早期に同センターを立ち上げるべく検討を加

速したい旨を述べた。また、茂木外務大臣から、新型コロナ ASEAN 対応基金への１百万米ドルの支援も併せて発表した。11 月 12 日にオンライン形式にて、日 ASEAN 首脳会議及び ASEAN 感染症対策センター設立行事が開催され、菅総理大臣が出席した。成果文書として、議長声明に加えて、「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳会議共同声明」が採択され、FOIP と AOIP が本質的な原則を共有していることを確認した。

２　連結性については、11 月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、２兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、今後３年間で 1,000 人の人材を育成していくことを表明した。また、９月の日 ASEAN 外相会議にて、茂木外務大臣から、経済の強靭化、デジタル、災害対応、連結性強化に向けたインフラ整備、サプライチェーンの強化等に重点的に取り組んでいきたい旨述べた。ASEAN 各国からは、ASEAN 感染症対策センター設立や新型コロナに関する ASEAN 対応基金への拠出を始めとする、日本による対 ASEAN 支援に謝意が表明され、日 ASEAN 統合基金（JAIF）を通じた今後の協力への期待が表明された。さらに、11 月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、「日 ASEAN 経済強靭化アクションプラン」を通じ、サプライチェーンの強靭化や、デジタル技術を活用して社会変革に取り組むビジネスを後押ししていく旨表明した。加えて、経済再生支援について、ASEAN 各国に総額約 25 億ドルの財政支援円借款を供与している旨説明した。

３　新型コロナの影響を受け、人的交流の拡大は断念を余儀なくされたが、再開に向けて調整を進めた。また、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用し、人的交流を継続した。12 月「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック(AOIP)」のウェビナー、交流を実施し、560 名が参加した。

４　11 月の日 ASEAN 首脳会議にて、FOIP と AOIP 双方のシナジー効果を生むようなプロジェクトを 49 個特定した。そして、AOIP に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という４つの重点分野に沿って協力を具体化していくことを確認した。AOIP 協力の代表的な取組として、ASEAN 感染症対策センターの設立支援が挙げられる。令和２年３月に ASEAN 事務局からの要請を受け、４月 14 日の新型コロナに関する ASEAN＋３特別首脳テレビ会議にて安倍総理大臣が ASEAN 感染症対策センターの設立に対する全面的な支援を発表した。６月以降、ASEAN を始め、米国、オーストラリア、世界保健機関（WHO）など様々な地域・機関の専門家と協力して実施してきた準備調査（FS）を経て、11 月 12 日の ASEAN 首脳会議で公式に設立が発表され、同日の日 ASEAN 首脳会議において設立行事が行われた。

令和３年度目標

令和２年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

１　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。

２　日 ASEAN 統合基金（JAIF）等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN の中心性と一体性に対する支援を推進する。

３　新型コロナの状況を引き続き注視しつつ、講師派遣やセミナーの実施を含む日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。

４　「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という４つの重点分野における日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN 独自の取組を促すことで、結果として「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を確保する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

様々な地域協力の中心、かつ原動力である ASEAN が、より安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要。かかる認識の下、日 ASEAN 関係の協力の進展を図ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

また、ASEAN は、インド太平洋地域の中心という地政学的要衝に位置しており、日本にとって重要なシーレーンに面している。同地域の安定と繁栄は、FOIP 実現の要であり、東アジア地域のみならず、国際社会の安定と繁栄にも大きく関わることから、ASEAN が法の支配などの価値に沿った統合を進めることは日本を含む国際社会全体にとって重要である。

測定指標１－２　ASEAN＋３（日中韓）(APT)協力の進展

中期目標（--年度）

「ASEAN＋３協力作業計画 2018-2022」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野の協力を推進する。

令和２年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN＋３協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。

２　また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム（EAF）及びトラック２の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）を活用し、ASEAN＋３の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN＋３首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

１　４月 14 日に、新型コロナに関する ASEAN＋３（日中韓）特別首脳テレビ会議が開催され、共同声明が発出された。安倍総理大臣から、①感染症対策能力の強化、②感染症対策センターの設立、③経済の強靭化支援という３つの対 ASEAN 支援策を打ち出した。

９月９日に、オンライン形式にて、第 21 回 ASEAN＋３（日中韓）外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、議長声明が採択された。茂木外務大臣から、国際機関や二国間での支援を通じた医療物資・機材等の供与に加え、地域における経済再生のための緊急支援円借款や「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」を通じ、ASEAN 諸国を支援していく旨表明した。また、ASEAN＋３協力作業計画 2018-2022 に沿って、海洋プラスチックごみ対策を始め、災害時における食料支援、青少年交流、健康促進といった分野における協力を各国とともに引き続き取り組んでいく旨表明した。これに対し、ASEAN 各国外相から、「新型コロナに関する ASEAN 対応基金」への拠出を始めとする日中韓による新型コロナ対策支援について謝意表明があるとともに、新型コロナ禍において APT 各国が緊密に連携することが重要との発言があった。

11 月 14 日に、オンライン形式にて第 23 回 ASEAN+３（日中韓）首脳会議が開催され、菅総理大臣が出席した。４月の ASEAN+３特別首脳テレビ会議で発表した支援策のフォローアップとして、菅総理大臣から、医療支援について、２億ドル以上の医療物資・機材の支援、医療研究機関等に対する技術協力などを通じた支援を更に進める意思を表明した。また、日中韓が連携し、「新型コロナウイルスに関する ASEAN 対応基金」に ASEAN＋３協力基金から 30 万ドルの拠出を決定した旨を説明した。経済再生支援については、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」の下、質の高いインフラ等民間セクターへの投資を拡大し、ASEAN の経済強靭化に協力していく旨表明した。さらに、地域にとって避けられない高齢化問題に対しては、「アジア健康構想」の下、アジアにおける医薬品やヘルスケア産業の振興に取り組んでいく旨表明した。これに対し、多くの国から ASEAN 感染症対策センターへの協力を含む、日本からの具体的な支援や ASEAN＋３協力について謝意が表明された。また、多くの国からコロナ禍における金融協力、経済強靭化、貿易・投資の活性化に向けた ASEAN＋３の枠組みの重要性が更に高まっている旨の発言があり、新たな課題に対する経済・金融強靭性のための ASEAN＋３協力強化に関する ASEAN＋３首脳声明が採択された。さらに、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く盛り込まれた。

２　12 月 10 日にオンライン形式にて開催された、「新たな課題に対する経済・金融強靭性のための ASEAN＋３協力強化」に関する第 18 回東アジア・フォーラム（EAF）については、曽根アジア大洋州局審議官が開会式典に出席し、日本の AOIP 協力を始め、新型コロナ対策や連結性の強化等、経済・金融強靭性のための協力について述べた。東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)についても、11 月 18 日、第 32 回国別代表者会議（CCM）がインドネシア主催にてオンラインで開催された。同 CCM では、過去１年間の NEAT の政策研究活動を代表する「東アジアにおける新型コロナに対する包摂的、強靭的、持続可能的連結性強化」（日本主催）の作業部会（WG）の研究結果が報告されたあと、最終的に「NEAT 政策提言メモランダム」として取りまとめられた。なお、ASEAN＋３首脳会議の議長声明において、APT 協力に向けた NEAT の重要な貢献を認識し、東アジアにおける社会文化的連結性や、スマートかつ持続可能な都市建設を提唱した令和元年の NEAT 会合の成果を歓迎する旨の文言が同議長声明に盛り込まれた。

令和３年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN＋３協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
２　また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム（EAF）及びトラック２の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）を活用し、ASEAN＋３の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN＋３首脳会議に提出されるよう連携を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ASEAN＋３は世界の GDP の約４分の１を占める重要な地域枠組みであり、本枠組みの協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

「ASEAN＋３協力作業計画 2018-2022」は今後の ASEAN＋３協力の方向性に大きな影響を与えるものであり、これらの着実な実施は協力の深化という観点から引き続き極めて重要である。

測定指標１－３　ASEAN 地域フォーラム(ARF)協力の進展

中期目標（--年度）

アジア太平洋地域における唯一の常設多国間安全保障協力制度として、非伝統的安全保障分野を中心に、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向けて適切な役割を果たすとともに、ARF 閣僚会合等の機会を活用し、地域の安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献する。

令和２年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

７月２日に ARF 課長級会合、同月 21 日に ARF 局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの５分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF 閣僚会合に向けて、個別声明及び地域情勢についての議論を行い、我が国の立場を効果的に発信した。

９月 12 日にオンライン形式にて、ARF 閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。本会合では、議長声明が発出されたほか、①感染症発生の予防・対応の協力強化に関する声明、②テロリスト及び暴力的過激派グループに雇用された又は関連する児童の扱いに関する声明、③国際安全保障における ICT の安全及び使用の協力に関する声明の３つの個別声明が採択された。さらに、平成 21 年に採択された ARF ビジョン・ステートメントを実施するために平成 22 年に採択されたハノイ行動計画を更新し、ASEAN を中心的な地域協力枠組みとする ARF プロセスを強化するために、ハノイ行動計画Ⅱが採択された。また、新型コロナへの対応における国際連携のあり方に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢や軍備管理・軍縮等の地域・国際情勢について議論した。

茂木外務大臣からは、新型コロナの世界的拡大の局面転換には、ワクチン・治療薬の開発・普及が不可欠であり、人口が少ない国や途上国に対しても、公平にワクチンへのアクセスが確保されることが極めて重要であること、また、このためには、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）、ワクチンと予防接種のための世界的同盟（Gavi）等を通じた COVAX ファシリティ（注：新型コロナウイルス感染症のワクチンへの公平なアクセスの確保のための国際的枠組み）といった、国際的な枠組みが必要であり、日本も協力していく旨述べた。また、北朝鮮情勢について、米朝プロセスが、朝鮮半島の完全な非核化に向けた具体的な動きにつながることへの強い期待を表明し、南シナ海問題については、現場の状況に対して深刻な懸念を ARF 参加国と共有する旨を述べ、香港情勢に関しては重大な懸念を表明した上で、香港が「一国二制度」のもとに自由で開かれた体制を維持し、香港市民や各国の国民・企業の自由と権利が尊重され、香港が民主的、安定的に発展していくことが重要である等、日本の立場を改めて表明した。

これに対し、各国からは、新型コロナ対策やワクチンの開発・普及に関して、国際連携が重要である旨の発言があった。また、北朝鮮情勢について、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等を強調する旨の発言があり、南シナ海問題については、南シナ海における最近の事案への懸念が表明されるとともに、航行の自由や非軍事化の重要性、南シナ海行動規範（COC）が国連海洋法条

約に合致する必要性等について言及があった。香港情勢に対しても、各国から懸念が表明された。

令和３年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、外相会議及び各種会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東アジア地域の安定と繁栄を確保するためには、ARF 閣僚会合等への参加を通じて、安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献していくことが不可欠である。

測定指標１－４　東アジア首脳会議(EAS)協力の進展　＊

中期目標（--年度）

地域の安定と繁栄のため、EAS を強化するとともに、域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

令和２年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

1　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。

2　「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

1　オンライン形式にて開催された EAS 参加国外相会議（９月）及び東アジア首脳会議（11 月）に、それぞれ茂木外務大臣及び菅総理大臣が出席し、新型コロナへの対応に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、AOIP の重要性について盛り込まれるなど、我が国の立場が多く反映された。

９月９日に開催された第 10 回 EAS 参加国外相会議では、茂木外務大臣から AOIP が示すインド太平洋のあり方と、日本の FOIP とは、開放性、透明性、法の支配等多くの基本的価値を共有しており、AOIP を全面的に支持していく意図を改めて表明した。また、新型コロナへの対応について、国際保健の枠組みの中心である WHO に関し、一連の対応に関する、公平で独立した包括的な検証を行うことが不可欠であること、国際保健課題への対応には地理的空白を生じさせないことの重要性を強調した。北朝鮮情勢については、安保理決議に従い、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を実現するため、国際社会が米朝プロセスを後押しすることが重要である旨述べ、安保理決議の完全な履行を確保するため、「瀬取り」対策を含め、取組の維持・強化が不可欠である旨強調した。さらに、拉致問題の早期解決に向けて、各国の引き続きの協力を要請した。南シナ海問題については、継続している一方的な現状変更の試みに対して EAS 参加国と深刻な懸念を共有する旨述べ、航行及び上空飛行の自由、国連海洋法条約に反映された国際法の遵守、南シナ海に関する行動規範が第三国の権利を害するものであってはならず、国連海洋法条約に合致する必要性を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

11 月 14 日に開催された第 15 回 EAS では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。菅総理大臣は、ASEAN が発出した AOIP には、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性が ASEAN の行動原理として力強くうたわれており、日本が推進する FOIP と多くの本質的な共通点を有しており、AOIP を全面的に支持する旨表明するとともに、各国にも支持を呼び掛けた。また、11 月 12 日の第 23 回日 ASEAN 首脳会議において設立を発表した ASEAN 感染症対策センターを力強く後押ししていくこと、ASEAN 各国への医療物資・機材の供与や技術協力なども進めていくことを発表した。これらに対して、多くの参加国から、AOIP の重要性について指摘があり、また、新型コロ

ナへの対応をめぐり日本を含むEAS参加国による貢献を歓迎する発言があった。さらに本年は、議長声明に加え、①EAS15周年に関するハノイ宣言、②海洋持続性に関するEAS首脳声明、③感染症の予防と対応における集団的能力強化に関するEAS首脳声明、④地域経済の安定的成長を促進する協力に関するEAS首脳声明、⑤女性・平和・安全保障に関するEAS首脳声明、の５つの個別声明が採択され、本会議地域のプレミア・フォーラムとしてのEASの価値が高まった。

２　EAS大使級会合は、４月22日、７月２日及び９月23日に開かれるなど、定期的に開催された。

また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EASの機能の強化に向けた提案等を行った。９月のEAS参加国外相会議及び11月のEASに先立ち、それぞれ８月26日及び10月30日に同志国会合がオンライン形式にて開催され、日本からも出席して我が国の立場を事前にインプットするとともに、EASの場で力強いメッセージを発信すべく、同志国間の連携を強化することができた。

令和３年度目標

引き続きEASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

１　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野におけるEASでの活発な議論に一層貢献する。

２　「EAS10周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれたEAS強化に向けた事項（EAS参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直な対話を行うとともに、地域共通の課題に対し、首脳主導で具体的協力を進展させる目的で発足したEAS協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

地域の平和と繁栄に貢献していくためには政治・安全保障分野でのEAS強化が必要不可欠である。

測定指標１－５　日中韓三か国協力の進展　＊

中期目標（--年度）

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

令和２年度目標

１　令和元年12月に開催された第８回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の10年に向けた３か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、３か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。

２　様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。

３　日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

１　新型コロナウイルス感染症に関する日中韓外相テレビ会議が令和２年３月20日に実施され、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症への対応には、この地域の平和と安定に責任を有する３か国の協力が重要である旨述べ、中韓両国からも３か国協力の重要性について同意が得られた。

日中韓サミットについては、諸般の事情により令和２年度に開催することができなかった。

２　日中韓３か国の閣僚級会合としては、特別保健大臣会合（５月15日）、物流大臣会合特別セッション（６月29日）、財務大臣・中央銀行総裁会議（９月18日）、保健大臣会合（12月11日）、スポーツ大臣会合（12月24日）がそれぞれオンライン形式にて開催される等、各分野の日中韓協力が進められた。

経済分野では、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定について、複数回の交渉会合を経て、11月の第４回RCEP首脳会議において署名された。

３　新型コロナの影響で、日中韓協力事務局等を通じた文化・人的交流の協力事業は実施できず、オンライン中心となった（例：BESETOキャンパス・アジア同窓生特別ウェブセミナー（５月）、青少

年交流等をテーマとした日中韓協力事務局主催オンラインシンポジウム（令和３年３月）等）。

令和３年度目標

１　令和元年 12 月に開催された第８回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた３か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、３か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。

２　様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。

３　日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地理的な近接性と文化的な深いつながりを有し、東アジア地域の繁栄をけん引する原動力たる３か国間の交流や相互理解を促進することは、北東アジアの安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

未来志向の様々な日中韓協力の枠組みを様々なレベルの政策対話や協力イニシアティブを通じて推進することが重要である。

測定指標１－６　地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標（--年度）

地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

令和２年度目標

１　アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

２　アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

１　第２回 ACD 首脳会合（平成 28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、令和３年１月 20 日の閣僚級会合（オンライン形式）等に参加し、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わし、議長声明としてアンカラ宣言を採択した。また、初のオンライン開催となったアジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 50 回総会に際し日本側議員団のカントリーレポート作成支援等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。

なお、本年予定されていたアジア ACD 外相会合、ACD 首脳会合、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）（第 29 回）総会は、新型コロナの影響で延期となった。

２　新型コロナウイルス感染症拡大の影響で国際的な人の往来ができない状況下において、JENESYS は、本事業の目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを開始し、人的交流を継続した。オンラインを通じたウェビナー、視察、意見交換等のプログラムには、1,007 人が参加し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化につながった。また、交流会及び同窓会といったオンラインのプログラムには、71 人が参加し、訪日プログラムの経験をいかした帰国後の活動（日本語学習、日本語コンテストへの参加、日本との関連業務等）についての発表を行った。さらに、参加者はこれらのウェビナーや交流会への参加経験について SNS 等を通じて多くの人に共有し、親日派・知日派の発掘に貢献した。

令和３年度目標

１　アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

２　アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中断することなく、オンラインとオフラインを併用し継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア大洋州地域においては、上記測定指標１～５以外にも様々な枠組みが存在している。それらを通じた対日理解の促進や、地域協力の強化の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

様々な地域協力の枠組み及び、人的交流事業である JENESYS プログラムを通じ、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等、幅広い分野で域内各国との連携を強化することは重要である。

測定指標１－７　総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	10	９（ビデオメッセージ１件を含む）	10

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

総理大臣及び政務三役の関連国際会議の出席は、東アジア地域の地域協力を通じた地域の安定と繁栄の確保、域内連携の強化という目標を達成するに当たって重要な要素となるため。

令和２年度から新たに含めることとした ARF への参加数も勘案しつつ、我が国としてハイレベルの出席が必要な会議数を踏まえて目標を設定した。

（参考：実績値）平成 28 年度８回、平成 29 年度６回、平成 30 年度７回、令和元年度９回、令和２年度９回（ビデオメッセージ１件含む）

参考指標：日 ASEAN の貿易量(総額)(単位：億円)

（出典：財務省貿易統計）	実績値	
	令和元年度	令和２年度
	231,665	206,234

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①東アジアにおける地域協力の強化（昭和 27 年度）	１　日 ASEAN 協力 ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。日 ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメント及び同実施計画、令和２年の日 ASEAN 首脳会議議長声明及び AOIP 協力ついての日 ASEAN 首脳共同声明に沿った諸項目につき、着実な履行を通じ日 ASEAN 関係を一層強化する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-7
	２　ASEAN＋３協力 「ASEAN＋３協力作業計画2018-2022」に基づき、公衆衛生など広範な分野の協力を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-2 1-7
	３　ARF 協力 平成 28 年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、対話と協力を通じ、アジア・太平洋地域の安全保障環境を向上させる。 これによりインド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命・財産を守る。				1-3 1-7
	４　東アジア首脳会議(EAS)協力 EASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱い				1-4 1-7

	を拡大し、機構を一層強化していく。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				
	５　日中韓協力 環境、文化、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努める。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-5 1-7
	６　各地域協力枠組みにおける協力及び人的交流事業を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-6 1-7
	104 (64)	114 (86)	112 (66)	119	0001
②ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金（義務） (昭和 56 年度)	本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。 令和５年の日・ASEAN友好協力50周年への協力及び令和７（2025）年に向けたASEAN共同体の更なる統合（「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施）といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-1
	204 (204)	204 (204)	204 (204)	204	0263
③ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(任意) (昭和 56 年度)	本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。特に、任意拠出金については、ASEANへの後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムへの支援に重点を置きつつ、ASEAN各国の格差是正に貢献することを主たる目的とする事業や、日ASEAN関係の強化に資する新たな分野での事業等の実施に活用されている。 令和７（2025）年に向けたASEAN共同体の更なる統合（「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施）といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-1
	88 (88)	79 (79)	79 (79)	71	0274
④日・ASEAN 統合基金拠出金 (平成 17 年度)	本拠出金は、ASEAN統合の実現に寄与する事業等への支援に充てられる。 本拠出により、連結性強化と格差是正等ASEAN共同体の更なる統合の深化及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」の実現に貢献する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-1
	1,000 (1,000)	1,045 (1,045)	5,478 (5,478)	0	0372
⑤日中韓協力事務局拠出金（義務的拠出金） (平成 23 年度)	日中韓協力国際フォーラム（日中韓３か国の政府関係者や有識者が一堂に会して毎年開催される日中韓協力事務局主催の最大行事）やその他の政策フォーラム（日中韓FTAセミナー、日中韓ビジネス・レセプション、日中韓防災机上演習及び日中韓サイバー協議。３か国政府との共催のものを含む。）の企画・運営、メディア・学生等様々なレベルの交流事業（日中韓ユ				1-5

	ースサミット、日中韓大学生ビデオ・コンテスト、日中韓記者交流プログラム等）の実施、各種調査・研究事業（日中韓経済研究調査、日中韓データブック等）の実施、政府間協議（日中韓サミット、日中韓外相会議、日中韓高級事務レベル協議、その他分野ごとの政府間協議（日中韓サイバー協議等））の側面支援（ロジスティクス業務、記録作成等）、他国際機関（ASEAN等）との意見交換を行う。 これらによる地域協力促進への貢献等を通じ、幅広い分野における日中韓協力の促進に寄与し、３か国間の相互理解を深め、交流を増進する。ひいては地域全体の安定と繁栄に寄与し、情勢が著しく変化する東アジア地域においても国民生活の安寧と繁栄を確保するための環境を醸成する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				
	208 (128)	133 (128)	133 (128)	143	0265
⑥アジア紛争下での女性尊厳事業 (平成 19 年度)	台湾、フィリピン各地に在住する元慰安婦を巡回し、医療及び福祉の面で支援を行う。元慰安婦は既に高齢であり、身体が不自由な方も多いため、それぞれを巡回訪問しながら対象者の近況を確認し、情報収集及び各国の元基金関係者とのネットワークを維持する。このような取組は、域内諸国において我が国の慰安婦問題に対する立場や取組の正しい理解を得ることにより、施策の目標達成に資する。				―
	4 (0)	1.3 (0)	1.3 (0)	1.3	0002
⑦旧外地関係整理 (昭和 26 年度)	旧外地官署(朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及び南洋庁)等に関連する各種整理事務(各種事実証明事務、給付事務等)を行う。				―
	49 (0.1)	37 (0.8)	16 (0)	11	0003

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障　（近隣外交）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
・第 75 回国連総会一般討論演説（令和２年９月 26 日）

測定指標２－１　北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展　＊

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

令和２年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和２年度中、４回の日米電話首脳会談（５月、８月、９月及び令和３年１月）、１回の日中電話首脳会談（９月）、１回の日韓電話首脳会談（９月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、事務レベルでも、米国との間では事務次官及びアジア大洋州局長がビーガン国務副長官兼北朝鮮担当特別代表と、韓国との間ではアジア大洋州局長が李度勲外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、計９回にわたり会談・意見交換を行い、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認してきた。さらに、国連の場においては、９月 24 日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談でも、グテーレス事務総長は非核化を進めることの重要性を強調した。

他方、北朝鮮は、10 月の朝鮮労働党創建 75 周年記念閲兵式や令和３年１月の朝鮮労働党第８回大会記念閲兵式において、新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の可能性があるものなどを登場させた。また、令和３年１月の朝鮮労働党第８回大会では、金正恩国務委員長が、核・ミサイル開発の継続について言及するなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和３年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、こうした中、北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた進展を図っていく必要がある。

核・ミサイル問題を始めとする北朝鮮をめぐる問題を解決するためには、国連の場を含め、関係国との緊密な連携が不可欠である。

測定指標２－２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展　＊

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

令和２年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、第15回東アジア首脳会議（EAS）、第23回ASEAN＋3（日中韓）首脳会議、第23回日ASEAN首脳会議を始めとする11月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、国連の場においては、９月24日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談で、菅総理大臣から北朝鮮の拉致問題の早期解決に向けて引き続きの理解と協力を求めたのに対し、グテーレス事務総長から全面的な支持が示された。

米国については、９月の日米電話首脳会談において、菅総理大臣からトランプ大統領に対して、拉致問題の早期解決に向け果断に取り組んで行く考えであると述べ、同問題の解決に向け、引き続きの全面的な支援を求めた。また、令和３年１月のバイデン大統領との電話会談においても、菅総理大臣から拉致問題の早期の解決に向けて理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国については、９月の日中電話首脳会談において、菅総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国についても、９月の日韓首脳電話会談において、菅総理大臣から拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて確認した。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の早期解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和３年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

拉致問題は、菅内閣の最重要課題。あらゆる機会を捉えて拉致問題の早期解決に向けて前進を図っていく必要がある。

引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注することが重要である。

測定指標２－３　米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数

（ ）内は電話会談を含めた数値（注：日米韓に加え、米国及び韓国との二国間も含む。また、令和３年度目標から電話会談を含む。）	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	34	4(11)	18

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米韓の首脳・外相・次官級での会談は、北朝鮮問題について、日米韓の連携を確認する重要な機会であり、進捗状況を測る上で有益である。また、日米韓協力に関しては、政策の方針について日米・日韓の二国間での首脳・外相会談等を通じて綿密にすり合わせると同時に、具体的な政策については日米韓の実務レベルでの会談等を通じて連携を深めることが重要。このため、引き続き、かかる連携も加えて評価することが適切である。他方で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、対面での会談を行うことは困難になっている。このため、令和３年度目標では、電話会談を含めた回数を目標値とした。

安保理決議に従った、北朝鮮の核・ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を実現するため、引き続き米国及び韓国との緊密な連携を通じて、日米韓協力を進める必要がある。

達成手段

<table>
<tr><td rowspan="3">達成手段名
（開始年度）
（関連施策）</td><td colspan="4">達成手段の概要（注）</td><td>関連する
測定指標</td></tr>
<tr><td colspan="3">予算額計（執行額）
（単位：百万円）</td><td>当初予算額
（単位：百万円）</td><td rowspan="2">行政事業
レビュー
事業番号</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">①日朝関連
（昭和23年度）</td><td colspan="4">１　北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた取組
北朝鮮の核・ミサイル開発問題の解決に向け、日米韓の緊密な連携を軸としつつ、中国及びロシアも含めた関係各国と連携し、北朝鮮に対し、非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。
この取組は、北朝鮮の核・ミサイル問題を解決することに寄与する。</td><td>2-1
2-3</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた取組
日朝間の協議や各国との会談及び国際会議等のあらゆる機会を捉え、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、北朝鮮に引き続き求めていく。また、拉致問題に関するものを含め、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を行う。
この取組は、拉致問題の完全解決及び日朝国交正常化に向けた動きを前進させることに寄与する。</td><td>2-2
2-3</td></tr>
<tr><td>30
(22)</td><td>34
(25)</td><td>28
(12)</td><td>28</td><td>0004</td></tr>
</table>

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　日韓関係の改善

施策の概要

重要な隣国である韓国と大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、まずは外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善に向けて努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標３－１　日韓関係の改善　＊

中期目標（--年度）

首脳・外相会談や局長協議等の実施を通じた、問題解決に向けた協議の継続。

令和２年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題等日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和２年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により非常に厳しい状況が続いた。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、原告側の申請に基づき、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産が現金化に至ることになれば、日韓関係にとって極めて深刻な状況を招くため絶対に避けなければならない旨繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正し、日本にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めてきている。このような中、９月、菅総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、菅総理大臣から文在寅大統領に対し、北朝鮮問題を始め、日韓・日米韓の連携は重要である旨述べるとともに、拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めた。また、旧朝鮮半島出身労働者問題等により現在非常に厳しい状況にある両国の関係をこのまま放置してはいけないと考える旨述べるとともに、韓国側において日韓関係を健全な関係に戻していくきっかけを作ることを改めて求めた。

慰安婦問題に関し、令和３年１月８日、元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月 23 日、同判決が確定した。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきた。慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和 40（1965）年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、平成 27 年 12 月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、令和２年度は、合計２回の日韓外相電話会談や５回の日韓局長協議（対面１回、テレビ協議４回）を始め、頻繁に外交当局間の意思疎通を継続した。

令和３年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等の日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

韓国側による否定的な動きは続いており、日韓関係が非常に厳しい状況に直面している中、韓国側

に対し、日本の一貫した立場に基づき働きかけを続けることで、適切な対応を引き出していくことが、日本の国益を守る上で極めて重要であるため。
　日韓関係を健全な関係に戻すためにも、外交当局間の意思疎通を維持しつつ、日本の立場を韓国側にしっかりと伝達し、引き続き適切な対応を求めていくことが重要である。

測定指標３－２　人的交流の拡大

中期目標（--年度）

　日韓間の人的往来の維持・強化に努める。

令和２年度目標

　外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2020）の実施といった、各種事業の実施を通じ、日韓間の人的往来の維持・強化を図る。

施策の進捗状況・実績

　令和２年３月以降、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大幅に減少し、令和２年は約 92 万人にとどまった。そうした中、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関し、7 月 22 日の国家安全保障会議及び新型コロナウイルス感染症対策本部における決定等に基づき韓国との間で協議・調整を行い、10 月８日から、「ビジネストラック」及び「レジデンストラック」を開始したが、各国における変異ウイルスの感染拡大を受け、水際対策強化に係る新たな措置として、令和３年１月 14 日から運用を一時停止した。
　日韓両政府は、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点について一致している。日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、新型コロナの影響で観客を集めての実施ができなくなったことから、令和２年は東京及びソウルのいずれにおいても初めてオンラインでそれぞれ９月、11 月に開催された。政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2020）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、令和２年度は初めてオンライン形式での交流事業（計７回。大学生、高校生及び社会人約 800 名参加）を実施した。

令和３年度目標

　外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2021）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナ感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　日韓両国民の相互理解を進展させ、信頼関係の増進を図ることは、未来志向の日韓関係を築いていく上で重要であるため。
　日韓両政府が両国民の交流を後押しするための施策を講じ、日韓間の交流を維持・強化していくことが必要である。

測定指標３－３　経済関係緊密化のための各種協議等の推進　＊

中期目標（--年度）

　幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

令和２年度目標

　日中韓 FTA 及び RCEP 交渉の進展に向けた取組や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関するフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関する WTO 紛争解決小委員会のフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国による自国造船業に対する支援措置に係る案件のフォローアップや韓国側への働きかけ、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

11 月、日本及び韓国を含む 15 か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関連し、令和３年３月、コロナ禍での効果的な取組として、韓国の報道機関関係者約 60 名を対象に日本産食品の信頼確保と輸出の拡大等に関するオンライン説明会を開催し、これを受け、韓国メディアにおいて、放射性物質の基準値を超えた農林水産品は市場に絶対流通させない措置を採っているといった日本側の説明を含む記事が、30 件以上掲載された。同月、在韓国大使館及び在済州総領事館が開催した「東日本大震災から 10 年」の関連行事においても、日本産食品の安全性等について積極的な広報を行った。また、韓国政府に対し、韓国が採っている輸入規制の撤廃の働きかけを粘り強く行った。

11 月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日産業・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第 52 回日韓経済人会議」をオンラインで開催し、経済・人材・文化交流の継続と拡大、東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた協力の推進を含む共同声明が採択された。

令和３年度目標

日本産水産物等の輸入規制問題、日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び韓国による自国造船業に対する支援措置案に対するフォローアップや韓国側への働きかけを行うとともに、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓の経済関係は、緊密に推移しており、この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日本の国益を守るため、韓国側や国際社会に対して我が国の立場をしっかり説明していくことが極めて重要である。

測定指標３－４　日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

中期目標（--年度）

地域及び国際社会の課題に向け二国間で連携・協力する。

令和２年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野において協議を行い、連携を確認する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、９月の首脳電話会談に加え、２度の外相電話会談（６月及び令和３年１月）、11 月の秋葉外務事務次官と崔鍾建韓国外交部第一次官との意見交換及び５回の日韓局長協議（対面１回、テレビ協議４回）を始め、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和３年度目標

日韓間の諸懸案に関しては、外交当局間の意思疎通を通じて韓国側に適切な対応を強く求めつつ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野においては、緊急性や必要性を考慮しつつ、適切に協議を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題に関して、日韓関係はかつてなく厳しい状況にあるが、北朝鮮への対応を始め、地域の安定には日韓や日米韓の連携は不可欠。日米韓の連携を円滑にするためにも、緊急性や必要性を考慮しつつ、日韓間で引き続き意思疎通を図り、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野で協力していくことは意義がある。

参考指標１：日韓首脳・外相会談の開催回数（電話会談を除く）		
	実績値	
	令和元年度	令和２年度
	9	0

参考指標２：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合（%）		
	実績値	
	令和元年度	令和２年度
	26.7	34.9

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①日韓関連経費（＊）	１　政治レベルの意思疎通の促進 日韓関係の更なる深化のため、首脳・外相会談を実施する。様々なレベルで意思疎通を図ることは、日韓関係の強化に不可欠である。				3-1
	２　人的交流の拡大 日韓関係の更なる深化のため、青少年交流の一層の促進、交流事業開催の活性化、地方間交流の促進等を実施する。人的交流の拡大は両国の包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。				3-2
	３　日韓間の過去に起因する諸問題への取組 慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した日韓合意を誠実に履行していく。また、日韓関係の更なる深化のため、在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協力を継続する。過去に起因する二国間問題への取組は未来志向の日韓関係を構築する前提条件となる。				3-1
	４　日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ境界画定等） 日韓関係の更なる深化のため、竹島問題等日韓間の懸案の平和的な解決を図るため引き続き粘り強い外交努力を行う。竹島問題、EEZ境界画定問題等に関する取組は、未来志向の日韓関係の構築に向け不可欠である。				3-1
	５　経済関係緊密化のための各種協議等の推進 幅広い分野における日韓経済関係の強化に取り組むことは、日韓関係の更なる深化に資するものである。				3-3
	41 (39)	37 (18)	35 (15)	252	0005
②安全保障分野における協力の推進（＊）	日韓安全保障協力を更に深化させる。 現下の北朝鮮情勢等に鑑み、日韓が安全保障分野において緊密に連携することは、日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定にとって不可欠である。				3-4
	－	－	－	－	－
③日韓学術文化青少年交流共同事業体拠出金（任意拠出金）（平成元年度）	昭和63年２月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業の拡大につき合意したことを受け、その後二度の日韓外相会議を通じて平成元年５月に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立。その日本側事務局を（公財）日韓文化交流基金が、韓国側事務局を国立国際教育院が務め、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業（日韓の研究者及びオピニオンリーダーが相手国での滞在研究を行うための支援事業、両国の有識者による学術・文化関連事業、両国内で実施される民間の草の根交流に対する支援事業等）を実施している。 同共同事業体を通じ、両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進するこ				3-2

	とにより、両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成に寄与する。				
	138 (138)	138 (138)	138 (138)	131	0200
④在サハリン韓国人支援特別基金拠出金（任意拠出金） （平成元年度）	平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、永住帰国等の支援経費及び在サハリン「韓国人」の一時帰国のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施のための協議費用、サハリン残留者支援策の検討のための協議費用及び医療相談窓口開設事業費用を拠出するもの。 こうした我が国の取組は、過去をめぐる様々な問題への我が国の積極的な姿勢を示すものであり、主に韓国国内における関係者の我が国への理解を高め、問題解決に寄与するものと考えられる。				―
	101 (101)	79 (79)	79 (79)	75	0204
⑤日韓産業技術協力共同事業体拠出金（任意拠出金） （平成５年度）	日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題に関する平成４年１月の日韓首脳会談時の合意に基づき、同年６月に「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」が取りまとめられた。同「実践計画」では、日韓双方が両国間の産業技術協力の促進のための財団を設立するとともに、両国政府が各々の財団を適切に支援することが了解され、この了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団が設立された。さらに、日韓間の産業技術協力を推進するべく、日韓の両財団により日韓産業技術協力共同事業体が設立された。本事業体は、韓国における産業技術分野での人材の育成、韓国の産業性向上のための協力、ビジネス交流促進、産業･技術交流、調査･広報事業を実施している。 こうした本事業体を通じた我が国の取組は、日韓間の産業技術協力の促進及び日韓間の貿易不均衡(韓国側入超)の是正に寄与する。				3-3
	19 (19)	15 (15)	15 (15)	14	0278

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野４　未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等

施策の概要

１　東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有しており、ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

２　モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、引き続き「戦略的パートナーシップ」として位置づけた友好的な関係を真に互恵的なものへと発展させるため、ハイレベルの対話を始めとして、両国間で多層的な対話を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障　（積極的平和主義）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障　（近隣外交）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標４－１　「日中新時代」に向けた取組（経済面以外）　＊

中期目標（--年度）

ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

令和２年度目標

日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有している。その責任をしっかりと果たしていくことが、現在の地域の状況において、国際社会から強く求められている。ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

１　習近平国家主席の国賓訪日を含めた活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
２　東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
３　邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
４　日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
５　各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
６　地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　令和２年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねた。新型コロナについては、４月 21 日及び７月 29 日に、茂木外務大臣が、王(おう)毅(き)国務委員兼外交部長との間で、新型コロナへの対応などについて電話会談を行った。９月 25 日、菅総理大臣と習近平国家主席との間で、初めての日中首脳電話会談が実現した。菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。両首脳は、新型コロナに関して、引き続き、両国が様々なルートで連携していくこと、及び、ビジネス関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。新型コロナの感染拡大により日中の要人往来は中断していたが、11 月 24 日に王毅国務委員兼外交部長が訪日し、菅政権発足後初のハイレベルでの対面での会談を行った。茂木外務大臣は王毅国務委員兼外交部長との間で一対一での会談を含め合計３時間以上にわたって日中外相会談を行い、日中関係の方向性、二国間関係における互いの関心事項、北

朝鮮を含む地域情勢、気候変動や貿易・投資などの国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行った。11 月 25 日には、菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた。このほか、外交当局間では、令和２年の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書に基づき、日中政策企画協議（９月、オンライン形式 ）など、日中間の実務的な対話が進められた。また、12 月 14 日に岸防衛大臣と魏(ぎ)鳳和(ほうわ)中国国務委員兼国防部長とのテレビ会談、同月 15 日には大島衆議院議長と栗戦書(りつせんしょ)全国人民代表大会常務委員会委員長との間でテレビ会談が行われた。

２　尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入が依然として継続しており、その回数は令和２年の１年間で 24 回に上った（令和元年の領海侵入回数は 32 回、平成 30 年は 19 回）。５月、７月、８月、10 月、11 月及び 12 月には、中国海警船舶が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において航行中の日本漁船に接近しようとする動きを見せる事案が発生した。10 月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる 57 時間以上となった。また、４月から８月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の 111 日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の我が国領海で独自の主張をする中国海警船舶の活動は、国際法違反であり、領海に侵入した際には外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施した。さらに近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も見られた。日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、令和３年２月に開催した第 12 回日中高級事務レベル海洋協議を始め、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。

３　邦人拘束事案については、令和２年 11 月の王毅国務委員兼外交部長来日の際を含め、日本政府として、あらゆるレベル・機会を通じて、法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的取扱いを中国政府に対して強く求めた。

４　令和２年は、「日中文化・スポーツ交流推進年」であり、その趣旨にふさわしい行事の募集・認定を行い、交流の強化を後押しした。新型コロナの影響を受けて日中双方で関連行事の延期や中止が相次ぐも、オンラインなどの形式を含め、感染防止対策をしっかり講じた上で、両国で計 51 件の行事が実施された。また、青少年招へい事業である「JENESYS2019」に参加した日中の青少年がオンライン形式で交流し、思い出話に花を咲かせつつ、様々なテーマについて意見交換を活発に行うなど、新型コロナ流行下においても新たな交流の在り方を模索しつつ、日中の青少年交流を継続した。11 月に行われた日中外相会談では、双方は、令和３年夏の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び令和４年冬の北京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のために協力していくことを確認し、また、令和４年に日中国交正常化 50 周年を迎えることも念頭に、両国の交流促進についても議論し、中長期的な両国関係の発展のため、青少年交流を後押ししていくことを確認した。

５　新型コロナの影響等により、令和２年度における協議の進展はなかった。

６　地域･グローバルな課題に関しては、9 月 25 日の習近平国家主席との日中首脳電話会談において、菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。11 月 24 日の日中外相会談では、茂木外務大臣から、二国間の問題に加えて、南シナ海、香港情勢、新疆ウイグル自治区の人権状況などについても、日本の立場を明確に伝え、中国側の具体的な行動を強く求めるとともに、中国が地域・国際社会の諸課題に責任を果たしていくべきであるとの日本の立場・考え方をしっかり伝えた。11 月 25 日に菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた際には、菅総理大臣から、香港情勢に関して日本側の懸念を伝達したほか、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても協力を求めた。

令和３年度目標

安定した日中関係は、我が国のみならず、地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながる。こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては，以下を実施する。

１　首脳間を含むハイレベルで緊密に連携を行い、中国との安定的な関係を構築していく。

２　東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。

３　邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。

４　日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。

５　各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。

６　地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和２年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、電話会談などを通じてハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねた。安定した日中関係は地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながることから、今後も首脳間を含むハイレベルで緊密に連携を行い、中国との安定的な関係を構築していくためにも、その具体的取組の目標を設定し実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

中国との安定的な関係を構築していくためには、政治的相互信頼を強化するとともに、あらゆるレベル・分野での対話と交流を促進していく必要がある。同時に、日中間には、様々な懸案も存在しており、尖閣諸島周辺海域等の東シナ海を始めとする海洋・安全保障問題については、引き続き冷静かつ毅然と対応しつつ、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするべく両国間の協力を推進することが重要。また、邦人拘束事案等の懸案事項についても引き続き中国側に法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保、人道的取扱いなどの具体的な対応を強く求めていくことが重要である。

また、日中関係の進展の具体的な形として、各種条約・協定の締結に向けた取組を一つの目標に掲げることに加え、二国間関係のみならず、日中両国が地域・グローバルな課題の解決に共に貢献していくべく、具体的な対話・協力を進めることも目標とした。

測定指標４－２　「日中新時代」に向けた取組（経済面）　＊

中期目標（--年度）

「日中新時代」を切り開いていくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していく。

令和２年度目標

経済分野における日中間の各種対話、交流が活発に行われた令和元年度の流れを受け、「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

１　ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。

２　経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

３　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

１　新型コロナの世界的な拡大により、日中間の要人往来は大きく制約されたが、オンライン会談等を通じハイレベル間の意見交換は引き続き行われた。４月に行われた日中外相電話会談では、新型コロナウイルス感染症に関して、日本の状況や対応を紹介したのに対し、王毅国務委員からは、中国の状況や対応について説明があった。その中で、日本側から、日中両国間では民間を含め相互に活発な支援が行われていることに大変勇気づけられている旨述べ、引き続き連携していくことを確認した。また両外相は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた二国間及び多国間の枠組みにおける協力についても議論し、自由、透明、迅速な形での情報・教訓・知見の共有、途上国支援も含めた国際的な公衆衛生対策への協力、医療・薬事面での連携強化、感染症対策関連物資の円滑な輸出入の確保等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

11 月に東京で行われた日中外相会談では、経済分野に関し、農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネ等、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を共に進めていくことで一致した。また、茂木外務大臣からは、日本企業のビジネス活動を守り、公平な競争条件を確保することを改めて要請したほか、日本海大和堆周辺水域における中国漁船による違法操業問題については、日本

側の懸念や漁業者への指導等の対策強化を含む実効的措置を採るよう改めて強く要請した。

2　政府間の経済対話としては､11月に日中経済パートナーシップ協議がウェブ会議形式で開催され、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易等を含む日中二国間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTOやRCEP等の貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、特に知的財産の保護、産業補助金や強制技術移転、サイバー・データ関連規定、輸出管理法を含め、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保につき中国側に提起した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンラインで開催された。

令和元年末に中国で発生した新型コロナについては、４月の日中外相会談において、新型コロナへの対応等について電話会談を行い、引き続き、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有、国際的な公衆衛生対策への協力等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。加えて、７月の電話会談において、両外相は、往来の再開に向けた調整をできるだけ早期に行っていくことを確認した。９月に行われた日中首脳電話会談では、新型コロナに関し、引き続き両国が様々なルートで連携していくこと、及び経済関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。11月には王毅国務委員兼外交部長が訪日し、茂木外務大臣との間で外相会談を行ったが、双方は、新型コロナに関し、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有を始め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

3　中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、７月の日中外相における電話会談、11月の日中外相会談や王毅国務委員兼外交部長による菅総理大臣表敬、日中経済パートナーシップ協議など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して日本産食品輸入規制の早期撤廃を強く働きかけてきた。特に11月の日中外相会談では、令和３年３月に東日本大震災から10年目の節目を迎えることも踏まえ、輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。これらの働きかけの結果、同会談では王毅国務委員兼外交部長との間で、この問題の解決に向けた協議を加速することで合意し、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致した。

令和３年度目標

「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

1　ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。

2　経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

3　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日中両国は、世界経済に重要な影響力を有しており、また両国の経済関係は非常に緊密である。両国にとって、「日中新時代」を切り開く上で、幅広い分野における協力を推進していくこと、またそのための対話を様々なレベルで積み重ねていくことが重要である。

経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション、知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力の促進及び具体化を図っていくことは、「日中新時代」を切り開いていく観点からも極めて重要である。

一方、平成23年の東日本大震災から10年目の節目を迎えることも踏まえ、中国による日本産食品に対する輸入規制の撤廃を含め、日本産食品の対中国輸出拡大に向け、引き続き中国側へ様々なレベルで粘り強く働きかけるとともに、日本産品の魅力を積極的かつ適切に発信し、風評被害対策を進めていく必要がある。

以上のことから、上記の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標４－３　日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標（--年度）

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

令和２年度目標

令和２年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

１　ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
２　新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援
３　文化・人的交流の推進

施策の進捗状況・実績

１　新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を踏まえ、モンゴル政府は、令和２年３月 11 日から全国際旅客定期便運航を停止、令和２年３月 22 日から外国人の入国を原則禁止し、海外在留モンゴル人帰国支援のため政府手配チャーター航空便を運航してきている。同チャーター便にはモンゴル人が最優先で搭乗する一方、同チャーター便が目的地との間を往復する際、モンゴル政府は個別の事情に応じて外国人の搭乗を認めており、在モンゴル日本大使館はモンゴルからの帰国を希望する在留邦人のためモンゴル政府に協力を要請、関連の調整を行うとともに、また在留邦人に対し広く案内を行う等、側面支援を行った。

こうしたモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響や、日本政府が外国人の受入を制限したことにより、ハイレベル往来、招へい事業を含めた両国間の人的往来が制限を受け、令和２年度にモンゴルでの開催を想定して調整しようとしていた既存の各種政府間対話の実施は新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第調整することとなった。

10 月、日本では菅政権発足後間もないタイミング、モンゴルでは６月の総選挙を受けて７月に発足した新政権の誕生後間もないタイミングで、茂木外務大臣はモンゴルを訪問し、エンフタイワン外相との間で外相会談を行ったほか、バトトルガ大統領及びフレルスフ首相を表敬した。同訪問は、モンゴル政府が令和２年３月に外国人の入国を原則禁止して以降、また同年７月のモンゴル新政権の誕生後、王毅中国国務委員兼外相に次ぐ２番目の外国要人訪問であり、茂木外務大臣の訪問以降、令和３年２月まで外国要人の同国訪問は実現していない。

同訪問の際、両国は来る令和４（2022）年が、日本とモンゴルが外交関係を樹立して 50 周年に当たることを踏まえ、次の 50 年を担う次世代も巻き込んで盛大に祝賀し、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致した。

国際社会における課題への協力では、平成 30 年 12 月の日モンゴル首脳会談において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて具体的な協力を推進することで一致したことを踏まえ、今回の外相会談においても、引き続き取組を強化していくことで一致した。また、両大臣は、北朝鮮への対応を始めとする地域・国際情勢についても意見交換し、協力を一層深めていくことで一致した。特に、北朝鮮への対応に関し、両大臣は、北朝鮮の非核化に向けた、安保理決議の完全な履行の重要性について一致した。また、拉致問題の早期解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

モンゴル政府が令和２年３月に外国人の入国を原則禁止して以降、モンゴル外相の外遊はロシアのみである。新型コロナウイルス感染症対策のため人の往来が世界的に制限される状況下、茂木外務大臣はモンゴルの「第３の隣国（注：隣国中露以外で連携を重視する主要国）」から初めての要人訪問として大いに歓迎され、モンゴル新政権との早期の信頼関係構築に大きく寄与するものとなった。

２　コロナ禍で両国間の人の往来が制限を受けている中にあって、５月、茂木外務大臣は、ツォグトバータル外相との間で電話会談を行った。同電話会談の際、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している現状を踏まえ、モンゴル政府及び国民の努力に敬意を表するとともに、国際社会の協力が重要であるという認識で一致した。茂木外務大臣から、日本がモンゴルの保健・医療体制の強化のため、約 1,200 万ドルの医療物資・機材支援に加え、技術支援及びアビガン錠の供与を実施していることを説明し、ツォグトバータル外相から深甚なる謝意の表明があった。

また、茂木外務大臣から、モンゴル政府が運航した MIAT モンゴル航空のチャーター便によって在留邦人が無事帰国したことに謝意を表し、引き続き、在留邦人の安全確保への協力を依頼した。ツォグトバータル外相からは、日本の新型コロナウイルス感染対策について高い評価が示された。

３　日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、令和２年度は文化・人的

交流を実施することができなかった。

令和３年度目標

令和３年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

１　ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
２　外交関係樹立 50 周年祝賀行事の準備及び新たな中期行動計画の策定
３　新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

モンゴルは、日本と普遍的価値を共有する、地域の重要なパートナーである。日モンゴルのハイレベル交流や各種政府間対話の実施を通じた関係強化は、地域・国際社会の戦略環境が一層厳しさを増す中において、その重要性が高まってきている。

令和４年２月 24 日には日本とモンゴルが外交関係を樹立して 50 周年を迎えること、また、令和２年 10 月に行われた茂木外務大臣のモンゴル訪問の際、両国は 50 周年を盛大に祝賀し、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげる方針を確認するとともに、令和４（2022）年に両国の新たな「中期行動計画」を策定することで合意したことから、そのための準備を着実に進めていく。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模の感染拡大を受け、世界的に人の往来が制限を受ける状況において、令和３年度はワクチン接種の拡大による状況の変化を見極める必要がある。また、令和３年６月９日にモンゴルでは大統領選挙が予定されており、モンゴル国内政治面の変化をも鑑みつつ政策を遂行していく。

また、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、ハイレベルを含めた両国間の様々な交流を再開する。

測定指標４－４　日モンゴル関係の着実な進展（経済面）

中期目標（令和３年度）

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。

令和２年度目標

１　日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
２　「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、第 10 回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

施策の進捗状況・実績

１　日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、モンゴルで開催を予定していた第 10 回日本・モンゴル官民合同協議会の開催が延期となり、両国間で日モンゴル経済連携協定について意見交換を行う機会を設けることはできなかった。
２　日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、令和２年７月開港を予定していた新ウランバートル国際空港の開港も令和３（2021）年に延期となった。

10 月の茂木外務大臣のモンゴル訪問の際、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致し、令和４（2022）年に両国の新たな「中期行動計画」を策定することで合意し、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、ハイレベルを含めた両国間の様々な交流を再開することで一致した。

さらに、茂木大臣から、新型コロナウイルスの感染拡大や防止のために行われている移動制限、国際便の停止等により経済状況が悪化しており、社会・経済の回復が課題となっているモンゴルに対し「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」（250 億円）の供与を決定し、今回の外相会談に合わせて交換公文に署名した。さらに、ウランバートル新国際空港の円滑な開港・運営に向けての連携も確認された。

新型コロナウイルス感染症対策のため世界中で人の往来が制限を受ける中にあっても、工学系高等教育機関の機能強化に関し、令和２年度は、学生 100 名及び教員８名の計 108 名が日本の大学・高専等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計 291 企業、延べ 782 名が参加した。

令和３年度目標

１　日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。

２　「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、第 10 回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国とモンゴル国の間では、平成 28 年６月に経済連携協定が発効し、平成 29 年３月には両国外相が「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に署名した。この行動計画には政治・安全保障、経済、文化・人的交流・人材育成といった幅広い分野において、令和３年末までの間に日・モンゴル間で取り組む協力が具体的に明記されており、経済面におけるこれらの取組を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

平成 30 年 12 月の日モンゴル首脳会談後に発表された共同声明及び「中期行動計画」のレビューを踏まえつつ、日・モンゴル両国が主体的に相互協力を積み重ねていくことで、両国間で一層互恵的な「戦略的パートナーシップ」を構築することを目標としている。また、モンゴル経済の更なる発展に向けては産業の多角化が一つの大きな課題となっており、我が国として、この課題の解決に向けた支援・協力を実施していくことは、モンゴル経済の発展、ひいては両国間の経済関係を強化する観点から非常に重要である。

また日本の円借款で建設し、令和３（2021）年の開港を予定している新ウランバートル国際空港の運営事業権は日本企業連合が獲得しており、同空港は、両国の国民交流拡大、経済関係拡大に向けて大きなインパクトを与える、日本・モンゴル間の新たな協力の象徴として地域の「空」の連結性を高めるプロジェクトであり、円滑な開港を実現することは非常に重要である。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模の感染拡大を受け、世界的に人の往来が制限を受ける状況において、令和３年度はワクチン接種の拡大による状況の変化を見極める必要がある。また、令和３年６月９日にモンゴルでは大統領選挙が予定されており、モンゴル国内政治面の変化をも鑑みつつ政策を遂行していく。

測定指標４－５　日台実務関係の着実な進展

中期目標（--年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

令和２年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった普遍的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

１　経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化

２　文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

１　日台双方の市民感情は総じて良好であり、それを反映し、令和元年における台湾訪日者数が 489 万人を超えて過去最高を記録するなど、相互の人的往来は密接であったが、新型コロナ感染拡大の影響で、令和２年の相互往来は大幅に減少した。貿易経済会議及び第三国市場協力委員会についても、同影響により開催することができなかった。

そのような中でも、日台間においてレジデンストラック開始に合意するなど、相互往来再開に向けて一定の進歩があったほか、経済面においても、令和２年の貿易総額は前年並みを維持するなど

堅調に推移した。東日本大震災後に台湾が日本産食品に課している輸入規制は依然として解除されていないものの、日本台湾交流協会を通じて日本産食品の魅力・安全性PRを実施した。その効果もあり、令和２年の日本から台湾の農水産物輸出額は73億円増で過去最高を記録した。

２　文化交流についても、新型コロナ感染拡大の影響で相互往来が困難となる中にあっても、宮城県栗原市と南投市、富山県氷見市と高雄市鼓山区がオンライン形式で姉妹都市提携や友好都市を締結するなど進展があったほか、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、台湾を相手とするホストタウンは世界最多となる28の自治体が登録し、各種交流を行った。さらに日本台湾交流協会は、東日本大震災10周年の節目を捉え、令和３年１月以降、台湾の多大な支援に対し改めて感謝を示すとともに、日台の友情を促進するイベント等を実施した。また、７月、日台間の友好増進に多大なる貢献を果たし、自由、民主主義、といった基本的価値が台湾に定着していく上で、極めて重要な貢献を果たした李登輝元総統が逝去したことを受け、森喜朗元総理大臣が弔問団を率いて２度訪台し、告別式に出席する等、関係強化を内外に示した。

令和３年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の極めて重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

１　経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化

２　文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の極めて重要なパートナーである。今後とも、良好な日台関係を維持・発展させていくという目標に向け、経済分野での更なる協力の深化や文化交流を通じた相互理解の深化等の取組を進める。

新型コロナウイルス感染沈静化の状況に注意を払いつつ、相互往来の正常化に向けた努力・対話を進めるほか、令和３年は多大な支援を台湾から頂いた東日本大震災から10年という日台の絆を確認する年でもあることから、各分野における更なる協力関係を強化させる。

近年、様々な分野で日台間の実務協力を進める協力文書が作成されており、こうした実務分野における台湾との協力関係を更に深化させていくため、令和３年度も引き続き、日台貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会を始め各種枠組みを通じた対話や意思疎通の強化、経済分野での更なる協力の深化や、文化交流等を通じた相互理解の深化に向けた取組を行っていくことが重要である。

測定指標４－６　日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く）

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
①日中 ②日モンゴル	－	①８ ②２	①１ ②１	①３ ②２

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益。

中国との首脳、外相会談の実施回数については、今後とも同国との関係改善を図っていくことが極めて重要であるため、首脳・外相間で緊密に意思疎通を図っていく必要がある。

また、モンゴルについては、「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に資するべく、首脳・外相間の意思疎通を重ねていくことが重要である。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、国際航空便の運航状況にも多大な影響が出ているとともに、多数の国際会議の中止・延期が決まっているところ、令和３年度もまた当面の間、直接面会して会談を行うことが困難であると想定し、年度目標値を令和２年度目標以下の値に設定した。

測定指標４－７　中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）

	中期目標値	令和２年度	令和３年度

	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	4	0	3

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「化学兵器禁止条約」に基づき、我が国は中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務があり、中国各地で発見されている化学兵器が、我が国に廃棄の義務がある遺棄化学兵器であるか否かを現地調査を通じて判断することは、廃棄義務を履行する上で重要である。今後も引き続き、中国側と調整の上、遺棄化学兵器の早期廃棄完了に向けて着実に現地調査事業を実施していく必要がある。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、航空便の運航状況にも多大な影響が出ており、新型コロナウイルス感染沈静化の状況や両国の対策措置に注意を払う必要があり、令和３年度上半期は従来どおりの現地調査が困難であると想定し、年度目標値を令和２年度目標より低く設定した。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①日中・日モンゴル関係の推進（平成 18 年度）	１　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな日中間の対話の実施 日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し、切っても切れない関係にある。同時に、日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており、隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき、両国の首脳、外相、そのほか関係閣僚による相互訪問の拡充により、頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の増進は、安定した日中関係を構築していくために必要である。				4-1 4-6
	２　新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化 文化、経済、学術等、幅広い分野における日中両国の有識者の重層的な交流を推進し、両国の相互理解及び国民感情の改善を図るとともに、中国の青少年(学者、記者、文化人、中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより、中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、両国の国民感情の改善、経済等幅広い分野での関係の一層の強化、対日理解の増進は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-1
	３　日中ハイレベル経済対話を始めとする各種経済協議 外相を議長とし両国の経済関係の閣僚級が参加する日中ハイレベル経済対話(HED)から、事務レベルの協議まで、日中間で各種の経済協議を行い、両国の経済関係の強化を目指す。 上記達成手段の実施により期待される効果である、二国間経済関係の一層の強化、地域・グローバルな経済課題に関する協力の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-2 4-6
	４　日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進 「戦略的パートナーシップ」の構築に向け、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に基づき、ハイレベル往来及び経済関係の強化、人的・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における				4-3 4-4 4-6

	連携強化の４本柱の下で、具体的な関係強化を図っていく。 　このような取組により、日モンゴル関係の一層の深化との施策の目標の達成に寄与する。				
	417 (344)	403 (344)	402 (285)	370	0009
②アジア友好促進補助金 (昭和 47 年度)	台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ、台湾との実務関係の窓口である日本台湾交流協会を通じ、関係維持のための様々な取組を行う。 　こうした取組は、日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。				4-5
	1,684 (1,586)	1,668 (1,596)	1,674	1,664	0007
③中国遺棄化学兵器問題への取組 (平成４年度)	中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器の存在を確認するため、現地調査によって状況を確認するとともに、当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらす住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置を取る。 　こうした取組は日中関係の維持に不可欠である。				4-1 4-7
	829 (707)	979 (932)	63 (20)	1,224	0008
④中国における日本理解促進に係る経費 (平成 27 年度)	中国社会が直面する様々な課題は、日本がかつて又は現在も直面するものも多く、日中協力の可能性は大きいが、中国においてこれらに関する冷静かつ客観的な情報はなおも限定的。こうした中で、中国の知識人や一般国民に対し、環境や高齢化、また民主的な政治制度等に係る我が国の取組や制度について理解を強化・促進する。 　上記達成手段の実施により期待される効果である、国民レベルでの対日理解の増進、共通課題における協力に対する認識の強化等は、日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-1
	1 (0.2)	1 (0.6)	1 (0.6)	1	0006

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野５　タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

１　我が国とメコン河流域５か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、政府間の要人往来を始め、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。

２　各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説(令和３年１月 18 日)
　六　外交・安全保障
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
・「日メコン協力のための東京戦略 2018」及びその別添（「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」「ACMECS マスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成 30 年 10 月９日に開催された第 10 回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）にて採択）
・「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」（令和元年 11 月４日に開催された第 11 回日メコン首脳会議にて採択）

測定指標５－１　要人往来等を通じた二国間関係の強化　＊

中期目標（--年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。

令和２年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。

２　議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

（１）カンボジア

８月、茂木外務大臣がカンボジアを訪問し、フン・セン首相及びプラック・ソコン副首相兼外相との間で二国間関係を様々な分野で強化することで一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。フン・セン首相からは、茂木外務大臣の訪問が両国の強固な関係を表すものである旨、プラック・ソコン副首相兼外相からは、両国間の戦略的パートナーシップを一層進化させたいとの発言がそれぞれあった。

また、10 月、上記外相会談のフォローアップとして、茂木外務大臣はプラック・ソコン副首相兼外相と電話会談を行い、新型コロナウイルスで経済的影響を受けたカンボジアへの支援を伝達し、プラック・ソコン副首相兼外相から、日本の協力への謝意と新型コロナとの闘いにおいて両国の連携を一層進めたいとの考えが示された。

（２）ラオス

茂木外務大臣は、８月にラオスを訪問し、トンルン首相及びサルムサイ外相と会談を行い、日ラオス外交関係樹立 65 周年及び両国間の「戦略的パートナーシップ」関係５周年を契機として、両国関係の一層の緊密化に努め、地域・国際社会における協力を強化することを確認した。また、サルムサイ外相とはワーキングディナーを行い、北朝鮮情勢やシナ海問題を始めとする地域・国際情勢について率直な意見交換を行ったほか、無償資金協力に係る E/N 署名及び新型コロナウイルス対策に資する医療関連機材の引渡式を実施した。さらに、10 月に日ラオス外相電話会談を実施し、８月の日ラオス外相会談のフォローアップ状況や新型コロナ対策を含む両国間の今後の協力強化について確認した。

（３）ミャンマー

８月、茂木外務大臣がミャンマーを訪問し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外相及び

ミン・アウン・フライン国軍司令官と会談を行い、日本政府はミャンマーの民主的な国造りを官民挙げて引き続き最大限支援する旨伝えるとともに、二国関係やラカイン問題、北朝鮮情勢、南シナ海問題等の地域情勢につき意見交換を行った。令和３年２月１日、ミャンマー国軍はクーデターを実行したため、同日、我が国は、民主化プロセスが損なわれる事態が生じていることに対し、重大な懸念を有している旨等を表明する談話を発出した。

（４）タイ

令和３年１月、茂木外務大臣がタイを訪問し、プラユット首相及びドーン外相との間で、両国間の「戦略的パートナーシップ」関係の一層の強化について一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。また５月、６月、10 月及び令和３年３月の４度にわたり茂木外務大臣とドーン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行った。

（５）ベトナム

５月及び８月に安倍総理大臣とフック首相の間で、また、６月に茂木外務大臣とミン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、コロナ禍における両国の連携や経済分野における協力等について意見交換を行った。10 月には菅総理大臣が就任後初の外国訪問先としてベトナムを訪問し、フック首相との間で首脳会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行い、日越両国が「インド太平洋国家」として様々な分野で緊密に連携していくことを確認した。

２　議会間、議員間交流

令和２年度は新型コロナ情勢を受けて特筆する交流は行われなかった。各国の状況に差があるものの、タイでは、在タイ大使館がモンティアン・ブンタン・タイ王国上院議員（タイ日議連元会長）へ外務大臣表彰を行ったほか、梨田駐タイ大使がタイ日議員連盟関係者を公邸での会食に招待して意見交換するなど、タイ側議連との交流は継続している。新型コロナの状況が落ち着き次第、各国での交流の再開が期待される。

令和３年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。

２　議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

３　クーデター後のミャンマーにおける事態の収束に向けて、日本は、複数のルートから、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に強く求め、引き続き国際社会での役割を果たす。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置しており、地政学的に重要な同地域を含む ASEAN の安定と均衡の取れた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による支援や、この地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、統合を促進していく必要がある。また、メコン地域の国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要である。さらに同地域には、天然資源や優秀な労働力などの発展の潜在力が存在しており、日本企業にとって重要な投資、インフラ輸出先となっている。

こうしたメコン地域各国との二国間関係強化に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。その際、日本以外の主要国とメコン諸国の往来の回数やレベル、議論の内容も参考にしていく。

測定指標５－２　経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標（--年度）

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

令和２年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間と

の協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

1　各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。

2　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

1　各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

（1）カンボジア

9月に第20回、令和3年2月に第21回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、税優遇制度、投資関連法制など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

（2）ラオス

12月に日ラオス官民合同対話第14回会合を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ・シーパンドン・ラオス副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。

（3）ミャンマー

令和元年11月に開催された日ミャンマー共同イニシアティブ総会（注）において、ミャンマー側から提案のあった更なる行政手続の透明化・標準化に向けた取組を支援するため、8月のJICA「産業競争力強化に向けた投資振興プロジェクト」において、省庁への行政手続に関するヒアリング調査を実施した。

（注：日ミャンマー共同イニシアティブ：平成25年にミャンマーにおけるビジネス・投資環境整備のための官民対話の枠組みとして設立。全体会合と分科会をそれぞれ開催してきた。）

（4）タイ

日タイ経済連携協定の枠組みで、令和3年2月にオンラインで原産地規則小委員会を実施した。その他、同協定の枠組みで例年行われていた農業、林業及び漁業に関する小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、食品安全に関する特別小委員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の実施は見送ることとなったが、幅広い分野でタイ政府との意見交換を継続しており、ビジネスの環境の向上に関する小委員会の開催を目指しているところである。

（5）ベトナム

12月、日越共同イニシアティブ第8フェーズ・プレキックオフ会合を開催し、競争制度、投資法・企業法、労働、PPP法、証券市場・国営企業改革、電力・エネルギー、土地法につきワーキング・グループの今後の開催が決まった。同イニシアティブは、日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており、これとの重複を避ける観点から、日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

2　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の実施は見送ることとなった。

令和3年度目標

「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

1　各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。

2　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

経済協議の実施と貿易投資環境の整備に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

「東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づく各種の日メコン協力プロジェクトの下での各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催することは、同地域への日本企業の進出を一層促進し、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める上で重要である。

測定指標５－３　メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進　＊

中期目標（--年度）

首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

令和２年度目標

１　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、「東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」の下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。

２　日メコン SDGs フォーラムを開催し、メコン地域における SDGs の達成に向けて官民合同で取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　日メコン協力の一層の推進

（１）日メコン首脳会議

11 月、テレビ会議方式で第 12 回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）を開催し、菅総理大臣がフック・ベトナム首相と共に共同議長を務めた。菅総理大臣からは、日本の具体的貢献として５つの協力（民間セクターに対する出融資、草の根の無償資金協力、法の支配に関する協力、海洋に関する協力、サプライチェーン強靭化に関する協力）を発表した。採択した共同声明の中で、首脳らはメコン地域における SDGs の実現に向けた環境問題に関する日本の協力を評価した。

さらに、第 11 回日メコン首脳会議で採択された「2030 年に向けた日メコン・イニシアティブ」がメコン諸国と日本の両方において、将来の世代にとって非常に重要であることを再認識し、グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第１回日メコン SDGs フォーラムの開催に高い期待を示した。

（２）日メコン外相会議

７月、テレビ会議にて第 13 回日メコン外相会議を開催し、感染症等に関する将来の備えとなるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現のための日メコン協力について議論し、茂木外務大臣はミン・ベトナム首相兼外相と共に共同議長を務め、共同議長声明を採択した。

感染症分野での支援について、日本は、メコン諸国に対して、感染症対策能力の強化、ASEAN 感染症対策センター設立への支援、経済の強靭化支援の３つの柱で新型コロナとの闘いを力強く後押ししていく旨述べたのに対し、メコン諸国から、日本による協力に対する歓迎の意が表明された。

２　メコン地域における SDGs の達成に向けた官民合同での取組

令和元年 11 月の第 11 回日メコン首脳会議にて格上げが決定された「日メコン SDGs フォーラム」の令和２年度中の第１回目の開催を追求したが、新型コロナウイルス等の影響により実施が見送られた。

令和３年度目標

１　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成 30 年 10 月に採択した「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。

２　グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第１回日メコン SDGs フォーラムを開催し、SDGs 達成に向けた各国の取組紹介及び課題について議論する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

「東京戦略 2018」の具体化は、メコン諸国との協力を安定的に継続する上で重要である。また、日メコン SDGs フォーラムの開催は、メコン地域における官民協力及び SDGs の達成に向けた協力を強化する上で重要である。

測定指標５－４　要人往来数(政務官レベル以上)

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	６回	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域諸国との間の要人往来数の測定は、日メコン諸国間の協力関係の進展状況を把握する上で有益であるため。緊密な往来を実現し、各国との関係強化を図るため、上記のとおりの水準とした。

測定指標５－５　日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

中期目標（--年度）

日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入病院･施設･関係自治体と連携しつつ、経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

令和２年度目標

１　約 12 か月間の訪日前日本語研修の修了人数の８割以上が日本語能力試験Ｎ３以上に合格する。
２　関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日本語能力試験Ｎ３以上の合格者

日本語能力試験Ｎ３以上の合格率は 88.9%となり、目標値（８割以上）を達成した。(※令和２年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、７月の日本語能力試験が中止されたことを受けて、在留資格「技能実習」において日本語能力試験のＮ３相当として認められている NAT－TEST３級の合格を第８陣の候補者の入国要件として特例的に認めており、令和２年度合格者には NAT－TEST３級のみの合格者も含まれる。)

２　関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入推進

EPA に基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS)、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等)。新型コロナウイルスの影響により、例年どおりのスケジュールとはならなかったものの、ベトナム政府及び関係省庁と連携して年度内の入国を実現した。

令和３年度目標

１　約 12 か月間の訪日前日本語研修の修了人数の８割以上が日本語能力試験Ｎ３以上に合格する。
２　関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。この観点から、日ベトナム経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会の具体的成果として開始された看護師・介護福祉士候補者の受入れについて強化することは、日ベトナム間の経済連携を深化させるものである。

約 12 か月間の訪日前日本語研修によりベトナム人日本語初学者が日本語能力試験Ｎ３（(注) 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家によれば６割～８割程度であるため、８割以上のＮ３以上合格率を同研修の目標とする。

・経済財政運営と改革の基本方針（平成 30 年６月改訂　閣議決定）
　第２章　４．新たな外国人材の受入れ
　「専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進める」
　（参考）働き方改革実行計画工程表　（平成 29 年３月決定）
　項目６．⑬外国人材受入れの環境整備　（外国人介護福祉士の活用）

・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日　閣議決定）
　４．「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向　（１）介護の環境整備
　「なお、経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、…略…それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていく。」

参考指標：日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入人数			
	実績値		
	入国年度	令和元年度	令和２年度
	看護師候補者	41	38
	介護福祉士候補者	176	193
	合計	217	231

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①メコン地域諸国との友好関係の強化 (平成 16 年度)	１　要人往来を始めとする対話・交流の継続・促進 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため、要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。 これにより、メコン地域諸国との伝統的な友好関係の更なる強化を図る。				5-1 5-4
	２　東南アジア対外関係調査 東南アジアにおける第三国の影響力の増大についての情報収集及び分析、並びにそれらを踏まえた資料作成を行う。 要人往来、各種会談協議に向けた準備の一環として、メコン地域を含む東南アジアにおいて影響力を増大させている中国の動向について情報収集及び分析を行うことは、メコン地域諸国と戦略的に友好関係を強化していくことにつながる。				5-1
	３　経済協議の推進と貿易投資環境の整備 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の経済関係強化のため、各種経済協議やフォーラムを実施する。 様々な経済協議やフォーラムを通じて、メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化につながる。				5-2
	４　メコン地域開発支援 日メコン首脳会議や日メコン外相会議を開催する。 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため、日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じての協力関係を強化する。また、我が国のメコン地域開発支援は ASEAN 統合を促進し、アジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国との関係強化につながる。				5-3
	70.8 (52.3)	19 (15.2)	31 (13.8)	100.8	0010

<table>
<tr><td rowspan="2">②日・ベトナム経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修
(平成 25 年度)</td><td colspan="4">ベトナムとの経済連携の強化のため、日・ベトナム経済連携に基づき受入れを行うベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し、日本の受入病院・施設で就労するための十分な日本語能力等を身につけることを目的として、訪日前に約 12 か月間の日本語等研修を行う。
訪日前日本語研修及び滞在期間の延長の実施に加え、厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援への協力を行う。そのほか、関係省庁・機関・地域との連携の強化のための取組を実施する（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催、国際厚生事業団（JICWELS）による巡回訪問への同行視察、地方自治体の取組への支援等）。
これらにより、日ベトナム間の経済連携を強化させる。</td><td>5-5</td></tr>
<tr><td>321
(294)</td><td>303
(273.9)</td><td>333.7
(248.1)</td><td>329.5</td><td>0011</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金（任意拠出金）
(平成 16 年度)</td><td colspan="4">クメール・ルージュ（KR）特別法廷は、1970年代後半に100万とも200万とも言われる自国民を大量虐殺したKR政権幹部を裁くため、国連の協力によりカンボジア国内裁判所で実施される国際水準の法廷。我が国は、本支援をカンボジア和平の総仕上げの一環と位置づけ、裁判の立ち上げから実施のための主導的な役割を果たすとともに、裁判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行っている(資金の使途は、国際司法官・事務局員人件費等)。
これらの支援を通じた裁判の成功裏の完結により、我が国に対するカンボジア政府及び国民の信頼を培うことで、日カンボジア関係強化のための基礎の一つとする。また、「積極的平和主義」及び「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の取組の一環としても、我が国の平和構築分野での貢献及び法の支配の定着に向けた貢献と成功例を示すことで、カンボジアを含む同地域の安定と発展に寄与する。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>134
(134)</td><td>106
(106)</td><td>0
(0)</td><td>24</td><td>0201</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野６　インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
２　日系企業の進出支援を含む経済関係緊密化の促進
３　平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標６－１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進　＊

中期目標（--年度）

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力関係を向上する。

令和２年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来により二国間関係を強化する。
　例：令和３年の ASEAN 議長国であるブルネイとの関係強化
２　各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。
　例：閣僚級招へい２件の実施

施策の進捗状況・実績

１　令和２年度は、新型コロナウィルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数が全省的に縮小したが、そのような状況でも、令和２年 10 月、菅総理大臣が就任後初の外遊先としてインドネシアを訪問し、「自由で開かれたインド太平洋」を戦略的に推進し、地域の平和と繁栄に引き続き貢献していくとの意志を明確に発信した。日インドネシア首脳会談においては、インドネシアの災害対応能力を高めるための 500 億円の財政支援円借款を新たに供与する方針を発表したほか、インフラ協力、サプライチェーンの強靭化に向けた協力や、防衛協力の推進について一致した。

　また、８月、茂木外務大臣は、シンガポール及びマレーシアを訪問した。シンガポールではリー・シェンロン首相表敬並びにバラクリシュナン外相との外相会談及び昼食会を、マレーシアではヒシャムディン外相及びアズミン・アリ上級相兼国際貿易産業相との会談を実施し、それぞれにおいて、新型コロナウィルスの感染拡大により停止していた人の往来再開に向けた協力を含む新型コロナウィルス感染症関連の協力の推進や、二国間・地域情勢における引き続きの連携を確認した。

　令和３年１月に ASEAN 議長国に就任したブルネイとは、同年２月に日ブルネイ外相電話会談を行い、ミャンマー情勢について突っ込んだ意見交換を行い、ASEAN 議長国としての ASEAN 内でのミャンマー情勢への取組の説明を受けたほか、南シナ海・東シナ海等、地域情勢について緊密な連携を確認した。

　上記のほか、フィリピン（令和２年９月及び 12 月）、インドネシア（10 月）及びシンガポール（10 月）と首脳電話会談を実施、また、シンガポール（令和２年４月）、マレーシア（５月）及びインドネシア（10 月、令和３年２月及び３月）と外相電話会談を実施し、二国間協力の推進や南シナを含む地域情勢での引き続きの連携を確認した。

　令和３年３月にルトノ外相及びプラボウォ国防相が訪日し、日インドネシア外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）を実施し、自由で開かれた海洋秩序に向けた協力の強化や幅広い分野での安保・防衛協力の推進等を確認した。

２　各種招へい事業については、新型コロナウィルス感染症の世界的な拡大を受けて、中止となったものの、アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS2020 で、各国との間で日 ASEAN 協力や東京オリンピック・パラリンピックにおける各国ホストタウンとの交流に関するオンラインセミナーを

開催し、1,600 人以上が参加した。

令和３年度目標

新型コロナウィルスの感染状況も踏まえつつ、要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。

例：　令和４年にＧ20 議長国を務めるインドネシアとの関係強化

２　新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえつつ、適切な方法で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。

例：閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の実施は、双方の外交関係の一層の強化や安全保障分野における連携強化、各種経済案件における協力進展に寄与し、関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標６－２　各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化　＊

中期目標（--年度）

個別案件での企業支援等によりインフラ輸出を強化し、二国間協議の実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

令和２年度目標

１　各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。

２　経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

施策の進捗状況・実績

１　10 月の菅総理大臣のインドネシア訪問の際に、ジャカルタ都市高速鉄道網整備、ジャワ北幹線鉄道高速化、パティンバン港の建設及び運営、離島開発等のインフラ協力の進展について合意した。また、８月の茂木外務大臣のシンガポール及びマレーシア訪問の際には、シンガポールのバラクリシュナン外相と第三国におけるインフラ協力案件の推進、また、マレーシアのヒシャムディン外相と日本企業の一層の事業展開や高付加価値分野における協力を確認したほか、両国それぞれとの間でデジタル分野及びサプライチェーンの強靭化に関する協力の推進について一致した。

２　10 月に第 10 回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合（オンライン会議）を開催し、マニラ首都圏の鉄道事業やセブ・ダバオ両都市圏におけるインフラ整備案件、兵士の武装解除が実施されているミンダナオ和平プロセスに関する支援など、フィリピン政府が取り組む重要課題の解決に向けた協力について議論を行った。

日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、新型コロナウィルス感染症の影響で候補者の訪日が大きく後れ、12 月にインドネシアから 295 人の候補者が入国するも、フィリピンについては依然として入国の目処が立っていない（令和３年３月１日現在）。他方で、平成 26 年の行政事業レビューの結果を受けて、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。

令和３年度目標

１　各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。

２　経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

インフラ輸出を始めとする日本企業支援は、相手国への投資増進の観点から経済関係緊密化の重要な考慮要素である。また、経済に特化した二国間協議の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上

で有益であるため。

測定指標６－３　平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（--年度）

平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。

令和２年度目標

１　東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
４　南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

１　東ティモールの国づくりの一環として、５件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び３件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、給水施設や小学校の建設計画等、住民生活の質の向上に直接関わる社会サービス分野での支援を重点的に行った。
２　フィリピン・ミンダナオ和平については、引き続き国際監視団への開発専門家派遣（実施回数 15 回）等を通じて、バンサモロ暫定自治政府による社会経済開発を支援した。
３　12 月にインドネシアで開催された第 13 回バリ民主主義フォーラムには、石井駐インドネシア大使が出席し、「民主主義と COVID－19 パンデミック」をテーマに各国の代表らとディスカッションを行うとともに、地域における民主主義の定着と発展、地域の繁栄に最大限貢献していくことを表明した。
４　南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認した。また、７月及び令和３年１月に、海上保安庁からインドネシアの海上保安機構に対し、オンラインでの研修を実施、さらに８月には、日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定の下で、フィリピン国防省と三菱電機株式会社との間で同社製警戒管制レーダー（４基）を納入する契約が成立するなど、各国の海洋安保能力構築に向けた進展があった。

令和３年度目標

１　東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
４　南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

安全保障協力の枠組みとして、平和構築支援や安定した社会の制度設計での分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
東ティモールへの無償資金協力等を始めとした国づくり支援や、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援は、我が国による平和構築支援の成功例であり、継続が重要である。

測定指標６－４　要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、新型コロナウィルスの感染状況、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

二国間関係強化や地域情勢等について高いレベルで意思疎通を図る必要があるため、上記のとおり目標を設定した。

測定指標６－５　日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
日本語研修終了時における日本語能力試験Ｎ３（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率	－	90%	新型コロナの影響で日本語研修が延期され、令和３年６月終了予定となったため、数値なし。	90%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本語研修終了時に日本語能力検定試験Ｎ３程度に一定割合の候補者が達しているかが、日本語研修の成果指標となるため。また、十分な日本語能力が EPA 看護師・介護福祉士候補者に備わり、受入施設での訓練が順調に進むことは、外国人材受入促進の観点からも有益。

（注）Ｎ３：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル

平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度の実績が、それぞれ 91.3%、89.0%、93.4%であるため、右実績を確保すべく 90%を目標とした。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①東南アジア島嶼国との友好関係の強化（平成 18 年度）	１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの一層の関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。				6-1
	２　EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済関係緊密化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。				6-2
	３　平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの地域及び国際的課題に対する協力強化のため、各種協議・会				6-3

	合等を実施する。 　こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。				
	13 (22)	15 (11)	22 (13)	22	0013
②日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業 (平成 24 年度)	EPAに基づいて訪日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を対象に６か月間の訪日後研修を行い、関係省庁間の連携強化や制度面での改善を行いつつ、インドネシア人候補者の国家試験合格率の向上を図る。 　こうした取組による日本語能力の向上、及び国家試験合格率の向上は、インドネシア人候補者の増加、ひいては両国間の人的交流の強化につながる。				6-2 6-5
	290 (287)	381 (380)	10 (0)	329 363（前年度からの繰り越し）	0012

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野７　南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
・日印ヴィジョン 2025　特別戦略的グローバル・パートナーシップ　インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成 27 年 12 月 12 日）・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障　（安全保障政策、国際社会の課題解決）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・第 203 回国会所信表明演説（令和２年 10 月 26 日）
　八　外交・安全保障
・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障　（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標７－１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化　＊

中期目標（--年度）

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

令和２年度目標

１　特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
２　日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
３　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させる。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども進めることにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
４　日印両国におけるビザの手続きの簡素化、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数 1,945 人（令和元年６月末現在））など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を従前以上に活性化させる。

施策の進捗状況・実績

１　新型コロナウイルスの影響がある中、４月、９月（10 日及び 25 日）及び令和３年３月に首脳電話会談を行い、各会談を通じて、日印間の「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるため引き続き連携していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために協力していくことについて意見交換を実施した。また、10 月、菅総理大臣は、訪日したジャイシャンカル印外相、ペイン豪州外相及びポンペオ米国務長官による表敬を受け、地域の平和と安定のために一層連携していくことを確認した。
２　５月に外相電話会談を実施したほか、10 月には、第２回日米豪印外相会合出席のため訪日中のジャイシャンカル外相との間で第 13 回日印外相間戦略対話を開催し、新型コロナ対策を含むインドの保健・医療体制の強化に資する日本からの支援や、インドが進めている「インド太平洋海洋イニシアティブ」を含む「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力について意見交換を行った。その他、事務レベルでは、11 月に第 10 回日印科学技術協力合同委員会、令和３年２月に日印軍縮・不拡散協議をそれぞれオンライン会議方式で実施した。安全保障分野では、９月に日・インド物品役務相互提供協定（ACSA）への署名を行った。また日米豪印の枠組みについては、10 月の第２回外相

会合、令和３年２月の外相電話会談のほか、局長級協議を９月及び 12 月にオンライン会議方式で開催した。加えて、11 月にはこれら４か国による共同訓練「マラバール 2020」が実施され、連携・結束が示された。

３　９月にインド高速鉄道に関する第 11 回合同委員会（オンライン会議）を開催し、プロジェクトの進捗を確認した上で、今後の入札プロセスを始め、同プロジェクトを着実に進めていくことを確認した。令和３年３月末には、北東州道路網連結性改善計画（フェーズ５）に対する円借款供与に係る交換公文の署名を行い、地域連結性強化にも継続的に取り組んだ。令和３年１月には、日・インド包括的経済連携協定に基づき設置された第６回合同委員会（オンライン会議）を開催し、インドに進出している日系企業の懸案事項などを踏まえ、同協定の運用・実施等について協議し、日印経済関係の強化に努めた。なお、インドにおける日系企業数は、新型コロナウイルスの影響もあり、前年比１社の増加となった（令和２年 10 月時点で 1,455 社）。

４　新型コロナウイルス感染症の影響により、ビザ手続きの簡素化について進展はなかった。また、国際的な人の往来が制限されたことで文化・人的交流分野での協力はオンラインを中心に実施となった（令和３年２月、JENESYS2020 のオンラインイベントを開催）。訪日者数については前年比 85%減（暦年）、在日インド人留学生数については 1,694 人（前年度：1,945 人）に減少した（令和２年６月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。他方、ポスト・コロナを見据えた将来のインドからの特定技能外国人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めるべく、令和３年１月、特定技能制度に関する協力覚書に署名が行われた。

令和３年度目標

１　特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。

２　日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。

３　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させるとともに、デジタル、ヘルスケアなどの新たな分野での協力案件も推進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い停滞した経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども継続することにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。

４　新型コロナ感染症の状況による往来の再開の状況に応じ、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数 1,694 人（令和２年６月末現在））、観光促進など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を再活性化させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

近年、政治的及び経済的影響力を増しているインドとの関係強化は、日本の安全保障上、及び日本経済の活性化にとって重要であり、特別戦略的グローバル・パートナーシップを中心とする上記の様々な実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

上記の目標の達成は、自由や民主主義、人権、法の支配といった基本的な価値を共有するインドと継続して協力関係を進展させる上で、重要である。

・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
・第 203 回国会所信表明演説（令和２年 10 月 26 日）

測定指標７－２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）　＊

中期目標（--年度）

要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。

令和２年度目標

1　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。スリランカについては、特に、新政権との関係構築のために、引き続き、要人往来や首脳・外相会談を含め様々なレベルでの対話・交流を推進していく。モルディブとの間では、引き続き時宜を得た要人往来を実施し、ハイレベルでの意見交換の機会を設けることで、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き継続していく。

2　事務レベルでの協議を通じて二国間関係の強化・促進を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力、課題解決を進め、関係を強化する。バングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係を深化させるとともに、ラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。ネパールとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」への理解及び経済協力案件課題への対処のため、事務的レベルの協議や二国間のハイレベルによる会談を通じ、ネパール側の理解促進に取り組む。

3　各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。パキスタンとの間では、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、人的交流が一時的に停滞しているが、同国との友好関係の更なる発展のため、感染拡大が収束次第、要人往来の実現を含め、両国間の対話・人的交流を活発化させる。バングラデシュとの関係では、 令和３（2021）年バングラデシュ独立 50 周年や令和４（2022）年外交関係樹立 50 周年に向けて、令和２年度中も両国間の対話・人的交流を推進していく。伝統的な親日国であるブータンとの間では、皇室・王室間の交流に象徴される友好関係を継続的な要人往来を通じ一層進展させていく。

施策の進捗状況・実績

1　新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、首脳間の電話会議、事務レベルのオンライン協議等を通じ、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。

　バングラデシュとの間で８月に首脳電話会談、パキスタンとの間で５月に外相電話会談、４月にモルディブとの間で若宮外務副大臣とシャーヒド外相の電話会談をそれぞれ実施し、コロナ禍の中でも二国関係を維持・強化することを確認した。スリランカとの関係では、令和３年２月に第２回日スリランカ外務省高級事務レベル政策対話をオンラインで実施し、「自由で開かれたインド太平洋」実現のためのパートナーとして連携していくことを確認した

2　新型コロナウイルスの影響で往来が制限される中、事務レベルでのオンライン協議を活発に実施した。スリランカとの間では、10 月に第４回日スリランカ海洋対話をオンラインで実施し、インド太平洋における情勢認識について率直な意見交換を行い、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けて、二国間及び多国間協力を推進することで一致した。また、スリランカとネパールとの間では、11 月に特定技能の適正な運用のための事務レベルのオンライン協議を実施した。さらに、モルディブとの間でも、令和３年３月に第３回日モルディブ政策対話をオンラインで実施し、ポスト・コロナを見据えた二国間協力関係の更なる強化に向けて協議を行った。パキスタンとの間では、令和３年３月にハイレベル経済協議をオンラインで実施し、コロナ禍においても二国間の経済関係が維持されるよう尽力した。また、バングラデシュとの協力の観点から、10 月には米国、EU、英国及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）共催による、ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュへの避難民対応のための持続的支援ドナー会合に國場外務大臣政務官が出席し、日本の立場を説明した。

3　バングラデシュとの間では、令和３年２月に第３回外務次官級協議をオンライン形式で実現し、令和４年の日バングラデシュ外交関係樹立 50 周年に向けて、二国間関係を一層深化させることを確認した。ブータンとの間では、保健分野に関する事務レベルでのオンライン協議等を通じ、コロナ禍でも伝統的二国間関係が維持・強化されるよう取り組んだ。

令和３年度目標

1　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。

2　事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。特にバングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させるとともに、ミャンマー情勢を見つつ、引き続きラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。また、スリランカについては、新政権の方針や新型コロナの影響を踏まえ、既存の協力案件の着実な実施を確保しつつ、要人往来や様々なレベルでの対話・交流を推進していく。

3　令和４（2022）年の「日本・南西アジア交流年」、同年の二国間の周年（日バングラデシュ外交関

係樹立 50 周年、日パキスタン外交関係樹立 70 周年、日スリランカ外交関係樹立 70 周年等）に向け、対話・人的交流を推進するとともに、各種プログラムなど（オンラインを含む）を通じ、効果的な行事の実施を検討する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南西アジア地域は先進国と比較して行政機関の体制が十分に整備されていない国が少なくなく、域内各国との関係強化の契機として要人往来は極めて重要である。同時に、近年各国との協力関係は多面化しており、要人往来以外の協議、交流も重要となっている。このため、これらの実績を測ることは、施策の進捗状況を把握する上で有益である。

継続的な要人往来は、安定した二国間関係維持・強化のために必要な要素であるが、政治情勢などにより短期的に要人往来数が減少することは避けられないことから、政治情勢に左右されにくい事務レベルでの協議体を通じた二国関係強化及び人的交流部門での協力強化が、実際の施策の進捗を測るのに有益であり、重要である。

測定指標７－３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（--年度）

南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

令和２年度目標

１　「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。

（１）航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続きハイレベルで確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。

（２）港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。

（３）海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、様々な支援・協力を実施していく。一方、ODA スキームだけでは、スリランカ政府の様々な要望に応えることは困難であるので、官民連携（PPP）等の ODA 以外のオプションについて積極的に検討していく。

２　南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

１（１）新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来の実施には制約があったが、ハイレベルの電話会談（８月の日バングラデシュ首脳電話会談、４月の若宮外務副大臣とシャーヒド・モルディブ外相との電話会談等）、事務レベルでのオンライン協議（10 月の第４回スリランカ海洋対話、令和３年３月の第３回日モルディブ政策対話等）、また既存の経済協力案件の着実な実施により、「自由で開かれたインド太平洋」のパートナー国との協力を強化した。

（２）バングラデシュとの関係では、首脳電話会談（８月）や外務次官級協議（令和３年２月）において、経済インフラの開発、投資環境の改善、連結性の向上を柱とするベンガル湾産業成長地帯（BIG－B）構想の下で南部チッタゴン開発に引き続き協力していくことを確認し、日本企業進出の促進のため、投資環境改善を要請した。

スリランカとの関係では、違法薬物対策のための機材供与や国連世界食糧計画（WFP）を通じた食糧支援などを通じて同国の経済社会発展に貢献した。

ネパールとの関係では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、道路トンネル等のインフラ整備支援の実施は停滞したものの、学校セクター開発支援等の能力構築支援を通じネパール経済

発展に寄与した。
　パキスタンとの関係では、日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため、廃棄物管理機材の供与を含む廃棄物管理能力の向上、生活環境改善にかかる支援等の無償資金協力を行った。
　モルディブとの関係では、モルディブの若手行政官等を対象とした人材育成支援などを通じ、同国の経済社会開発に資する協力を行った。
　さらに、新型コロナ感染対策として、パキスタン、スリランカ、ネパール、モルディブ及びブータンに対し、保健・医療関連機材の供与や国際機関を通じた支援を行い、平和と安定、経済発展の基礎となる各国の保健医療体制の強化に貢献した。
（３）モルディブとの関係では、テロ対策や海上保安能力強化のための機材供与、国連薬物犯罪事務所（UNODC）と連携した海事法執行機関に対する能力強化支援を行った。
　パキスタンとの関係では、新たな気象レーダーシステムの導入、学校の耐震化、洪水対策、防災教育等、防災分野における支援を行った。
２　SAARC に対しては、新型コロナウイルスの影響で「JENESYS2020」による招へい事業が実施できなかったものの、オンラインを活用し SAARC 加盟８か国の 95 名を対象に「環境」をテーマとしたウェビナーを実施した。同ウェビナーでは、日本における環境政策への理解を深めるとともに、環境問題を通した日本と SAARC 諸国との協力・友好関係の理解促進を図ることができた。
　IORA との関係では、オンラインで開催された第 20 回閣僚会合にて鷲尾外務副大臣が IORA に対する日本の取組をビデオメッセージを通じて紹介した。また、オンラインで開催された「IORA DAY 2021 Virtual Celebrations」に茂木外務大臣からビデオメッセージを寄せ、IORA DAY を祝福した。両方の機会において「自由で開かれたインド太平洋」構想を IORA 参加国に向けて発信し、その浸透を図ることができた。

令和３年度目標
１　「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
（１）航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
（２）港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
（３）海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、ODA を含む様々な支援・協力を実施していく。
２　南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　我が国からの支援は、災害への人道・復旧支援や開発及び民主化支援等の分野に限られたものではなく、近年は、より広範な分野における能力構築支援や、災害に強く長期的な経済効率性を備えた質の高いインフラの整備を通じ、総合的な支援を行っていくことが求められている。また、南西アジア地域はアジアとアフリカをつなぐ「自由で開かれたインド太平洋」の実現における重要な結節点に当たり、より広域における地域協力枠組みとの連携を推進していく必要性が高まっている。これらの取組の実績を測ることは施策の進捗状況を測る上で有益である。

測定指標７－４　要人往来数				
外交青書資料編に揃える。日本側は皇室、総理大臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首、	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国と		往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主

王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの。		の比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	1	要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来は、各国との関係促進における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

要人往来数は南西アジア地域各国との交流を促進する上で、可能な限り高い水準を維持することが必要であり、年度目標を上記のとおりとした。

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）		
（出典：財務省貿易統計）	実績値	
	令和元年度	令和２年度
	23,851	15,630

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①南西アジア諸国との友好関係の強化（　＊　）	１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 首脳を含む様々なレベルでの対話の実施による重層的な二国間関係を構築するのみならず、経済関係の強化、人的交流の更なる活性化を進める。 同施策を進めることは、多様な分野での日印関係の強化に寄与し、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップの更なる拡大・深化につながる。				7-1 7-4
	２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く） 南西アジア諸国との間で首脳を含む様々なレベルでの対話を実施するよう努める。また、文化交流を通し、民間レベルでの交流促進を側面支援する。 政府レベルのみならず、民間レベルでの交流は、親日家を増やすという観点からも、長期的な関係を構築し、これら諸国との対話･交流の継続･促進に寄与する。				7-2 7-4
	３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。 また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。 これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。				7-3
	36 (54)	37 (38)	38 (4)	38	0014

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野８　大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定)
　Ⅳ　我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
　３　国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
　（１）及び（６）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標８－１　豪州及び NZ との関係強化　＊

中期目標（--年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

令和２年度目標

１　日豪関係

（１）首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

（２）日豪２＋２等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。

（３）共同運用及び訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定について早期の妥結に向けて交渉を進める。

（４）発効後、５年を経過した日豪 EPA に関し、合同委員会の開催等を通じ、積極的運用を図る。また、日豪交流促進会議の開催等を通じて、日豪間の経済的及び地方間の交流促進を進める。

（５）太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

（６）日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

２　日 NZ 関係

（１）日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の維持・強化を目指す。９月の総選挙実施後に政権が替わる場合は、首脳・外相レベルで国際会議の機会等を利用して関係構築を図る。

（２）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日豪関係

（１）７、９、11 月及び令和３年２月に日豪首脳会談（電話会談形式を含む）、４、６、10 月及び令和３年２月に日豪外相会談（電話会談形式を含む）を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。特に、11 月の首脳会談では、会談終了後に夕食会を実施したほか、共同記者発表において、安全保障・防衛協力や経済などの分野における協力関係の一層の強化をうたう日豪首脳共同声明に署名した。９月の首脳電話会談は菅総理大臣初の外国首脳との電話会談となり、また、11 月の日豪首脳会談は菅政権初の外国首脳受入れとなった。

（２）豪州による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための航空機・艦艇の派遣（９月、10 月及び令和３年２月）、海上自衛隊と豪海軍の南シナ海での共同訓練の実施（９月）など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した（令和２年度は、豪州との調整がつかず、さらに新型コロナにより往来が困難であったため、日豪２＋２は実施せず）。10 月、自衛隊法第 95 条の２(合衆国軍隊等の部隊の武器等防護)に係る自衛官による豪州軍の武器等の警護任務の実施に向けた体制構築に必要な調整を開始した。

（３）11 月の日豪首脳会談において、画期的な二国間協定である日豪円滑化協定が大枠合意に至ったことを歓迎し、早期署名に向けて残りの必要な作業を加速させることを確認した。

（４）日豪 EPA の着実な運用により、両国間の貿易取引額は拡大してきたが、令和２年度は新型コロナの影響等により減少した（令和元（2019）年 6.5 兆円→令和２（2020）年 5.1 兆円（財務省貿易

統計））。日豪交流促進会議は、新型コロナの影響等で開催できなかったものの、経済分野では、日本農産品の豪州への輸出や水素輸出等について日豪褐炭水素サプライチェーン・プロジェクト等の具体的な協力が進展した。

（５）10 月の日豪外相電話会談にて「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の方向性を議論する等、様々な機会やレベルで太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認・推進した。

（６）10 月に東京にて日米豪印外相会合、令和３年２月に日米豪印外相電話会談を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援、教育・人材育成を始め、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致した。また、10 月にベトナムで開催されたインド太平洋ビジネスフォーラムにおいて、日米豪外相によるビデオメッセージにて、日米豪３か国が協力するパラオ光海底ケーブルプロジェクトが「インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ」の下で実施される最初のプロジェクトになることが発表された。

２　日 NZ 関係

（１）11 月、菅総理大臣は、10 月の総選挙で再任したアーダーン首相と首脳電話会談を実施し、両国がインド太平洋地域において共通の価値に立脚した重要な「戦略的協力パートナー」であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組、WTO 改革、TPP11 協定や RCEP などを通じた自由で公正な経済秩序の拡大、安全保障といった分野での協力を促進していくことを確認した。

外相間では、茂木外務大臣は、ピーターズ外相と外相電話会談を３回（４月、６月及び９月）実施し、新型コロナウイルス感染症への対応などについて意見交換を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」の下で地域情勢も含め引き続き連携していくことで一致した。さらに、11 月に就任したマフタ外相と 12 月に外相電話会談を行い、両国関係の強化と太平洋島嶼国地域での協力強化、新型コロナウイルス感染症対策など様々な分野での協力を引き続き推進していくことを確認した。

11 月には日 NZ 高級事務レベル経済協議（次官級）をテレビ会議形式にて開催し、二国間経済・貿易関係のほか、NZ が議長を務める令和３年の APEC を始めとする地域経済協力、世界貿易体制等についての議論を行い、双方の協力を確認した。また同月、令和元年９月のアーダーン首相の訪日時に両国の首脳共同声明で開始につき一致した日 NZ 情報保護協定に関する予備協議を電話会議にて実施した。

（２）12 月に第４回日 NZ 太平洋協議を実施し、太平洋島嶼国地域における情勢に関する意見交換や、同地域での両国の協力の可能性についての具体的な議論を行った（平成 27 年以来開催していなかった協議を平成 31 年４月の再開に続けて実施）。

令和３年度目標

１　日豪関係

（１）首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

（２）日豪２＋２等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。

（３）日豪円滑化協定について、可能な限り早い機会に署名するために必要な残りの課題につき両国で取り組む。

（４）良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。また、豪州の戦略的重要性の飛躍的増大についての日本国内の認識を更に高める。

（５）太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第９回太平洋・島サミット（PALM９）における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

（６）日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

２　日 NZ 関係

（１）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の維持・強化を目指す。

（２）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第９回太平洋・島サミット（PALM９）における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「特別な戦略的パートナーシップ」の下、協力関係を深化させている豪州、及び、「戦略的協力パートナーシップ」の関係にある NZ との更なる関係強化は、日本の安全保障及び経済にとって重要である。両国は、大洋州地域の大国・先進国であり、地域機関の太平洋諸島フォーラム（PIF）においても中心的な役割を果たしている。令和３年度は第９回太平洋・島サミット（PALM９）の開催が予定され

ていることもあり、両国との関係強化に係る様々な取組の実績を測ることは、大洋州地域諸国との友好関係強化に向けた施策の進捗を把握する上で必要である。
　上記の目標の達成は、アジア太平洋地域の戦略環境が厳しさを増す中、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や、安全保障・防衛、経済分野での協力を強化する上で特に重要である。

測定指標８－２　太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化　＊

中期目標（--年度）

　太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

令和２年度目標

１　太平洋・島サミット（PALM）関連会合の開催等を通じ、第８回太平洋・島サミット（PALM８）の主な成果の実施状況を評価するとともに、第９回太平洋・島サミット（PALM９）に向けた議論を進めていく。
２　ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

１　PALM９に向けた議論
（１）10 月、PALM 中間閣僚会合（テレビ会議形式）を開催し、茂木外務大臣がコフェ・ツバル法務・通信・外相と共に共同議長を務め、茂木外務大臣から、PALM８で表明した日本の支援策の進捗について具体的に説明するとともに、PIF 加盟国等との間で、PALM９に向けたビジョンと優先事項等について意見交換を行い、PALM９の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認し、議長総括を採択した。
（２）PALM９に向けた有識者会合を 11 月から 12 月に全４回開催した。第１回は PALM９に向けた基本方針、気候変動、環境及び防災、第２回は海洋及び漁業分野における協力、第３回は貿易投資・観光・インフラ分野における協力、第４回は社会開発（保健・教育・人材育成・人的交流）分野における協力について、有識者委員により活発な議論が行われた。
（３）７月及び 11 月、木原内閣総理大臣補佐官及び和泉内閣総理大臣補佐官の下で、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」を開催し、PALM９に向けて、対太平洋島嶼国政策の強化のための取組について議論を行うとともに、関係省庁が引き続き連携しつつオールジャパンで取組を進めていくため、更に議論を行っていくことを確認した。
２　幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島諸国との関係強化
（１）新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、日本と太平洋島嶼国の双方が水際対策措置を講じたため、要人の往来や国際会議の機会を捉えた対話及び協議の機会が激減した。
（２）４月、茂木外務大臣が、セルイラトゥ・フィジー共和国防衛・国家安全保障・外相と電話外相会談を実施し、邦人帰国に向けた働きかけを行うとともに新型コロナウイルス感染症対策等について意見交換を行った。
（３）７月、中山外務大臣政務官はマタイ・トンガ駐日フィジー共和国大使、マツタロウ駐日パラオ共和国大使及びマンギシ駐日トンガ王国大使と懇談し、新型コロナウイルス感染症対策等について意見交換を行うとともに、PALM 中間閣僚会合や PALM９へ向けて協力していくことで一致した。
（４）８月、茂木外務大臣は、パプアニューギニアを訪問し、マラペ首相を表敬訪問し、同首相との間で、二国間関係、新型コロナウイルス対策、経済関係、遺骨収集、国際社会における協力等、幅広い分野における議論を行うとともに、PALM９に向けて、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また両者は、北朝鮮を含む地域情勢について意見交換し、今後も緊密に連携していくことを確認するとともに、茂木外務大臣から、拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を求め、マラペ首相から支持を得た。
（５）10 月、在フィジー大使館主催の日・フィジー外交関係樹立 50 周年に係る広報文化イベントが実施され、中西外務大臣政務官が祝辞（ビデオメッセージ）を発出し、同イベントで放映された。
（６）12 月、中西外務大臣政務官が、ミクロネシア、フィジー、マーシャル、パラオ、サモア及びトンガの駐日大使との昼食会を開催し、日・太平洋島諸国関係等、様々な共通の関心事項について意見交換を行ったほか、PALM９へ向けて協力していくことで一致した。

令和３年度目標

1　令和３年に開催予定のPALM９において、参加各国との首脳レベルの対話の機会を確保し、同対話を通じて太平洋島嶼国との友好協力関係を一層強化する。また、PALM９の成果等のフォローアップを然るべく行う。
2　ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本と太平洋島嶼国の首脳が一堂に集まり、地域が直面する様々な問題について首脳レベルで率直な議論を行う場である PALM は、日本と太平洋島嶼国の関係を強化するための重要な基盤となっている。令和３年に開催予定のPALM９を成功裏に実施し、PALM９において日本が約束した事項を着実に進めることは、太平洋島嶼国の日本に対する信頼の更なる向上に資するものであるため。

太平洋島嶼国との関係強化に係る取組の実績を、各国との対話の実績等を通じて測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標８－３　要人の往来数

（我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。）	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	2	往来の成果､国際情勢等を踏まえた､各国との協力関係の維持･強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

関係強化の水準を定量的に測定するにあたり、ハイレベルの要人往来数の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

他方、新型コロナウイルス感染症の状況が予断を許さない中、二国間の関係の維持・強化のためには往来の回数に加え、その成果も踏まえ評価することが適当であるところ、年度目標を上記のとおりとした。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①太平洋諸国との友好関係の強化（　＊　）	豪州及び NZ とハイレベルでの緊密な意見交換を始めとする様々なレベルでの協議の実施及び二国間、地域、国際社会における相互協力を推進する。二国間首脳・外相会談に加え、日豪２＋２を始めとする各種協議を実施する。 ハイレベルでの要人往来、二国間会談及び各種国際会議の実施を通じ、豪州及びNZとの友好関係を強化する。				8-1 8-3
	5.4 (2)	5.3 (5.3)	12.2 (3)	7.4	0015
②太平洋・島サミット開催経費（　＊　）	太平洋・島サミットでは、16 か国の島嶼国首脳等を迎え、防災、気候変動、環境、人的交流、持続可能な開発、海洋・漁業、貿易・投資・観光に焦点を当てた今後の協力や国際社会での協力につき議論する。 本サミットでは首脳宣言を採択するとともに、日本の太平洋島嶼国に対する今後３年間の支援パッケージを表明する。ほかにも、各国との首脳会談を実施し、東京においては外務大臣主催レセプション等を実施することで、日・太平洋島嶼国間のパートナーシップを一層強化する。 また、広報資料を作成し、本サミットを国内で周知する。 太平洋・島サミット後は、ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を継続し				8-2

	て実施する。二国間首脳・外相会談を始めとする各種協議を、機会を捉えて実施し、太平洋島嶼国との更なる関係に努める。 ほかにも、近年、違法漁業等の問題が顕在化する中で、広大なEEZを有する海洋国家によって構成される太平洋島嶼国と日本との間で自由で開かれた法の支配に基づく海洋秩序の維持に向けて協力する必要性が未だかつてなく高まっている。このような状況を受け、海洋安保・海上安全に関する協力を前進させる。				
	134 (121)	31 (15)	24.3 (4)	248	0016
③南太平洋経済交流支援センター (義務的拠出金) (平成８年度)	本センターは、平成８年10月１日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本から島嶼国への投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。 本センターを通じたこうした我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高め、友好協力関係を強化する上で重要である。				8-2
	38 (38)	38 (38)	47 (47)	47	0184
④南太平洋経済交流支援センター (任意拠出金) (平成８年度)	本センターは、平成８年10月１日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本からの投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事業経費として主に対日輸出産品開発事業、出版物作成、電子広報経費、展示セミナー費等に利用される。 こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高め、友好協力関係を強化する上で重要である。				8-2
	11 (11)	7 (7)	5.7 (5.7)	5.3	0212
⑤太平洋諸島フォーラム拠出金 (任意拠出金) (昭和63年度)	太平洋島嶼国を代表する地域国際機関であるPIFは、豪州、ニュージーランドのほか、太平洋の島嶼国14か国・２地域によって構成される国際機関である。これら14の島嶼国は、国連改革を始め国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持基盤である。さらに、太平洋島嶼国地域は、我が国にとって水産資源の供給源、また、我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて重要であるところ、これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ、安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本拠出金は、我が国とPIFの政策協調、国際社会における共同行動を確保すべく、主に太平洋・島サミットやその関連会合に向けた協議や準備プロセス、活動に対して資金を拠出するものである。 こうしたPIFの活動に対する我が国の支援は、太平洋島嶼国における日本の外交的プレゼンスの向上、友好協力関係の強化に資する。				8-2
	10 (10)	6.5 (6.5)	4.7 (4.7)	4.4	0214

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅰ－２　北米地域外交（モニタリング）

令和３年度事前分析表（モニタリング）

（外務省３－Ｉ－２）

施策名（※）	北米地域外交
施策目標	１　我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。 （１）日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 （２）日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 （３）日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。 ２　日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。 （１）日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 （２）日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。
目標設定の考え方・根拠	日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と繁栄の基盤である。米国とは、国際社会の諸課題への対応につき緊密に連携しており、日米同盟はかつてないほど盤石であるが、厳しさを増す地域情勢の中で、幅広い分野において日米同盟をより一層強化し、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠である。 日加両国は基本的人権、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有するのみならず、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有する同地域の重要な戦略的パートナー及びＧ７のメンバーであり、またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう、二国間の戦略的パートナーシップを一層深化させることは極めて重要である。 ・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日） ・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	678	685	652	568
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	△14	0	
		合計(a＋b＋c)	678	671	652	
	執行額(百万円)		544	532	419	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	0	0
		補正予算(b)	－	－	0	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	0	
	執行額(百万円)		－	－	0	

政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	北米局	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

１　日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。

２　日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標１－１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。

令和２年度目標

１　日米間の協力関係の進展

日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題を含む地域及び国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

２　日加間の協力関係の進展

日加間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献していく。特に、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下、「瀬取り」対策協力や TPP11 の着実な実施・拡大に向けた協力等、安全保障・経済の両面で関係を強化していく。

施策の進捗状況・実績

１　日米間の協力関係の進展

日米は首脳間で４回（全て電話会談）、外相間で６回（うち電話会談が４回）会談を行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においても、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。

特に、８月の安倍総理大臣とトランプ大統領の電話会談や、９月の菅総理大臣とトランプ大統領の電話会談、11 月の菅総理大臣とバイデン次期大統領の電話会談など、日米両国の政権の節目の時期にあっても、北朝鮮への対応を始めとする地域及び国際社会の諸課題の解決や「自由で開かれたインド太平洋（F0IP）」の実現に向け、緊密に連携して対応している。

関係構築が特に重要な米政権移行直後においては、令和３年１月 20 日にバイデン大統領が就任すると、27 日に茂木外務大臣とブリンケン国務長官が、28 日に菅総理大臣とバイデン大統領が、それぞれバイデン政権発足後初めての電話会談を行った。日米首脳電話会談では、日米同盟を一層強化すべく、日米で緊密に連携していくことで一致した。バイデン大統領からは、日米安保条約第５条の尖閣諸島への適用を含む日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが表明された。また、両首脳は、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携するとともに、地域の諸課題にも共に取り組んでいくことで一致した。日米外相電話会談では、日米同盟の更なる強化に取り組むことを確認するとともに、中国や朝鮮、韓国などの地域情勢や「自由で開かれたインド太平洋」の重要性についても意見交換を行った。また、引き続き、地域や国際社会が直面する諸課題について、日本や日米豪印などの同志国間で緊密に連携していくことで一致した。

令和３年３月 16 日には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官が就任後初の外遊先として日本を訪問し、バイデン政権発足後初となる日米「２＋２」を開催したほか、初の日米外相会談を行った。会談では、日米同盟の更なる強化について一致したほか、中国、北朝鮮、韓国、ミャンマーやイラン等の地域情勢や、コロナ対策や気候変動問題といった国際社会共通の課題についても意見交換を行い、各分野での日米間の緊密な連携を確認した。

２　日加間の協力関係の進展

新型コロナの感染拡大を受け、対面での会談は実現できなかったが、首脳間では３回の電話会談

を通じて日加間で緊密に意見交換を行ったほか、外相間でも人権をめぐって連携を推進した。
　特に、９月の菅総理大臣就任直後に行われた日加首脳電話会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を改めて確認するとともに、菅総理大臣から、拉致問題の解決に向けて引き続き支持と協力を求めたのに対し、トルドー首相から支持の表明があった。そのほか、中国を含む地域情勢についても意見交換を行った。
　「瀬取り」対策協力については、10 月以降、コロナ禍の中でも、東シナ海を含む我が国周辺海域においてカナダ軍の航空機及び艦船が派遣されるなど、日加の連携が進展した。
　人権分野では、令和３年２月、ガルノー外相主催により「二国間関係における恣意的拘束の利用に反対する宣言」の対外発表行事が行われ、茂木外務大臣はビデオ・メッセージを通じて出席し、同宣言を支持した。

令和３年度目標
１　日米間の協力関係の進展
　日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題や東シナ海・南シナ海を含む地域の諸課題､及び新型コロナや気候変動等の国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。
　新型コロナによる往来の制約がある中､対面での会談を追求しつつも､電話会談・テレビ会議を通じ､緊密に意思疎通を図っていく。
２　日加間の協力関係の進展
　コロナ禍が続く中でも、時宜を捉えながら、電話会談を含め、首脳間、外相間等の様々なレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持していく。特に、「瀬取り」対策協力を含めた法の支配における協力を強化するなど、「自由で開かれたインド太平洋」の下での日加協力を具体化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　米国は我が国にとって唯一の同盟国であり、カナダは価値を共有するＧ７の重要なパートナーである。米加それぞれとの間の協力の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
　北朝鮮問題など地域と国際社会の平和と繁栄に貢献するためには、米国及びカナダと緊密に連携することは不可欠であるため、上記目標を設定した。

測定指標１－２　日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（--年度）
　重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

令和２年度目標
１　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
２　日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
３　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい･派遣する｢対日理解促進交流プログラム｣(北米地域名称｢カケハシ・プロジェクト｣)を実施する。
４　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
５　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
６　米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
７　在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績
　目標２及び３については、下記のとおり。その他目標については、新型コロナウイルス感染拡大により事業が実施できなかった。
２　日本人学生等のインターンシップ支援事業
　日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者１名を米国に派遣した。
３　カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)
　日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を

図るとともに、親日派・知日派を発掘し、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に事業を実施した。往来を伴う招へい・派遣は実現しなかったものの、事業実施期間を令和３年９月まで延長した上で、令和３年２月以降、将来的な招へい・派遣を見据えたプレプログラム（ウェブ会議システム等を使用したオンラインでの意見交換やウェビナー等）を実施し、令和３年３月までに166名が参加した。

令和３年度目標

国境を越えた往来を伴う事業については、新型コロナ感染拡大の収束度合いに応じて実施できる限り実施することとし、内容や状況によってはオンラインによる実施も念頭に、以下を実施する。

１　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
２　日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
３　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
４　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
５　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
６　米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
７　在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米・日加両国間における重層的な交流による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、民間有識者、米国の政策の決定に参画する又は影響力を有する各界の人物、草の根レベル等を含めた両国間の交流の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、交流を通じて日米日加関係を重層的に強化していくためには、年齢や職業について幅広いプログラムを用意する必要性が高いため、上記目標を設定した。

測定指標１－３　日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

(注)副大統領を含む。	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	30	9	20

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整をハイレベルで維持することが施策推進のために重要であり、日米二国間会談数は、日米政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は有益であると考えられるため。

会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、これまでの実績数等や新型コロナによる制約も加味しつつ、目標値を設定した。

測定指標１－４　日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	7	3	5

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日加政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整を維持することが重要であり、日加二国間会談数は、日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は一定程度有益であるため。

会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、これまでの実績等を踏まえつつ、目標値を設定した。

測定指標１－５　米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答し

た割合）				
（出典：「米国における対日世論調査」（ハリス社）） ①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは、米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。	中期目標値 令和４年度	令和２年度 年度目標値	令和２年度 実績値	令和３年度 年度目標値
	①86% ②91%	①84% ②89%	①70% ②96%	①85% ②95%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

米国における対日世論調査の結果は、米国内の幅広い層における日米間の相互理解の程度を適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。

米国における対日世論は、米国の内政状況や各年の日米間の行事に左右される面があるが、近年の調査結果も踏まえ、目標値を設定した。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①北米諸国との政治分野での協力推進 （　＊　）	１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 日米、日加政府間（首脳、外相レベルを含む）での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 こうした取組による日米・日加両政府間の協力関係の進展は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の強化及び日加関係の推進に寄与する。				1-1 1-3 1-4
	２　日米・日加間の相互理解の進展 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。 こうした取組による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流・対話を重層的に強化し、施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-2 1-5
	65 (56)	72 (51)	71 (35)	74	0017
②日本人学生のインターンシップ支援及び日本人研究者育成支援事業 （平成 27 年度）	本事業実施の背景には、平成 26 年４月のオバマ米大統領国賓訪日の際に、日米両首脳間の共同声明において、インターンシップの機会を通じて職業上の能力を向上させられるような新しい二国間交流プログラムを創設する意図の表明及び日本の研究者への支援への言及がなされたことがある。インターンシップについては、米国に学生を派遣することにより、同国において人脈を構築し、今後日米関係で主導的役割を果たす人材を育成し、また、研究者支援については、米国シンクタンク等に若手研究者を派遣することにより、米国の学術活動についての見識を深め、現地でアカデミアを中心とした人脈を形成し、将来日米双方において発信力の高い有識者を育成する。 上記事業の実施は、重層的な日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。				1-2 1-5
	45 (36)	38 (31)	36 (11)	33	0018
③米国における我が国応援団発掘	米国議会において日本の「応援団」を増やしていく観点から、平成 26 年に組織された米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めている、もしくは深める意思のある米国議員等の活動を在米国大使館及び総領事館が支援する。ま				1-1 1-2 1-5

育成事業 (平成 27 年度)	た、日米安全保障条約に基づき駐留した在日米軍経験者は、親日家・知日家として、我が国の「応援団」となり得るとともに、各界指導者層含め一定の影響力を持ち得ることから、これら全米各地における潜在的な「応援団」を育成する観点から、在日米軍関係者との視野の広い関係強化を図る。 上記事業の実施は、日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。				
	118 (81)	105 (96)	89 (54)	84	0019
④親日派・知日派予備軍育成のための在日米軍子女への日本語補習教育事業 (平成 30 年度)	日本語の補習授業受講の関心が高い在日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習教育を提供する。 在日米軍子女に日本語の補習を施すことにより、日本語能力を高め、同子女が米国帰国後も日本語学習を継続していくことで、日本語を通じて日本に好意的な親日派・知日派を育成し、帰国後の米国各地での対日理解者の増加に寄与する。				1-2 1-5
	21 (11)	20 (9)	21 (2)	18	0020

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

１　米国

（１）日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話等を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。

（２）個別経済問題に対処する。

２　カナダ

（１）日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。

（２）日加次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障　（多国間主義）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標２－１　米国との経済分野での協調の深化　＊

中期目標（--年度）

１　日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の誠実な履行を通じて、日米経済関係を安定的に発展させていく。また、地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていくため、日米首脳会談や日米外相会談を始めとしてあらゆるレベルにおいて議論を進める。

２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み、重層的な日米関係を更に発展させる。

令和２年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

１　日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の発効を受け、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談、日米外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を進める。

２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

１　日米経済関係・「自由で開かれたインド太平洋」促進のための取組

（１）日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える３要素の一つである。昨年度発効した日米貿易協定によって、世界の GDP の約３割を占める日米両国の二国間貿易を強力、安定的かつ互恵的な形で拡大している。令和３年３月には茂木外務大臣が新たに就任したタイ米国通商代表との電話会談を行い、経済・通商分野で緊密に連携していくことを確認した。

（２）「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に向けた協力

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力については、日米経済対話の３つの柱のうち、「分野別協力」の中に位置づけられ、インフラ、エネルギー及びデジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められてきた。

エネルギーの分野では、令和２年には日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）会合を計２回開催し、各地域における具体的なプロジェクトを議論した。産業界の参加を促すため、４月には

日米政府による産業界向けオンライン説明会を開催し、産業界が利用可能な日米政府及び政府機関による政策金融支援に加え、JUSEP の枠組みの下でインド太平洋地域において現在進行中の日米協力の具体例について紹介を行った。また、９月には、日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）の立ち上げから１周年の機会に、JUMPP に関する日米共同閣僚声明を発表し、メコン域内の電力インフラ連結性を一層加速させるための機会の特定、民間投資の促進、国境を越えた電力取引増大のためのパートナー間での能力構築及び技術支援の拡大などを決定した。

デジタル分野においても、９月に第５回日米戦略デジタル･エコノミーパートナーシップ(JUSDEP)作業部会を開催するなどデジタル分野における日米協力の具体化に向け、スマートシティ、５Ｇ、光海底ケーブルなどの重要分野について重点的に議論し、案件形成を進めている。

２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

日米経済関係に焦点を当てたセミナー､レセプションなどの各種イベントや情報発信などの案件を実施した。新型コロナの感染拡大以降は対面形式のイベント実施が困難となり地方キャラバンなどの対面形式でのモデルプロジェクトの中には中止を余儀なくされた事業も存在する一方で、オンラインで実施するなど新型コロナウイルス対策を行った新たな形態での事業実施を各公館が追求した。具体的には、オンライン形式のイベントや動画配信による日本産食品のプロモーションや日本文化の発信、日米経済関係をテーマとしたウェビナーの開催など、場所の制約がないオンライン開催のメリットをいかした効果的な取組がコロナ禍においても各省庁・機関の協力体制の下で実施された。

令和３年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

１　日米貿易協定・日米デジタル貿易協定を着実に実施し、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談及び日米外相会談を始めとするあらゆるレベルにおける議論を進める。

２　バイデン政権と様々な分野で協力を進めるべく、あらゆるレベルにおける議論を進める。

３　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、バイデン新政権発足に伴う新たな米国の関心を踏まえ、新型コロナウイルス対策の状況を注視しながら、対面とオンラインを織り交ぜたイベントや、日本産食品の PR を目的とする動画発信等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

世界経済の情勢変化が進む中、我が国及び米国を取り巻く国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日米それぞれの取組が我が国の経済成長、ひいては世界経済の成長そして日米同盟の強化につながるよう対米国経済政策を強化していく必要がある。

バイデン新政権の下で日米同盟を強化すべく、二国間貿易の安定的な発展や、様々な分野における二国間協力に向けた両国間の対話を引き続き行うことは極めて重要である。

また、これまでも地域レベルでの多くの取組が日米関係の深化に貢献してきたことから、連邦議会及び政府関係者等の要路のみならず、米国の一般国民にも行き届く草の根レベルでの取組を打ち出していくことは重要であり、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に様々な取組を米国各地で引き続き実施していくことで、更なる日米関係の飛躍につながる。

測定指標２－２　カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標（--年度）

TPP11 も活用し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの経済分野での強化も念頭に置きつつ、21 世紀型の自由で公正な共通ルールを世界に広げていく動きを主導していく。また、イノベーション分野等新しい協力分野も視野に入れつつ、二国間経済関係を更に拡大・深化させる。

令和２年度目標

１　WTO を含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力及び「自由で開

かれたインド太平洋」ビジョンの下での戦略的パートナーシップの強化をあらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
２　日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点５分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。また、TPP11 の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
３　進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー・環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績
１　新型コロナによる渡航制限の影響を受け、対面での会談の機会は大幅に減少したものの、事務レベルにおいては、第 30 回日・カナダ次官級経済協議（JEC）（12 月）や本協議に先立つ課長級の協議である協力作業部会（CWG）（11 月）等をオンラインで開催、それらの機会に、自由貿易体制の維持・強化の重要性を確認し、また、日加間の戦略的パートナーシップ及び法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域という両国の共通ビジョンが重要であるとの確認を行った。
２　12 月に開催された JEC においては、日本側は鈴木外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官が、共同議長代理を務めた。JEC においては、新型コロナによる経済的な影響を乗り越えるための二国間協力の重要性、WTO 改革や TPP11 の更なる活用と拡大を含め、最近の国際経済情勢のほか、５つの優先協力分野（①エネルギー、②インフラ、③科学技術協力、④観光・青年交流、及び⑤ビジネス環境の改善・投資促進）、新型コロナによってもたらされた障害の克服に向けた両国による協力に関して議論し、共同報道発表を発出した。また、CWG においては、同作業部会の付託事項が作成され、政府関係者間の定期的な対話の機会が確保されることとなった。
３　米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が７月に発効したことを受け、日本企業よりこれまで出されてきている要望事項等を踏まえ、JEC 及び CWG を含む様々な機会にカナダ側に働き掛けを行ってきた。また、新型コロナを受けての渡航制限により、日系企業関係者に対する査証発給等の手続が滞っている状況を踏まえ、各種働き掛けをおこない、円滑な渡航のための支援を行うことを通じ、ビジネス環境の向上に努めた。

令和３年度目標
１　WTO を含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力、新型コロナによる影響を受けた分野のいち早い復旧のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョン実現に向けた更なる戦略的パートナーシップの強化を、定期的な開催が確保されることとなった CWG を含め、あらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
２　日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点５分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化するとともに、日系企業によるカナダにおける新規投資案件及び、それらによる募金活動、個人防護具の寄贈等による貢献を強調し強固な日加経済関係のアピールを引き続き行う。また、TPP11 の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
３　進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー、労働、環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供、さらには、新型コロナを受けての渡航制限に対しカナダ入国の手続の面での支援要請等を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
国際経済環境に不確実性が増す中、日加両国が、自由貿易体制の旗手として、自由貿易の重要性を各国に働き掛けていくことが極めて重要である。
カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであり、新型コロナによるパンデミックからの回復に向け協力関係にあり、今後も、エネルギーの安定的供給の確保及び「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの経済分野での強化も念頭に置きつつ、首脳・閣僚間の協議、次官級経済協議、民間団体交流等の実施を通じ、幅広い分野での日加経済関係の深化を図る必要がある。これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
加えて、日加は TPP11 協定参加国のうち経済規模で第一位と第二位を占め、TPP11 協定は日加間で初の経済連携協定であるところ、更なる二国間経済関係の強化及び TPP11 の拡大・深化のための連携

をしていくことが重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①北米諸国との経済分野での協力推進 （平成 14 年度）	１　米国との経済分野での協調の深化 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。また、個別経済問題に対処する。 こうした取組により、日米関係を強化・発展させることは、施策目標の達成に寄与する。				2-1
	２　カナダとの経済分野での協調の深化 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化するとともに、科学技術、エネルギー等分野で各種対話・協議を通じた日加経済関係の進展に努める。また、日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。 こうした取組により、二国間関係の更なる活性化と深化を実現することは、施策目標の達成に寄与する。				2-2
	38 (32)	39 (38)	37 (22)	24	0021
②グラスルーツからの日米経済強化プロジェクト （平成 30 年度）	「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、米国の地方を回って日本企業の現地経済への貢献や日本文化を紹介する「地方キャラバン」等を実施し、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組む。 こうした取組により、日米関係を更に発展させる。				2-1
	320 (257)	317 (218)	289 (222)	239	0022

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

１　安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
２　在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
３　日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説(令和３年１月 18 日)
・第 204 回国会外交演説(令和３年１月 18 日)

測定指標３－１　日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進　＊

中期目標（--年度）

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

令和２年度目標

１　これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
２　弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。令和２年は現行の日米安全保障条約の署名・発効から 60 年を迎える節目の年であり、日米同盟は史上かつてなく強固なものとなっている。日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

１　平成 27 年４月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）において公表した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。バイデン政権発足後わずか２ヶ月足らずの令和３年３月には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸防衛大臣との間で「２＋２」が開催された。４閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たにした。また４閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致した。さらに、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調した。また、４閣僚は、尖閣諸島に対する日米安保条約第５条の適用を再確認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認した。４閣僚は、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示し、その成果を確認するべく、年内に「２＋２」を改めて開催することで一致した。
２（１）弾道ミサイル防衛については、日本は、平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-３ブロック IIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。平成 29 年に導入を閣議決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）は、６月、防衛省からその配備プロセスの停止が発表された。その後の政府内での検討の結果、12 月、イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦２隻を整備することなどを閣議決定した。

（２）サイバーについては、日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、令和元年10月に開催された第７回日米サイバー対話などのフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際社会における協力、能力構築支援など、サイバーに関する協力を引き続き行った。

（３）宇宙については、日米両国は、８月の宇宙に関する包括的日米対話第７回会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。なお、12月、日米両政府は、令和５年度を目途に運用開始予定の日本の準天頂衛星システム「みちびき」の６号機及び７号機への米国の宇宙状況監視（SSA）センサーの搭載を含むホステッド・ペイロード協力に関する書簡の交換を行った。

（４）多数国間協力については、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。10月には第２回日米豪印外相会合が行われ、４か国は、ポスト･コロナの世界を見据え、ますます重要性が増している「自由で開かれたインド太平洋」を具体的に推進していくため、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害援助、教育・人材育成を始め様々な分野で実践的な協力を進めていくとともに、同ビジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を共有した。

（５）情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。

（６）海洋安全保障については、日米両国は、東アジア首脳会議（EAS）や ASEAN 地域フォーラム（ARF）などの場で、海洋をめぐる問題を国連海洋法条約に反映された国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えた。平成27年４月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしており、新型コロナ流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、さらには、日米豪印共同訓練（マラバール）や環太平洋合同演習（RIMPAC）などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとの連携を強化した。

３　日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日本は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備（FIP）費などを負担している。このほか、特別協定を締結し、駐留軍など労働者の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

当該協定が令和３年３月末に失効することを踏まえ、令和３年２月、日米両政府は、在日米軍駐留経費負担に係る現行特別協定を１年間延長することに合意し、また、令和４年４月１日以降の新たな特別協定の合意に向けて、交渉を継続していくことを確認した。

令和３年度目標

１　これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。

２　弾道ミサイル防衛（BMD）、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで、我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要である。そして、弾道ミサイル防衛（BMD）、サイバー、宇宙、海洋安全保障等の幅広い分野で日米安全保障協力を強化するための施策の実績を評価することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、日米安保体制を強化していくためには、ガイドライン及び平和安全法制の下、多層的な取組

を通して安全保障・防衛協力を促進し、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、我が国の安全を確保するとともに、国際の平和と安全に積極的に寄与することが重要である。

測定指標３－２　在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展　＊

中期目標（--年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

令和２年度目標

1　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

2　在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

1　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについては、日米首脳電話会談、日米外相会談を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約 9,000 人のグアム等国外への移転（2020 年代後半に開始）や平成 25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施した。平成 29 年 12 月に北部訓練場の過半（約 4,000 ヘクタール）の引渡しが行われて以降も、統合計画に基づいて各種返還案件が進められ、日米間で引き続き緊密に連携した。

2　日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、平成 30 年４月の日米首脳会談や令和３年３月の「２＋２」を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。また、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、平成 27 年の環境補足協定や、平成 29 年の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。例えば、４月に普天間飛行場で有機フッ素化合物の一種である PFOS 含有泡消火剤の大規模な漏出事故が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りを計５回にわたり行い、水及び土壌のサンプリングを行いその結果を公表した。また、在日米軍関係者においても令和２年３月以降新型コロナの感染事案が発生した。これに対し、７月に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対策に係る共同プレスリリースを発表するなど、日本における感染拡大の防止に向けて日米間で緊密に連携した。

令和３年度目標

1　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

2　在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在日米軍の安定的な駐留は、我が国の安全を確保し、また、極東における国際の平和と安全の維持にとって不可欠であり、そのための施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的駐留の確保のためには、在日米軍の再編に関する合意を着実に実施することや日米地位協定に関連する取組を進めることにより、在日米軍の活動が周辺の住民に与える影響をできる限り小さくし、在日米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。

参考指標：米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合）

（出典：「米国における対日世論調査」（ハリス社） ①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは、米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界及び宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。	実績値	
	令和元年度	令和２年度
	①73% ②93%	①70% ②88%

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①米国との安全保障分野での協力推進 （昭和 33 年度）	日米安保体制の堅持は我が国安全保障政策の重要な柱の一つであり、この運用のため、米国の軍事防衛関係情勢に関する情報収集・調査・分析を行うほか、米国政府との協議、在日米軍を抱える地方公共団体との連絡・調整等の施策を行う。 こうした取組により、日米安保体制を円滑かつ効果的に運用することは、施策目標の達成に寄与する。				3-1 3-2
	92 (92)	111 (105)	118 (82)	118	0023

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅰ－３　中南米地域外交（モニタリング）

令和３年度事前分析表（モニタリング）

（外務省３－Ｉ－３）

施策名（※）	中南米地域外交					
施策目標	令和元年度までと同様に、近年活発化している対中南米外交の機運の盛り上がりを活用し、政治・経済のみならず、文化面も含めあらゆる分野での交流・連携を促進すべく以下を実施する。 １　中米・カリブ諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、様々なレベルでの相互理解を促進する。 ２　南米諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、また、様々なレベルでの相互理解を促進する。					
目標設定の考え方・根拠	中南米諸国は、法の支配、民主主義、自由主義等の普遍的な価値を共有する日本のパートナーとして、飛躍的に重要性を増してきている。基本的な価値を共有することから、様々なレベルで、幅広い分野における協力関係を構築することは、相乗効果を生み出し、それが日本と中南米諸国の全般的な関係強化に寄与する。					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	102	105	100	95
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	102	105	100	
	執行額(百万円)		94	91	22	
同（分担金・拠出金）	区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	5	4
		補正予算(b)	－	－	110	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	115	
	執行額(百万円)		－	－	115	
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	中南米局	政策評価実施予定時期	令和４年８月	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　中南米地域及び中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

施策の概要

近年活発化している要人往来を始めとする様々なレベルでの人的交流の盛り上がりを活用し、中米カリブ諸国とのあらゆる分野での協力関係を強化し、更なる経済関係の強化、国際社会での協力関係及び国民同士の相互理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・茂木外務大臣臨時会見記録（令和３年１月８日、ブラジル訪問時）
・EFE 通信社（スペイン）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和３年１月３日付）
・日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成 30 年 12 月１日）
・ジャパン・ハウス サンパウロにおける河野外務大臣の政策スピーチ（平成 30 年５月 20 日）
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　日本外交の三本柱
・持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミット安倍総理大臣ステートメント（平成 27 年９月 27 日）
・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ（平成 26 年８月２日）
・日・カリコム首脳会合の際の安倍総理大臣による日本の対カリコム政策三本の柱（平成 26 年７月 28 日）

測定指標１－１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化　＊

中期目標（--年度）

メキシコ、中米及びカリブ諸国と貿易の拡大及び投資の増大等の経済関係の拡大を図るために、政策対話及びビジネス環境の整備を通して日系企業が進出しやすい環境を醸成する。

令和２年度目標

１　政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
２　中米・カリブ諸国との政策対話の実施
３　日墨 EPA ビジネス環境整備委員会等の実施

施策の進捗状況・実績

１　令和３年１月、茂木外務大臣はメキシコを訪問し、エブラル外相との会談において、両国の経済関係が近年飛躍的に拡大したことを踏まえ、メキシコにおけるビジネス環境整備や進出日系企業への支援を要請した。また、茂木外務大臣はクルティエル経済相とも会談し、ビジネス環境整備と安定化に加え、進出日系企業への支援を要請するとともに、TPP11 の着実な実施と拡大に向けて引き続き連携することを確認した。

　カリコム諸国との間では、ジャマイカとの租税条約が５月に国会で承認され、９月に発効したことで、両国間の経済関係の更なる強化につながった。

２　10 月に、日・コスタリカ局長級協議をオンラインで初めて実施し、外交関係樹立 85 周年を迎え、基本的価値を共有する重要なパートナーである同国との友好協力関係を確認するとともに、新型コロナウイルスに関する情報交換や、令和３年上半期の同国の中米統合機構（SICA）議長国就任に伴う我が国と中米地域の関係強化、多国間の枠組みも用いた協力強化など、幅広い議題について協議を行った。また、12 月には、日・ホンジュラス局長級協議をオンラインで初めて実施し、外交関係樹立 85 周年を迎え、基本的価値を共有する重要なパートナーである同国との友好協力関係を確認するとともに、新型コロナウイルスに関する情報交換や、東アジアの地域情勢に関する我が国の立場について説明した。

　カリコム諸国との間では、ハイチ、トリニダード・トバゴ、ガイアナ及びアンティグア・バーブーダの各外相と鈴木・宇都両外務副大臣とのテレビ会談を実施するなど、コロナ禍においてもハイレベルでの対話を継続し、同地域との連携強化を行った。

３　12 月、宇都外務副大臣及びデ・ラ・モラ経済省次官を共同議長とする第 10 回日墨 EPA 合同委員会をオンラインで実施した。発効から 15 周年を迎えた日墨 EPA の両国経済関係の強化への貢献を評価するとともに、同協定の運用状況及び諸課題について意見交換を行い、日本側からは現地進出企

業の抱える課題の改善に関するビジネス環境整備や、７月に発効した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）について引き続き情報提供を要請した。

令和３年度目標

１　政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
２　中米・カリブ諸国との政策対話の実施
３　メキシコとの経済関係強化に向けた意見交換等の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中米・カリブ諸国は、自由貿易を標榜する国が多く、我が国と基本的価値を共にする重要なパートナーであり、経済関係の更なる深化のために様々なレベルで経済対話を進めていくことが重要であることから、その取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

中米・カリブ諸国において政府ハイレベル間の関係深化は経済政策を進める際には非常に重要である。また、我が国企業の中米・カリブ地域への進出を更に促進するべく、中米・カリブ諸国のビジネス環境の整備に向け意見交換を実施していくことは、この地域との更なる経済関係深化に向け有益である。なお、安倍前総理大臣は平成 30 年 12 月にアルゼンチンにて、「経済」「価値」「知恵」の三つの分野における連結性強化を柱とする日・中南米「連結性強化構想」を発表し、その中で中南米と日本が共に享受してきた自由で開かれた経済システムを守り発展させるとともに前進すると述べており、また、茂木外務大臣が令和３年１月に中南米を訪問した際には、経済関係の一層の強化に取り組むことを確認している。

測定指標１－２　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化　＊

中期目標（--年度）

33 か国、全国連加盟国の 18%を占める中南米諸国に対して、我が国の重要政策をインプットし、理解と支持を取り付け、普遍的価値観を共有するパートナーとして国際社会の抱える諸問題に共に取り組む。

令和２年度目標

要人往来や各種の政策対話を通じ、北朝鮮に関する問題や、地球規模課題等、国際社会の抱える諸課題に関して、普遍的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルスの影響により物理的な人の往来が制限されたものの、様々なレベルにおいて、テレビ会議形式の会談を行った。中米カリブ諸国のうち、鈴木外務副大臣はハイチと、宇都外務副大臣は、ドミニカ共和国、ホンジュラス、ハイチ、メキシコ、トリニダード・トバゴ、ガイアナ及びアンティグア・バーブーダとテレビ会談を行い、拉致問題を含む北朝鮮情勢や東京オリンピック・パラリンピック等について意見交換を行うとともに、防災や気候変動、海洋資源の持続的な利用など国際社会の諸課題について緊密に連携してくことを確認した。また、事務レベルでも、カリコム諸国、ホンジュラス及びコスタリカとの間でもオンラインで局長級の意見交換を実施し、国際社会の諸課題につき緊密に連携していくことを確認した。

さらに、令和３年１月には、茂木外務大臣が就任後初めて中南米訪問（メキシコ、ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジル）を実施し、共通の価値に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のための連携強化を確認したほか、北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海等の地域情勢等について連携を強化していくことを確認し、北朝鮮に関して、拉致問題の早期解決に向けて、引き続きの理解と協力を要請し、各国からの支持を確保した。

令和３年度目標

新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、要人往来や各種の政策対話を通じ、北朝鮮に関する問題や、地球規模課題等、国際社会の抱える諸課題に関して、普遍的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地球規模課題等、国際社会が抱える問題の解決には、多くの国との協力関係が不可欠であるところ、

33か国の大半が民主主義等、基本的価値を日本と共有し、また、中進国入りする国も増加する中南米地域は、これら課題の解決に向けたパートナーたり得る存在である。さらに、カリコムに代表されるように、国際社会の重要課題に対し、統一的な立場をとる傾向も見られるところ、中南米諸国との連携を推進することは重要である

測定指標１－３　要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化

中期目標（--年度）

招へい事業や派遣事業の多種のスキームを活用し、政府ハイレベルを始めとする様々なレベルの人的交流を促進する。我が国の問題意識等を対外的に発信する機会を増やし、同時に中米カリブ地域に知日派・親日派を増やしていく。

令和２年度目標

１　中米・カリブ諸国からの閣僚級以上の訪日をより多く実現し、二国間関係を前進させ、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。
２　戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米・カリブ地域の日系人を含め、様々な層の招へいを実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

施策の進捗状況・実績

１　令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により人の移動が制限される中、様々なレベルでテレビ会談を行い、中米・カリブ諸国との二国間関係の深化を重ねた。また、令和３年１月には、感染症対策を取りつつ、茂木外務大臣が中南米５か国を訪問し、コロナ禍で要人往来が限定される中、遠路日本の外務大臣が来訪したことが先方から高い評価を受けた。本訪問を通じて、自由、民主主義など、基本的価値を共有するパートナーであり米国とも関係が深い中南米諸国との連携を、バイデン新政権の発足を前に強化することができた。また、共通の価値に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のための連携強化の確認、経済関係の一層の強化や日系進出企業のビジネス環境改善やコロナ対策での国際連携の確認、北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海等の地域情勢等についての連携強化や拉致問題の早期解決に向け各国から支持確保等の成果を得ることができた。
２　戦略的実務者招へいスキームでは「持続可能な社会と環境のための科学技術の活用」のテーマの下、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいをオンラインで実施し、中南米及びアジアの関連分野において将来活躍が見込まれる若手行政官と我が国政府関係者や民間企業関係者等との交流を行った。招へい参加者は SDGｓや科学技術の分野における専門家による講義を通じて、招へいテーマに関する日本の取組に対する知見を深めた。また、同スキームでは、メキシコ下院議員・メキシコ日本友好議員連盟会長の招へいをオンラインで実施した。同会長は、国会関係者や企業関係者、地方自治体関係者等との交流を通じて、日本や日メキシコ関係、メキシコにおける日本企業の活動等に対する理解を深めた。さらに、「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」においては、コロナ禍における新たな取組として、訪日前にオンラインプレプログラムを実施し、訪日プログラムが効率的かつ効果的に実施されるよう、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとの交流や日本文化体験講義及び東日本大震災の被災地訪問動画の視聴を実施した。

令和３年度目標

１　中米・カリブ諸国とのハイレベルでの交流をより多く実現し、二国間関係を前進させ、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。
２　戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米・カリブ地域の日系人を含め、オンラインでの実施を含めた様々な層の招へいを実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ハイレベルの交流を活発化させることは、日本の正しい姿を発信していく上で重要であるところ、日本と中米･カリブ諸国間におけるハイレベルの相互往来に加え､オンラインでの交流を増やしていくことが欠かせない。また、中米・カリブ地域に知日派・親日派を育成する観点から、幅広い層の招へいを実現していくことは、日本の正しい姿の多層的発信に資する。

測定指標１－４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化　＊

中期目標（--年度）

中米カリブ諸国間で政策調整が図られることが多い、多国間フォーラムの機会を積極的に活用する。また、多国間フォーラムの会合に政府からハイレベルを派遣し、日本のプレゼンスを高める。

令和２年度目標

中米・カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議へできるだけ政府ハイレベルの関係者を出席させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行う。

施策の進捗状況・実績

11 月にテレビ会議方式で開催された第２回太平洋同盟協力フォーラムに林中南米局長が出席し、民主主義、人権、「法の支配」及び自由貿易と持続可能な発展の分野における日本と太平洋同盟諸国との間の関係強化を確認した。また、コロナ禍におけるサプライチェーンの強靭化やデジタル分野の強化の必要性を指摘し、これらの分野における太平洋同盟諸国との協力を進めていく旨発言し、太平洋同盟諸国に対する我が国の重要性を示した。

さらに、令和３年３月には、４年ぶりとなる第 19 回日・カリコム事務レベル協議をオンラインで実施し、新型コロナウイルス感染症対策の協力に加え、「日本の対カリコム政策」の３本の柱（第一の柱:小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力、第二の柱:交流と友好の絆の拡大と深化、第三の柱:国際社会の諸課題の解決に向けた協力）に沿って日本カリコム関係のレビューを行った。カリコム諸国からは新型コロナウイルス感染症等に関する日本からの協力に感謝が表明されるとともに、日・カリコム間の交流を深め、保健衛生、防災、気候変動、国連安保理改革等で引き続き協力を行っていくことを確認した。

令和３年度目標

オンラインも含め、中米・カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議へできるだけ政府ハイレベルの関係者を出席させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中米カリブ地域には様々な多国間フォーラムが存在し、それらを通じて中米カリブ諸国間の政策調整が図られることが多い。そのようなフォーラムに積極的に参加することで、同時に多くの国に対して我が国の立場を説明し、理解を得ることは重要である。

測定指標１－５　中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
我が国及び相手国とも政務レベル以上	--年度	目標値	実績値	目標値
	－	30	8	30

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中米カリブ諸国では、政府ハイレベルの意思決定が重要となる場面が多いことから、政務レベル同士の会談数の実績を測ることは、中米カリブ諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和２年に入ってからはハイレベルの対面での交流は難しい状況が続いているが、オンラインでの会談実施を活発化させ、中米カリブ諸国との交流を正常化し、過去と同レベルの会談実施数を達成することが重要である。

参考指標：日・中米カリブ間貿易額　（単位:億円）

（出典：財務省統計）	実績値	
	令和元年度	令和２年度
	28,392	20,375

達成手段

達成手段名	達成手段の概要（注）	関連する

<table>
<tr><td rowspan="3">（開始年度）
（関連施策）</td><td colspan="4"></td><td>測定指標</td></tr>
<tr><td colspan="3">予算額計（執行額）
（単位：百万円）</td><td>当初予算額
（単位：百万円）</td><td>行政事業
レビュー
事業番号</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">①中米カリブ諸国との協力強化
（昭和 27 年度）</td><td colspan="4">１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化
近年、より活発になってきている要人往来、民間レベルの交流の機運を利用し、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。</td><td>1-1
1-5</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化
要人往来や各種政策協議、フォーラムなどの機会を通じ、国際問題の諸問題に関する意見交換・協力関係の確認をする。</td><td>1-2
1-5</td></tr>
<tr><td colspan="4">３　要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化
政務レベルのみならず、民間レベルなど様々なスキームやチャネルを活用した多層的な人的交流を実現する。</td><td>1-3
1-5</td></tr>
<tr><td colspan="4">４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化
中米・カリブ諸国に存在する多くの多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与し、そこにおけるプレゼンスを高める。
これらの取組により、中米・カリブ諸国との関係を強化する。</td><td>1-4</td></tr>
<tr><td>33
(29)</td><td>32
(29)</td><td>32
(12)</td><td>31</td><td>0024</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②中南米日系人を通じた対外発信強化
（平成 27 年度）
※この達成手段は本施策個別分野２にも関連する。</td><td colspan="4">（本個別分野に関連する取組）
我が国の対外発信強化に資する中南米日系人を日本に招へいし、我が国の政策についての説明、有識者による講義、視察等を通じて我が国として発信すべき事項について理解を深化させ、中南米日系人を通じた第三者発信の強化に努める。
これは、第三者を通じて我が国の正しい姿を対外的に発信することとなり、親日家・知日家の育成に寄与する。</td><td>1-3</td></tr>
<tr><td>17
(14)</td><td>17
(15)</td><td>17
(0)</td><td>8</td><td>0025</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③日・カリコム友好協力拠出金（任意拠出金）
（平成 13 年度）</td><td colspan="4">我が国とカリコム諸国は、平成12(2000)年11月、東京において第１回日・カリコム外相会議を開催し、「21世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」を採択した。本拠出金は、同枠組み実施のための協力の一環であり、旧英領カリブを中心とした14か国が加盟し、経済統合、外交政策、安全保障や社会開発を所掌する地域機構であるカリコム事務局を通じて、日・カリコム友好協力及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトを支援するものである。過去３年では、環境や観光促進に資するプロジェクトに加え、日本の技術を活用した廃棄物処理に関するワークショップ等を実施。
本拠出金によるプロジェクトは、カリコム事務局が加盟14か国にとり課題となっている点を改善・強化するために企画立案・実施されており、非常に重宝されている。
こうした我が国の貢献は、カリコム諸国の発展に寄与するとともに、日・カリコムの友好・信頼関係の増進、国連等の多国間の場におけるカリコム諸国14か国との協力関係の維持、強化に資する。</td><td>1-2
1-4</td></tr>
<tr><td>5
(5)</td><td>5
(5)</td><td>5
(5)</td><td>4</td><td>0218</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　南米諸国との協力及び交流強化

施策の概要

１　経済連携協定（EPA）、投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。

２　南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、我が国の重要政策への理解と支持を獲得する。また、南米における日系社会との連携を強化するための取組を進める。

３　南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年３月 18 日）
・茂木外務大臣臨時会見記録（令和３年１月８日、ブラジル訪問時）
・ABC 紙（パラグアイ）への茂木外務大臣寄稿（令和３年１月７日付）
・オ・グローボ紙（ブラジル）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和３年１月７日付）
・ニッケイ新聞（ブラジル）への茂木外務大臣寄稿（令和３年１月７日付）
・エル・パイス紙（ウルグアイ）への茂木外務大臣寄稿（令和３年１月６日付）
・EFE 通信社（スペイン）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和３年１月３日付）
・日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成 30 年 12 月 1 日）
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２ Ⅱ．［３］（３）ⅲ）⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

測定指標２－１　南米諸国との経済関係強化の進展　＊

中期目標（--年度）

南米諸国との間で経済関係強化のための枠組みの構築及びその円滑な運用、並びに対話を引き続き促進していく。

令和２年度目標

１　日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。

２　日アルゼンチン租税条約、日ペルー租税条約、日ウルグアイ租税条約及び日コロンビア租税条約の早期発効を目指す。

３　日ウルグアイ税関相互支援協定、日ボリビア税関相互支援協定の早期署名を目指す。

４　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化及び進出日系企業への支援強化を目指す。その他、南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　日コロンビア EPA 交渉について、交渉妥結に向けた取組を進めた。

２　日ペルー租税条約について、令和３年１月より発効した。
　日アルゼンチン租税条約、日ウルグアイ租税条約及び日コロンビア租税条約について、早期発効に向けて先方政府への働きかけ等の取組を進めた。

３　日ウルグアイ税関相互支援協定について、令和３年１月に署名した。
　日ボリビア税関相互支援協定について、実質合意済みであり、署名に向けて調整を進めた。

４　令和３年１月、茂木外務大臣はウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジル（いずれもメルコスール加盟国）を訪問し、各国との間で経済関係の一層の強化や進出日系企業への支援強化について確認した。また、太平洋同盟諸国とは事務レベルでオンラインにて会議を行い，コロナ禍におけるサプライチェーンの強靭化の必要性を指摘し、太平洋同盟諸国との協力を進めていく旨発信した。

令和３年度目標

１　日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。

２　日アルゼンチン租税条約、日アルゼンチン投資協定及び日ウルグアイ租税条約の早期発効を目指

す。日コロンビア租税条約についても、早期発効に向けコロンビア側への働きかけを行う。
3　日ボリビア税関相互支援協定の早期署名を目指す。
4　日パラグアイ投資協定の交渉実質合意を目指す。
5　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化及び進出日系企業への支援強化を目指す。その他、南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、豊かなエネルギー・鉱物・食糧・資源、潜在力のある市場を有する南米諸国と経済的に補完関係にあり、南米諸国との経済関係強化は、我が国の国益にとって重要であることから、経済関係強化の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

南米諸国においては、ビジネス環境の面で、我が国民間企業の進出などに当たり、具体的な障害が発生する場合も多く、日アルゼンチン租税条約の早期発効、日ボリビア税関相互支援協定の早期署名等を目指すことは、ビジネス環境の改善等を通じて、南米諸国との経済関係を強化する上で重要である。また、同時にメルコスール諸国や太平洋同盟諸国との経済関係強化の取組を進めることが重要である。

測定指標２－２　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化　＊

中期目標（--年度）

二国間、多国間の双方の機会を活用し、二国間関係を強化するとともに、国際社会においても我が国の立場の説明、支持の拡大を進めていく。

令和２年度目標

1　南米各国との間で、様々なレベルの要人往来、相互理解促進に係る活動等を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
2　環境・気候変動、保健（新型コロナ感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
3　招へい事業、現地でのネットワーク形成事業等を通じ、南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワークを強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1　令和３年１月、茂木外務大臣は南米４か国（ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジル）を訪問した。同訪問では各国との間で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、二国間関係の強化及び国際社会での連携、日本企業のビジネス環境改善、さらに日系社会との連携について意見交換を行うことができた。南米諸国からは、令和３年２月にブラジルの科学・通信相が訪日したほか、令和３年３月にはエクアドルの国選弁護人代表が第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）出席のために訪日した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により物理的な人の往来が制限されたものの、日ペルー首脳電話会談や日ペルー外相電話会談、日ブラジル外相電話会談を始め、様々なレベルにおいて電話会談やテレビ会議が実施されたほか、尾身外務大臣政務官はエクアドル（６月）及びウルグアイ（８月）の在京大使、９月に就任した宇都外務副大臣はアルゼンチン、コロンビア、パラグアイ、ブラジル及びペルー（10-令和３年３月）の在京大使、同じく９月に就任した鈴木外務大臣政務官はアルゼンチン、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル及びペルー（10月-令和３年３月）の在京大使の表敬を受け、新型コロナウイルス感染症対策における協力や二国間関係の一層の強化について意見交換を行った。さらに、事務レベルでは日米ブラジル協議が立ち上げられ、第１回協議が11月に実施されたほか、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、パラグアイ及びペルーとオンラインで政策協議等が実施された。これらの機会を捉え、二国間関係の強化や国際社会における協力関係の推進を確認しつつ、国際選挙の支持要請を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策における協力等に関する意見交換を行った。また、文化、スポーツ等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。

2　環境・気候変動、保健（新型コロナ感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、茂木外務大臣の中南米訪問を始めとする政務レベルの協議や、事務レベルでの協議を通じて、積極的に先方政府要人に対し、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、日米ブラジル協議を立ち上げるなどし、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化した。
3　11 月、ブラジル・サンパウロ在住の外務省招へい事業への歴代参加日系人を中心に、第 17 回外務省研修生 OB 会ラテンアメリカ会議がオンラインで開催された。外務省からは宇都外務副大臣による開会メッセージの動画を発出し、有力日系人のネットワーク強化を促進した。

令和３年度目標
1　南米各国との間で、新型コロナの感染状況に留意しつつ、様々なレベルの要人往来、相互理解促進に係る活動等を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
2　環境・気候変動、保健（新型コロナ感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
3　新型コロナの感染状況に留意しつつ、招へい事業、現地でのネットワーク形成事業等を通じ、南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワークを強化するための取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
南米諸国は、我が国との間で政治・経済・文化等あらゆる面で活発な交流があり、多数の日系人の存在にも支えられた伝統的な友好関係を有している。また、我が国と民主主義、人権尊重、法の支配、市場経済といった基本的価値観を共有することから、我が国とは国際社会でも伝統的に協力関係を維持し、これがひいては二国間関係の緊密化につながっている。以上を踏まえ、南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。
幅広い分野での関係緊密化のために様々なレベルの要人往来等を活用すること、地球規模の課題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について国際社会における連携を深めることが、南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力を強化する上で重要である。加えて、日系社会での取組の経験や成功例の共有という観点から、国際的な日系ネットワークの形成支援や、招へい事業で北米日系人との交流機会を設けるなど、更なる交流機会の創出による一層の取組強化を行う。

測定指標２－３　南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展　＊

中期目標（--年度）
南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。

令和２年度目標
1　発効済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
2　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。
3　令和２年度中に日・ブラジル刑事共助条約に関する第１回交渉を行うべくブラジル側との調整を進める。

施策の進捗状況・実績
1　発効済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のあった個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を継続した。
2　国外犯処罰案件については、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保するため、裁判の進捗状況等を遅滞なく法務省に共有した。
3　令和２年度中の第１回交渉開始を目指していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調整が一時スローダウンしたものの、令和３年度中に第１回交渉を行うべくブラジル側との調整を

進め、７月、ブラジルとの間で交渉開始を行うことで一致し、第１回交渉に向けた事前の文言調整や日程の調整等を行う段階まで進展した。引き続き令和３年度中の第１回交渉開始に向け調整を進める。

令和３年度目標

１　発効済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。

２　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

３　令和３年度中に日・ブラジル刑事共助条約に関する第１回交渉を行うべくブラジル側との調整を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一部の南米諸国との関係において、我が国に居住する当該国国民による犯罪等に適切に対処することが、安定した二国間関係を維持していく上で重要であるため、これらの取組の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

在日ブラジル人は南米諸国出身の在日外国人のうち最大数を占めることから、日・ブラジル受刑者移送条約の円滑な運用及び国外犯処罰案件の適切なフォローを行うことは、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に取り組む上で重要である。

さらに、日・ブラジル刑事共助条約が締結されることにより、日・ブラジル間の刑事共助の一層確実な実施の確保及び中央当局間での共助の効率化・迅速化を図ることができるところ、右交渉に向けた準備は重要である。

測定指標２－４　南米諸国との政務レベル同士の会談実施数（オンライン含む）				
我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	目標値	実績値	目標値
	－	30	11	30

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南米諸国との関係においては、首脳・外相・副大臣・大臣政務官といったハイレベルによる働きかけが関係強化に取り分け重要であるところ、政務レベル同士の会談数の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化の進展を把握する上で有益である。

近年の実績に準じて、また新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、南米諸国との政務レベル同士の会談実施をオンライン含め 30 件実施することは、南米諸国との協力・交流を強化する上で重要である。

参考指標：日・南米諸国間貿易額　（単位：億円）		
（出典：財務省統計）	実績値	
	令和元年度	令和２年度
	31,612	23,156

参考指標：進出日系企業数		
（出典：外務省統計）	実績値	
	令和元年度	令和２年度
	1,403	1,370

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	

①南米諸国との協力強化 （　＊　）	1　南米諸国との経済関係強化 南米地域との間で、経済連携協定（EPA）、投資協定等の法的枠組みを構築・運用する。 これは、我が国と南米地域との間の貿易・投資の一層の拡大に向けた環境整備を促進することに寄与する。				2-1
	2　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化 様々なレベルの要人往来を通して政治・文化等の幅広い分野における関係緊密化を図るとともに、国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における我が国の立場に対する南米諸国の支持を獲得するべく協力を推進する。 これは、我が国と伝統的に友好協力関係を維持してきている南米諸国との良好な関係を維持するとともに、国際社会における我が国の影響力を強化することに寄与する。				2-2 2-4
	3　南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組 在日ブラジル人をめぐる諸問題の解決に向けた取組を実施するとともに、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題の解決に向けた取組を促進する。 これは、約30万人に上る南米諸国出身の在日外国人が地域社会と共存するための支援に寄与する。				2-3
	43 (40)	44 (40)	41 (8)	38	0026
②中南米日系人を通じた対外発信強化 （平成27年度） ※この達成手段は本施策個別分野1にも関連する。	（本個別分野に関連する取組） 我が国の対外発信強化に資する中南米日系人を日本に招へいし、我が国の政策についての説明、有識者による講義、視察等を通じて我が国として発信すべき事項について理解を深化させ、中南米日系人を通じた第三者発信の強化に努める。 これは、第三者を通じて我が国の正しい姿を対外的に発信することとなり、親日家・知日家の育成に寄与する。				2-2
	17 (14)	17 (15)	17 (0)	8	0025 (再掲)
③現地日系ネットワーク形成支援事業 （平成30年度）	日系ネットワーク形成支援事業を実施することにより、有望な新世代日系人参加者同士のグループ化及び同グループをプラットフォームとした新世代日系人のネットワークの拡大を目指す。 本事業を通して、現地日系社会との連携が強化され、この結果、日本と当該国との友好関係の推進が期待できる。				2-2
	7 (6)	7 (5)	7 (6)	7	0027
④日系社会実相調査 （平成30年度）	新世代日系人の活動・意識・社会進出状況等の実相把握のための調査を行うことにより、これまでつながりのなかった新世代日系人の存在やグループリスト化及び有力な招へい候補者の把握を目指す。 本事業を通して、招へい事業やネットワーク形成支援事業の質を高めるとともに、より効果的な対中南米日系人施策の実施が期待できる。				2-2
	4 (4)	7 (6)	9 (6)	9	0028

<table>
<tr><td rowspan="2">⑤ポスト・コロナを踏まえた中南米若手日系人による国際会議開催経費
（令和３年度）</td><td colspan="4">外務省での招へい事業に参加経験がある若手日系人等を集め、外交、ビジネス、日系社会との連携を軸に議論を行うとともに、その多くが現地経済界に進出していることから、現地進出の日系企業関係者との間で、ポスト・コロナを踏まえた日本企業支援を含む日本と中南米の経済関係進展等、日・中南米関係の強化の方向性を議論し、日本企業の対中南米ビジネスの発展につなげる。
これにより、若手日系人同士の国を超えた相互連携の強化が促進され、各国で行ってきた日系イベントの企画や日本語教育普及のノウハウを共有することが可能となるほか、各国へ進出している日本企業に対して、現地ビジネス拡大の契機に向けたネットワーキングの場を提供することが期待できる。</td><td>2-2</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>4</td><td>新 21-0001</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑥日・ウルグアイ外交関係樹立 100 周年に係る要人訪問経費
（令和３年度）</td><td colspan="4">日ウルグアイ外交関係樹立 100 周年を記念し、我が方政府要人がウルグアイ政府や現地日系団体主催の記念行事等へ出席するほか、日系人の入植地等を訪問する。
本事業を通して、民主主義等の基本的価値を共有するウルグアイとの二国間関係が更に強化されるとともに、ウルグアイを含めた周辺国での対日理解促進及び対外発信の強化が期待できる。</td><td>2-2</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>2</td><td>新 21-0002</td></tr>
</table>

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ｉ－４　欧州地域外交（モニタリング）

令和３年度事前分析表（モニタリング）

（外務省３－Ｉ－４）

施策名（※）	欧州地域外交
施策目標	平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。 １　基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 ２　西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 ３　中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 ４　領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。Ｇ７の連帯を重視しつつ、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促す。 ５　中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。
目標設定の考え方・根拠	基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、ルールに基づく国際秩序の維持、世界経済、テロ、サイバー犯罪、軍縮・不拡散、気候変動、エネルギー安全保障等の地球規模の課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。 インド太平洋地域における戦略環境が大きく変化しつつある中、日本とロシアが、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、地域の重要なパートナーとしてふさわしい関係を構築し、幅広い分野において日露関係全体を発展させていくことは、我が国の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要である。また、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、我が国を含む国際社会全体が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促すことは重要。 エネルギーを含む経済的な潜在性とともに、ウクライナ及びアフガニスタン情勢等、現下の国際情勢の下で重要性が高まっている中央アジア・コーカサス地域が安定・繁栄することは、我が国だけでなく、同地域及び周辺諸国にとって重要である。 ・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日） ・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,553	1,444	1,414	1,302
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	2,553	1,444	1,414	
	執行額(百万円)		2,256	1,313	725	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	193	190
		補正予算(b)	－	－	5,694	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	5,887	
	執行額(百万円)		－	－	5,887	

政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	欧州局	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

１　欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
２　安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
３　欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
４　招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャネルの人的関係を構築・強化し、欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標１－１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展　＊

中期目標（--年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。

令和２年度目標

１　EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。
（１）日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
（２）日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力をする。
２　アジア・欧州間の対話・協力においては、第 13 回アジア欧州会合（ASEM）首脳会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在 ASEM において課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

１　EU との関係で、関係省庁・部局と連携した内容
（１）５月 26 日に日 EU 首脳テレビ会議を実施した。同テレビ会議は、令和元年 12 月に EU 新指導部が就任後、初の三者による会談となった。新型コロナウイルス感染症の影響で対面での実施が不可能となったためテレビ会議形式となったが、復興に向けた経済対策を含む新型コロナウイルス感染症対策を中心に意見交換を実施し、共同報道発表を発出した。また、菅総理大臣の就任後、９月 22 日及び 10 月６日に日 EU 首脳電話会談を実施した。11 月 16 日に日 EU 外相電話会談を実施したほか、令和３年１月 25 日には、茂木外務大臣が EU 外務理事会に日本の外務大臣として初めて出席し（オンライン形式）、「自由で開かれたインド太平洋」についての日本のビジョンや取組を説明し、多くの加盟国外相から、インド太平洋におけるルールに基づく国際秩序の重要性について理解や支持が表明された。
（２）新型コロナウイルスの影響で対面での開催が困難となったためオンラインでの開催が中心となったが、日 EU・SPA 及び持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナーシップに基づく EU との協力を促進するための定期的な電話・テレビ会議を行い、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む各分野での協調及び具体的な協力案件発掘に向けた協議を行うとともに、気候変動、国連改革、サイバー、宇宙、人権等既存の対話枠組みを通じた具体的な協力を推進するためのテレビ会議、安全保障分野等における協力を促進するための電話・テレビ会議を実施した。
２　アジア・欧州間の対話・協力内容
７月の ASEM・SOM 会合への出席などを通じ、９月に発出された「ASEM 議長国・地域調整国外相による新型コロナに関する声明」の議論に積極的に貢献した。

令和３年度目標

１　EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。

（１）日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。これらの機会に双方が協力の進展を確認できるよう、日 EU 間の主要課題及び懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
（２）日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、EU が重点分野としているグリーン分野、デジタルに関する新たな対話枠組みの検討を含め、気候変動、環境、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を推進する。
２　アジア・欧州間の対話・協力においては、第 13 回 ASEM 首脳会合（注：令和２年度から延期された）等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

EU との協力関係推進のための取組実績を測ることは、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するとの政策の進捗を把握する上で重要であるため。
日 EU・SPA の下での具体的協力推進等の上記目標の実施は、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境を整備する上で重要である。

測定指標１－２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標（--年度）

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、国際社会における法の支配を促進するため、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、NATO 及び OSCE との関係を更に強化する。

令和２年度目標

１　NATO
（１）日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。
ア　サイバー分野における協力
イ　海洋安全保障分野における協力
（２）相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。
２　OSCE
（１）アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。
（２）OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　NATO
（１）日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、具体的な日 NATO 協力の実施を追求中である。
（２）10 月に日 NATO 高級事務レベル協議をオンライン実施し、相互の安全保障環境等に関する意見交換を実施した。12 月に NATO 外相会合に NATO 代表部大使が出席し、茂木外務大臣のステートメントを代読し、今日の東アジアの安全保障環境が一方的な現状変更の試みにより一層厳しくなっていることについて、東シナ海及び南シナ海の状況を取り上げて指摘するとともに、ルールに基づく国際秩序への挑戦が高まる中、「力ではなく法が支配する世界」の深化を共に目指すべきであり、日本の推進する「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンにとって NATO は心強いパートナーである旨発言した。
（３）11 月に国際問題研究所と在京ノルウェー大使館が共催の「日 NATO 安全保障シンポジウム」が開催され、宇都外務副大臣から、ビデオ・メッセージにより日本は自由で開かれたインド太平洋の実現を目指しており、この外交方針の下、ポスト・コロナを見据え、ルールに基づく国際秩序を構築するために、日米欧での連携が不可欠である旨を述べるとともに、日本と NATO は、共通の価値及び戦略的利益を共有する、信頼できる必然のパートナーであり、日本は今後も NATO との関係を一層強化していく考えである旨述べた。

２　OSCE
（１）12 月に第 26 回 OSCE 外相理事会がオンラインで開催され、宇都外務副大臣から、ビデオ・メッセージにより、近年、国境を越える脅威が増大する中、安全保障環境についての認識を欧州とアジアで共有する必要があり、OSCE の信頼醸成機能が重要な役割を果たす旨述べ、東シナ海、南シナ海、北朝鮮を含む東アジアの厳しい安全保障環境等を説明するとともに、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組について紹介した。さらに、宇都外務副大臣は、OSCE 選挙監視要員派遣や OSCE 国境管理スタッフカレッジへの財政支援といった OSCE に対する日本の貢献を説明した上で、本年はアジア・パートナーにとって 25 周年の節目であり、日本は OSCE にとり最初のアジア・パートナーとして引き続き積極的に協力する旨述べた。
（２）令和２年度は、OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域のプロジェクトに拠出し、同地域の平和及び安定に貢献した。

令和３年度目標
１　NATO
（１）日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。
ア　サイバー分野における協力
イ　海洋安全保障分野における協力
（２）相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。
２　OSCE
（１）アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。
（２）OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
安全保障に関連する機関との連携強化は、国際社会の平和と安定の維持に寄与することから、かかる機関との連携を強化する施策の進捗を把握する上で有用となる指標を設定した。

測定指標１－３　欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展　＊

中期目標（--年度）
欧州各国・機関との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

令和２年度目標
１　社会保障協定
（１）国会提出済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、令和２年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進めるとともに、早期発効に向けた作業を行う。
（２）国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
（３）オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。
２　租税条約
国会承認済のスペインとの条約の早期発効と実質合意済のセルビアとの条約の早期署名を目指す。また、ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。
３　日・EU 航空安全協定について、早期の署名及び締結に向けた作業を行う。
４　チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。
５　乗客予約記録（PNR）について、日 EU 間で PNR に関する協力の進展を図る。
６　税関相互支援協定
（１）政府間交渉中のベラルーシとの協定について、早期の実質合意に向けて、引き続きベラルーシ側との交渉を続けていく。
（２）モルドバとは、令和２年度中の政府間交渉開始を目指し、必要な調整を進める。

施策の進捗状況・実績
１　社会保障協定

（1）スウェーデン及びフィンランドとの協定について、６月に国会承認を得て、発効に向けた調整を進めた。
（2）イタリアとの協定については、早期発効を目指し、イタリア側と必要な調整を継続した。
（3）オーストリアとは、正式交渉の早期開催に向けた調整を進めた。
2　租税条約（協定）
（1）セルビアとの条約は、令和２年度中に署名及び国会提出を完了し、スペインとの条約は発効のための外交公文の交換を済ませた。
（2）ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結に向けた調整を進めた。ウクライナとの条約について、既存の条約改正に向けた政府間交渉を開始した。
3　日 EU 航空安全協定（BASA）については、令和２年度中に署名及び国会提出を完了した。
4　ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを済ませ、署名日程の調整を進めた。チェコ及びクロアチアとの航空協定については、交渉会合に向けた調整を進めた。
5　乗客予約記録（PNR）情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。
6　税関相互支援協定
（1）　ベラルーシとの協定について、5 月に実質合意に至った。
（2）　モルドバとの協定について、12 月に実質合意に至った。

令和３年度目標
1　社会保障協定
（1）国会承認済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、早期発効に向けた作業を行う。
（2）国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
（3）オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を引き続き進める。
（4）ポーランドとは当局間協議の早期開催に向け、調整を進める。
2　租税条約
セルビアとの条約は、令和３年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進める。また、実質合意済みのスイスとの条約は早期の署名に向けて、ギリシャ、フィンランド及びウクライナとの各条約は早期の妥結及び署名に向けて作業を行う。
3　日・EU 航空安全協定は、令和３年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進める。
4　チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、ポーランドとの航空協定の付表の改正の早期発効に向け、調整を進める。
5　乗客予約記録（PNR）情報の活用に関する日 EU 間の協力の進展を図る。
6　税関相互支援協定
（1）ベラルーシとの協定について、同国内の情勢を見極めつつ、早期の署名・発効に向けた調整を進める。
（2）モルドバとの協定について、同国内の情勢を見極めつつ、早期の署名・発効に向けた調整を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
EU 及び欧州各国との国際約束等の締結・改正は、欧州地域との人的・経済的交流を促進し、欧州地域との関係を強化するための基礎となるものであることから、EU 及び欧州各国との法的枠組みの構築に関する協議の進展状況を測定指標に選定した。
各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定は、欧州地域との人的・経済的関係等を強化するための基礎となるものである。EU との間の航空安全協定は、航空安全に関して双方間で安全性の証明等の相互受入れや技術協力を可能とし、欧州地域との経済関係の強化を促進するものである。PNR 情報の活用は、テロ防止等の水際対策に資するものであり、税関相互支援協定は税関当局間の協力体制の強化と効果的な密輸取り締まりに資するものである。

測定指標１－４　欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標（--年度）
対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、対外発信、知的・人的交流が政策面において具体

的な日欧協力に資することを目指し、多様なチャネルでの関係構築・強化を図る。

令和２年度目標

１　招へい

（１）欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

（２）対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

２　派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

３　セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

１　招へい

（１）欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいについて

新型コロナの影響により、訪日を伴う招へいは実現できなかったが、欧州の有力シンクタンク及び大学に所属する有識者２名をオンラインで招へいし、それぞれ６名、２名の日本人有識者との面談を設定し、先方の東アジア情勢や日本の外交政策に対する理解の向上に寄与した。

（２）対日理解促進交流プログラム「MIRAI」について

新型コロナの影響により、招へい日程は延期となったが、オンラインを活用したプログラムを導入し、有識者による講義、日本の大学生・大学院生との知的交流会等をこれまでに 11 回実施し、約 300 名が参加した（予算執行期限の延長により事業継続中。）。また、本年度から、過去のプログラム参加者を対象としたオンライン同窓会を国ごとに開催し、スペイン、ドイツ、フランスから約 60 名が参加し、知日派・親日派の育成に寄与した。

２　派遣

日本の有識者の欧州派遣については，新型コロナの影響により，物理的な有識者の派遣は実現できなかったが、６名の有識者をオンラインで派遣し、16 か所で講演会やメディアインタビューを実施し、東アジア情勢や日本の外交政策、サイバーセキュリティや AI 等に関する日本の取組を発信することで、対日理解促進に寄与した。

３　セミナー等の開催

日欧が政策連携すべきトピックに関するセミナーを 15 か国で 31 回実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日欧連携等について欧州側の関心向上に寄与した。

令和３年度目標

１　招へい

（１）新型コロナウイルスの状況を注視しつつ、欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へい（含むオンライン）し、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

（２）対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へい（含むオンライン）し、対日理解を促進させ、知日派・親

日派を育成する。

２　派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し（含むオンライン）、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

３　セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進、自由で開かれたインド太平洋の実現等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における影響力を持ち、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する欧州は、国際秩序の維持・形成に不可欠なパートナーである。かかる欧州において、世界の安定と繁栄に貢献する我が国の取組等について発信し、対日理解を促進し、日本のイメージを向上させ、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性について認識を高めることは、我が国の対外政策を推進する上で非常に重要である。

あわせて、対話や人的交流を通して、多様なチャネルでの関係構築、共通認識の醸成も不可欠である。

測定指標１－５　欧州地域との協議、対話等の進展

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
①政治・安保分野における協議・対話の実施回数（日本側・欧州側共に政務官レベル以上）（電話会談テレビ会議を含む） ②セミナー等の開催回数（日本外務省主催、拠出事業）（ウェビナーを含む）	－	①　8 ②　20	①　5 ②　31	①　7 ②　23

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

欧州諸国との協議・対話等の数の測定は、欧州諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。現下の新型コロナウイルスの感染拡大を受けた制限を踏まえ、物理的な往来に加え、電話やテレビ会議形式等での実施回数を含めることとした。また、定量的な実施回数に加え、その成果等の定性的な観点を加味して評価を行うことが適当。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①欧州地域との総合的な関係強化（　＊　）	１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展 EUとの関係においては、日EU　定期首脳協議、日EU　外相協議及び日EU政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。 欧州地域との政治的対話を継続･促進し､具体的な協力を推進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。				1-1 1-5

	２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化 NATO の関係では、日NATO 高級事務レベル協議等を通じて、NATO との対話を強化するほか、OSCEとの関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。さらに、これら機関との具体的な協力を推進する。 日欧間で安全保障上の協力を推進することは、自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、グローバルに法の支配を促進するために重要である。				1-2 1-5
	３　欧州各国との法的枠組み構築のための協議 各条約・協定に関し、既に実質合意に至っているものについては、署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており、実質合意に至っていないものについては、実質合意に達することができるよう、引き続き政府間交渉を継続させる。また、政府間交渉を実施するに至っていないものについては、十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。 租税条約、社会保障協定及び航空協定は、日欧間の経済交流及び人的交流を促進する上で、重要である。				1-3
	４　欧州への対外発信を通じた対日理解の促進 招へい、有識者の派遣、欧州各国の主要シンクタンク等との協力によるセミナー等の開催を実施する。 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築・強化し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。				1-1 1-2 1-4 1-5
	５　ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進 アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには、両地域の共通の課題・関心事を中心に、様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり、個別具体的な案件については、ASEM の各種専門分野別の会合等を通じて、両地域の関係者の間で議論を深めつつ、協力関係を構築する。 ASEMの各種会合への建設的関与とASEMの各種課題の改善に貢献することは、我が国と基本的価値を共有し、国際社会で影響力を維持させている欧州との間の対話と協力を進展させることにつながり、欧州地域との総合的関係の強化に資するものである。				1-1
	18 (13)	15 (9)	13 (4)	3	0029
②日・OSCE 共催会議関係経費 （令和元年度）	OSCE は、知見や経験の共有を図ることを目的に、毎年アジア・パートナー国との共催会議を開催しており、令和元年度に同会議（OSCE アジア共催会議）を日本で開催した。同会議には、OSCE 事務局のほか、加盟 57 か国、アジア・パートナー国（5 か国）及び地中海パートナー国（6 か国）の計 68 か国代表、EU や国連等の関連機関からの出席を得た。 これにより、本会議の場を活用し、日 OSCE の関係強化を図るだけでなく、日本を取り巻くアジアの安全保障環境に関する認識を OSCE 加盟国等と広く共有し、また、日本の政策を発信することにより OSCE 加盟国の日本に対する理解・協力を促進することが可能となった。				1-2 1-4
	―	5 (2)	― (―)	―	―
③欧州安全保障協力機構軍備管理・軍縮会合（OSCE）拠出金 （平成８年度）	OSCEは、紛争予防、危機管理、紛争後の再建を通じて、加盟国の相互を橋渡しし、信頼醸成を行う機関であり、OSCEは、経済・環境及び人権・民主主義面においても選挙監視や各種プロジェクトを実施している。特に、OSCEは、冷戦終焉後、特に民主主義と法の支配の確立が地域の安全保障上不可欠であるとの考えの下、アフガニスタン及び中央アジアにおいて多くのプロジェクトを実施し、その実績は国際社会においても高く評価されている。世界最大の地域安全保障機構であるOSCEは、57か国が加盟し、我が国を含む11か国がパートナー国となっているところ、我が国は、分野的にも地域的にも幅広いOSCEプロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性の社会進出支援プ				1-2

	ロジェクト等を中心とする我が国の政策に合致し、かつ費用対効果の高い適切な案件を支援している。 上記のOSCEを通じた我が国の支援は、地域の安全保障環境の改善に貢献する。				
	90.7 (90.7)	23 (23)	76 (76)	0.4	0205
④北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金(任意拠出金) (平成19年度)	NATOは、主に欧州・中央アジアの旧共産主義国、アフガニスタン、中東といった、民主化途上にある非NATO加盟国の民主化・安定化を支援する協力の枠組みである平和のためのパートナーシップ（PfP）を通じ、同信託基金の枠組みで、不発弾処理、小型武器弾薬等の破壊を含む危機管理関連等の様々なプロジェクトを実施している。我が国は、各種プロジェクトへの拠出を行うことにより、中央アジア・コーカサス地域及びアフガニスタン等における平和構築事業に高い実績及び経験を有するNATO及び関係諸国と緊密に連携するとともに、我が国単独では支援困難な分野において貢献を行うことが可能となっている。 こうした我が国の取組は、中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与するとともにNATO及び関係諸国との関係強化につながる。				1-2
	6.5 (6.5)	4.5 (4.5)	3.1 (3.1)	2.9	0269
⑤アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(義務的拠出金) (平成9年度)	ASEMの唯一の常設機関であるASEFは、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交流等の分野で活動している。我が国は、上述の事業を企画・開催するASEF事務局の人件費、施設維持管理費等の経常経費に利用されている本件義務的拠出金の拠出を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEFにおける具体的な貢献を行っている。 このような貢献は、ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項（アジアの安保環境、テロ対策、質の高いインフラ等）に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。				1-1
	9 (9)	11 (11)	13 (13)	12	0272
⑥アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(任意拠出金) (平成9年度)	ASEMの唯一の常設機関であり、プロジェクト執行機関であるアジア欧州財団(ASEF)は、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交流等の分野で事業を実施している。 プロジェクト実施経費への我が国の貢献（任意拠出金）を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEFにおける具体的な貢献を行っている。このような貢献は、ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項（アジアの安保環境、テロ対策、質の高いインフラ等）に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。				1-1
	2 (2)	2 (2)	5,694 (5,694)	1	0281

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

１　西欧諸国との対話を継続・促進する。
２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
３　人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会所信表明演説（令和３年１月 18 日）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標２－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

令和２年度目標

１　会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

（１）英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU 離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英 EU 間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

（２）フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019－2023 年）」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

（３）イタリア

令和元年９月に成立した「五つ星運動」と民主党の連立政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

２　議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。
３　招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
４　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

１　協力関係の促進

（１）英国

首脳レベルでは、菅総理大臣就任後の９月に首脳電話会談を実施し、英 EU 間の将来関係交渉が移行期間内に妥結することを求めつつ、経済分野での連携を確認したほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日英の安全保障分野の協力を強化していくことで一致した。令和３年２月の電話会談では、Ｇ７及び COP26 の議長国である英国と、ポスト・コロナの国際秩序の形成や気候変動分野で国際社会をリードすべく連携していくことで一致したほか、地域情勢に係る懸念を共有し、連携を確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計３回の外相会談を行った。５月の電話会談では、新型コロナウイルスへの対応において治療薬やワクチン開発等での協力を更に進展させることを確認した。６月の電話会談では、香港情勢を含む地域情勢についての連携を確認した。８月には、茂木外務大臣が英国を訪問し、ラーブ外務・開発相と会談を行い、日英安保・防衛協力が大幅に具体的進展を遂げていることを歓迎するとともに、更なる協力の推進に一致した。また、茂木外務大臣は、トラス国際貿易相との間で、６月のテレビ会談において経済パートナーシップ構築のための交渉を立ち上げ、８月の訪英時には直接協議を行った。９月のテレビ会談において大筋合意となり、10 月に東京において日英 EPA が署名された。さらに、令和３年２月、茂木外務大臣は岸防衛大臣と共に、ラーブ外務・開発相とウォレス国防相との間で第４回日英「２＋２」をテレビ会議形式で実施した。四大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋安全保障を含む様々な分野において引き続き協力していくことや、経済的手段によるものを含む地域の他者に対する威圧の試みに反対することを確認したほか、英空母打撃群の東アジアを含む地域への展開を歓迎し、この機会に共同訓練の実施等に向け調整していくことで一致した。また、令和３年３月、英国は「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」を公表し、日本を「安全保障面を含め、最も緊密な戦略的パートナーの一つ」と位置付けた。

（２）フランス

首脳レベルでは、10 月、菅総理大臣はマクロン大統領と首脳電話会談を実施し、共に「インド太平洋国家」として、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力強化を含め、二国間関係の更なる進展に向けて協力していくことを確認するとともに、拉致問題を含む北朝鮮問題への対応においても協力していくことで一致した。また、両首脳は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計３回の外相会談を行った。５月及び６月、茂木外務大臣はル・ドリアン欧州・外務相と電話会談を行い、新型コロナウイルス対応や国際場裡における協力に加え、インド太平洋における日仏協力を進めていくことを確認した。10 月、茂木外務大臣はフランスを訪問し、ル・ドリアン欧州・外務相と会談及びワーキングディナーを実施し、新型コロナ対応やインド太平洋における二国間協力の推進、東シナ海・南シナ海や北朝鮮などの地域情勢について引き続き緊密に連携していくことを確認した。

（３）イタリア

首脳レベルでは、菅総理大臣就任後の 10 月にコンテ首相と首脳電話会談を実施し、新型コロナウイルス対策などで国際社会が直面する諸課題について、Ｇ７やイタリアが令和３（2021）年に議長国を務めるＧ20 等において緊密に連携していくことで一致した。また、令和３年３月には、ドラギ首相との首脳電話会談を行い、菅総理大臣から首相就任への祝意を述べるとともに、Ｇ20 サミットの成功に向けて連携することで一致したほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け具体的な成果につなげていきたい旨を述べ、ドラギ首相から賛同を得た。

（４）その他

４月、安倍総理大臣は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を収束させるため、国際的に認知された医療先進国である両国の間で引き続き緊密に連携・協力していくこと及び基本的価値を共有する両国が様々な分野で関係を一層強化していくことで一致した。

５月、安倍総理大臣は、ベッテル・ルクセンブルク首相と電話会談を実施し、ルクセンブルクから要請があったアビガン錠の提供を含め、新型コロナウイルス対策等について意見交換を行った。同月、茂木外務大臣は、レインサル・エストニア外相、トールダルソン・アイスランド外相、ブロック・オランダ外相とそれぞれ電話会談を実施し、アビガン錠の提供を伝達するなど新型コロナウイルス対策等について意見交換を行った。さらに、茂木外務大臣は、ゴンサレス・スペイン外相と電話会談を実施し、新型コロナウイルス対応において、各国の情報・教訓・知見を共有することや、治療薬の開発に向けて協力することが重要であるとの点で一致した。

６月、菅総理大臣は、サンチェス・スペイン首相と電話会談を実施し、新型コロナウイルス対策に関して引き続き連携・協力していくこと、また、交流を再開できる状況になった際には、二国間関係の一層の発展に向けて協力していくことで一致した。

８月、茂木外務大臣は、コフォズ・デンマーク外相と電話会談を実施し、アビガン錠の供与や両国間の治療薬の開発協力等、新型コロナウイルス対策を始め、国際社会が直面する諸課題につき連携していくことを確認した。また、日デンマーク間の戦略的パートナーシップに基づく協力関係を強化することで一致した。

９月、茂木外務大臣は、日本の外務大臣として平成14年以来となるポルトガル訪問を実施し、レベロ・デ・ソウザ大統領へ表敬訪問したほか、サントス・シルヴァ外相と外相会談を実施した。サントス・シルヴァ外相との間で、令和２年の日ポルトガル修好160周年や令和３（2021）年前半ポルトガルがEU議長国を務めることを踏まえ、二国間関係を一層強化し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を一層推進していくことで一致した。

11 月、茂木外務大臣は、ハーヴィスト・フィンランド外相と電話会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力や、気候変動、国際保健問題等国際的な諸課題について連携していくことで一致した。同月、茂木外務大臣は、ソーライデ・ノルウェー外相と電話会談を実施し、ノルウェーが令和３年から国連安保理の非常任理事国となることも踏まえ、拉致問題を含む北朝鮮への対応等につき、一層緊密に連携していくことで一致した。また、茂木外務大臣は、コーヴニー・アイルランド外務・国防相と電話会談を実施し、国連安保理を含む国際場裡での協力やEUにおけるインド太平洋の議論において連携していくことで一致した。

12 月、菅総理大臣は、ルッテ・オランダ首相と電話会談を実施し、二国間関係を一層強化するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携することで一致した。同月、菅総理大臣は、ソールベルグ・ノルウェー首相と電話会談を実施し、ノルウェーが令和３年から国連安保理の非常任理事国となることも踏まえ、拉致問題を含む北朝鮮への対応等で連携していきたい旨述べ、両首脳は国際場裡における連携の強化に一致した。

令和３年３月、菅総理大臣は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、経済、気候変動、デジタル等幅広い分野で二国間関係を一層強化していくことに一致した。

２　議員間交流等

10 月、リトアニアのカウナスにおける杉原千畝記念碑の除幕式において大島衆議院議長のメッセージを駐リトアニア山崎大使が代読し、中曽根日リトアニア友好議連会長のビデオ・メッセージを放映した。

３　招へい

新型コロナウイルスの影響により、対面・オンラインいずれも実施せず。令和元年度「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」案件について、在外公館にてPDCAシートを作成しフォローアップを実施した。

４　未訪問国等

12 月、令和２（2020）年が日・アンドラ外交関係樹立25周年となることを記念し、茂木外務大臣はウバック・フォン外相との間で二国間関係強化に関する共同文書を発表した。

令和３年度目標

１　会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

（１）　英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、国際的課題への対応における連携協力を推進する。日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英国のEU離脱による日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

（２）フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019－2023年）」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

（３）　イタリア

令和３年２月に成立したドラギ政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

２　議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。

３　招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
４　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政府間対話に関する実績を測ることは、国際社会において大きな影響力を有し、我が国と基本的価値を共有する西欧諸国と関係を強化するとの施策の進展を把握する上で重要であるため。

また、西欧諸国との関係強化や協力の推進にはより多くの国々と政府ハイレベルの対話を行うことが効果的であるため。

測定指標２－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携して対処するため、更なる政策調整・協力を進展させる。

令和２年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

１　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。EU 離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英 EU 間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

２　フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019－2023 年）」を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

３　イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

４　その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　英国

安全保障・防衛分野では、８月、海上自衛隊は英フリゲート「アーガイル」とアラビア海北部西方海域において海賊対処共同訓練を実施した。

英国の EU 離脱については、在外公館での情報収集を通じて関連動向を把握するとともに、累次の機会を通じて、日系企業への悪影響を最小限するための働きかけを継続的に実施した。

文化面では、新型コロナウイルス拡大の影響により、「日英文化季間 2019-20」関連行事の中止や延期が相次いだ一方で、ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館「着物展」の展示やセミナー、ジャパン祭り等オンラインでの開催等も行われた。こうした状況を受けて、「日英文化季間」は令和３（2021）年末まで延長された。

２　フランス

10 月、第１回日仏インド太平洋作業部会をオンラインで開催し、自由で開かれたインド太平洋を実現するための具体的な日仏協力について意見交換を行った。安全保障・防衛分野では、令和３年２月、仏海軍フリゲート艦「プレリアル」が佐世保に寄港した際、日仏米共同訓練を実施したほか、同艦は、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。

３　イタリア

６月、局長級でウェブ会議を実施し、新型コロナウイルスに係る情報共有や日伊ワーキング・ホリデー協定、アフリカにおける日伊 FOIP 協力といった二国間関係に加え、地域情勢等につき意見交換を行った。

４　その他

９月の茂木外務大臣のポルトガル訪問を踏まえ、11 月、局長級で日ポルトガル政務協議を実施。令和３（2021）年前半に EU 議長国を務めるポルトガルと幅広い分野での協力を確認するとともに、地域情勢に関する意見交換を実施した。

同月、宇山外務省欧州局長とソーアンセン・デンマーク外務審議官の間で日デンマーク政務協議をオンラインで実施し、二国間関係や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力、国際諸課題への対応等、幅広い分野での二国間関係の方途について意見交換を実施した。

12 月、日スペイン外務次官級政務協議を実施し、二国関係や地球規模課題等、幅広い分野での協力の強化の方途について意見交換を実施した。

令和３年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

１　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英国のＥＵ離脱による日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

２　フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023 年）」を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

３　イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

４　その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、頻繁な事務レベルの協議は、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行い、将来的なハイレベル間の対話の機会に結び付ける上で効果的であるため。

測定指標２－３　民間の人的・知的交流の進展

中期目標（--年度）

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

令和２年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

１　日英 21 世紀委員会

２　日本・スペイン・シンポジウム

３　杉原千畝「命のビザ」発給 80 周年

施策の進捗状況・実績

１　日英 21 世紀委員会

９月、第37回合同会議は、新型コロナウイルスを受けてオンラインで開催され、「日本、英国両国の政治・経済の現状」「パンデミック後の世界秩序」、「パンデミック後の貿易・投資」及び「グローバル・ガバナンスの能力と信頼の構築」を議題に討議が行われた。様々なレベルでの日英間の交流の促進、安全保障や貿易、保健衛生分野における協力といった政策提言が発出された。

２　日本・スペイン・シンポジウム

第21回日西シンポジウムは、新型コロナの影響で延期となった。令和３年度の実施（オンライン形式）に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

３　杉原千畝「命のビザ」発給80周年

９月、リトアニア政府主催で1940年の杉原千畝元在カウナス副領事による「命のビザ」発給80周年を記念した国際会議が開催され、茂木外務大臣がビデオ・メッセージを発出した。また、杉原千畝元副領事に関する展示を併設した「国際平和美術展」（京都）のにおいて、茂木外務大臣がメッセージを発出した。

11月、河津欧州局参事官が「神戸ユダヤ共同体」（神戸ジューコム）跡地案内板設置除幕式で挨拶した。

同月、ポーランド及び英国で「命のビザ」に関するシンポジウムを、ポーランドでは在ポーランド日本大使館とInstytut Pileckiegoが共催で、英国では在英国大使館がジャパンハウス・ロンドンと在英国リトアニア大使館との共催で実施した。

「命のビザ」に関するロゴマーク、パンフレット及び動画を作成した。

12月､国際社会及び英国内への広報を目的に、英国のThe Times及びFinancial Timesに「命のビザ」に関する記事を発出した。

令和３年１月、茂木外務大臣がランズベルギス・リトアニア外相と共同でイスラエルの英字紙Jerusalem Postに「命のビザ」に関して寄稿した。

令和３年２月、読売新聞の「命のビザ」に関する記事につき、河津欧州局参事官が取材協力した。

令和３年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

１　日英21世紀委員会

２　日本・スペイン・シンポジウム

３　エストニア及びラトビアとの友好100周年

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的・知的交流の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、シンポジウム、セミナー、周年事業等は多くの民間人が参加する事業であり、民間の人的・知的交流の推進に役立つため。

測定指標２－４　西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪については､国家元首･政府の長・外相等	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	①往訪数：３ ②来訪数：１ ③オンライン（電話含む）：32	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

西欧諸国との要人往来数の測定は、西欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。その際、定量的な往来数に加えて、その成果等の定性的な観点からも加味して評価を行うことが適切である。

達成手段

達成手段名（開始年度）	達成手段の概要（注）	関連する測定指標

<table>
<tr><td rowspan="2">（関連施策）</td><td colspan="3">予算額計(執行額)
（単位：百万円）</td><td>当初予算額
（単位：百万円）</td><td rowspan="2">行政事業
レビュー
事業番号</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①西欧諸国との二国間協力推進経費
(昭和元年度以前)</td><td colspan="4">１　西欧諸国との対話の継続・推進
　要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府ハイレベル間の対話を継続・促進する。
　これにより、政治・経済を始めとする関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力関係の強化に寄与する。</td><td>2-1</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　二国間及び共通の諸課題に関する政策調整・協力の推進
　事務レベルの緊密な政策協調・協力を推進する。
　これにより、二国間関係の強化や国際社会の共通の諸課題への対処に際する協力の継続・推進に寄与する。</td><td>2-2</td></tr>
<tr><td colspan="4">３　人的・知的交流、民間交流の維持・促進
　周年事業やシンポジウム・セミナー等を支援・活用する。
　こうした民間の人的・知的交流の維持・促進は、各国との重層的な関係の維持・強化に寄与する。</td><td>2-3</td></tr>
<tr><td>30
(29)</td><td>31
(29)</td><td>2
(31)</td><td>3</td><td>0030</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

１　政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を強化する。

２　シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）

測定指標３－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（令和４年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

令和２年度目標

１　ドイツ

英国の EU 離脱により欧州で一層存在感を高め、また、令和２（2020）年後半には EU 議長国を務めるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

２　ウクライナ

東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、ウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

３　西バルカン諸国

国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、政府間対話の更なる活発化を進めていく。

４　Ｖ４諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

共通の課題に取り組むパートナーであるＶ４諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「Ｖ４＋日本」の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、Ｖ４各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。令和元年の日・ポーランド国交樹立 100 周年、日・ハンガリー外交関係開設 150 周年、令和２年の日・チェコ、日・スロバキア交流 100 周年という節目の年を連続して迎えるＶ４諸国と、周年のモメンタムをいかして幅広い分野での進展及び人的交流の拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う各国および日本での水際対策の強化により、対面での要人往来は全面的な見直しを余儀なくされた。

１　ドイツ

新型コロナウイルスの影響により、要人往来が大幅に制限された結果、対面での会談が行われず、２度の首脳会談及び１度の外相会談はすべてオンライン形式での実施を余儀なくされた。また、例年相互開催されている日独フォーラムは延期となった。外相テレビ会談では９月にドイツが、インド太平洋における航行の自由、法の支配、連結性といった理念の重要性を強調する「インド太平洋ガイドライン」を閣議決定したことを受け、茂木外務大臣から、この決定を高く評価する旨述べ、両大臣は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携を強化していくことで一致した。

２　ウクライナ

新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化する中、東部・クリミア情勢解決に向けたウクライナの努力を支持し、Ｇ７を始めとする各国との連携を重視しつつ政策調整を行った。また、平成 26（2014）年のウクライナ情勢悪化以降に我が国が積極的にウクライナ国内改革を支持してきたことを背景

に、Ｇ７大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みを活用し、ウクライナにおける感染症対策や保健分野を優先しつつ、司法改革・汚職対策・経済問題への対応等を継続し、ウクライナ政府幹部とも頻繁な意見交換を行った。

３　西バルカン諸国

欧州では感染状況が深刻化し、西バルカン諸国において我が国は在外公館を通じて、各国の水際対策、医療状況、ワクチン確保状況等についての情報収集を実施した。欧州の中でも特に医療体制が脆弱な地域にあって、現地在留邦人や渡航者に向けた情報提供が重要となったが、施策は頻繁に変更され、情報整理は困難を極めた。同諸国の社会経済安定化支援の一環として西バルカン諸国において必要とされる医療支援のため、アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、及びボスニア・ヘルツェゴビナにおいて新型コロナウイルス治療薬として期待されているアビガンの治験を目的とする供与を行い、各国のハイレベルから高い評価を受けた。

４　Ｖ４諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

ポーランドとの間では、４月に外相電話会談を行い、令和２年１月のモラヴィエツキ首相訪日の成果をフォローアップしていくことを確認したほか、12 月に宇都外務副大臣とヤブウォンスキ・ポーランド外務次官との間で電話会談を行い、７月からＶ４議長国を務めるポーランドの間で緊密に協力していくことで一致した。

ハンガリーとの間では、５月に外相電話会談を行ったほか、令和３年３月にはシーヤールトー外務貿易相が訪日し、東京で外相会談を行った。同会談では、地域や国際社会が直面する諸課題について連携していくことで一致し、同年７月からＶ４議長国に就任するハンガリーとの間で「Ｖ４＋日本」協力を一層推進していくことで合意した。

チェコ及びスロバキアとの間では、「日本・チェコ交流 100 周年」及び「日本・スロバキア交流 100 周年」を迎えたが、現地の感染症の状況を受けた規制等により、予定されていた文化関係者が渡航できず、また時期によっては実施に大きな制約を受けた。規模を縮小しつつも、チェコ上院における狂言公演（少人数を招待した屋外での公演に加え、ライブストリーミングも実施）、スロバキア外相の参加も得た桜植樹事業（非オンライン）等両国で可能な行事を開催し、両国の相互理解が深まった。スロバキアとの間では、12 月に中西外務大臣政務官とクルス・スロバキア副外務・欧州問題相との間でテレビ会談を行い、これまでの要人往来や今回の周年事業等により、二国間関係強化の機運が高まっていることを確認した。Ｖ４全体との関係では、Ｖ４が令和３年２月に発足 30 周年を迎えたことを踏まえ、茂木外務大臣発Ｖ４各国外相宛祝辞を発出し、双方において「Ｖ４＋日本」協力の一層の強化が確認された。

５　その他特記事項

クロアチアとは外相電話会談（７月）を実施し、令和２（2020）年前半の EU 議長国を務めた同国と、西バルカン諸国の欧州統合プロセスについて協議した。ルーマニアとも外相電話会談（10 月）を行い、令和３（2021）年に迎える外交関係樹立 100 周年に向けあらゆる分野における関係を着実に強化していくことを確認した。

令和３年度目標

１　ドイツ

新型コロナウイルスの感染状況改善を見据えて、対面での交流の再開を目指す。特に、英国の EU 離脱により欧州で一層存在感を高め、「インド太平洋ガイドライン」発表など、インド太平洋地域への関心の高まりが見られるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題（ポスト・コロナの国際秩序に係る議論を含む）に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

２　ウクライナ

東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、新型コロナ感染症の状況を踏まえた対面での二国間対話の再開・拡大の可能性を追求しつつウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

３　西バルカン諸国

国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、ポスト・コロナを見越した我が国の支援を含めテレビ会議等も活用した政府間対話の更なる活発化を進めていく。

４　Ｖ４諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）
EU の中で存在感を増すＶ４諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「Ｖ４＋日本」の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、Ｖ４各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。伝統的に良好な二国間関係に基づき、新型コロナの状況下においても幅広い分野での協力の進展及び人的交流の拡大を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間関係の強化や国際社会の課題における協力の推進のためには、特に政府ハイレベルや議員間の対話を通じて、相互理解や信頼関係を深化させつつ、協力・連携を確認する機会を多く設けることが効果的であるため。

測定指標３－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊

中期目標（令和４年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症への対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和２年度目標

１　ドイツ
平成 30 年度、令和元年度と２年続けて延期となった次官協議を実施する。また、令和２年後半に EU 議長国を務めるドイツに対し、我が国の認識を事前にインプットし、我が国の外交政策と歩調を合わせた形でドイツが EU 議長国としてのリーダーシップを発揮するよう働きかけを行う。

２　ウクライナ
実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

３　西バルカン諸国
西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③ODA を通じた社会経済改革支援、④EU 加盟に向けた個別課題での知見共有並びに⑤経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU 各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

４　Ｖ４諸国
「Ｖ４＋日本」政策対話やＶ４各国との実務レベルの協議を継続し、Ｖ４の内外政策のフォローや、Ｖ４諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

１　ドイツ
次官協議については、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での実施は実現しなかったが、５月及び 12 月にテレビ形式で協議を実施し、インド太平洋地域における日独協力等について意見交換を行うとともに、二国間関係や地域情勢、両国の新型コロナを巡る状況についても議論した。

２　ウクライナ
新型コロナ感染症拡大のために対面での二国間対話が困難となる中で、限られた手段を用いつつ双方の首都ベースで政策・経済・文化分野等での対話を継続し、更なる関係強化及び信頼関係の構築に務めた。特に、安全保障分野においては、令和２年１月に開催した第２回日・ウクライナ・サイバー協議のフォローアップとして、令和３年３月、内閣サイバーセキュリティーセンター（NISC）とウクライナ国家安全保障・国防会議（NSDC）間での協力覚書を署名したほか、令和３年３月には初となるウクライナ国防相の訪日が実現し、防衛相や外務副大臣とのビデオ会談等を実施した。また、令和３年２月にはウクライナの有力シンクタンクで日・ウクライナ関係を中心としたオンラインセミナーを実施する等、ウクライナの政府関係者や有識者等の関与を得て、我が国を取り巻く安

全保障環境や東アジア情勢等について積極的なインプットを行った。

3　西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との対話の強化に資する事業を実施した。EU 加盟に伴い日本の ODA 卒業国となったブルガリアとの協力を拡大し、同国の西バルカン諸国への開発支援に資するため、ブルガリア・ソフィア大学における JICA チェア（日本研究講座設立支援事業）の一環として、オンライン短期集中講座による日本の開発協力についての知見の共有を行った。北マケドニアではスコピエ大学において、日・ブルガリア・北マケドニアの三角協力による大学間連携事業として、前年度に引き続き中小企業経営人材育成講座を行った（オンラインでの実施となった）。アルバニアに所在する西バルカン基金との協力事業として西バルカン諸国におけるコロナ禍を受けた市民社会の持続可能性についてのウェビナーを実施した。各国ともに新型コロナ対策に注力せざるを得ない中、また、防疫措置に伴う水際対策により、MIRAI、防災協議等の招へい事業は実施が困難となった。

4　Ｖ４諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

Ｖ４議長国チェコの下、６月に「Ｖ４＋日本」政策対話をオンラインで実施（当初４月にプラハで実施予定であったが新型コロナの影響により中止。）。また、11 月にＶ４議長国ポーランドのイニシアティブにより、サイバーセキュリティをテーマとした「Ｖ４＋日本」セミナーをオンラインで実施したほか、12 月には宇都外務副大臣と駐日Ｖ４各国大使との意見交換を実施するなど、新型コロナにも関わらず、Ｖ４各国との間で緊密に意見交換し、関係を維持・強化することができた。コロナ禍において、ポーランド政府との協力により、４月及び５月にチャーター機による自国民の帰国オペレーションを実現した。

5　その他特記事項

「GUAM＋日本」協力として、令和３年３月に GUAM 参加４か国及び事務局の税関関係者を対象に、財務省の協力を得つつ税関ワークショップをオンラインにて開催した。コロナ禍においてもオンラインでの対話を継続し、今後の税関分野における協力の強化を図った。

令和３年度目標

1　ドイツ

新型コロナウイルスの感染状況の改善を受けて、独新政権との間で対面での次官協議のほか、PD 級、PM 協議等、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、ドイツのインド太平洋地域への関心の高まりを踏まえつつ、同地域及び国際社会の諸課題（ポスト・コロナの国際秩序形成に向けた議論を含む）に一致して取り組むべく政策調整を行う。

2　ウクライナ

新型コロナ感染症の状況を踏まえた対面での二国間対話の再開・拡大の可能性を追求しつつ、実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3　西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③ODA を通じた社会経済改革支援（含：ポスト・コロナの経済復興）、④EU 加盟に向けた個別課題での知見共有並びに⑤経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU 各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4　Ｖ４諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

「Ｖ４＋日本」政策対話やＶ４各国との実務レベルの協議を継続し、Ｖ４の内外政策のフォローや、Ｖ４諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

実務レベルで緊密に政策調整・協力を行うことで、二国間関係の強化及び国際社会の共通の諸課題への協調した対応が可能となることから、次官級・局長・大使級協議の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標３－３　民間の人的・知的交流の進展

中期目標（令和４年度）

シンポジウム等の実施を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

令和２年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

１　日独フォーラム

２　将来の課題のための日・オーストリア委員会

３　「Ｖ４＋日本」セミナー

このほか、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促し、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　日独フォーラム

第29回日独フォーラムは、新型コロナの影響によって延期となった。他方、令和３年度の実施（オンライン形式）に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

２　将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナを巡る状況を踏まえ、オーストリアにて開催予定だった第24回会合を延期した上で、12月に両国委員長によるオンライン形式での意見交換を実施し、両国の新型コロナウイルス感染症を巡る現状と課題等について活発な議論が行われた。

３　「Ｖ４＋日本」セミナー

11月にＶ４議長国ポーランドのイニシアティブにより、サイバーセキュリティをテーマとした「Ｖ４＋日本」セミナーをオンラインで実施し、日本政府を代表し外務省サイバー政策担当大使が基調講演を行ったほか、Ｖ４各国から計８企業が講演を行い、民間企業関係者も交えて活発な意見交換が行われた。

４　その他特記事項

令和３年３月に、ポーランド投資・貿易庁（PAIH）及び在京ポーランド大使館が共催した投資セミナーにおいて、政府関係者や日本企業の参加を促し、対ポーランド投資に関する活発な意見交換が行われた。また、２月にウクライナの有力シンクタンク主催の日・ウクライナ関係を中心としたオンラインセミナー、同３月にウクライナ国立戦略研究所と日本国際問題研究所幹部等によるウクライナを含めた国際情勢をテーマとしたオンライン意見交換会を実施した（共に日本の有識者複数名が出席）。

令和３年度目標

１　日独フォーラム

新型コロナを巡る状況を踏まえつつ、第29回日独フォーラムの実施に向けて、引き続き、調整を行っていく。

２　将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナを巡る状況を踏まえつつ、第24回会合の実施に向けて、人的・知的交流の促進や二国間関係の強化に資するテーマの選定を含め、引き続き、調整を行っていく。

３　「Ｖ４＋日本」セミナー

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的交流を促進することは二国間の幅広い分野における協力を促進するだけでなく、知見の共有を通じて国際社会の諸課題に対する取組や解決策を検討することに寄与することから、シンポジウム等の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。シンポジウムやフォーラムを通じて、民間人同士がネットワークを広げる場を提供することで、民間の人的交流の促進が期待され

るため。

測定指標３－４　中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）				
往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	――年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。	①往訪数：０ ②来訪数：２ ③オンライン（電話含む）：13	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中・東欧諸国との要人往来の測定は、中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用であるため。国際社会の諸課題に対する日本の政策や問題意識を伝え、支持を得るとともに、連携強化につなげる機会とするため。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①中・東欧諸国との二国間関係の強化（　＊　）	１　中・東欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府間の対話を実施する。 これにより、政治・経済を始めとする二国間関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。				3-1 3-4
	２　共通の諸課題に関する協議・政策調整 二国間の協力案件や懸案、国際社会における共通の諸課題について、政策調整・協力を進める。 これにより、共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。				3-1 3-2
	３　人的・知的交流、民間交流の維持・促進 民間の人的・知的交流を維持・促進する。 これにより、各国との関係の維持・強化に寄与する。				3-3
	25 (16)	24 (23)	28 (8)	26	0031
②ベルリン日独センター分担金（昭和 60 年度）	ベルリン日独センターは、①エネルギー、環境、開発、海上安全保障、核不拡散等の日独が直面するグローバルな課題及び②少子高齢化、研究開発、イノベーション等の日独が取り組むべき優先課題をテーマとした会議を中心とする事業を年間20～30件実施しているほか、日本の多様な文化を幅広い年齢層に広める観点から、展覧会、ワークショップ等の文化事業を年間約20件実施している。さらに、日本語講座や日独通訳研修会等を通じて、ドイツにおける日本語普及や日独通訳の育成に取り組んでいる。 本センターを通じたこうした我が国の貢献は、日独及び日欧の「学術の出会いの場」を提供するとともに、日独・日欧間の交流・協力の促進に寄与する。				3-3
	112 (112)	118 (118)	111 (111)	109	0180
③ボスニア和平履行評議会（PIC）拠出金	３つの民族がモザイクのように居住し、ボスニア紛争において約20万人の犠牲者を出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナ（BH）においては、平成７（1995）年12月に国際社会の関与の下、デイトン和平合意が結ばれ、				3-2 3-3

（義務的拠出金） （平成９年度）	平成４（1992）年以来の武力紛争が終結した。本拠出金は、同和平合意に基づき、BHの和平履行を司る最高責任者である上級代表（HR）の活動をサポートする上級代表事務所（OHR）の運営経費を負担するもの。我が国は、BHの和平履行を監督する国際的な枠組みである和平履行評議会（PIC）の主要メンバーであり、平成９（1997）年以降、継続して拠出している。 　こうした我が国の貢献は、BH及び西バルカン全体の平和と安定に寄与するとともに、Ｇ７の一員、グローバル・パワーとして、世界の平和と安定に積極的に貢献する我が国の姿勢を示す上で重要である。				
	64 (64)	68 (68)	65 (65)	64	0181

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野４　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

１　首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。

２　北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。

３　日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、平成 28 年５月の日露首脳会談で具体化に向けた取組を進めることで一致した８項目の「協力プラン」等の互恵的な協力を着実に進展させる。

４　地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

５　防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。

６　各種招へい事業、交流事業等を実施する。令和２年度は「日露地域交流年」を開催し、年度を通じて民間主催行事も含め 100 件以上の様々な交流行事の実現を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標４－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（--年度）

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

令和２年度目標

１　領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。

２　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って平和条約交渉を進展させる。

３　活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

１　新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を３回、外相電話会談を２回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう、直接働きかけるとともに、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野について協議を行った。事務レベルでも、次官級協議（６月、12 月）を含む様々なレベルで、こうした幅広い分野について活発な議論を行った。

２　５月の日露首脳電話会談及び日露外相電話会談では、平和条約交渉を含む協議・協力をしっかり進めていくことで一致した。菅政権発足後、９月の日露首脳電話会談では、プーチン大統領から、平和条約締結問題も含め、二国間のあらゆる問題に関する対話を継続していく意向であると述べたのに対し、菅総理大臣から、日露関係を重視しており、平和条約締結問題を含め、日露関係全体を発展させていきたいと述べた。その上で、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳会談で「1956 年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。10 月の日露外相電話会談では、両外相は、平和条約交渉を含む日露間の協議や協力について前進を図るべく、引き続き外相レベルでも率直に議論を重ねていくことで一致した。

３　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、議員間交流にも制約が出ている中で、オンライン形式での対話により、両国の議員・議会間交流の継続を支援している。例えば、７月に露「統一ロシア」党主催国際会議「新型コロナウイルス感染拡大における安全保障分野での協力」に逢沢日ロ

友好議員連盟会長が出席した。また、令和３年１月、コサチョフ連邦院国際問題委員長（「連邦院露日議会間・地域間支援協議会」会長）と世耕参議院自民党幹事長（「参議院自民党・日露議員懇話会」会長）がオンライン形式で、日露議会間交流に関する意見交換を行った。

令和３年度目標

1　領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。

2　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く交渉に取り組む。

3　活発な議員・議会対話の継続を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政府間対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

インド太平洋地域における戦略環境が大きく変化しつつある中、政治対話を通じ、日本とロシアが、最大の懸案である領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、地域の重要なパートナーとしてふさわしい関係を構築し、政治、経済、人的交流等、幅広い分野において日露関係全体を発展させることは、我が国の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要である。

測定指標４－２　平和条約交渉　＊

中期目標（--年度）

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

令和２年度目標

1　領土問題の解決に向けた協議を継続する。

平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って、平和条約交渉を進展させる。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。令和元年度に実施した航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

2　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

1（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を３回、外相電話会談を２回実施した。菅政権発足後、９月の日露首脳電話会談では、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳会談で「1956 年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。次官級協議についても、２回実施した。

（2）平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については、平成 29 年９月の日露首脳会談で特定された５件のプロジェクト候補を具体化すべく、首脳間、外相間に加え、次官級協議及び局長級作業部会などを通じてロシア側と議論を重ねてきている。令和２年度には、４回の局長級作業部会、２回の次官級協議に加え、外相会談、首脳会談においても議論を行った。

（3）令和２年度の航空機墓参を含む四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。

2　新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、令和２年度の四島交流、四島住民に対する人道支援、北方墓参、自由訪問の事業はいずれも実施困難となった。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域について、防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

令和３年度目標

1　領土問題の解決に向けた協議を継続する。

平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決し

て平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く交渉に取り組む。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

２　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談では、平和条約問題を解決するとの両首脳の真摯な決意が表明されるとともに、北方四島において、双方の法的立場を害さない形で、共同経済活動を行うための協議を開始することが合意された。また、元島民の北方四島へのより自由な往来に向けた手続の改善で一致した。菅政権発足後、９月の日露首脳電話会談では、両首脳は、安倍内閣総理大臣とプーチン大統領が平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳会談で「1956 年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。現在、こうした首脳間の合意に基づき、ロシア側との交渉を続けているところであり、その実現に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

北方四島における共同経済活動の実現に向けた取組や元島民のより自由な往来に向けた取組を積み重ねていくことは、平和条約締結にとってプラスになるものであり、中期目標の達成に資する。

測定指標４－３　貿易経済分野における協力　＊

中期目標（--年度）

エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

令和２年度目標

１　貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、８項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。

２　ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。

３　日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

１　８項目の「協力プラン」は平成 28 年５月に安倍総理大臣がプーチン大統領に提案してから５年が経過し、200 件以上の民間プロジェクトを創出している。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響による両国の経済関係に対する制約にもかかわらず、日露の企業によるウイルス迅速検査キットの共同開発を始め、両国の貿易・経済分野の協力の進展に向けて、引き続き様々なプロジェクトが生み出されている。

菅政権発足後に行われた９月の日露首脳電話会談においては、経済を含む幅広い分野で日露関係全体を発展させていくことで一致し、その後もオンラインを活用して、12 月には、次官級の協議である貿易経済に関する日露政府間委員会貿易投資分科会第 12 回会合及び地域間交流分科会第９回会合や、茂木外務大臣とレシェトニコフ経済発展相との間で、貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合がオンライン形式で行われた。その中で、両大臣は、引き続き８項目の「協力プラン」の下で両国の貿易・経済分野の協力を進展させていくことで一致した。

２　令和２年は新型コロナウイルス感染症の影響により、日露間の貿易額は令和元年比で 24.3％の減少となり、また毎年ロシアで開催され、多くの日本企業関係者が参加してきた大型のビジネス・フォーラムも中止・延期となった。こうした状況も踏まえ、貿易投資分科会第 12 回会合及び地域間交流分科会第９回会合を含め、オンラインを活用して各分野で日露間の対話を継続した。また、本省及び在外公館において、ロシアでのビジネス継続・新規案件の実施に向けた情報提供や必要な支援、露側への働きかけ等を行った。

３　日本センターは、ロシア国内６都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施している。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本人講師を派遣しての巡回講座、ロシア人研修生による訪日研修が取りやめとなったが、新たに開始したオンライン講座には約 5,600 人が参加した。

令和３年度目標

１　貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、８項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。

２　ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。

３　日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貿易経済分野における協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。
貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合における対話や日本企業のロシア進出の推進等上記目標の達成により、貿易経済分野において連携を深めていくことは、幅広い分野で日露関係を発展させていくことにつながる。

測定指標４－４　国際社会における協力

中期目標（--年度）

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

令和２年度目標

１　北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。

２　アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　首脳・外相電話会談等の機会を通して、北朝鮮情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的に関与するよう働きかけた。特に北朝鮮情勢に関しては、首脳レベルを始めとする様々なレベルで引き続き日露間で連携していくことを確認した。

２　アジア地域における日露協力について。

首脳レベルを始めとする様々なレベルでアジア太平洋地域における安全保障情勢について議論を行ったほか、テロ対策、軍縮・不拡散、ナゴルノ・カラバフ情勢といった課題について外交当局間で協議を行い、相互理解を深めた。

令和３年度目標

１　北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。

２　アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

インド太平洋地域における戦略環境が大きく変化しつつある中、国際社会の主要な問題についての国際社会での日露協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

また、ロシアとの間で国際社会・地域における様々な課題について協力していくことは、両国の戦略的利益に合致する。

測定指標４－５　防衛・治安分野における関係の発展

中期目標（--年度）

防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

令和２年度目標

１　安全保障分野

（1）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
（2）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
（3）非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。
2　治安分野
治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績
1　安全保障分野
（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、防衛当局間の各種交流・共同訓練等の多くは令和３年度に実施する方向で調整することとなった。
（2）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、12 月の森外務審議官とモルグロフ・ロシア外務次官との協議（テレビ会議）を始め、オンライン形式を活用しつつ、事務レベルでの意思疎通を継続した。
（3）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日露間及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が連携する形で行ってきている麻薬対策分野における訓練等は来年度に実施する方向で調整することとなった。
2　治安分野
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、治安当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続し、当省として必要な調整・支援を行った。

令和３年度目標
1　安全保障分野
（1）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
（2）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
（3）非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。
2　治安分野
治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
インド太平洋地域を含む国際社会の戦略環境が大きく変化しつつある中、日本とロシアが、安全保障、防衛交流及び海上保安の分野で協力を深めることは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、地域の安定と発展にとっても重要である。

測定指標４－６　文化・国民間交流の進展　＊

中期目標（--年度）
各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進する。

令和２年度目標
1　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
2　令和元年６月のＧ20 大阪サミットの際の日露首脳会談で発表された「日露地域交流年」に関連した行事を実施するとともに、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」で得られた交流の機運の裾野を地方まで広げていき、年間を通じて民間主催行事も含め 100 件以上の交流行事の実現を図る。

施策の進捗状況・実績

1　新型コロナウイルス感染拡大及び右に伴う日露両国間の渡航制限措置等により、各種スキームによる招へいが停滞したほか、多くの事業を対面で実施することが困難となったが、オンライン形式等を活用し新たな形式を採用することで、日露間の人的・文化交流や地域交流を維持・発展させることができた。
2　日露青年交流事業では４件実施し、約 200 人が参加した。日露草の根交流事業では 18 件実施し、約 6，500 人が参加した。文化交流事業では１件の事業を実施し、60 人が参加した。また、SNS 等を活用し、約 68 万人に対して人的交流や文化交流に係る情報発信を積極的に行った。
3　令和２年から３年にかけて実施されている「日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）」では、日本側で認定した事業数は 260 件を超え、約 21.6 万人が参加したオンラインでの日本文化紹介事業「J-FEST」を含め、参加者数は延べ約 47 万人を超えた。

令和３年度目標
1　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
2　新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、「日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）」を含め、交流年行事を確実に実施するとともに、交流年で得られた交流の機運を更に盛り上げていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
文化交流や人的交流に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。
各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び日露草の根交流事業の実施等上記目標の達成は、両国の相互理解を促進し、関係の強化に資する。また、「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」のダイナミズムを維持・発展させるために令和２年から令和３年にかけて「日露地域交流年」を実施することは、日露間の人的交流等を拡大し、日露関係全般を強化させるために重要。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①「北方領土復帰期成同盟」補助金 （昭和 40 年度）	北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結集を図る観点から設立された公益法人である（公社）北方領土復帰期成同盟に対し補助金を支出する。 これにより、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一、さらに国際世論の喚起を図ることは、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。				4-1 4-2
	37 (37)	37 (37)	37 (37)	37	0035
②ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化 （　＊　）	ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築するため、あらゆる分野における日露間の協力を進展させると同時に、日露間の最大の懸案である北方領土問題を解決し平和条約を締結することを目指した取組を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係を強化するとの目標の達成に寄与する。				4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6
	199 (244)	198 (185)	192 (163)	190	0034
③在ロシア日本センター事	日本センターを通じ、ロシア人企業経営者等を対象とする各種研修事業を実施することにより、露側経済人に対日関係増進の有益性と重要性を認				4-2 4-3

業を含む日露経済関係の強化 (平成15年度)	識させるのに加え、親日的実務家を育成し、併せて、日露両国の企業、地方自治体、経済団体等に対する支援を行う。 こうした取組により、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資活動の拡大及び深化を図ることで日本企業に裨益せしめるとともに、平和条約交渉のための環境整備に資する。				4-4
	568 (549)	559 (565)	573 (429)	551	0032
④北方四島住民との交流 (平成４年度)	北方四島在住ロシア人を対象として、北海道本島及び日本国内各地に招へいするとともに、北方四島住民支援事業として、①患者受入れ・治療、②医師・看護師等研修、③医療支援促進事業(医療専門家の北方四島への派遣による四島住民の医療ニーズの把握、より効率的な支援事業の実施等に向けた提言を含む報告書の作成)を実施する。 こうした取組は、平和条約交渉の促進に向けた環境整備に資する。				4-2
	279 (266)	269 (263)	270 (41)	272	0033
⑤ロシアにおける日本紹介事業 (平成28年度)	平成28年５月の日露首脳会談（於：ソチ）での合意に基づき、平成30年にロシアにおいて大規模かつ総合的な日本紹介事業を実施するための事前の調査及び広報を委託企業を通じ実施した。 こうした取組は、文化・国民間交流の進展のための環境整備に資する。				4-6
	1,236.3 (1,000.9)	207.9 (174)	0 (0)	0	－
⑥日露共同経済活動推進費（平成30年度）	平成28年12月の日露首脳会談（於：長門）での合意に基づき、北方四島における共同経済活動の実現のために、プロジェクトの内容や関連する法的課題等に係るロシア側との協議や、北方四島における調査等の活動を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。				4-2
	100 (57)	67 (26)	69 (0)	50	0036
⑦2018サンクトペテルブルク国際経済フォーラムへのゲスト国関連経費（平成30年度）	平成29年９月の日露首脳会談（於：ウラジオストク）での発表に基づき、平成30年５月に開催されるサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに参加する。ロシア国内のみならず欧米やアジア諸国からも閣僚や著名なビジネスマンが参加する同フォーラムにおいて、文化行事の開催を通じて我が国への理解を深めてもらう機会を提供する。 こうした取組は、同フォーラムにおける我が国のプレゼンスを示すとともに、親日派層・知日派層の拡大を図り、両国国民間の相互理解の促進に資する。				4-6
	53 (45)	0 (0)	0 (0)	0	－
⑧日露地域交流年（令和２年度）	令和元年６月の日露首脳会談（於：大阪）での合意に基づき、令和２年から令和３年にかけオープニングイベント（於：北海道）及び関係省庁、地方自治体、民間団体等との共催イベントを日露両国で実施する。 こうした取組は、親日派層・知日派層の拡大を図り、両国国民間の相互理解の促進に資する。				4-6
	－	－	187.7 (19)	132	0037

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野５　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

１　中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
２　「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
３　様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）

測定指標５－１　各国との対話・交流等の進展

中期目標（--年度）

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

令和２年度目標

１　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
２　議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
４　招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
５　中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果、コーカサス諸国との間では、河野外務大臣のコーカサス訪問の際に発表したコーカサス・イニシアティブ、のフォローアップをそれぞれ進める。
６　投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　政治対話について。
（１）中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話
　新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、12 月に必要な防疫措置をとった上でウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相が訪日したほか、複数の電話会談、テレビ会議を実施した。特に、９月の日・トルクメニスタン首脳電話会談に加え、８月には「中央アジア＋日本」対話・外相会合をオンライン形式で実施した。
・ウズベキスタン
　往 なし
　来 ウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相（12 月、麻生副総理兼財務大臣、茂木外務大臣、梶山経済産業大臣との会談）、（４月及び令和３年１月、麻生副総理兼財務大臣とウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易相とのテレビ会談）
・カザフスタン
　往 なし
　来 なし（５月及び 10 月、外相電話会談）
・キルギス
　往 なし
　来 なし
・タジキスタン
　往 なし
　来 なし（７月、外相電話会談）
・トルクメニスタン
　往 なし（12 月、トルクメニスタン永世中立 25 周年記念式典に際しての宇都外務副大臣ビデオ・メッセージ。12 月、メレドフ副首相兼外相主催シンポジウムにおける中西外務大臣政務官ビデ

オ・メッセージ）
来 なし（９月、首脳電話会談）
（２）コーカサス諸国との相互訪問
コーカサス諸国との関係でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、ジョージアとの外相電話会談を実施した。また、令和３年３月に開催された京都コングレスに出席するためマムマドフ・アゼルバイジャン法務相、バダシャン・アルメニア法務相が訪日し、上川法務大臣との間でそれぞれ会談を実施した。
２　議会間、議員間交流について。
外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流への支援を行っているが、コロナ禍の影響により書簡の交換など限られた形での支援となった。トルクメニスタンとの間では５月に友好議連間のテレビ会議が、ウズベキスタンとの間では令和３年３月にオンライン議会間フォーラムがそれぞれ実現し、外務省として必要な支援を行った。
３　外務次官級の政務協議について。
徳田中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、12 月にウズベキスタンと、令和３年３月にタジキスタンとの間で、オンラインによる政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方等について各国の外務次官との間で意見交換を行った。
４　招へいについて。
（１）戦略的実務者招へいとして、「中央アジア＋日本」対話・第６回専門家会合（令和３年３月、オンライン形式の公開セミナー）に合わせて中央アジア５か国から再生可能エネルギーに関係する政府関係者等５名をオンラインで招へいした。
（２）講師派遣事業として、令和３年３月、ウズベキスタン及びカザフスタンを対象とした宮家邦彦内閣官房参与による東アジア情勢に関する講演会をそれぞれオンラインで開催したほか、同月、ジョージアを対象とした武田真彦元一橋大学教授による日本経済に関する講演会をオンラインで開催した。
５　各国との関係強化について（安倍総理大臣の中央アジア訪問、コーカサス・イニシアティブのフォローアップ）。
（１）安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ
平成 27 年の安倍総理大臣による中央アジア５か国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や要人往来のみならず、経済を始めとする様々な分野で具体的な協力を進めている。特に、コロナ禍の中における質の高いインフラ支援として、トルクメニスタンで日本企業が実施する２案件（完工済み天然ガス加工プラントのメンテナンス事業及びガス火力発電所の新規建設事業）を円滑に進めるための支援を行った。また、同国政府が日本側との協力を希望する諸案件につき、案件毎に経済産業省とも連携しつつ日本企業の側面支援を行なった。ウズベキスタンについては、令和元年 12 月のミルジヨーエフ大統領訪日の際に署名した円借款案件「ナボイ火力発電所近代化計画（フェーズ２）」や「電力セクター能力強化計画（フェーズ２）」の着実な実施に向けて政府ハイレベルでの調整を継続するとともに、日本企業が実施するナボイ化学肥料プラント建設のコロナ禍における円滑な実施のための側面支援を行った。
（２）コーカサス各国との関係強化
平成 30 年９月に発表した「コーカサス・イニシアティブ」において「法の支配」を担う人造りへの支援を表明したことを受け、対日理解促進交流プログラム「MIRAI プログラム」グループ６（中央アジア・コーカサス地域対象）のテーマを「法の支配」とし、26 名の若手法律実務者を招へいして、外務省、裁判所、法律事務所、大学等における研修を実施する予定であったが、コロナ禍の影響により延期となっている。
６　投資協定について。
既に締結済みのウズベキスタン、カザフスタン及びアルメニアに加え、令和３年１月にはジョージアとの間で投資協定に署名。さらに下記４か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉中である。
・キルギス
交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。
・タジキスタン
交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。
・トルクメニスタン
交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。
・アゼルバイジャン

12 月、テレビ会議を実施。
7　その他
10 月にジョージアとの間で租税条約の正式交渉を開始し、令和３年１月に署名した。

令和３年度目標
1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
2 議員の相互訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
3 外務次官級の政務協議等を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に令和４年に中央アジア・コーカサス諸国との外交関係開設 30 周年を迎える機会を捉え、交流事業などの準備を進める。
6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
中央アジア・コーカサス諸国との対話や交流等の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続等上記目標の達成は、中央アジア・コーカサス諸国との関係を着実に強化する上で重要である。
・安倍総理大臣の中央アジア政策スピーチ(平成 27 年 10 月)
・「コーカサス・イニシアティブ」（平成 30 年９月、河野外務大臣のコーカサス３か国訪問時に発表）
・「中央アジア＋日本」対話 第７回外相会合共同声明（令和元年５月）
・「中央アジア＋日本」対話：実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画（観光、運輸・物流、農業）（令和元年５月）
・「中央アジア＋日本」対話・外相テレビ会合議長声明（令和２年８月、オンライン）

測定指標５－２　「中央アジア＋日本」対話の進展　＊

中期目標（--年度）
「中央アジア＋日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、中央アジアの「開かれ、安定し、自立的な発展」を支え、地域協力の発展のための「触媒」として地域及び国際の平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進する。

令和２年度目標
現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、第７回外相会合のテーマである観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。
1　「中央アジア＋日本」第 14 回高級実務者会合（SOM）
2　知的対話(東京対話)

施策の進捗状況・実績
1　「中央アジア＋日本」第 14 回高級実務者会合（SOM）について
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、８月に「中央アジア＋日本」対話・外相会合をオンライン形式で開催し、新型コロナウイルス感染症対策における中央アジアの域内協力及び日本との協力、令和４（2022）年の外交関係開設 30 周年を見据えた協力の在り方、次回日本で開催予定の「中央アジア＋日本」対話・第８回外相会合に向けた議論の方向性について活発な意見交換を行った。同会合において、第 14 回高級実務者会合（SOM）において第８回外相会合に向けた調整を行うこととされ、現在、同 SOM の令和３年度前半の開催に向けた作業が続けられている。
2　知的対話(東京対話)について
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京対話に替えて、令和３年３月、「中央アジア＋日本」対話・第６回専門家会合「クリーンエネルギー開発と中央アジアの新たな可能性」をオン

ライン形式による公開セミナーとして開催し、中央アジア５か国の実務専門家と日本側専門家（日本エネルギー経済研究所等）によるパネルディスカッションなどを行った。

令和３年度目標

１　「中央アジア＋日本」対話・第８回外相会合の開催
２　知的対話（東京対話）などの開催

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「中央アジア＋日本」対話に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

外相会合や知的対話（東京対話）などの実施による中央アジア諸国の今後の経済的・社会的発展に向けた日本と同諸国との協力の在り方に関する方向性の確認は、日本と同諸国との協力を安定的に進展させる上で重要である。

・「中央アジア＋日本」対話・第７回外相会合共同声明(令和元年５月)
・「中央アジア＋日本」対話：実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画（観光、運輸・物流、農業）（令和元年５月）
・「中央アジア＋日本」対話・外相テレビ会合議長声明（令和２年８月、オンライン形式）

測定指標５－３　中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	15	13	15

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成 27 年の安倍総理大臣訪問を契機として大きく高まった中央アジア・コーカサス地域とのハイレベル交流の流れを維持する上で、政務レベル以上の協議を今後も着実に継続していくことが重要である。一方で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う出入国制限等により交流機会が限られていることから、令和元年度目標 30 件の半分（テレビ／電話会談含む）を目指す。

参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位：億円)

（出典：財務省貿易統計）	実 績 値	
	令和元年度	令和２年度
	2,510	1,393

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①中央アジア・コーカサス諸国との関係強化 (平成 18 年度)	１　二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む) ハイレベルの要人往来に加えて、政治・経済・文化を含む幅広い分野の事務レベル・民間レベルの対話を通じて、中央アジア・コーカサス地域と我が国の関係を官民横断的に拡大する。 これにより、アジア、欧州、ロシア、中東を結ぶ地政学的な要衝に位置するほか、石油、天然ガス、ウランなどの豊富な天然資源を有し、地域全体の安定、テロとの闘い、麻薬対策といった国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく上でも高い重要性を有する中央アジア・コーカサス各国と我が国の二国間関係の強化に寄与する。				5-1 5-3
	２　各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援 中央アジア・コーカサス各国の持続的発展のため、各国の外交当局者や				5-1 5-2

	経済関係者等との協議や経済協力を実施する。また、エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても、近年経済効率性や環境に配慮したエネルギー転換への意欲が高く、日本のエネルギー技術への関心が増加しており、こうした技術を提供可能な日本企業の同諸国への進出を支援する。 　こうした取組を通じて中央アジア・コーカサス各国の持続的発展を支援することは、日本と各国との二国間関係の更なる強化につながる。				
	３　「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進 　平成16年８月に立ち上げた「中央アジア＋日本」対話の枠組みで高級実務者会合、東京対話を開催するとともに、中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協議を実施する。 　こうした取組により、地域協力の発展のための「触媒」として中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。				5-2
	４　人的、知的交流の促進 　中央アジア・コーカサス諸国の有識者を我が国に招へいし、また、我が国有識者を中央アジア・コーカサス諸国に派遣し、忌憚のない意見交換を行うとともに、中央アジア・コーカサス諸国の将来を担う若手外交官や青年を招へいする。 　これにより、中央アジア・コーカサス各国との人的、知的交流を促進させることは、二国間関係の強化に寄与する。				5-1 5-2
	14 (7)	14 (3)	14 (0.1)	10	0038

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅰ－５　中東地域外交（モニタリング）

令和３年度事前分析表（モニタリング）

（外務省３－Ｉ－５）

施策名（※）	中東地域外交
施策目標	多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和と安定及び経済的発展を支え、資源の安全供給を確保するとともに、中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。 １　湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア、リビア、イラク及びイエメンの安定や、アフガニスタンの復興等を始めとした地域の諸課題に対し、緊張緩和のための外交努力や政治対話、人道・開発支援を強化することで地域の安定化に貢献する。 ２　要人往来の強化を通じ、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、産油・産ガス国（特に、イラン、湾岸協力理事会(GCC)諸国）を始めとする中東・北アフリカ諸国からの資源の安定供給を確保しつつ、各国の経済・社会改革を後押しし、経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。
目標設定の考え方・根拠	エネルギー供給の多くを中東・北アフリカ地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要。近年緊迫化しつつあるペルシャ湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア・イラク情勢及び周辺国等における難民問題、アフガニスタンの復興、イエメンやリビアの不安定等、多くの課題を抱える同地域の安定化に向けて積極的に貢献することは、国際社会の責任ある一員としての責務である。 また、若年人口の増加や高い経済成長率を背景に市場としての潜在力が高まっており、物流の要衝でもある中東・北アフリカ地域との間で、中長期的な観点から、経済関係に限らない多層的な関係を構築・強化することが一層必要となっている。 ・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 28 日） ・第 204 回国会参議院外交防衛委員会における茂木外務大臣挨拶（令和３年３月９日）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	125	127	129	131
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	125	127	129	
	執行額(百万円)		96	82	13	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	66	67
		補正予算(b)	－	－	203	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	269	
	執行額(百万円)		－	－	269	

政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	中東アフリカ局	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

１　中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向けた関係者への働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
２　イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
３　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働き掛けを行う。
４　シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
５　これらの政策目的に応じて、適時適切に関連する国際機関と連携していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
・第 204 回国会参議院外交防衛委員会における茂木外務大臣挨拶（令和３年３月９日）

測定指標１－１　中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果　＊

中期目標（--年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、関係者間の信頼醸成措置及び対パレスチナ支援を実施する。

令和２年度目標

１　イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け
　要人往来を通じ、イスラエル・パレスチナを含む関係国要人に対し、イスラエル・パレスチナ間の対話の再開等に向けた働き掛けを行う。
２　当事者間の信頼醸成のための支援
　イスラエル・パレスチナを含めた関係者間の信頼醸成を促進するため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）閣僚会合を見据え、高級実務者会合を東京で開催する等、適切に準備を進める。
３　パレスチナの経済的自立のための支援
　将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」を含めた対パレスチナ支援を行う。
　なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

１　イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け
　令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来が皆無であったが、首脳レベルから実務レベルに至るまで電話会談やオンライン会談を積極的に活用して働き掛けを実施した。例えば、12 月、菅総理大臣就任に際してのネタニヤフ首相との電話会談において、「賢明かつ柔軟な対応に期待する」旨述べた。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。また、鈴木外務副大臣が、６月にテレビ会議形式にて開催された「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合」に出席し、中東和平に関する日本の立場を発信した。
２　当事者間の信頼醸成のための支援
　CEAPAD に関しては、高級実務者会合（SOM）の対面での会合開催が困難だったことから、実務レベル（課長レベル）のオンライン会合を２回主催した。さらにイスラエル、パレスチナ含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出のための JAIP 専用道路に関する三者（イスラエル、パレスチナ及び日本）協議を約１年１か月ぶりに実施できた。
３　パレスチナの経済的自立のための支援
　ジェリコ農産加工団地（JAIP）を始めとする各種支援を継続するとともに、新型コロナに際して、10 月以降、新たに約 4,000 万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区及び西岸地区に所在する初等・中等学校 10 校の新設及び教育機材(実験機材等)の整備案件、パレスチナ自治区及び難民キャンプのインフラ整備を可能とするための財政支援が含まれる。

令和３年度目標

１　イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け

米国の政権交代を契機として当事者間の関係改善の動きが見られるところ、この機運を当事者間の交渉再開につなげるべく、要人往来や電話会談等あらゆる機会を捉えて働き掛けを行う。

２　当事者間の信頼醸成のための取組

令和２年度に開催できなかったCEAPAD高級実務者会合等の開催を目指すとともに、上記の専用道路に関する三者協議に続き、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者（イスラエル、パレスチナ、ヨルダン及び日本）協議を開催する等、信頼醸成のための取組に一層注力する。

３　パレスチナの経済的自立のための支援

関係国、国際機関等と連携しつつ、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」を含めた対パレスチナ支援を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、中東和平問題に対し①イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ、②当事者間の信頼醸成、③パレスチナの経済的自立のための支援という３つの柱を通じて貢献してきており、これらについて継続的に指標を設定し、評価することが重要であるため。

測定指標１－２　イラク・アフガニスタンの復興の進展　＊

中期目標（--年度）

１　イラク

イラクの国民融和、民生安定に資する取組を推進する。

２　アフガニスタン

アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進する。

令和２年度目標

１　イラク

（１）豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。

（２）我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

２　アフガニスタン

（１）大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する支援を着実に実施するとともに、令和２年のドナー会合に向けて、国際社会とも協調しつつ、適切かつ効果的な我が国の支援策を検討する。

（２）我が方要人とアフガニスタン側要人との会談の際に、治安状況改善や汚職対策含むガバナンス改善のための取組について働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

１　イラク

（１）日本は、イラク政府自身による改革を支援する目的で10月に形成された主要ドナー国及び国際機関によって構成される「イラク経済コンタクトグループ」の一員として複数回の会合に参加し、イラク政府が策定した改革プロジェクトをイラク自身の手で着実に実施するための提言を行うとともに、イラク支援の在り方について議論した。令和３年１月には補正予算により、主に新型コロナ対策、国内避難民や帰還民支援、ISILからの解放地復興支援等に主眼を置いた国際機関を通じた約5,000万ドルの対イラク支援を決定した。

（２）令和２年１月にイラク国内で米国がイラン革命ガード・コッヅ部隊司令官ほかを殺害したことで地域情勢の緊張が急激に高まったことや、新型コロナ感染症拡大の影響により、日本・イラク間の要人往来に制限があったが、５月にカーズィミー首相を首班とする新内閣が発足した際、安倍総理大臣から祝辞書簡を発出し、イラク政府が国民の幅広い信頼を得つつ、イラクが直面する現下の課題に取り組み、持続的な安定と発展を実現することへの期待を伝えた。

２　アフガニスタン

（１）現地の治安状況が引き続き予断できない状況にある中、国際機関等とも連携しつつ、我が国の

対アフガン国別開発協力方針に沿って、治安、農業、保健（新型コロナ対策含む）、教育、インフラ分野等、同国の自立と安定に向けた可能な限りの支援を行った。
（２）11 月にオンライン形式で開催された「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」において、ビデオ形式で出席した茂木外務大臣から、法の支配や汚職撲滅等に係るアフガン政府自身の努力を前提に、年間 1.8 億ドル規模の過去４年間と同水準の支援を、令和３（2021）年から令和６（2024）年まで維持するように努める方針を表明した。４年に１度となる同会合に向けての準備にあたっては、７月の高級実務者会合を始めとするアフガン政府及びドナー諸国・機関の対話の機会を通じて、国際協調を重視した。
（３）11 月及び令和３年３月に実施した日・アフガン外相電話会談等の機会を捉え、アフガン側に治安確保や汚職対策等の着実な実施を働き掛けた。

令和３年度目標
１　イラク
（１）豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。
（２）我が方要人とイラク側要人との接触の機会を活用して、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。
２　アフガニスタン
（１）現地の治安状況や和平プロセスの状況を注視しつつ、令和２年 11 月の「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」で表明した支援方針に沿って、国際機関等とも連携しながら、アフガニスタンの自立と安定に向けた支援の実施を継続する。
（２）「アフガニスタン・パートーナシップ枠組み（AFP）」に基づき、支援実施のためのアフガン政府による取組が達成されるよう、関連ドナーとともに調整に努める。我が方要人とアフガン側要人との会談等の機会に、汚職対策含むガバナンス改革等の取組について働き掛けていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
１　イラク
　イラクの安定は中東地域、さらには日本を含めた世界全体の安定に資するものである。イラクでは国民の生活改善・政治改革・汚職対策等を求めるデモが中部・南部を中心に継続し、また、米国とイランの対立を背景の一つとしてイラク国内の武装勢力による米国権益への攻撃が多発、ISIL によるテロも依然発生している。国内情勢の混迷や治安の不安定が続けば、イラクが不安定化し、暴力的過激主義が再興するおそれがある。そのため、イラク政府による改革の取組、イラク国内の融和と安定化に向けた努力を評価し、後押ししていくことが重要である。
２　アフガニスタン
　現地の治安情勢は依然不安定であり、令和２年中には米国・タリバーン間の合意（２月）やアフガニスタン和平交渉の開始（９月）を始め和平プロセスにも大きな動きが見られた。こうした情勢も注視しながら、アフガニスタンの真の自立に向けて、令和２年 11 月の「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」で表明した方針をベースに、国際社会と連携しながら支援を実施し、その進展ぶりを評価することが引き続き重要である。

測定指標１－３　イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し　＊

中期目標（--年度）
　イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

令和２年度目標
１　国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン及び関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
２　米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築につとめる。

施策の進捗状況・実績

１　首脳電話会談（５月）や外相電話会談（10 月、令和３年３月）等ハイレベルでの対話を通じて、イランに対して中東地域の緊張緩和と情勢安定化に向けた働き掛けを行うとともに、米、英、仏、独といった関係諸国や湾岸諸国との継続的な協議を通じて外交努力を継続した。
２　中東地域でいち早く新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われたイランに対して、国際機関を通じて新型コロナウイルス対策のための支援を行った。また、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されるモメンタムを活用し、両国のスポーツ交流の拡大を目的とした協力覚書（MOC）に署名した。

令和３年度目標
１　国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、バイデン政権の下での米国及びイラン並びに関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
２　米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
中東地域の安定はエネルギー資源の大部分を依存している我が国にとって死活的な問題である。核合意を含めた地域の緊張緩和に資するよう引き続き外交努力を継続するとともにイランとの友好関係を保っていくことは重要である。

測定指標１－４　中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援　＊

中期目標（--年度）
中東・北アフリカ諸国の安定化のため、社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

令和２年度目標
シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績
令和２年度は、シリア・イラク及び周辺国に対し、国際機関や NGO を通じて２億 3,000 万ドル以上の支援を実施した。この支援の中には、新型コロナウイルス感染症対策や、同感染拡大によって影響を受けた社会経済への影響の緩和に資する支援を始め、越冬支援や水・衛生・保健分野、食糧安全保障に資する支援が含まれる。
具体的には、新型コロナウイルス感染症対策や、同感染拡大によって影響を受けた社会経済への影響緩和に資する支援として、令和２（2020）年中の約 3,900 万ドルの支援の実施に加え、令和３年１月に総額約１億 7,000 万ドル以上の新規支援を決定した。また、シリア国内に対する支援として、12 月、北西部を中心に、越冬支援や水・衛生・保健分野に対する支援として総額 7,200 万ドルの緊急人道支援を決定したことに加え、国際機関との連携の下、医療施設や上下水道の修復を通じた安定的な医療・母子保健・水・衛生サービスの供給、また灌漑施設や製パン工場の修復等を通じた食料安全保障・市民の生計向上を図るべく、北東部ハサケ県やダマスカス郊外県東グータ地区において総額 1,900 万ドル規模の無償資金協力を実施した。

令和３年度目標
シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
中東地域は、日本にとって最大の原油供給元であり、同地域の安定は日本の繁栄にとり不可欠である一方で、シリアやリビアなど「アラブの春」の影響を受け情勢が不安定な国が多く、それに伴い難民も多数発生している。様々な取組を活用し、中東諸国の自助努力を後押しし、安定化に向けた支援を継続していくことは極めて重要である。

また、これらの取組をより効果的に進める上で国際機関等との適時適切な連携等が重要である。

測定指標１－５　中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数				
（我が国及び相手国とも「政務」レベル以上（我が国政府代表は含まず））	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	0 （首脳・外相間の電話会談等は３回）	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域の中核的課題である中東和平問題に対して、国際社会の責任ある一員たる我が国の関与を示す指標のひとつとして、イスラエル・パレスチナと我が国との要人往来を設定する。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン形式や電話会談等の実施回数を実績欄に参考までに計上する。

測定指標１－６　対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数（平和と繁栄の回廊、CEAPAD 等）				
	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	4	5	4

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

パレスチナ支援に関係する主要な会合として、①CEAPAD 関連、②「平和と繁栄の回廊」構想４者関連会合、③パレスチナ支援調整委員会（AHLC）等があり、これらを着実に実施し、その成果をパレスチナ支援にいかしていくことが重要であるため。閣僚級会合以外にも高級実務者レベル会合等の関連会合があるため、令和２年度目標を維持し、オンライン形式での開催も含めて積極的な参加を目指す。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①中東和平に向けた働きかけ （　＊　）	１　「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合等の開催 「平和と繁栄の回廊」構想は、平成18年７月に中東諸国を訪問した小泉総理大臣が提唱したもの。平成29年に河野外務大臣が表明した同構想のグレードアップを実施すべく、ODAも活用しつつ、日本に加え、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン間の地域協力を通じて推進する。 これを中心として、将来のイスラエル・パレスチナ両者の共存共栄に向けた我が国独自の施策を推進していく。				1-1 1-5 1-6
	２　CEAPAD高級実務者会合等の開催 CEAPAD は、日本が平成 25 年に提唱した、東アジア諸国の知見をパレスチナの経済開発、国作りにいかすための取組。これにより新たな支援分野の調整も含め、アジア諸国と連携しつつ会合を開催し、対パレスチナ支援の強化に向けた推進力とする。				1-1 1-5 1-6
	３　中東和平推進のための信頼醸成措置関連 これまでの信頼醸成会議の経験を踏まえ、双方の平和的な共存に向けた				1-1 1-6

	イスラエル・パレスチナの対話・協力を進める場を提供することにより、我が国の政治的働き掛けを強化する。				
	４　対パレスチナ支援推進関連 対パレスチナ支援に関し、我が国として適切な支援を行い、その貢献を対外的に示すために、主要ドナー国が頻繁に開催するパレスチナ支援調整委員会（AHLC）等に出席して多数の関係者と意見交換・政策調整を行うほか、ICT ビジネス促進のためパレスチナの ICT 関連企業・団体との協力体制も模索している。 これにより、国際社会全体にとって長年の懸案である中東和平の実現に寄与する。				1-1 1-5 1-6
	35 (37)	37 (29)	39 (12)	38	0039
②中東地域(湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン)の平和と安定の実現に向けた外交努力 (　＊　)	①国際会議等の主催及び参加、②中東地域担当参与を活用した情報収集、分析、政策立案及び国際会議への参加③イランを巡る緊張緩和と情勢の安定化のための働き掛けを推進する。 これにより、我が国として地域の緊張緩和及び情勢の安定化に向けて最大限の外交努力を行っていく。				1-2 1-3 1-4
	－	－	30 (6)	29	0041
③ガザ教員招へい （令和２年度）	厳しい人道状況が継続するガザ地区から約10名の教員を招へいし、日本の教育制度や人材開発について学ぶ機会を与えることで、教員を通じてガザ住民の日本に関する理解を深める。				1-4
	－	－	7.8 (0)	8	0040
④シナイ半島駐留多国籍部隊・監視団(MFO)拠出金(任意拠出金) (昭和 63 年度)	昭和54（1979）年３月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し、これを脅かす活動の監視・報告、違反事案の認定を行うため、MFOによる監視活動が行われている。平成17（2005）年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。これら活動の支援のため、本拠出を行っている。 こうした我が国のMFOに対する支援は、昭和54（1979）年に締結されたエジプト・イスラエル平和条約に基づく両国国境地帯の和平の維持に寄与し、中東地域の安定化といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-4
	175 (175)	168 (168)	165 (165)	3	0215
⑤中東淡水化研究センター拠出金(任意拠出金) (平成８年度)	中東淡水化研究センターは、水問題と和平実現を結び付ける機関として、中東和平当事者(イスラエル、パレスチナ及びヨルダン)が関与する淡水化技術研修事業、研究助成、奨学金事業等を行っており、本拠出によりこれら事業実施を支援している。 本拠出を通じた我が国の貢献は、淡水化に関連する技術的な工程の改善に寄与し、ひいては中東及び他の地域の人々の生活水準の向上並びに中東和平プロセスに貢献し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-1
	3 (3)	3 (3)	2 (2)	2	0282
⑥国際連合開発計画(UNDP)拠出金(日本・パレスチナ開発基金) (昭和 53 年度)	本件基金では、UNDPエルサレム事務所を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、イスラエルとパレスチナの二国家解決を念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国作り、人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施する。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており、パレスチナ人の能力強化、				1-1

	パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。 「日本・パレスチナ開発基金」を通じた我が国の貢献は、中東和平実現の唯一の方途であるイスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国作り」、「人づくり」に寄与するとともに、パレスチナの和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				
	68 (68)	60 (60)	60 (60)	62	0334
⑦国際復興開発銀行・国際開発協会拠出金（世銀） （平成26年度）	本拠出金は、世銀内に設置されたパレスチナ改革・開発計画信託基金に拠出され、パレスチナ自治政府（PA）に対する財政支援に充てられる。世銀は、PAの財政状況、実施施策等の分析を行い、PAの改革努力を確認した上で、同改革・開発計画信託基金から財政支援を行う。同基金の拠出（送金）は、PAの改革実績による（不十分と判断された場合は、送金が見送られる）ため、PAの改革状況に直接リンクしている。 我が国の同基金への拠出は、PAの行政能力を維持・向上させ、パレスチナ社会の安定に寄与し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	―
⑧カルテット拠出金 （平成30年度）	本拠出は、我が国による中東和平・パレスチナ支援の一環として、中東地域の物流の増加及び円滑化、人・モノの移動の円滑化をはかり、パレスチナ経済成長及びパレスチナ社会の安定化に寄与することを目的とする。本件拠出金は、二国家解決を念頭に置きながら、パレスチナの安定並びにパレスチナの国作り及び人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、カルテット事務局（平成14（2002）年に国連、EU、ロシア及びアメリカの四者により設立）を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、パレスチナの雇用促進及び産業育成を通じて、パレスチナ及び地域の安定化に資する事業に充てられる。 中東地域の平和と安定は、我が国の平和と繁栄、経済の安定的成長の確保の観点から極めて重要である。我が国が推進する「平和と繁栄の回廊」構想の柱の一つが物流の円滑化への支援であり、これにより、中東和平達成への環境づくりに貢献し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-1
	42 (42)	21 (21)	41 (41)	0	0373
⑨国連事務総長特使事務所拠出金 （平成30年度）	本拠出金は、事務総長イエメン特使事務所（OSESGY）女性・ジェンダー・ユニットがアンマン、サナア、アデンにおいて、女性の役割促進を図るための活動に使用されている。 本拠出は、和平合意後を含むイエメンの政治和平プロセスの中で、女性の参画及びリーダーシップを強化することを目的としており、イエメンの安定化及びガバナンス向上に向けた国連の取組を後押しするものである。これは、中東地域の安定化に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-4
	18 (0)	0 (0)	0 (0)	0	―
⑩イランへの働きかけ （令和２年度）	米イラン間の対立が深まる中、我が国として緊張の緩和と情勢の安定化に向けた働きかけを行う。これにより、イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。				1-3
	―	―	―	―	―

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　中東諸国との関係の強化

施策の概要

１　中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
２　自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
３　湾岸協力理事会(GCC)諸国側の経済・社会改革を後押しするとともに、エネルギー分野にとどまらない重層的な経済関係の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第１回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成 29 年９月 11 日）
・第 14 回マナーマ対話における河野外務大臣スピーチ（平成 30 年 10 月 27 日）
・第 15 回マナーマ対話における鈴木馨祐外務副大臣スピーチ（令和元年 11 月 24 日）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標２－１　中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化　＊

中期目標（--年度）

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

令和２年度目標

１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
２　湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

１　ハイレベルでの交流

茂木外務大臣は 10 月にサウジアラビアとクウェートを、12 月にチュニジアをそれぞれ訪問した。サウジアラビアでは、ファイサル外相及びアブドルアジーズ･エネルギー相とそれぞれ会談し、「日・サウジ・ビジョン 2030」の枠組みの下、引き続き幅広い分野で両国の戦略的パートナーシップを一層強化していくことで一致した。クウェートでは、サバーハ前首長薨去を受けてナッワーフ新首長への弔問を行い、アフマド外相と会談し、両国間の関係を発展させていくことで一致した。チュニジアではサイード大統領、ムシーシー首相、ナフティ国務長官とそれぞれ会談し、令和４（2022）年にチュニジアで開催予定の TICAD８に向けた連携を確認するとともに、経済分野を含む二国間関係の一層の発展と地域の平和と安定に向けて取り組むことを確認した。

２　ワークショップ、政策提言

令和３年３月、「第四回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」をオンライン形式にて開催し、中東アフリカ地域９か国から 14 名、日本から４名の専門家の参加を得て、令和３年度末に政策提言の形にまとめる方向で一致した。同月、講師派遣事業（オンライン形式）の枠組みで、バーレーンにて、日本の有識者による「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）」に関する講演を実施した。

令和３年度目標

１　首脳・外相等の要人往来や電話会談によりハイレベルでの対話の深化を図る。
２　湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東外交においては、不安定な情勢への対処や経済的な結び付きの更なる促進のみならず、我が国の立場への理解や国際社会での支援を得るためにも、ハイレベルでの対話が必要である。

中東・北アフリカ諸国との交流・対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である事に加えて各種会合の開催や人的交流の拡大により、中東地域との相互理解を深化させていくことが重要である。

測定指標２－２　自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化　＊

中期目標（--年度）

中東諸国との経済関係を強化すべく、日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定等、各種経済条約の早期締結に向け交渉を促進する。

令和２年度目標

１　日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。
２　アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定
・日トルコ EPA
テレビ会議や電話会談等を通じて協議を実施し、交渉妥結に向け、調整を継続した。
・日トルコ社会保障協定
10 月に第６回政府間交渉（オンライン方式）を実施した。交渉は最終段階にあり、次回の協議を対面式で行うべく、調整を継続している。
２　それぞれの協定・条約
・アルジェリアとの投資協定及び租税条約
政府間交渉を実施すべく、調整を継続している。
・チュニジアとの投資協定
平成 30 年 12 月の日チュニジア外相会談において、交渉を早期に開始することを確認し、正式交渉開始に向け調整を継続している。
・バーレーンとの投資協定
政府間交渉を実施すべく、調整を継続している。
・カタールとの投資協定
平成 29 年４月の第３回交渉会合以降、事務方レベルにて交渉を実施しているが、主要産業であるエネルギー分野の取扱いについて合意できておらず、交渉を継続している。
・チュニジアとの租税条約
６月に非公式協議（オンライン方式）を行い、調整を継続している。
３　その他特記事項
・UAE との投資協定
平成 30 年４月に署名された日 UAE 投資協定が８月に効力発効した。

令和３年度目標

１　日トルコ EPA 及び日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を更に加速させる。
２　アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定については、日トルコ経済関係の活発化のために重要であり、現在交渉が大詰めであるため。
バーレーン、カタール及びアルジェリアとの投資協定については、いずれとの交渉も数年以内の署名が視野に入っていることから、これら各国との交渉に優先的に取り組み、日 GCC・FTA 等の案件につなげることが各国と重層的な関係を構築する上で重要である。

測定指標２－３　中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

中期目標（--年度）

１　湾岸諸国(GCC 諸国)

エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。
２　イラク
イラクとの経済関係の強化を図る。

令和２年度目標
１　湾岸諸国（GCC 諸国）
日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。
２　イラク
日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績
１　湾岸諸国（GCC 諸国）
（１）新型コロナによる影響はあったが、茂木外務大臣のサウジアラビア及びクウェート訪問（10 月）に加え、首脳・外相レベル等の電話会談等（日・サウジアラビア首脳級（11 月）、日・UAE 首脳級（12 月）、日・カタール外相（４月）、日・クウェート外相（４月）、日・サウジアラビア外相（７月及び９月）、日・UAE 外相（７月）、日・オマーン副外相級（６月）、日・UAE 局長（９月）、日・バーレーン局長（10 月））を通じ、エネルギーにとどまらない幅広い分野における協力を確認した。また、「日・サウジ・ビジョン 2030」閣僚会合とビジネスフォーラムをオンラインで開催し（12 月）、両国企業間の関係を強化した。
（２）官民一体となった働き掛けの結果、UAE における海上油田の試掘権、サウジアラビアにおける海淡水供給パイプライン監視システム、カタールにおける太陽光送電システムなどの受注が認められた。
２　イラク
令和２年１月以降、米国とイランの対立を背景に地域の緊張が高まり、在留邦人がイラク国外へ退避した後、新型コロナ感染症対策のためにイラク政府は日本からの入国を原則禁止にしたため、イラクで事業を行っていた日本企業はイラクに戻ることができなくなった。その間、在イラク日本大使館は、イラク政府と日本企業との間の調整を支援した。また、在イラク日本大使館の働き掛けによって、JICA 及びプロジェクトに従事する企業のイラク入国が認められるようになった。
令和３年２月には、中東協力センターの協力を得て、オンライン形式でのイラク石油相のビジネスセミナーでの講演や石油相と日本企業との面談を実施した。

令和３年度目標
１　湾岸諸国（GCC 諸国）
日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。
２　イラク
日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
１　湾岸諸国はエネルギー分野に限らない産業の多角化を目指しており、日本企業進出及び新規プロジェクトの受注等は、日 GCC 関係を深化させる上で有益であるため。
２　イラク
日本企業の持つ高い技術力はイラクの復興に大きく貢献することが可能である。デモや国内の混乱が続いているが、イラク側の日本企業に対する期待も大きく、今後、イラクの政治情勢が安定すれば、イラクにおけるビジネスチャンスの拡大が予想される。一方で、イラクにおけるビジネス環境をめぐる問題や治安の問題は依然として日本企業進出の障害になっており、これらの改善をイラク政府に働き掛けていくことも重要である。

測定指標２－４　中東諸国との関係強化に係る事業実施数（イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等）

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	6	4	6

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国と中東諸国の関係強化のため、日・トルコ科学技術大学設立等を通じた国民レベルの交流、多様な分野の当事者を対象とした「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」、ハイレベルの意見交換及び大きな政治的推進力を与える場となる「日アラブ政治対話」、「アカバ・プロセス」など、様々な枠組みを活用し、多様な側面から関係強化に関する指標を得ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

イスラム文化は、中東・北アフリカのみならず、アジア・アフリカでも盛んであり、地域を越えたイスラム世界との対話を進めることは、重層的な関係構築の観点から有益であるため。

過去５年間の実績に照らし、これに準じた数の各種交流の回数を実施することを目安とする。

測定指標２－５　中東諸国との関係強化に係る要人往来数

（我が国及び相手国とも「政務」レベル以上（我が国政府代表は含まず））	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	3（首脳・外相間の電話会談等は 23 回）	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東諸国との関係強化に係る要人往来の実績を測ることで客観的な評価を行うことが重要であり施策の進捗を把握する上でも有益であるため。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン形式や電話会談等の実施回数を実績欄に参考までに計上する。

測定指標２－６　経済条約の締結数

	中期目標値	令和２年度		令和３年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	3	1	2

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東各国と日本との経済関係をより強固なものにするため、経済分野での条約の更なる締結を目指す。具体的には、現在交渉中の経済条約のうち２件以上の早期締結と新規案件の交渉開始を目指す。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①中東地域諸国との関係強化（　＊　）	１　中東諸国における経済外交推進 中東地域各国との間で経済外交を進めるとともに、日トルコ EPA 等種々の経済条約の締結に向けた取組を継続する。 これにより、我が国と同地域の経済関係の強化、ひいては同地域の安定のための支援にも寄与する。				2-2 2-6
	２　イスラム世界との新時代パートナーシップ構築セミナー 「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)、イラン核問題を巡る動向、ホ				2-1 2-3

	ーシー派によるイエメン国内紛争の激化、サウジのサルマン体制の確立と内政及び外交面での変化、湾岸地域の安全保障の状況は新たな段階に差し掛かっている中、セミナーを開催しこれらの諸国との意見交換を行う。 これにより、我が国としても、これらの変化が湾岸諸国の安定性を含めどのような影響をもたらすかについて的確な分析を行う上で、湾岸諸国自身の地域安全保障に関する認識を包括的に把握していく。				2-4
	３　GCC諸国との経済連携関連 石油及び天然ガスの産出国であるGCC諸国資源国と積極的に経済条約の交渉・締結を進める。 これにより、資源国との関係を重視する政策の実施に貢献する。				2-2 2-3 2-6
	４　アラブ諸国との対話強化 平成 29 年９月に河野外務大臣の出席を得てエジプトのカイロにて第一回日アラブ政治対話を開催。中東に対する日本の基本的立場を説明しつつ、アラブ連盟に加盟している各国と更なる関係強化について意見交換を行った。今後は、アラブ諸国との要人往来数を維持・増加させつつ、政治分野を含めた対話を継続することで、包括的なパートナーシップを強化する。 これにより、要人往来数の増加のみならず、政治・経済分野での事業の積極的な実施と信頼関係の情勢に貢献する。				2-1 2-4 2-5
	44 (21)	41 (38)	36 (7)	34	0042
②日・トルコ科学技術大学設立関連経費 (平成 30 年度)	同大学の早期の開学を目指し、大学設置推進協議会及び今後招集される大学理事会において、大学設置に向けての協議、組織運営及び学術的コンテンツの検討を行う。 これにより、将来的に国際色豊かな教職員及び学生、多くの高機能を備えた設備等から構成される科学技術を中心とした高い教育水準レベルを提供し得るグローバルスタンダードな大学をトルコ国内に設置するとともに、将来トルコ国内において活躍する専門家の輩出を目指す。				2-1 2-4
	7 (4)	6 (4)	6 (0)	5	0043
③中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業 (平成 30 年度)	中東地域から、将来活躍が期待される人材を日本に招へいする。 これにより、日本文化や日本の外交政策について理解の促進を図るとともに、被招へい者の中から親日派・知日派を発掘することで、帰国後の日本文化の発信強化を促し、我が国の外交基盤を拡充する。 ※令和元年度については、令和２年３月に予定していたものの新型コロナウイルスの影響で取りやめ。				2-1 2-4
	9 (6)	9 (0)	7 (0)	7	0044
④中東・北アフリカ諸国の状況の的確な把握 （　＊　）	情勢が不安定な中東・北アフリカ諸国の状況を、在外公館と緊密に連携しつつ素早く的確に把握する。これにより、不確実性の高い中東地域において様々な事案に適切に対応し、必要とされる支援及び我が方の適切な政策立案につなげつつ、ひいては地域の平和と安定に向けて貢献していく。				2-2
	－	－	－	－	－

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅰ－６　アフリカ地域外交（モニタリング）

令和３年度事前分析表（モニタリング）

（外務省３－Ｉ－６）

施策名（※）	アフリカ地域外交
施策目標	アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため、新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を達成する。 １　アフリカの成長・開発に関するTICADプロセス等を推進する。 ２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する国内外の理解促進を効果的に行う。
目標設定の考え方・根拠	アフリカは、豊富な天然資源と増大する人口を背景に、高い潜在力を有し、国際社会からの関心を集めている。また、アフリカ54か国との友好関係は、経済的側面だけでなく、国際社会における日本への支持という政治的側面からも非常に重要である。一方、同地域は、政治的混乱、テロといった安全保障上の脅威、貧困や感染症といった開発課題も抱えている。アフリカでの新型コロナウイルス感染拡大がもたらす、中長期的な政治・経済面への影響にも注視が必要である。これら不安定要因の克服に当たり、日本が貢献することは、アフリカのみならず、地域及び世界全体の安定の観点からも重要である。 平成５年に日本が立ち上げたアフリカ開発会議（TICAD）は、既に25年以上に及ぶ歴史を有し、日本の対アフリカ外交の重要な柱であり、首脳会合、閣僚会合等を通じて、アフリカ開発に着実な成果を収め、貢献してきた。 令和元年に横浜で開催したTICAD７を踏まえつつ、令和４年に開催予定のTICAD８を見据え、今後も日本の対アフリカ政策に関する我が国及びアフリカ諸国の国民の関心及び理解を深めることで、外交基盤の強化及び国際社会での一層の信頼獲得につなげる。

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	376	46	41	302
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	376	46	41	
	執行額(百万円)		304	36	5	

同（分担金・拠出金）	区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	280	263
		補正予算(b)	－	－	29	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	308	
	執行額(百万円)		－	－	308	

政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	アフリカ部	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

施策の概要

１　令和元年８月の TICAD７で打ち出された「横浜宣言 2019」及び「横浜行動計画 2019」に基づきアフリカ開発を推進するとともに、「TICAD７における日本の取組」に基づく施策を推進する。また、令和４年の TICAD８に向けた準備を進める。

２　Ｇ７及びG20 諸国等と連携し、アフリカ開発に向けた取組を進める。

３　アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標１－１　TICAD プロセスの推進　＊

中期目標（--年度）

共催者、アフリカ諸国、他ドナー諸国、国際機関及び NGO 等と連携し TICAD プロセスを推進し、アフリカの成長及び開発を効果的に後押しするとともに、アフリカとの協力関係を強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

令和２年度目標

令和元年８月に開催された TICAD７を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、共催者、アフリカ諸国、他ドナー諸国、国際機関及び NGO 等と連携しつつ、「横浜宣言 2019」及び「横浜行動計画 2019」に基づく、アフリカ開発や、「TICAD７における日本の取組」に基づく施策を推進するとともに、これらを含む TICAD プロセスのフォローアップを行う。

施策の進捗状況・実績

令和４年に予定されている第８回アフリカ開発会議（TICAD８）のチュニジア開催について、７月、菅官房長官記者会見にて発表した。12 月及び令和３年１月の茂木外務大臣のアフリカ６か国（チュニジア、モザンビーク、南アフリカ、モーリシャス、セネガル及びケニア）訪問の際に、TICAD８に向けた連携を各国と確認した。「新型コロナウイルスとの闘い～TICAD を通じた日本の貢献～」の概要を日・英・仏の３言語で作成し、外務省ホームページ（HP）で公表することを含め、TICAD を通じた日本の取組について積極的に広報した。

令和３年度目標

新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、TICAD７の際に採択した「横浜宣言 2019」及び「横浜行動計画 2019」に基づき、アフリカ開発を推進していく。また、令和元年８月に開催した TICAD７の際に発表した「TICAD７における日本の取組」のフォローアップを行う。

令和４年に予定されている TICAD８のチュニジア開催に向けて、TICAD 閣僚会合の開催等を通じ、TICAD 共催者と協力しつつ準備を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

TICAD７の際に採択した「横浜宣言 2019」及び「横浜行動計画 2019」に基づきアフリカ開発を推進すること及び「TICAD７における日本の取組」のフォローアップを行うことは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標１－２　対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進　＊

中期目標（--年度）

他の援助国との政策協議を積極的に行い、また、Ｇ７・G20 関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際機関と連携し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

令和２年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

1　Ｇ７／Ｇ20 プロセスにおいては、プロセスに積極的に参画し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。

2　仏、英、米、独、スペイン等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

3　国連開発計画やアフリカ連合と連携し、アフリカの平和と安定に向けた取組を積極的に後押しする。

施策の進捗状況・実績

1　４月に開催された新型コロナウイルス感染症に関するＧ７首脳テレビ会議では、安倍総理大臣から、医療体制・保健システムの脆弱な国に対する支援が重要であることを強調し、アフリカへの支援の重要性についてＧ７首脳の間で一致した。また、11 月に開催されたＧ20 リヤド・サミットでは、コロナ禍におけるアフリカの開発について議論を行い、Ｇ20 として、持続可能な資金調達の選択肢を追求することを含め、アフリカ諸国が危機を克服するための支援を行うことを決意するとともに、「アフリカ及び後発開発途上国の工業化の支援に関するＧ20 イニシアティブ」、「Ｇ20 アフリカ・パートナーシップ」、「アフリカとのコンパクト」及びその他関連イニシアティブへの継続的な支援を再確認する旨の首脳宣言を発出した。

2　仏との協力に関して、10 月の日仏外相会談及び日仏外相ワーキングディナーにおいて、アフリカを含むインド太平洋地域における日仏協力を推進するために緊密に協力していくことを確認した。また、11 月に、アフリカにおける事業に関心を寄せている日本及び仏の企業向けに、在日フランス商工会議所主催の第３回日仏ビジネスサミットが開催され、「アフリカ地域におけるビジネス：新たなビジネスパートナーシップに向けて」のテーマの下、アフリカ部参事官を始めとする日仏政府関係者、ビジネスリーダー及び研究者等との間で、アフリカ地域におけるビジネスに関する議論が行われた。

　英との関係では、12 月に日英アフリカ局長協議を実施し、日本の TICAD プロセスを通じたアフリカ開発支援に関する取組を紹介するとともに、アフリカにおける日英協力や、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた協力について議論した。また、令和３年１月、日英で協力してケニアにおける海上保安機関支援を実施した。令和３年２月の日英２＋２共同声明において、アフリカを含む開発途上国における FOIP の実現に向けた協力について言及された。

　米との関係では、国務省との間でアフリカに関する日米協議を実施する方向で一致しており、今後、バイデン新政権下で日米局長級協議を開催する予定。

　独との関係では、７月の日独首脳テレビ会談において、新型コロナウイルス感染症対策について、アフリカ・サヘル地域を含む途上国への支援に関しても連携することを確認した。

　スペインとの関係では、12 月に日西課長級協議を実施し、アフリカ地域情勢等について意見交換を行い、アフリカにおいても日西で連携していくことを確認した。

3　国連開発計画やアフリカ連合との関係では、日・UNDP パートナーシップ基金を通じた PKO 訓練センター支援及び AU 平和基金への拠出による案件実施を通じ、アフリカ自身によるアフリカの平和と安定に向けた取組を支援した。また、令和３年３月にオンラインで開催された第２回アスワン・フォーラム及び「サヘルのための国際的連合」閣僚会合に、それぞれ鷲尾外務副大臣がビデオ・メッセージ形式で出席し、治安・人道・開発面で課題を抱えるアフリカにおける日本の取組を紹介し、関係国・機関に対し協調を呼び掛けた。

令和３年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

1　Ｇ７／Ｇ20 プロセスにおいては、プロセスに積極的に参画し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。

2　仏、英、米等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

3　国連開発計画やアフリカ連合と連携し、アフリカの平和と安定に向けた取組を積極的に後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

Ｇ７／Ｇ20プロセスにおけるアフリカ関連会合等への参加や、関連諸国との政策協議に係る取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組を密に連携させることは、効果的なアフリカ開発を推進する観点から重要である。

測定指標１－３　アフリカの緊急ニーズへの対応　＊

中期目標（--年度）

アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより、人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカの開発及び平和と安定に貢献し、ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。

令和２年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

１　新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ

２　アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

１　感染症、自然災害等に起因する緊急の支援ニーズに対し、以下のとおり迅速に対応した。

新型コロナウイルス感染症のアフリカでの流行を受けて、第一次補正予算等を活用した医療機材等の供与を内容とする無償資金協力や国際機関経由の支援を行ったほか、６月にはサバクトビバッタ被害により深刻な食糧危機が懸念される南スーダン、スーダン及びウガンダに対し、緊急無償資金協力の支援を行った。８月には、ブルキナファソ、チャド及びニジェールにおいて、悪化する治安状況により難民及び国内避難民となった人々並びにホストコミュニティに対する支援として、480万ドル（５億2,800万円）の緊急無償資金協力を実施した。８月から９月にかけて、モーリシャス沿岸における油流出事故に際し、三次にわたり国際緊急援助隊を派遣し、油防除作業や環境分野の支援活動のほか、沿岸警備隊への油防御研修や油防御関連資機材を提供した。９月には、洪水被害を受けたニジェール及びスーダンに対し、緊急援助物資を供与した。10月には、モザンビーク北部カーボデルガード州における治安状況の悪化により国内避難民となった人々及びホストコミュニティに対する支援として、420万ドル（４億6,200万円）の緊急無償資金協力を実施した。12月には、エチオピア・ティグライ州における武力衝突を受け、スーダンに流入したエチオピアからの難民に対し、330万ドル（３億6,300万円）の緊急無償資金協力を実施した。令和３年２月には、エチオピアの国内避難民等に対し、660万ドル（７億2,600万円）の緊急無償資金協力を実施したほか、マダガスカル及びジンバブエにおける食糧危機に対する国連世界食糧計画（WFP）及び国連児童基金（UNICEF）を通じた合計750万ドル（８億2,500万円）の緊急無償資金協力を実施した。令和３年３月には、人道危機に起因する食糧危機に直面するブルキナファソ、中央アフリカ、チャド、コンゴ民主共和国、マリ、ニジェール及び南スーダンに対して、WFP、UNICEF及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、2,890万ドル（31億7,900万円）の緊急無償資金協力を実施した。

２　アフリカの平和と安定に対する貢献として、NAPSA（アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ）の下、様々な取組を進めた。例えば、８月に国軍兵士の一部による反乱を受け暫定政府が発足したマリにおいて、暴力的過激主義の予防に関する能力向上等を目的としたPKO訓練センターへの支援を実施した。また、海賊行為により航行の安全が脅かされているギニア湾沿岸国を対象として、海賊対策に従事する政府当局間関係者・専門家の能力構築等を目的とした教育プログラムの策定を含むPKO訓練センターへの支援を実施した。

令和３年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

１　新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ

２　アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

TICAD プロセスを通じた継続的な支援に加え、新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行や自然災害、政情不安等の突発的事象に起因する緊急の支援ニーズに応えることは、アフリカにおける人道的危機の軽減や不安定要因を削減するために有効である。また、アフリカ諸国の要請及びニーズに応じた支援を行うことにより、アフリカ各国及びアフリカ連合それぞれとの関係の発展に寄与し、我が国のアフリカにおけるプレゼンスの向上につながる。これらの実績の蓄積がアフリカにおける持続可能な開発や平和と安定に向けた基盤となり、我が国に対する国際社会の信頼強化につながるため、上記実績を測ることは施策の進捗状況を把握する上で有益である。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①TICAD プロセス（平成 19 年度）	TICADⅤの「横浜行動計画2013-2017」、TICADⅥの「ナイロビ実施計画」、「TICAD７における日本の取組」など、我が国の支援策も含めて着実に実施する。TICAD閣僚会合などによる進捗状況のモニタリングを活用する。 アフリカ諸国、ドナー諸国、国際機関、市民社会等から参加を得て、TICAD７を横浜で開催。多くのアフリカ首脳の参加を実現し、会議を通して日・アフリカ関係発展に寄与した。 今後の TICAD プロセスにおいても TICADⅤ、Ⅵ、７の成果を着実に具現化し、アフリカ開発を後押しする。				1-1
	360 (291.4)	1,111 (1,753)	28 (1)	287	0045
②アフリカ諸国との関係強化費（平成 11 年度） ※この達成手段は、本施策個別分野２にも関連する。	（本個別分野に関連する取組） Ｇ７／Ｇ20プロセスを始めとする多国間枠組みへの参画、他の援助国との政策協議等を実施する。 上記取組は、国際社会での我が国のリーダーシップの強化及びアフリカ開発の効果的な推進に寄与する。				1-2
	23 (22)	22.4 (19.9)	22 (11.6)	22	0046
③国際連合開発計画（UNDP）拠出金（アフリカ PKO センター支援）（任意拠出金）（平成 21 年度）	本拠出金は、国連PKOミッションや、アフリカ連合（AU）等地域・準地域機関主導のミッション、テロ対策のための多国籍合同部隊が数多く展開するものの、専門的な訓練を受けた平和維持要員が不足しているアフリカにおいて、アフリカ自身の平和維持能力向上支援に向けて、アフリカ諸国出身の平和維持要員の訓練にあたるPKO訓練センター等の訓練能力を強化することを目的としている。本事業（拠出金）は、アフリカに所在するPKO訓練センター等の訓練能力を強化するため、訓練施設（講義教室等）の建設・修復や資材（机、椅子、車両、視聴覚機材等）の供与、訓練コース開催経費（教材費、講義通訳費、受講生の旅費・日当等、日本人（自衛隊講師・文民）を含む国際専門家の招請費用（旅費・日当）等）等に充てられる。訓練の対象は、現場のPKOに派遣される要員の場合もあるが、多くは部隊の指揮官や自国で訓練講師を務める者等も含んでおり、訓練の波及効果も期待できる。 こうした我が国の貢献は、アフリカ自身の平和維持能力の向上に資するとともに、積極的平和主義の取組の一環として、国際平和協力、国際テロ対策協力を含む我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールする上で重要である。				1-2

	336 (336)	352 (352)	588 (588)	123	0202
④アフリカ連合(AU)平和基金拠出金(任意拠出金) (平成８年度)	近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組（調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等）の重要性が増している。本基金は、これらの分野におけるAUの活動を支援するものである。 本拠出金は、紛争リスクの早期把握を可能とする大陸早期警戒システム等への支援、中央アフリカ共和国における平和と和解のイニシアティブ支援、マリ／サヘル地域、ブルンジ、南スーダン、ソマリア、リベリア、コートジボワール、中央アフリカ共和国のAU連絡事務所等の開設・運営の支援に活用されてきている。 こうしたAU平和基金を通じた我が国の貢献は、AUの紛争予防、紛争解決及び紛争後の復興・開発に係る取組に寄与するとともに、アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。				1-2
	18 (18)	14 (14)	15 (15)	14	0211
⑤アフリカ地域機関拠出金（任意拠出金） (平成８年度)	近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組（調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等）の重要性が増している。また、アフリカ連合（AU）は、平成14（2002）年にアフリカ統一機構（OAU）から発展改組される形で設立されて以降、平和・安全保障分野を中心に活動し、近年では社会・経済開発に関連する幅広い分野においてアフリカの発展に貢献してきている。これまで、本拠出金をAUに対し拠出し、北部ブルキナファソにおけるレベル２病院の展開、アフリカ疾病予防管理センター（CDC）の設立及び活動、社会・経済及び政治部における女性のエンパワーメント、西アフリカにおけるエボラ出血熱流行に係るAU支援（ASEOWA）ミッション、アフリカ主導中央アフリカ国際支援ミッション支援等に活用してきた。 こうした AU を通じた我が国の貢献は、アフリカ諸国及び AU との関係強化に資する。				1-2
	302 (302)	9 (0)	139 (139)	0	0347
⑥国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICADプロセス推進支援)(任意拠出金) (平成８年度)	本拠出金は、UNDPによるアフリカの抱える諸課題の解決に資する事業や、アフリカ開発会議（TICAD）関連会合の運営に活用され、日本の対アフリカ外交の中核を成すTICADプロセスを着実に推進することを目的とする。特に、日本政府単独では実施が困難な事業の実施や、TICAD共催者間の各種調整の円滑化や関係強化を目指している。 本拠出金を通じて UNDP のノウハウやネットワークを活用し、TICAD における主要アジェンダに取り組むことで、アフリカの抱える諸課題の解決に大きく寄与している。				1-1
	108 (108)	96 (96)	128 (128)	126	0336
⑦アフリカ地域機関（政府間開発機構(IGAD)）拠出金 (平成 27 年度)	本拠出金を通じて、東アフリカの地域共同体である政府間開発機構（IGAD）の下で、ソマリアにおける対テロ能力を強化することにより、アフリカの角地域における平和構築及び平和定着を目指す。 アフリカ地域の平和と安定は TICAD７の３本柱の一つである。また、アフリカ諸国におけるテロ対処能力向上支援は、在外邦人また同地域で活動する日本企業の安全対策強化に寄与する。				1-2
	352 (352)	120 (15.2)	0 (0)	0	0226
⑧国際連合ソマリア支援ミッション(UNSOM)任意拠出金	長年、内戦が継続したソマリアにおいて、公正な選挙プロセス実施の支援や政治対話、和解プロセス促進、政府や当局への能力基礎強化等を通じた平和的な連邦政府の実現を目指す。また、過激派組織であるアル・シャバーブ離脱兵士の早期社会復帰及び地域社会との和解・融合を目指す。 本拠出金は、我が国が推し進める積極的平和主義に資するとともに、アフ				1-2

(平成27年度)	リカの角地域に在住する在外邦人及び企業の安全強化にも寄与する。				
	0 (0)	28 (28)	0 (0)	0	0227
⑨アフリカ地域機関（政府間開発機構（IGAD））拠出金（南スーダン政治プロセス） (平成29年度)	本拠出金は、南スーダン情勢安定化の鍵を握る、政府間開発機構（IGAD）が行う2015年合意（衝突解決合意）の履行再活性化の取組に対する支援に充てられる。 本拠出金を通じ、TICAD７における３本柱の一つである「平和と安定」に寄与し、アフリカの開発推進に貢献する。				1-2
	352 (352)	120 (120)	0 (0)	0	0226
⑩停戦暫定治安措置監視検証メカニズム（CTSAMVM）任意拠出金 (平成29年度)	本拠出金は、南スーダンにおいて、停戦暫定治安措置監視検証メカニズム（CTSAMVM）が行う停戦監視活動に対する支援に充てられる（平成30年９月、停戦暫定治安措置監視メカニズム（CTSAMM）から改称。）。 停戦監視能力の向上を図ることで、TICADⅥにおける優先分野の一つである「繁栄のための社会安定化促進」に寄与し、アフリカの開発促進に貢献する。				1-2
	56 (0)	41 (41)	0 (0)	0	0287
⑪インド洋委員会（IOC）任意拠出金 （令和元年度）	本拠出金は、東南部アフリカ及びインド洋地域のネットワーク強化、貿易や生産能力の拡大、海洋セクターのガバナンス改善と組織能力強化を通じて、海洋連結性の改善を図るもの。 これにより、インド洋委員会（IOC）加盟国及び同地域経済の世界経済への統合を改善し、アフリカの開発促進に貢献する。				1-2
	―	96.3 (96.3)	0 (0)	0	0254

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

施策の概要

１　招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により、アフリカとの友好関係を促進する。

２　TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。

３　令和４年開催予定の TICAD８に向け、メディア等を通じた広報活動を展開し、日本の対アフリカ政策の理解の促進を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第７回アフリカ開発会議（TICAD７）閉会式における安倍総理大臣による挨拶（令和元年８月 30 日）

測定指標２－１　アフリカとの対話・交流の推進　＊

中期目標（--年度）

アフリカとの対話・交流を幅広い分野・レベルにおいて活発化することで、我が国に対する理解と信頼を高め、アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。

令和２年度目標

１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため、新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を実施する。

（１）アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。

（２）多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。

２　貿易投資促進官民合同ミッションや日・アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

施策の進捗状況・実績

コロナ禍の影響でアフリカ要人の訪日は実現しなかったものの、感染症対策を万全にしつつ、以下を実施した。

１

（１）安倍総理大臣は、４月にアビィ・エチオピア首相と電話会談を実施した。茂木外務大臣は、10 月、パリ訪問中にオマモ・ケニア外務長官と会談を対面形式で実施したことに加え、12 月に、チュニジア、モザンビーク、南アフリカ及びモーリシャス、令和３年１月に、セネガル及びケニアのアフリカ計６か国を訪問し、先方国家元首・外相等ハイレベルとの会談等を対面形式で実施した。さらに、茂木外務大臣は、パンドール南ア国際関係・協力相（４月）、ジャグナット・モーリシャス首相（９月）、ラマポーザ南ア大統領（12 月）、オンエアマ・ナイジェリア外相（令和３年１月）との電話会談も実施した。

（２）６月、鈴木外務副大臣がテレビ会議形式で開催された「スーダン・パートナーシップ会合」に出席し、スーダンの民政移管や対スーダン支援について意見交換を行った。７月に、中谷外務大臣政務官が、駐日ギニア大使、同ベナン大使、同モーリタニア大使及び同マリ大使と昼食会を開催し、日本の新型コロナウイルス対策への支援等について意見交換を行った。11 月には、駐日セネガル大使館の主催により、日・セネガル外交関係樹立 60 周年記念式典が開催され、外務省から鷲尾外務副大臣が出席した。さらに、鷲尾外務副大臣は、令和３年３月に第２回アスワン・フォーラム及び「サヘルのための国際的連合」閣僚会合に、それぞれビデオ・メッセージ形式で参加し、アフリカの平和と安定に向けた日本の取組をアピールした。

２　11 月に関係機関と協力し、オンラインでモーリシャス貿易投資促進セミナーを開催し、日本企業や第三国企業に対して、対モーリシャス投資を呼び掛けることを通じて、モーリシャスの経済・社会の回復・発展を後押しした。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和２年度に予定されていた貿易投資促進官民合同ミッションは延期された。

令和３年度目標

１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため、新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を実施する。

（１）アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。

（２）多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。

２　貿易投資促進官民合同ミッションや日・アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アフリカとの要人レベルでの対話・交流の実績を測定することは、アフリカとの協力関係促進のための取組の実績を把握する上で有益である。また、民間レベルでの経済的な関係深化、産業人材育成協力を通じた知日派・親日派の育成は、我が国の歴史や文化、社会についてアフリカ側の理解を深め、我が国に対する信頼を高めるとともに、ひいてはアフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる上で不可欠である。

測定指標２－２　我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

中期目標（--年度）

活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに、我が国及びアフリカ諸国の国民、並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係の強化につなげる。

令和２年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

１　国民の間での TICAD を始めとする日本の対アフリカ外交に対する理解が深まり、関心が高まるよう、一層の広報を行っていく。

２　今後予定される TICAD 閣僚会合や TICAD８に向けて、これらの会合に関する発信を国内外において、TICAD 共催者、他省庁、JICA、ジェトロ、アフリカビジネス協議会、民間企業や NGO 等と連携し、在外公館の広報リソース等も活用しながら、各ホームページ、SNS、パンフレット、インターネット動画、講演会、外国人記者招へい等を通じて行っていく。

施策の進捗状況・実績

１　コロナ禍においても TICAD を通じた日本のアフリカへの貢献に関する広報を強化する目的から、「新型コロナウイルスとの闘い～TICAD を通じた日本の貢献～」と題する広報資料を日・英・仏の３言語で作成し、外交団等に配布し、TICAD への理解を深めた。

２　令和３年２月、在セネガル大使館とダカール高等経営学院との共催の下、「日本の対アフリカ政策：継続と変化　アフリカにおける安全保障　21 世紀における日本の挑戦」をテーマに、片岡貞治早稲田大学教授を講師として招いたオンライン講演会を実施した。講義後には現地日刊紙によるプレス・インタビューも設定し、日本のアフリカ政策を広くセネガル国民に発信する契機となった。

令和３年３月、在ルワンダ大使館主催の下、「日本企業の成功例」というテーマで平野克己日本貿易振興機構・アジア経済研究所・上席主任研究員を講師として招いたオンライン講演会を開催し、ルワンダ政府や企業へ日本企業のアフリカ進出の様子を周知するとともに、日本企業の関係者に対しても、投資先としてのルワンダの将来性を広報した。また、ブルキナファソのジョゼフ・キゼルボ大学のラビウ・シセ学長をオンラインで招へいし、京都精華大学ウスビ・サコ学長との意見交換を実施し、二国間の大学連携や日本の対アフリカ政策への理解を促進した。

３　11 月に「対モーリシャス貿易投資促進セミナー」の主催や経団連等によるアフリカ投資セミナーでのアフリカ部幹部による講演等を通じ、対アフリカ投資拡大に向け、官民が連携し、様々な取組を進めていくことの重要性への理解を促した。

令和３年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

１　国民の間での TICAD を始めとする日本の対アフリカ外交に対する理解が深まり、関心が高まるよ

う、一層の広報を行っていく。
２　今後予定される TICAD 閣僚会合や TICAD８に向けて、これらの会合に関する発信を国内外において、TICAD 共催者、他省庁、JICA、ジェトロ、アフリカビジネス協議会、民間企業や NGO 等と連携し、在外公館の広報リソース等も活用しながら、各ホームページ、SNS、パンフレット、インターネット動画、講演会、外国人記者招へい等を通じて行っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解と信頼は、対アフリカ外交を推進する上で不可欠な重要な基盤であることから、その取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

特に、今後予定される TICAD 閣僚会合や令和４年にアフリカで開催予定の TICAD８は、アフリカにおいては平成 28 年の TICADⅥ以来６年ぶりの開催であることから（TICAD７は令和元年に横浜市で開催）、日本の対アフリカ政策について日本国民のみならず、アフリカ諸国の国民にも正確な理解を促す上で重要な機会となる。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①アフリカ諸国との関係強化費 （平成 11 年度） ※この達成手段は本施策個別分野１にも関連する。	（本個別分野に関連する取組） 新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、首脳級を始めとする各種人的往来を実施するとともに､アフリカ関連の TICAD 関連会合や経済関連フォーラムを開催する。 これらの取組により、日･アフリカ間の人的ネットワークを拡充し、同時に､アフリカ側の対日理解を促進するとともに､我が国民間や国民のアフリカに対する関心を増進する。				2-1 2-2
	23 (22)	22.4 (19.9)	22 (12)	22	0046 （再掲）
②我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施 （　＊　）	新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する｡また、外務省政務レベルを団長とした官民合同ミッションをアフリカ諸国に派遣し、我が国民間企業関係者とアフリカ各国政府関係者の交流を行う。 こうした取組を通じて、日･アフリカ間の相互理解促進･関係強化を行うとともに、日本側､アフリカ側の双方において日・アフリカ関係の重要性についての理解を深める。				2-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	－

(注)各達成手段の目標については､「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅱ　分野別外交

施策Ⅱ－１　国際の平和と安定に対する取組

令和３年度事前分析表

（外務省３－Ⅱ－１）

施策名（※）	国際の平和と安定に対する取組
施策目標	我が国の平和、安全及び繁栄を確保する（①）とともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与（②）するため、以下を達成する。 １　有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。（①、②） ２　インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する（①、②）。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する（②）。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進する。（①、②） ３　国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②） ４　我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②） ５　宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①、②） ６　国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①、②） ７　国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。（②） ８　ジェンダー平等の実現に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②） ９　大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①、②） 10　IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②） 11　我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①、②）
目標設定の考え方・根拠	我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,879	2,970	3,052	3,006
		補正予算(b)	0	0	220	
		繰越し等(c)	0	0	△217	
		合計(a＋b＋c)	2,879	2,970	3,055	
	執行額(百万円)		2,709	2,632	2,259	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	85,077	85,448
		補正予算(b)	－	－	20,221	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	105,298	
	執行額(百万円)		－	－	105,015	

政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	総合外交政策局	政策評価実施予定時期	令和５年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信
施策の概要 １　補助金事業、研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。 ２　外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの） ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定) Ⅳ　６　（２）情報発信の強化 （４）知的基盤の強化 ・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定） 第２章　５．（６）外交・安全保障①外交 ・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標１－１　補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化＊
中期目標（--年度） 中期的・戦略的な外交政策の企画立案機能を強化する。 令和３年度目標 １　外交・安全保障調査研究事業費補助金事業においては、引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、令和元年度又は同２年度から開始した５分野 13 件の事業を継続する。さらに、令和３年度から、より外務省の政策立案につながる提言能力の強化を重視した事業を１件実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、令和３年度が５年事業の最終年度であるため、引き続き我が国の領土･主権･歴史に関する国内外での一次資料の収集、整理、分析、公開を行いつつ、これまでの各種研究会における研究成果を取りまとめ、客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、政府の取組と補完的に国際社会における相互理解を促進することを目指す。 ２　有識者研究会については、令和３年２月に完成した報告書のフォローアップを行った上で、後継の有識者研究会の立上げにつき、状況を見極めつつ検討していく。 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信を強化するには、外部有識者やシンクタンクとの連携を強化することが有益であり、補助金事業や研究会での取組の実績を指標とすることは、施策の進捗を把握する上で適当と考えられる。 年度目標について、①補助金事業に関し、令和２年度の成果を土台としつつ、シンクタンクの政策提言能力の向上を重視した新たな事業も実施することにより、国内シンクタンクの育成強化に取り組むこと、②有識者研究会について、完成した報告書を基に更なる進展を図ることは、政府の対外発信機能や政策提言能力を強化することに資する。

測定指標１－２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化　＊
中期目標（--年度） 中長期的・戦略的な外交政策の対外発信を強化する。 令和３年度目標 １　外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。 ２　令和３年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。 （１）①令和２年に国際社会が直面した最大の危機である新型コロナへの対応、②日本が中長期的・戦略的に進める「自由で開かれたインド太平洋」の実現や自由で開かれた国際経済システムを強

化するルール作りに関する取組について重点的に発信する。
（２）引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要であり、その実績を指標とすることは、施策の進捗を把握する上で適当と考えられる。

中期目標である中長期的・戦略的な外交政策の対外発信の強化を達成することは、国際社会において我が国の外交・安全保障政策に関する理解を促進し、もって我が国の安全と繁栄の確保につながるため、適当と考えられる。

年度目標について、①外務大臣の演説や政策スピーチの実施を通じて、中長期的な視点に立った政策や方向性を打ち出すこと、②外交青書において、「自由で開かれたインド太平洋」や自由で開かれた経済秩序の実現に向けた取組を記述し、かつ、英語、フランス語及びスペイン語で発信することは、中長期的・戦略的な外交政策の対外発信の強化に資する。

参考指標１：調査研究委託、補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数	

参考指標２：民間研究者との研究会の開催回数	

参考指標３：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数／採択企画数)	

参考指標４：米国ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数	
（出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査」）	

参考指標５：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数	
（出典：外務省） ①日本語版 ②英語版 ③アクセス数	

＊ 暦年でカウント

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	

①中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（　＊　）	１　補助金事業及び研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想能力強化のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や研究会等を実施する。 これら取組による、外部有識者・研究機関との連携強化を通じて、中長期的な外交政策の立案に寄与する。				1-1
	２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信 外務大臣等による外交演説や政策スピーチの実施、分かりやすい外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業を実施する。 これらの取組により、中長期的・戦略的外交政策の推進に寄与する。				1-2
	37 (33)	36 (33)	35 (32)	35	0047
②外交・安全保障調査研究事業費補助金 (平成 25 年度)	外交･安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し､国内の外交･安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高める。 上記取組を通じて日本の総合力を結集した全員参加型の外交を促進し、もって我が国の国益の更なる増進を図る。				1-1 1-2
	524 (511)	525 (506)	555 (529)	555	0048
③国際共同研究支援事業費補助金 (平成 28 年度)	日本の民間研究機関による世界各国の研究者との歴史に関する共同研究及びその成果の発信・共有を支援する。 こうした取組を通じて、外交力を支える国内の知的基盤と海外の諸機関とのネットワークを強化して、国際社会の相互理解の深化を図る。 また、民間研究機関による領土・主権・歴史に関する研究活動を支援する。 こうした取組を通じて、日本の領土・主権問題や東シナ海情勢をめぐる一方的な主張や行動に適切に対応し、認識の差が外交上の問題となる歴史に関して、知見や経験に基づく議論を展開し、国際社会における相互理解の深化及び国際社会の中長期的な安定を図る。				1-1 1-2
	547 (537)	514 (507)	510 (497)	502	0049

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　日本の安全保障に係る基本的な外交政策
施策の概要 １　インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、二国間対話の実施やミュンヘン安全保障会議等の国際会議及び民間レベル（トラック２）の会合への参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な強力を引き続き推進していく。 ２　法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。 ３　北極問題の主要プレイヤーの一つとして、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。 ４　自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、サイバー空間における法の支配の推進、信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。 ５　革新的技術が出現し、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化している中、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済成長と安全保障の確保を両立していく。 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの） ・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日） 六　外交・安全保障 （日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」） （我が国防衛と経済安全保障） （近隣外交） ・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日） 日米同盟の強化 「自由で開かれたインド太平洋」の実現 近隣諸国との外交 北朝鮮 中東情勢への対応 ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定） Ⅱ　２　我が国の国益と国家安全保障の目標 Ⅲ　１　グローバルな安全保障環境と課題 ２　アジア太平洋地域における安全保障環境と課題 Ⅳ　１　我が国の能力・役割の強化・拡大 ３　国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化 ・第３期「海洋基本計画」（平成 30 年５月 15 日　閣議決定） 第１部　２．２－２．（４）北極政策の推進 第１部　２．２－２（５）国際連携・国際協力 第２部　１．（２）我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保 第２部　１．（３）国際的な海洋秩序の強化 第２部　７．（２）国際協力 ・「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日　総合海洋政策本部決定） ３ 北極問題に対する取組の必要性 ・「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年７月 27 日　閣議決定） １．策定の趣旨・背景 ２．サイバー空間に係る認識 ４．目的達成のための施策

測定指標２－１　二国間や多国間の対話・会合を通じた地域安全保障の促進及び日米豪印の取組推進＊
中期目標（--年度） インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

令和３年度目標

１　二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

２　ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック２の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとととともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。

３　「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際会議や各国との安保対話を通じた地域及び国際社会の安全保障の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するためには、二国間の安保対話を通じて関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化するとともに、安全保障・防衛分野の国際会議等へ積極的に参加することにより、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる信頼醸成を促進することが不可欠である。

また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米豪印による様々な分野での実践的な協力の実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。

測定指標２－２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標（--年度）

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

令和３年度目標

１　ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。

（１）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。

（２）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、情報収集を行うとともに、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。

２　アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。

（１）アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センター（ISC）による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。

（２）　我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合（EAMF）を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。また、他国主催の海洋安全保障に関するワークショップに積極的に参加して、我が国のプレゼンスを示すとともに、我が国においても関連のワークショップを開催してリーダーシップを発揮する。EAMF については、有識者の関与を強化すべく海洋法・海洋安全保障政策の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、有志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、四方を海に囲まれ、広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており、かつ、主要な資源を含む国民生活にとって必要な原材料のほとんどを海上輸送による輸入に依存しているため、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することによる海上交通の安全確保は、我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。取り分け、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シンガポール海峡やスールー海・セレベス海などが存在するアジア地域における海上交通の安全が確保されているかどうかを測定指標とすることは、施策の進捗を把握する上で

有益である。
　海賊・海上武装強盗は、我が国のみならず国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威であり、国際社会全体で対処することが不可欠であるため、我が国自衛隊による海賊対処行動への支援、諸外国との協力体制の構築、迅速で効果的な情報共有の促進、周辺国の海上法執行能力向上支援及び関連国際会合や関係国との意見交換等を引き続き実施することが重要である。

測定指標２－３　北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標（--年度）

　二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

令和３年度目標

１　我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレーヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
２　上記１の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。AC 議長国アイスランドと東京で５月に共催予定の第３回北極科学大臣会合において、関係省庁とも連携しつつ、北極における研究観測や主要な社会的課題への対応の推進、科学協力の更なる促進進化を図る。
３　我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　地球温暖化による北極の環境変化が先住民や生態系に与える影響が懸念され、国際社会の北極への関心が高まっている。我が国は、北極をめぐる課題における主要プレイヤーとして国際社会に貢献していくことを目指しており、北極の環境変化のメカニズムを解明するため科学研究面で積極的に役割を果たしていくとともに、北極の生態系や先住民の生活を尊重しつつ、持続可能な経済活動を追求していくことが重要である。
　第３期「海洋基本計画」（平成 30 年５月　閣議決定）において、「北極政策の推進」は主要施策の一つに位置付けられ、「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月　総合海洋政策本部決定）を基本として、今後取り組むべき具体的な施策が記載された。「我が国の北極政策」の下、国際社会にとり「望ましい北極」を実現するためには、AC を始めとする北極関係の国際会合への参加や北極圏諸国を含む関係国との対話を通じた北極をめぐる国際秩序形成や国際協力への参画が引き続き重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、第３回北極科学大臣会合を成功させ、その成果を最大化するためにも、これまで以上に、我が国の強みである科学技術協力を最大限駆使して国際協調ムードの醸成をリードする責務を担うべきである。

測定指標２－４　自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

中期目標（--年度）

　二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

令和３年度目標

１　令和３年３月に全会一致で採択された、サイバーセキュリティに関する国連オープン・エンド作業部会最終会合における報告書が本年の第 75 回国連総会で採択されることを見据え、同報告書に記載の事項について引き続き国内外で発信し、同盟国・有志国との実践を進めていく。
２　米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、Ｇ７や国連の枠組み等

における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
3　平成29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、4月に開催予定の第3回ARF会期間会合及び第6回専門家会合にて、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。
4　各国と相互の立場の共有を行うべく、オンライン会議ツールも併用して、効果的に、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
5　途上国におけるサイバーセキュリティ能力の向上を行うための基金に資金を拠出し、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施により、我が国及び途上国のサイバーセキュリティを向上させ、国際社会の平和・安定に寄与する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症によりテレワークなどオンライン空間の利活用が普及する中、サイバーセキュリティを確保する観点から、サイバー空間においても、実空間と同様に、法の支配が貫徹されるべきであり、そのための外交的取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

今後、サイバー空間が安全で信頼できる空間として持続的に発展していくためには、引き続き、既存の国際法の適用及び規範の形成が不可欠である。また、サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を回避・防止する観点から、信頼醸成を図ることは必要であり、平成29年度に設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合は、平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を発展させ、紛争や危機の防止に寄与することが期待される。さらに、サイバー外交を推進するに当たっては、国内外を問わず、様々な会議・シンポジウムの場において、省庁横断的に日本政府としての取組を発信することが重要である。

測定指標２－５　我が国の経済安全保障の確保

中期目標（--年度）

我が国を取り巻く安全保障環境が急速に変化しており、従来の安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する等、近年安全保障の裾野が経済、重要・振興技術分野に急速に拡大している。我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上で我が国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同志国とも戦略的に連携していく必要がある。そのような観点から、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済安全保障という新たな政策領域においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。

令和３年度目標

新型コロナウイルス感染症により明らかとなったサプライチェーンのぜい弱性を分析するために、在外公館等を通じた情報収集を行い、医療物資や重要技術の依存度を特定する。また、経済安全保障に関する同盟国・有志国間の国際会議や二国間対話を立ち上げ継続的な協議を行い、意思疎通の連携を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症への対応において、新興・先端技術の社会実装が更に加速する中、これら技術に関するサプライチェーンが特定国に依存することのリスク等の専門的見地から十分に調査・研究を行い、調査内容を米国や有志国との国際会議等にて活用することが、我が国の安全保障を確保しつつ国際社会の平和・安定に寄与する。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）		関連する測定指標
	予算額計(執行額)	当初予算額	行政事業

	（単位：百万円）			（単位：百万円）	レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①安全保障政策全般に係る外交政策立案 （　＊　）	安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みを積極的に活用する。さらに、各国との信頼醸成及び協力を推進するため、二国間対話を実施する。 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域においては、米国の存在と関与を前提としつつ、これらの取組により種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していくことで地域の平和と安定の確保に寄与する。				2-1 2-5
	19 (18)	20 (14)	11 (10)	13	0050
②ARF トラック 1.5 及び２関連経費 (平成 27 年度)	ARF のトラック 1.5 及びトラック２に関連し、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）の活動に関わる日本国際問題研究所への調査委託のほか、CSCAP 総会、CSCAP 運営委員会及び ARF 専門家・賢人（ARF･EEPs）会合等に出席し、地域･国際社会の安全保障環境の安定に向けた我が国の考え方や安全保障分野での取組を発信する。 上記取組は、我が国政策に対する支持獲得に向けた関係国の政府関係者や有識者に対する我が国の安全保障分野での取組に対する理解の促進に寄与する。				2-1
	5 (7)	3 (2)	3 (0.7)	2	0052
③我が国安全保障政策の理解促進経費 (平成 27 年度)	各国のシンクタンク等開催のシンポジウムやセミナーに外務省幹部や日本の有識者を派遣して我が国の安全保障政策について適切かつ効果的に発信を行い、各国の政府関係者、有識者、メディア関係者等の理解を促進する。 こうした取組により、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下での国家安全保障戦略、新たな防衛大綱、「平和安全法制」といった我が国の安全保障政策の理解促進に寄与する。				2-1
	7 (5)	3 (1)	5 (0)	2	0051
④海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費 （　＊　）	ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に対処するために、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする多層的な支援及び関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施する。また、アジア海域における海賊等事案問題に対処するために、ReCAAP･ISC への人的・財政的貢献の継続、関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施するとともに研修やセミナーの開催を通じ、関係国の海上法執行能力の構築を支援する。 これらの取組により、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保するとともに、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題の改善に寄与する。				2-2
	－	－	－	－	－
⑤我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費 (平成 29 年度)	地球温暖化による北極の環境変化に伴い、近年国際社会の関心が高まっている北極問題に関し、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。 これらの取組を通じ、北極圏諸国を含む関係国との具体的な協力案件を通じた北極に関する協力関係の強化及び観測･研究を始めとする我が国の北極に係る取組や強みを北極圏国を含む関係各国への積極的な発信を進め、我が国が主要プレイヤーの一つであるという認識を高めることに寄与する。				2-3
	6 (4)	9 (9)	4 (0)	5	0054
⑥サプライチェーン・リスクと新興・先端技術活用に関する委託調	新型コロナウイルス感染拡大も受けて、振興・先端技術の社会実装が急速に進展しつつあるところ、これら技術がもたらす社会・政治体制への影響や潜在的な安全保障上の影響、これら技術に関するサプライチェーンが特定国に依存することのリスク等について、社会実装の本格化に先立って専門的見地から十分に調査・研究を行う。 本調査内容を安全保障に関する国際会議・二国間協議を議論する場にて活				2-5

査 （令和３年度）	用することで、我が国の安全保障を確保しつつ、持続可能な形で日本経済活性化を達成する。				
	－	－	－	15	新 21-0003
⑦サイバーセキュリティ能力構築信託基金拠出金 （令和３年度）	世界銀行による，途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した信託基金「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」を通じて，途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等を実施する。 こうした取組により、途上国の行政官、医療機関を含む重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティが強化され、自由なサイバー空間の分断や不安定化の防止などに寄与する。				2-4
	－	－	－	20	新 21-0004
⑧サイバーセキュリティに関するアセアン地域フォーラム会合経費 （令和２年度）	ASEAN 地域フォーラム（ARF）におけるサイバーセキュリティに関する諸問題を総括して議論する場として、ARF ワークプランの包括的な実施を通じて ARF メンバーの協力を強化し、平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を発展させ、相互の信頼醸成を促進する。 こうした取組は、近年、サイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高まっている中、ARF メンバー国間の信頼醸成を通じて、地域全体のサイバーセキュリティの向上に資する。				2-4
	－	－	2 (0)	2	0055
⑨経済安全保障政策専門員等経費 （平成 26 年度）	①国のサイバー戦略、政策、サイバー攻撃等の情勢把握及び分析資料等の作成、②国連等国際機関や NGO 等が公表するサイバー関連文書の分析資料等の作成、③サイバー関連技術情報の収集及び分析資料等の作成、④官民連携に関する情報収集や企画、⑤国際会議及び二国間・多国間協議への参加、各国の専門家との意見交換及び記録作成、⑥インターネットガバナンスに関する情報収集や今後の在り方の検討に従事する専門員を雇用する。 こうした取組は、近年、サイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高まっている中、サイバー空間に関する国際的な規範の在り方や安全保障に関する政策の着実な推進に寄与する。				2-4
	3 (3)	3 (3)	5 (3)	5	0053
⑩アジア海賊対策地域協力協定拠出金（任意拠出金） （平成 18 年度）	本拠出金は、我が国の海洋安全保障にとって極めて重要なマラッカ・シンガポール海峡を含むアジアにおける海賊対策のための地域協力に使用されている。 我が国はアジア海賊対策地域協力協定の作成を一貫して主導した。平成18年に本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター(ISC)は、本協定加盟国から得た海賊等事案情報を、関係国・機関、更には海運業界とも共有することで、各国の海賊対処を効率的なものとするほか、海賊等対策での地域・国際協力の促進に大きく寄与している。また、ISCは、能力構築ワークショップ等を開催し、さらに他国と日本の海上保安庁が行う合同訓練に参加するなど、各国海上保安当局の海賊対策に係る能力向上・連携強化に努めている。 また、我が国は、本拠出金により、ISCへの財政的な貢献だけでなく、事務局長を含む２名の職員を派遣することにより、人的な貢献も行っている。こうした我が国の取組を通じてアジアの海洋安全保障に寄与している。				2-2
	53 (53)	53 (53)	55 (55)	40	0208
⑪国際海事機関拠出金 （平成 29 年度）	本拠出金は、西インド洋、ソマリア沖・アデン湾の沿岸国間の情報共有ネットワーク強化及び海洋安全分野における地域協働関係構築のためのジブチに所在するジブチ地域訓練センター(DRTC)におけるワークショップの開催、DRTC の持続的運営のための事務局機能強化支援に使用されている。 本件の拠出は、国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威である海賊行為を				2-2

	始めとする海上犯罪に対する沿岸国の対処能力向上を通じて、右事案発生件数の抑制、ひいては日本関係船舶を含む船舶の上記海域の航行の安全確保に寄与する。				
	34 (34)	15 (15)	0 (0)	0	0240

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　国際平和協力の拡充、体制の整備

施策の概要

１　国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
２　国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
３　国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定）
　Ⅳ４（４）国際平和協力の推進
・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成 27 年９月 19 日　閣議決定）
・「第２回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年９月 28 日）
・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について（平成 28 年２月９日、10 月 21 日、11 月 15 日、平成 29 年３月 22 日、平成 30 年２月 16 日、平成 30 年５月 18 日、令和元年５月 17 日、令和２年５月 22 日　閣議決定）
・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年１月 20 日）
　二　世界の真ん中で輝く国創り
　　（積極的平和主義）
・シナイ半島国際平和協力業務の実施について（平成 31 年４月２日　閣議決定）、シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について（令和元年 11 月 12 日、令和２年 11 月 10 日　閣議決定）
・南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）の活動に係る物資協力の実施について（令和元年 12 月 20 日　閣議決定）
・第 75 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（令和２年９月 26 日）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標３－１　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進　＊

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

令和３年度目標

１　国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
２　多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
３　国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大した。国連 PKO 等の要員数も増大し、その任務も多様化した。我が国の安全と繁栄のため、国連 PKO 等への人的貢献等を強化することは必要不可欠であり、この実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

南スーダンの安定と国づくりや、中東地域の平和と安定への貢献の継続・拡充に加え、国連平和維持活動や国際連携平和安全活動等への新規派遣、派遣の規模及び任務の更なる充実、物資協力等の検討及び実現という目標の達成は、我が国の国際平和協力を拡充する上で重要である。

測定指標３－２　国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献　＊

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

令和３年度目標

１　国連総会第４委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。

２　国連三角パートナーシップ・プログラムの下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。同プロジェクトにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、医療分野の訓練を本格化する。

３　新型コロナウイルス感染症の拡大に特にぜい弱な国に展開する国連 PKO において、遠隔から医療を提供する能力の強化支援や、遠隔から現場の状況を把握するための通信訓練を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO 等の任務が多様化し、より効果的かつ効率的な活動の実現が求められている現状を背景に、今後の PKO の在り方や、日本として果たすべき役割等を、国際社会の取組・議論の中で提起し、積極的に貢献することは重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、国連 PKO 等に対する協力の在り方についての検討や、国連三角パートナーシップ・プログラム(TPP)の下でのアフリカ、アジア及び同周辺地域、医療等の各分野の三角パートナーシップ・プログラムプロジェクトへの協力といった目標の達成は、我が国の国際平和協力の具体的な推進・拡充を測る上で重要である。

測定指標３－３　平和構築分野における人材育成

中期目標（--年度）

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

令和３年度目標

平成 30 年度から令和２年度までの３か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえ、以下を実施する。

（１）平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。

（２）平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。

「若手対象の初級コースの修了生（日本人）について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者（JPO や国連ボランティアを含む）の割合が右修了生総数の 50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGO や大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の 80%以上になること」

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO、国際機関等における文民の役割は着実に増大しており、平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要である。このため、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

同事業の実施においては、国際社会で益々需要が増している平和維持・平和構築分野の文民専門家の育成に資するとともに、我が国の国際平和協力のより一層の拡充につなげることが重要である。

測定指標３－４　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

（出典：内閣府実施「外交に関する世論調査」）	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値

	－	83%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

施策を進めるに当たり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

今後の PKO 派遣に係る政策の実現を可能とする国民からの回答の望ましいラインかつ過去の実績を上回る 83%を前年に引き続き目標値として設定した。

測定指標３－５　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値
	－	10

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として、議論の場となるセミナーや国際会議の開催回数及び出席回数を用いることで、知的貢献の進捗をある程度定量的に測定することが可能であるため。我が国の PKO 政策策定に資するものとして出席すべき会議を選択しつつ、会議における議論への貢献を目的とする。令和３年度は、令和２年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響で会議数が少ないことが考えられるため、目標値を 10 とした。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①国際平和協力の拡充（平成 17 年度）	国際社会の平和と安定に向けて、国連 PKO 等への要員派遣や能力構築支援の強化などを始めとする日本の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。 国際平和協力の拡充は、「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献」を包含するものであり、当該達成手段は、測定指標３－１及び３－２にプラスに働き、また、測定指標３－５「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として、測定指標３－４「世論調査における国連平和維持活動（PKO）等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。				3-1 3-2 3-4 3-5
	13 (13)	10 (7)	9 (6)	12	0057
②平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業（平成 27 年度）	国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、平和構築の現場で活躍できる人材の発掘・育成・キャリア構築支援を行う。 本事業の実施を通じて国内の平和構築分野に係る関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。研修期間中の支援、また修了後の就職支援を含め、継続的にキャリア構築支援を実施することで、平和構築分野での人材の定着を図り、結果として我が国の国際平和協力の推進・拡充につなげる。				3-3
	129 (129)	131 (131)	137 (137)	103	0056
③国際連合平和維持活動局信託基金拠出金（平成 26 年度）	本拠出金は、国際社会の平和と安定に向けて、「国際連合平和維持活動局信託基金」への拠出を通じ、国連PKOに参加する国の要員の能力構築支援に充てられる。 本拠出を通じ、アジア及び同周辺地域の要員派遣国を対象として、施設要員に対する重機操作訓練を支援し、施設分野の能力向上を目指すとともに、派遣前の各国医療関係者に対する医療のシミュレーション訓練を支援し、医療分野				3-2

	の能力向上を図り、国連による平和維持活動等への取組に積極的に貢献するという目標の達成に寄与する。				
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0236
④国際連合平和維持活動局信託基金拠出金（国連 PKO 即応性向上事業支援）（平成 30 年度）	本拠出金は、国連のPKO要員の高い能力と即応性を確保するための国連の取組（国連平和維持活動即応能力登録制度(PCRS)）の支援に充てられる。 本拠出金によって、PKO参加予定部隊の軍・警察部隊が国連の基準に沿った能力と即応性を備えていることを確保するとともに、「PKOのための行動（A4P）」に関するハイレベルイベント（平成30年９月）において、PKOミッションのパフォーマンス改善などに積極的に取り組んでいく旨を発表した我が国として資金拠出を行うことによって、国連平和維持活動の実効性を高め、国連による平和維持活動等への取組に積極的に貢献するという目標の達成に寄与する。				3-2
	16.8 (16.8)	0 (0)	0 (0)	0	0243
⑤国際連合ボランティア計画(UNV)拠出金（平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業）（任意拠出金）（平成 21 年度）	我が国は、平和構築分野における人材育成の取組として「平和構築・開発分野のグローバル人材育成事業」を実施しており、その一環として、毎年、日本人研修員を国連ボランティアとして１年間海外に派遣している。これらの研修員には、平和構築・開発の現場で国連等国際機関の活動に貢献することが求められている。本拠出金は、日本人研修員の国際機関等への派遣に用いられる。 上記派遣は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家の育成及びこれらの現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化に寄与するとともに、国際機関におけるキャリア形成の足がかりを与えるものでもある。				3-3
	82 (82)	58 (58)	57 (57)	58	0333
⑥邦人保健衛生専門家の国連ボランティアとしての派遣による途上国における新型コロナウイルス感染症対策支援（令和２年度）	本拠出金は、開発途上国で新型コロナウイルス対策に取り組む WHO、UNICEF、UNDP 等の国際機関の現地事務所に、日本人 15 名を国連ボランティアとして派遣するための費用に充てられる。 派遣された人材には、保健、衛生、社会経済回復といった様々な分野に従事することを通じて、世界各地で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響の低減に貢献することが期待される。				3-3
	－	－	98 (98)	0	0380
⑦国際連合活動支援局信託基金拠出金（令和２年度）	本拠出金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に特に脆弱な国に展開する国連PKOに対し、遠隔で医療を提供するための機材供与及び能力強化支援を行うとともに、世界各地に展開する国連PKOに対し、遠隔から現場の状況を把握するための機材操作訓練を行う。 新型コロナウイルス感染症の拡大で国連PKOの活動が制約される中、本拠出金によって、国連PKOの遠隔能力を強化することにより、国連PKOの展開国において有効な感染症拡大防止策をとる手助けをし、もって世界各地での更なる感染拡大を防ぐことに寄与する。				3-2
	－	－	312 (312)	0	0255

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野４　国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」（ISIL）の支配領域は縮小し、イラクについてはイラク全土の ISIL からの解放宣言がなされた（平成 29 年 12 月）が、ISIL の影響下にあった外国人テロ戦闘員（Foreign Terrorist Fighters、FTFs）の母国への帰還（return）や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間に加え、Ｇ７、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標４－１　国際的なテロ対策協力の強化　＊

中期目標（--年度）

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

令和３年度目標

１　世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、インターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が世界的に増大している。こうした中、我が国としては、Ｇ７、Ｇ20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果を GCTF メンバー国以外の関係国にも共有するとともに、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、GCTF やその派生機関による途上国支援の取組等を通じて主流化を図る。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を我が国自身のテロ対策にもいち早く反映する。

２　新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえつつ、二国間及び多数国間のテロ対策協議又はそれに代わる形態により、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に即して具体的な協力案件の形成を図る。

３　安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が国境を越えて拡散するなど、テロの脅威の国際的な広がりがますます加速する中、これに対抗するためには、各国がそれぞれ取り組んでいくだけでは不十分であり、国際社会が緊密に連携することが必要である。東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、我が国にとって、テロ、暴力的過激主義に対処するための国際的な連携・協力の強化は喫緊の課題である。

測定指標４－２　国際組織犯罪対策における国際協力の進展　＊

中期目標（--年度）

国際組織犯罪に対処するため、京都コングレスの成果も踏まえつつ、国際社会との連携・協力を強化する。

令和３年度目標

１　京都コングレスの成果である政治宣言の履行を通じて国際協力を強化、主導する。

２　国際組織犯罪防止条約や国連腐敗防止条約など、既存の条約の履行審査を通じて、国際組織犯罪対策における国際協力の現在の課題を明確にし、その対処に取り組む。

３　安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出等への取組を強化する。また、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋マネーロンダリンググループ（APG)における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め､国際的な連携を強化する。特に、第４次 FATF 対日相互審査に対しては、我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう関係省庁と共に適切に対応する。

４　サイバー犯罪条約関連間会合、Ｇ７及びG20 腐敗対策関連会合、麻薬委員会等に参加し、引き続きサイバー犯罪対策、腐敗対策及び麻薬対策に関する議論を深め、各国との連携を強化する。

５　国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

京都宣言を踏まえた国際連携の取組みの推進、履行審査を踏まえた現在の課題の特定、新たな形態の犯罪であるサイバー犯罪への連携のための方策を強化することは国際協力を進展させる重要な取組である。

測定指標４－３　途上国等に対する能力向上支援の強化　＊

中期目標（--年度）

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

令和３年度目標

１　新型コロナウイルスの感染拡大により、国境管理体制を含むガバナンスのぜい弱化や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、更なる感染拡大を防止しつつこうした問題に対処できるよう、アジアを含む途上国の能力を強化する。具体的には、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。

２　新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえた上で、関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。

３　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

４　上記１～３の目標を一層効果的な形で実現するため､有識者や民間セクター等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルスの感染拡大により､一部地域では国境管理体制を含むガバナンスがぜい弱化し、テロリストの活動空間が拡大している。また、若者を中心とした人々の情報通信技術（ICT）への依存の高まりにより、インターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が世界的に増大している。かかる国際テロ情勢下、特にアジア諸国に対するテロ対策支援は、同地域に居住・進出している在留邦人及び日系企業の安全確保の観点から極めて重要である上、欧米諸国はアフリカでのテロ対策を喫緊の課題として掲げており、アジア諸国からの我が国に対する支援への期待は非常に高く、アジアの一員として、その期待に応える必要がある。また、途上国のテロ対策能力の強化に向けては、国際機関、関係省庁、有識者・専門家、民間セクター等と協力し、各国の実情や、テロ等に係る最新の情勢を踏まえた対応を行うことが有効である。

参考指標：国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績（国際機関は除く）	
①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（アジア地域）（単位：参加国数） ②「穏健主義育成のための文明間対話」事業（単位：参加人数）	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①国際的なテロ対策協力の強化 (平成 13 年度)	国連のテロ対策関連委員会やＧ７専門家会合、各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。 これにより、各国の保有する情報・経験の共有を図り、国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。				4-1
	－	－	－	－	－
②国際組織犯罪対策における国際協力の進展 (平成 16 年度)	国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。 これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展を図る。				4-2
	－	－	－	－	－
③国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費 (平成 15 年度)	東南アジア諸国を対象とし、テロ・組織犯罪対策に関するワークショップを実施する。 こうした取組により、対象国の能力向上支援及び我が国関係者との関係強化を図る。				4-1 4-2 4-3
	5 (5)	5 (0)	5 (0)	4	0058
④テロ対策専門員経費 (平成 27 年度)	新型コロナウイルスの感染拡大によるテロ情勢の変化、また、欧米地域に広がるテロ事件、外国人テロ戦闘員問題等を受け、国際テロ対策の強化を進める中で、二国間・多国間枠組みにおけるテロ関連情報交換、途上国等のテロ対処能力支援のための他国との調整の機会が増加している。こうした事情を背景に、テロの脅威の分散化・多様化に対応すべく、国際テロ対策協力・支援の検討に、テロ対策の分野ごとの専門的な調査・分析、企画・立案を提供する。 本取組は、我が国のテロ対策関連の施策立案及び実施の促進に寄与する。				4-1
	2 (2)	2 (2)	3 (3)	3	0059
⑤イスラム学校教師招聘事業 (平成 29 年度)	Ｇ７伊勢志摩サミットで発表されたＧ７テロ・暴力的過激主義対策行動計画における「穏健主義の拡大」を実現する方策の一つとして、イスラム指導者等を我が国に招へいする。 具体的には、被招へい者が日本型の社会発展モデルについて理解を深めることにより、我が国として、各国の穏健主義育成対策の促進に寄与する。				4-3
	11 (9)	10 (5)	9 (0)	9	0060

⑥FATF（金融活動作業部会）第４次相互審査対応経費（令和元年度）	金融活動作業部会は我が国に対して、令和３年までに５名の（同部会から資格が認定された）審査員を他国の審査に派遣することを求めているところ、当省から審査員を派遣せしめる必要経費が必要。審査員業務期間は14か月間（１クール）であり、海外出張３回（①審査対象国における実地審査（３週間）、②同事務局（仏）における審査対象国との対面会合（約５日間）、③全体会合（仏又は他国）への審査員としての出席（約５日間））を含め、３か月間のフルタイム勤務時間に相当する作業がある。 本拠出金は、金融活動作業部会を通じたマネーロンダリング、テロ資金供与対策の国際貢献に寄与する。				4-2
	―	1 (0)	0 (0)	3	0061
⑦コミュニティの働きかけ及び強靭性に関するグローバル基金（GCERF）拠出金 （平成27年度）	コミュニティの働き掛け及び強じん性に関するグローバル基金(GCERF)は、暴力的過激主義の防止に焦点を当てた草の根レベルのプロジェクトに資金を供与することをミッションとする世界の唯一の非営利基金であり、若者等を対象とした教育・職業訓練、コミュニティ間の相互信頼醸成など地元政府やNGOによる草の根レベルのプロジェクトに財政支援を行う。具体的には、①「教育」：暴力的過激主義の影響を受け、またその活動にリクルートされる危険性に直面する若者への教育機会、専門技能訓練の提供、②「メッセージ」：過激な言説に対抗するメッセージの発信、元過激主義者であった者による離脱に関する経験の発信等、③「コミュニティ関与」：コミュニティ間の相互信頼の醸成、宗教間対話、影響力のある穏健な宗教指導者による働き掛け等のプロジェクトに対し、同基金がドナー国から集めた資金を提供し、暴力的過激主義の防止に取り組んでいる。 同基金への我が国の貢献は、新型コロナウイルス感染拡大の影響でインターネット・SNSを使用した暴力的過激主義を含む過激思想の拡散が世界的に活発化している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止を図り、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-1 4-3
	90 (90)	0 (0)	20 (20)	0	0223
⑧国際連合テロ対策委員会執行事務局（CTED）拠出金 （平成28年度）	CTEDは、安保理決議第1535号に基づき、平成16年、国連加盟国のテロ対策履行状況を監視するため、安保理の下に設置された機関。主に、以下の活動を行っている。 １　国連安保理決議1373号（平成13年）、同第1642号（平成17年）などの履行状況の監視 ２　各国のテロ対処能力向上支援の促進 ３　国際テロ対策に関する国際会議・ワークショップの開催 本拠出はアジア地域における暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に資する。				4-1 4-3
	43 (43)	0 (0)	0 (0)	0	0230
⑨国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）拠出金 （昭和48年度）	UNODCは、国連麻薬委員会（CND）及び国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）並びに麻薬３条約、国際組織犯罪防止条約(UNTOC)及び国際腐敗防止条約(UNCAC)の事務局機能を有し、国際テロ・国際組織犯罪に対する包括的なマンデートを付与された唯一の国連機関として、政策決定・規範設定・各国への技術協力を行っている。UNODCはこのような専門性をいかして、本拠出金により、東南アジア、南アジア、アフガニスタン、中東・北アフリカ・サブサハラ・アフリカ諸国等に対して、外国人テロリスト（FTF）の帰還・移動対策等のテロ対策、人身取引や薬物密輸等の国際組織犯罪対策として空陸海の国境における水際対策や捜査・訴追能力の強化等のプロジェクト支援、テロ資金対策やサイバー犯罪対策のための法制度整備や法執行機関の能力向上プロジェクト支援、更には刑務所内における暴力的過激主義拡大防止のための刑務官・司法当局者の能力向上（受刑者管理・脱過激化支援等）プロジェクト支援を実施する。また、麻薬原料（ケシ）の世界最大の生産国であるアフガニ				4-2 4-3

	スタンの違法薬物対策として、前述の法執行機関の能力向上プロジェクト支援に加えて、代替収入源の確保のための支援を行うと共に、アフガニスタンに次ぐ主要生産地であるミャンマーにおいて、ケシの栽培状況をモニタリングするプロジェクト等を支援。 本拠出金は、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するための国際的な連携・協力の更なる強化に寄与する。				
	2,935 (2,935)	2,930 (2,930)	1,882 (1,882)	69	0198
⑩経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金 (平成4年度)	金融活動作業部会(Financial Action Task Force: FATF)は、平成元(1989)年のＧ７アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止に係る金融上の対策についても一定の役割を果たしている。 全体会合に加え、複数のワーキング・グループを設置し、①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となるFATF勧告の策定と実施状況の監視、②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、④FATF勧告の実施に資するガイダンスノートの策定、⑤各地域グループとの連携、などの取組を行っている。 テロの脅威が世界的に拡大している昨今において、本拠出金は、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策における国際連携強化に寄与する。				4-2
	8 (8)	10 (10)	12 (10)	12	0192
⑪アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金 (平成13年度)	金融活動作業部会(FATF)基準等をもとに、アジア太平洋諸国を対象とした相互審査(マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する措置・制度についてのメンバー間による審査)、情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換)、技術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当者等を対象とするセミナー等)を実施する。 本拠出金は、マネーロンダリング・テロ資金供与対策が不十分な国・地域に対する技術的支援・研修等を実施するAPGを通じて、アジア太平洋地域のマネーロンダリング対策、テロ資金供与対策における国際連携強化に寄与する。				4-2
	6 (6)	6 (6)	6 (6)	7	0196
⑫国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)拠出金(コングレス) (令和元年度)	国連薬物・犯罪事務所(UNODC)は、５年毎に開催される国連犯罪防止刑事司法会議の運営事務局を務めており、本拠出金は、第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コングレス)の円滑な開催準備に向けて、ホスト国が負担するいわゆる「追加経費」に充てられる。(国連総会決議47／202及び同決議に基づくホスト国との合意書準備のためのガイドラインに準拠。) 京都コングレスを通じ、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に向けた取組の推進に寄与する。				4-2
	―	290 (284)	0 (0)	0	0251
⑬国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業) (平成17年度)	本拠出金は、内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内で保護された外国人人身取引被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用(職業訓練・就学支援・医療費等)として使用されるとともに、密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対処するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」に対する支援の一環として、IOMが維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費用などに充てられる。 IOMを通じた我が国の貢献は、我が国で保護された外国人人身取引被害者の出身国への安全な帰国及び帰国後の再被害を防ぐための経済的自立を実現するとともに、アジア・太平洋地域における人身取引に関する情報交換の促進				4-2

	やその防止等に寄与する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				
	23 (23)	15 (15)	13 (13)	15	0341
⑭国際連合テロ対策事務所（UNOCT）拠出金 （平成 27 年度）	国連テロ対策センター（UNCCT）は、国連による国際テロ対策における協力の促進、テロ対策のベスト・プラクティスに関する啓蒙・能力開発のためのワークショップ・会議の開催等を担当する機関である。 我が国の拠出金により、ワークショップを開催、各国のテロ対処能力の向上や知見の共有等を行い、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	56 (56)	158 (158)	39 (39)	0	0224
⑮国際刑事警察機構（ICPO）拠出金 （平成 28 年度）	ICPOは、194か国・地域が加盟し、国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集、交換等を実施。盗難・紛失旅券等に関するデータベースを保有。外国人テロ戦闘員（FTF）の移動を防止するため、捜査能力向上、協力促進、ICPOのデータベースの活用等を図る。 本拠出はアジア地域における国際テロの防止を図るものであり、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、テロ対策及び組織犯罪対策における国際協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	134 (134)	0 (0)	110 (110)	0	0229
⑯国際連合開発計画（UNDP）拠出金 （平成 28 年度）	UNDPは、内戦、紛争の発生地域等において治安維持能力向上のための能力強化、難民及び受入コミュニティの双方に対する支援等を実施している。 本拠出はインドネシアでの暴力的過激主義対策における宗教的教育の役割を強化する支援事業等に活用されるものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	224 (224)	0 (0)	70 (70)	0	0231
⑰国際暴力的過激主義対策センター（ヘダヤセンター）拠出金 （平成 30 年度）	国際暴力的過激主義対策センター（ヘダヤセンター）は、暴力的過激主義対策に特化した国際的な行動指向的シンクタンク（シンク・アンド・ドゥー・タンク）であり、能力構築のみならず、情報共有プラットフォームの構築、研究及び出版等を行っているほか、効果測定・評価が難しいとされる暴力的過激主義対策において、効果的な効果測定・評価手法を研究し、同手法の実践及び普及に取り組んでいる。 本拠出は、若者を中心に暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止を図るものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	28 (28)	0 (0)	22 (22)	0	0244
⑱国際連合教育科学文化機関（UNESCO）拠出金 （平成 30 年度）	国際連合教育科学文化機関（UNESCO）は、その目的を、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することとする国連機関。平和な社会秩序の構築のため、異文化対話や平和で異文化・異宗教間調和を推進するための学校改革及び教育実践等の支援を行っている。 本資金拠出は、テロの主要な原因の一つである暴力的過激主義の拡散防止による国際的なテロの脅威の低減を図るものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3

	34 (34)	44 (44)	0 (0)	0	0245
⑲国際組織犯罪防止条約レビュー実施関係経費 （令和３年度）	国際組織犯罪防止条約は、190 か国が加盟する国際犯罪の防止に関する重要な条約であり、令和２年に行われた第 10 回締約国会合において、同条約及び関連議定書（人身取引、密入国）のレビューメカニズムが開始した。 本拠出は、同レビューに参加する専門家（我が国が担当する国から提出される資料の審査等のレビューを行う専門家）の人件費及び報告書作成費用に充てられ、本件レビューの着実な実施を通じて、各国における同条約及び議定書の履行状況と必要な対策を確認し、国際組織犯罪に関する各国法整備の充実や国際協力の促進を図ることにより、法の支配に基づく国際秩序の形成、ひいては国際組織犯罪対策を通じた我が国（在留邦人及び日系企業を含む）の安全確保に寄与する。				4-2
	－	－	－	1	新 21-0005
⑳欧州評議会拠出金 （令和２年度）	サイバー犯罪を適切に取り締まり、サイバーテロを未然に防ぐために、サイバー犯罪捜査を行う法執行官等の能力強化を行う。具体的には、インド、インドネシア等８か国における新型コロナウイルス及びサイバー犯罪の現状並びにこれを受けた各国の対応を調査研究した上で、利害関係者向けのワークショップを実施して能力向上を図り、最終的にアジア地域向けの勧告案を策定する。 これにより、新型コロナウイルスの感染拡大の下で増加するサイバー犯罪を防止し、新型コロナウイルス感染拡大防止のために人々が必要とする医薬品・医療用品の適切な流通の確保に寄与する。				4-2
	－	－	20 (20)	0	0377

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野５　宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・「宇宙基本計画」（令和２年６月 30 日　閣議決定）
　２.（１）①宇宙安全保障の確保
　２.（２）産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化
　４.（１）②ｘ）同盟国・友好国等と戦略的に連携した国際的なルール作り
　４.（５）②xii）国際的なルール作りの推進
　４.（５）②xiii）国際宇宙協力の強化
・宇宙基本計画　工程表（令和２年 12 月 15 日 宇宙開発戦略本部決定）
・「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日）
　Ⅲ　１（４）国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク
　Ⅳ　１（９）宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
　Ⅳ　４（２）法の支配の強化
・ 米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針（令和元年 10 月 18 日　宇宙開発戦略本部決定）
　○外交・安全保障
　○国際競争力・国際的プレゼンス

測定指標５－１　宇宙空間における法の支配の確立　＊

中期目標（--年度）

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

令和３年度目標

１　安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和３年度に開催される COPUOS 本委員会及び科学技術小委員会において、合意済みの LTS ガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い、法の支配の確立に役立てる。また、COPUOS 加盟国に同ガイドラインの具体的実施を促すべく、国際的な議論を主導する。

２　国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで、規範強化のプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。

３　軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

各国の社会・経済・研究活動が、宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けている一方で、近年、宇宙空間の混雑化やスペースデブリの増加によるリスクが増大し、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するために、宇宙活動に関する国際的なルール作りと国際宇宙協力が必要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標５－２　諸外国との重層的な協力関係の構築
中期目標（--年度）
日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。
令和３年度目標
１　米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。 ２　現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。 ３　衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他の GNSS 運用国との協力を求める。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するためには、他国との協力が不可欠であり、二国間等での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係の拡大・深化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 宇宙基本計画（令和２年６月 30 日閣議決定）及び宇宙基本計画工程表（令和２年 12 月 15 日 宇宙開発戦略本部決定）を基に目標を設定した。

測定指標５－３　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数		
	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値
	－	４回
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠		
各国の社会・経済・研究活動が、宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けている一方で、近年、宇宙空間の混雑化やスペースデブリの増加によるリスクが増大し、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するために、我が国として国際会議に出席し、宇宙活動に関する国際的なルール作りと国際宇宙協力に参画することは有益である。今年度も新型コロナウィルスの影響により、国際会議の開催の見通しが立たないところ、目標値を減らした。今年度、出席を予定している国際会議は、COPUOS 本委員会、COPUOS 科学技術小委員会、COPUOS 法律小委員会及びアジア・太平洋宇宙機関会合（APRSAF）。		

測定指標５－４　各国政府との宇宙対話の実施回数		
	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値
	－	６回
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠		
対話の枠組みを有している国及び現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し又は戦略的な重要性が高い国として、米国（民生・安保の２回）、EU、フランス、インド及びニュージーランドを実施候補として選定し、６回を目標値としたもの。		

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	

<table>
<tr><td rowspan="3">①宇宙に関する取組の強化
（平成 29 年度）</td><td colspan="4">1　宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）や宇宙活動に関する国際的なルール作りの場等に我が国として積極的に参加し、法の支配の実現・強化に役立てる。
　このような活動を通じて、今後国際的に重要視されるルール作りや今後の宇宙ガバナンス構築に貢献する。</td><td>5-1
5-3</td></tr>
<tr><td colspan="4">2　米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との対話を強化する。
　各国との宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより、双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、個別の協力分野について、更なる協力の推進に寄与する。</td><td>5-2
5-4</td></tr>
<tr><td>19
(9)</td><td>8
(6)</td><td>30
(4)</td><td>31</td><td>0062</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②国連宇宙部拠出金
（令和３年度）</td><td colspan="4">アジア太平洋地域の新興国に対する宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援事業を通じた宇宙空間における法の支配を実現し、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保する。
具体的には、①アジア太平洋地域の制度・法令など基礎調査、②対象国での国内法整備及び許可監督体制構築に向けた助言、③我が国とのワークショップ共同開催、及び④アジア太平洋地域外に対する本事業の広報活動に関し、国連宇宙部と協力して実施する。</td><td>5-1</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>11</td><td>新 21-
0006</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野６　国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革を推進しており、この議論に積極的に参画するとともに、安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下、安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間、できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために、安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増加を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 75 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（令和２年９月 26 日）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
　地球規模課題への対応

測定指標６－１　国連改革及び安保理に係る取組の進展　＊

中期目標（--年度）

国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和４年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

令和５年から理事国を務めることを念頭に、国連事務局との一層の関係強化を目指し、平和構築基金及び政務案件支援信託基金への拠出額増加に努める。

令和３年度目標

１　国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

（１）マネジメント改革による効率化の具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働き掛ける。また、国連総会第５委員会において、通常予算については単年予算試行の３年目となる令和４(2022)年予算及び PKO 予算については 2021-22 年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。

（２）ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

２　安保理改革については以下の取組を行う。

（１）各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、また NY や各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。

（２）NY での安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善やテキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、Ｇ４を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。

３　安保理非常任理事国選挙については、令和４年６月に同選挙が実施される見込みであり、令和３年度が年間を通じて選挙活動を行う最終年であることから、これまで以上に二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

４　国連平和構築基金拠出を通した支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理の活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

厳しい財政事情の中、国連通常予算と PKO 予算の各１割近くを負担する国連の主要財政拠出国である我が国にとって、国連の行財政改革への取組の実績を測ることは、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するために重要である。これら予算の抑制により、我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを継続・強化していく必要がある。

また、国連加盟国が設立当初の 51 か国から 193 か国と４倍近くに増加したにもかかわらず、現在の安保理の構成が国連創設時からほとんど変わっていないという現状は、21 世紀の国際社会の現実を反映していない。安保理改革等の国連改革の議論の推進を図り、これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解の促進、支持の拡大を図ることは、今日の国際社会を反映した、より正統性を備え、実効的で代表性の高い安保理・国連を実現するために重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日本の常任理事国入りを含む安保理改革等の実現に向けた環境整備においては、安保理改革に関する我が国の立場・考え方に対する各国の理解促進、支持の拡大等に向けて日々の地道な活動の積み重ねが重要である。

測定指標６－２　我が国の国連を活用した外交及び国連の活動に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標（--年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

令和３年度目標

国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

１　国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。

２　国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われる講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。

３　外務省ホームページ（HP）における国連関連情報をより一層充実させ、整理して全体像を把握しやすく内容的にも分かりやすいものとする。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。

４　有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連を活用した日本の取組や国連の活動に関する国民の理解と支持を増進させることは、将来の国際社会で活躍する人材の育成だけでなく、国連の場において日本が存在感を示すに当たり、基礎を形成する原動力となる極めて重要な事項であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

国連の活動及び日本の国連政策の発信には、各種イベント・講演会や HP・SNS を通じた広報活動、有識者等との連携等の取組が重要かつ有益である。

測定指標６－３　国際機関における日本人職員増加に向けた取組の推進

中期目標（令和７年度）

国際機関と我が国との連携を深め、効果的にグローバル課題の解決に取り組むべく、国際機関と我が国とをつなぐ存在である国際機関における日本人職員の増加に努めることとし、令和２年末時点で 918 名である国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を、令和７年までに 1,000 人とする。

令和３年度目標

１　令和７年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、令和２年末時点の 918 名から 20 名程度純増させる。

２　「若手職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して JPO の派遣先を選定する。また、JPO 派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JPO の競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務

員の JPO 派遣を引き続き可能とする。
3　「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣については、派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定するとともに、派遣後も国際機関に定着し、幹部を目指す者が輩出されるよう取り組む。また、「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームを活用して関係課室の連携維持・強化に取り組むとともに、関係省庁連絡会議の場を通じて省庁間の連携・協力を強化する。これらの実現に向け、有識者による応募書類添削・面接指導を活用する。
4　「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページや SNS への訪問者数・フォロワーの増加や、JPO 派遣の応募者数増につなげる。また、民間の有為な人材が国際機関を目指すことを促進するよう、国際機関志望者がキャリア相談をしやすい国際機関人事センターを目指す。
5　マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国と国際機関をつなぐ存在である国際機関で勤務する日本人職員数を増加させることは、我が国と国際機関との連携を深め、国際機関と協働して取り組むべきグローバル課題の解決に取り組む上で非常に重要である。

従来から、国連関係機関における日本人職員数という「数値目標」に着目して成果を測定しており、これは定量的な成果を測定する観点から重要であり、取り分け、日本人職員数は、他のＧ７諸国と比較しても少ないため、平成 27 年度成長戦略等に記載されたとおり、我が国も令和７年までに 1,000 人を目指すこととし、平成 30 年行政事業レビュー「公開プロセス」を踏まえ、引き続き、「若手職員」、「中堅・幹部職員」及び「国際機関を目指す層」の増加にそれぞれ努めることが必要である。

一方で、どのような機関のどういったポストを獲得することが、我が国外交上必要かという点についても考慮すべきであるため、特に派遣事業については、派遣先ポストを選定する際に戦略的な検討が行われたかという点も、新たに評価対象として含めることとした。

参考指標１：JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率	
（出典：外務省） （注）３年度前に派遣手続きをとった者の採用率	

参考指標２：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12 月現在）	
（出典：外務省）	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①国連政策 （　＊　）	１　国連における行財政改革 国連における行財政改革について、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、交渉に当たる。 このような取組により、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するとともに、国連予算の抑制により我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを維持・強化していく。				6-1
	２　安保理改革及び安保理非常任理事国選挙				6-1

	我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を目指し、政府間交渉や様々な国際会議、首脳・外相会談、国連協議、安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めるとともに、安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。 安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和４年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣等の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。 上記の取組は、国連を始めとする国際機関において日本の国際社会における地位を向上させるとともに、日本の国益と国際社会共通の利益の実現に資する望ましい国連の実現に貢献していく。				
	３　国連広報 日本の国連を通じた取組に対する、国内外における理解の促進及び更なる支持を目指し、広報活動や有識者等との意見交換を通じ、国連の活動及び日本の国連政策を発信する。 このような取組により、国連の活動や日本の国連政策に関する国民の理解と支持をより一層推進するとともに、国連に対する興味関心を有する若者を増やし、長期的には国際機関で働く日本人職員数の増加にも貢献していく。				6-2
	49 (47)	73 (54)	136 (13)	162	0063
②国際機関邦人職員増強 (昭和 49 年度)	外部有識者を面接官としたJPO選考試験や候補者の指導・育成を実施する等により、より効果的な試験実施を確保するとともに、JPO選考試験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ、JPO選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の日本人職員数の増加を図る。 こうした取組は、国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上に貢献する。				6-3
	31 (23)	49 (40)	46 (32)	36	0064
③国際連合(UN)分担金 (昭和 32 年度)	本分担金は、計画予算（Programme Budget）として策定される国連通常予算に対して払われるものであり、国連事務局の運営経費に使用されている。本分担金の支払いは、国連憲章第17条第２項に基づく加盟国の義務である。 本拠出により、我が国の外交政策の柱の一つである国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円滑な実施に寄与するとともに、多大な財政的貢献は国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール材料となることから、国連における我が国の地位・影響力維持につなげる。				6-1
	28,654 (28,609)	23,003 (23,003)	26,001 (26,001)	25,884	0172
④国際機関職員派遣信託基金(JPO)拠出金 (昭和 49 年度)	JPO派遣制度は、国連の経済社会理事会決議により設けられた若手人材が国際機関で働くための制度であり、現在30か国以上が実施している。 我が国はこの制度を昭和49年に導入し、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して、原則２年間国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより、将来の正規採用への途を開き、国際機関に勤務する日本人職員の増加を図っている。 国際機関における日本人職員は、日本と国際機関との「架け橋」となる存在であり、例えば派遣先の国際機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するための一助となる。				6-3
	2,302 (2,240)	2,382 (2,334)	2,382 (2,323)	2,339	0197
⑤東京国際連合広報センター拠出金	本拠出金は、国連グローバル・コミュニケーション局の下部機関である東京国連広報センター（UNIC東京）の活動経費及び施設費を対象としている。UNIC東京の活動経費は、国連の取組及び日本の国連を通じた国際貢献について、また、日本人国連職員の活躍等について広く周知するため、国連に関する講演会、				6-2

(平成 16 年度)	シンポジウム等の開催、国連の日本語資料の作成（国連資料の翻訳を含む)、日本語ホームページやソーシャルメディアの運営、国連幹部の訪日受入れ等に充当されている。また、施設費は、国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費である。 こうした国連による取組は、国連における日本の貢献の意義や日本の国連政策についての日本国民の理解促進につながり、我が国国民にとっても大きな利益となることから、我が国はUNIC東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。				
	41 (41)	39 (39)	32 (32)	31	0210
⑥国際機関幹部職員増強拠出金 (平成 29 年度)	国際機関における日本人幹部職員の存在は、我が国が人的貢献の面でも国際社会の諸課題への取組に寄与していることを示す「日本の顔」。本拠出金は、そのような日本人国際機関幹部職員の増加を長期的な目的としている。 本拠出金により、国際機関の中堅レベル以上のポストに優秀な日本人職員を派遣し、同職員が、当該機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するとともに、日本との橋渡し役としての役割を果たすことにより、国際貢献と我が国の国益の双方を実現することに寄与する。				6-3
	137 (137)	157 (156)	157 (134)	213	0234
⑦国連総会議長信託基金拠出金 (平成 29 年度)	国連総会議長は、国連総会を代表するポストであり、総会の議事を取り仕切るほか、国連総会におけるハイレベルテーマ別討論等の開催や国連が取り組むアジェンダ推進のための各国政府要人との協議等を行っており、国連総会議長信託基金は、国連総会議長の主たる活動資金である。 本拠出金への拠出を通じ、国連総会議長との関係を強化するとともに、国連における我が国の地位を向上させ、我が国の国益と国際社会共通の利益に資するより望ましい国連の実現に貢献する。				6-1
	6 (6)	4 (4)	3 (3)	0	0235
⑧国際連合平和維持活動（PKO）分担金 (平成 6 年度)	本分担金は、国連平和維持活動の各ミッションの運営経費、国連ロジスティック基地(UNLB)の運営、サポートコスト等に使用されている。本分担金の支払いは国連憲章17条第２項に基づく加盟国の義務である。我が国のPKO分担率は8.564%で加盟国中第三位となっており、我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。 我が国は、本分担金の拠出を通じて、国連平和維持活動の機動性、機能性を高め、「国際社会の平和と安定の維持」に貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。				6-1
	65,207 (64,338)	65,062 (65,062)	62,253 (62,253)	48,850	0171
⑨国連平和構築基金（PBF）拠出金（任意拠出金） (平成 18 年度)	サブサハラ・アフリカ地域を中心に紛争後の平和構築支援を実施している平和構築基金（PBF）に対し拠出し、PBFが重視する同地域における以下の支援の実施に貢献する。 １　治安維持部門改革支援、暴力過激主義に対する国境横断的な対策支援、若年層支援 ２　国民和解支援、国／地方レベルの対話支援、選挙支援 ３　国連ミッションの活動支援 ４　緊急事態への対応 本拠出を通じて安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持のために平和構築の面から支援し、安保理を始め国際社会での同分野における我が国のプレゼンスを一層高める。				6-1
	224 (224)	0 (0)	242 (242)	108	0225
⑩政務案件支援信託基	国連政務平和構築局は、世界各地における紛争予防、危機対応、「平和の持続」のための取組等を行っている。政務案件支援信託基金は、その活動の中で				6-1

金拠出金 (平成 30 年度)	も国連通常予算で手当てされない緊急性の高い活動の支援に幅広く活用されている。 　本件信託基金への拠出を通じて多くの活動を機動的・効果的に実施することにより、国際の平和と安全の維持のために積極的に貢献し、安保理を始め国際社会での同分野における我が国のプレゼンスを一層高める。				
	50 (50)	34 (34)	25 (25)	24	0242

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野７　国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

１　国連の各種人権フォーラム（国連総会第３委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施するため、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。

２　主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。

３　第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国際移住機関(IOM)、NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標７－１　人権・民主主義の保護・促進　＊

中期目標（--年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。

令和３年度目標

１　国際社会

（１）国連人権理事会及び国連総会第３委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。特に、カンボジア人権状況決議に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。

（２）国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC)」と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、令和２年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値と国際競争力の向上、及び SDGs 達成への貢献を図っていく。

（３）Ｇ７即応メカニズム（RRM）（注）の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。Ｇ７即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的に実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。

（注）Ｇ７シャルルボワ・サミット（平成 30 年６月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。Ｇ７各国は、民主主義への介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

２　二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

３　主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

（１）政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和３年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。

（２）関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関

連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、関係省庁研究会の開催等を通じて検討を行う。
（３）グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会（IHFFC）の活動の支援や国際人道法（IHL）の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社との IHL 国内委員会の共催等を通じて、国内における IHL の普及に努める。
（４）我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連を始めとする国際社会の重大な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は、国際社会の一員としての当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものであるため、それら取組の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で適切である。

我が国の人権外交は、国連を含む多国間の取組と二国間人権対話を両輪とした活動が重要であるため、各種国際人権フォーラムでの貢献及び二国間の対話の実施の両方に取り組んでいく必要がある。また、人権の保護・促進を重視する、国際社会の一員としての責務を果たす観点から、政府報告審査等を通じた主要人権条約の着実な履行に努め、また、未締結の選択議定書等について引き続き検討を進める必要がある。さらに、このような取組を含め、我が国の人権分野における取組につき、国際社会の理解を促進することも重要である。

測定指標７－２　人道分野での取組（難民等への支援）＊

中期目標（--年度）

国内における難民等への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

令和３年度目標

１　第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
２　国内の難民等に対する支援を行う。
３　UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

近年の国際社会における難民問題への関心の高まりを受け、難民等への支援は、人道分野でも極めて重要な国際貢献であり、その実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で必要不可欠であるため。

我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても定住先の地方展開も含めた第三国定住による難民の受入れの在り方を適切に見直し、改善を図るとともに、円滑に受入れを実施していく必要がある。

測定指標７－３　人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値
	多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国が提出・提案している決議が無投票ないし多くの国の賛成を得て採択されることは、我が国

の人権分野での貢献姿勢が広く国際社会に受け入れられること、また国際社会における人権意識及びアジアにおける人権状況に対する国際的な関心と理解が高まっていることと同義であるため。
　我が国は、平成20年から11年連続でEUと共同で人権理事会に北朝鮮の人権状況に関する決議案を提出しており、平成30年度は、北朝鮮人権状況決議の採択状況を測定指標として設定したが、平成31年３月及び令和２年６月の人権理事会においては、諸情勢を総合的に検討した結果、我が国は同決議案を提出せず、EUが提出した同決議案が無投票採択された経緯がある。今後の人権理事会における北朝鮮人権状況決議に関しては、事態の推移を注視しつつ、あらゆる選択肢を勘案しながら対応を決定することになるため、現時点では予断できないことから、令和元年度以降は、人権理事会に我が国が提出・提案する決議の採択状況を測定指標とすることとし（我が国は、北朝鮮人権状況決議以外に、これまでカンボジア人権状況決議、ハンセン病差別撤廃決議を提出)、それら決議案が幅広い支持を得て採択されることを確保することを目標とすることとしている。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進（平成11年度）	１　国連等における議論や取組等を通じた人権・民主主義の保護 国連の各種人権フォーラム(国連総会第３委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを進める。国連事務局の人権担当部門であるOHCHRの活動を始め、国連等による社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援し、関係機関と密接な連携を行う。主要人権条約により設置されている各種委員会での日本人委員の活躍を実現する。特に人権状況に深刻な問題がある国については、国連の人権フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを行う。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1 7-3
	２　主要人権条約・人道法の履行 政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、条約毎の政府報告の作成、政府報告審査への参加や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。また、個人通報制度の受入れの是非について必要な検討を行う。国際人道法（IHL）の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内でのIHLの普及に努める。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1
	13 (13)	11 (10)	19 (6)	14	0067
②国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR) 拠出金（任意拠出金）(平成17年度)	OHCHRは国連事務局の人権担当部門として機能する、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。本件拠出金は、カンボジア事務所の能力構築支援に充てられる。 こうしたOHCHRを通じた我が国の貢献は、我が国の一貫した人権重視の姿勢を対外的に示すとともに、アジア等において人権・民主主義を保護・促進することにつながり、我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を重視する外交の一層の推進に寄与する。				7-1 7-3
	13 (13)	7 (7)	2 (2)	2	0207
③難民等救	我が国に庇護を求める者（難民認定申請者）のうち困窮の度合いが高い者に				7-2

援業務委託事業 (昭和 54 年度)	対し、生活面での保護等を行う。 難民認定申請者に対して、保護費の支給を行うことは、責任ある国際社会の一員である我が国の道義的責任であり、申請者等の生活を支援することを通じ、我が国の社会的安定にも寄与する。				
	481 (481)	489 (387)	352 (415)	390	0065
④難民等定住者支援業務委託事業 (平成 17 年度)	インドシナ難民、条約難民等及び第三国定住により受け入れた難民が、我が国への円滑な社会統合を果たし、自立した生活を営めるよう、定住支援等を行う。 国際貢献及び人道支援の観点から、受入れた難民に対する定住支援を行うことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。				7-2
	100 (100)	111 (111)	219 (169)	254	0066
⑤国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)(任意拠出金) (平成 22 年度)	本拠出金は、恒久的な難民問題解決手段の一つである「第三国定住」により我が国に受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーション、健康診断、日本語教育、渡航関連等、難民が我が国到着までに不可欠な支援を、国際移住機関(IOM)が実施するための経費を拠出する。 IOMへの拠出金等を通じて実施される第三国定住による難民受入れにおける我が国の貢献は、長期化する難民問題の恒久的な解決に寄与するものであって、国連機関や国際社会から高い評価を得ることにつながり、アジアの主要国として人権外交を推進してきている我が国のアジアにおける主導的地位の保持につながる。				7-2
	48 (48)	37 (37)	35 (35)	31	0213
⑥「ビジネスと人権」に関する国別行動計画策定経費 (令和元年度)	企業行動における新たな世界基準となりつつある人権の尊重に係る行動計画を策定し、着実な実施に取り組んでいく。 日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進の推進並びに日本企業の国際競争力の確保及び向上に寄与する。				7-1
	―	55 (44)	52 (43)	15	0068
⑦児童に対する暴力撲滅基金拠出金 (令和 2 年度)	本拠出金は、「児童に対する暴力撲滅基金」への拠出を通じ、紛争等により近年人道状況が悪化し、児童に対する保護が緊急的に必要とされている地域における児童の保護に充てられる。 本拠出を通じ、児童の保護に貢献し、国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進に寄与する。				7-1
	―	―	153 (150)	0	0237
⑧国際事実調査委員会(IHFFC)拠出金(義務的拠出金) (平成 18 年度)	国際人道法(IHL)は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要である。ジュネーブ諸条約第1追加議定書には、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関によるIHLの適用確保手段として国際事実調査委員会(IHFFC)を設置する規定が含まれている(第90条)。我が国は、IHFFCの権限を受入れており、本件拠出金は、その活動・運営費用に充てられる。 本拠出を通じIHFFCの活動を支持することで、我が国は、第三者機関の監視によるIHLの客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、IHLの的確な実施を確保し、有事においても国際法にのっとって行動するという意思を国際社会に明らかにしている。また、日本も参加しているIHFFCグループ・オブ・フレンズ会合等を通じ、他国に対しIHFFCの重要性を説いていく。				7-1
	4 (4)	4 (4)	3 (3)	4	0195

⑨国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR) 能力強化拠出金	本拠出金は、OHCHR ソウル事務所が、脱北者等から様々な情報を聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、分析を行う事業に充てられる。 本拠出を通じ国連人権高等弁務官事務所ソウル事務所の活動の能力強化を行うことで、拉致問題解決にも資する。				7-1 7-3
（令和３年度）	－	－	－	26	新 21-0007

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野８　ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、ジェンダー平等の実現に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第５次男女共同参画基本計画　第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献（令和２年 12 月 25 日閣議決定）
・国連女性機関・デンマーク政府共催ラウンドテーブルにおける宇都外務副大臣によるビデオ・メッセージ（令和２年 12 月７日）
・ベトナム政府及び国連主催「女性・平和・安全保障（WPS）国際会議」における宇都外務副大臣によるビデオ・メッセージ（令和２年 12 月８日）
・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）五　少子化対策と社会保障の将来
・「国際女性デー」を記念した京都コングレス・特別イベントにおける宇都外務副大臣によるビデオ・メッセージ（令和３年３月８日）
・女性に対する暴力撤廃国際デーに際した首相官邸公式ツイッターでの発信（令和２年 11 月 25 日）
・ジェンダー平等のためのフレンズ・グループ立ち上げ閣僚級会合における宇都外務副大臣によるビデオ・メッセージ（令和３年３月 31 日）

測定指標８－１　ジェンダー平等の実現に向けた国際的議論への参画・対外発信　＊

中期目標（--年度）

国際会議や多国間協議は、女性のエンパワーメントの促進・ジェンダー平等実現のための政策や課題について議論を行う場であると同時に、我が国の取組をアピールする上でも、また、我が国のジェンダー平等の促進に資する国際的な取組を国内向けに発信する上でも重要であり、ジェンダー平等の実現に係る国際的議論に引き続き積極的に参画するとともに、我が国が国内外で行っている女性のエンパワーメント促進・ジェンダー平等実現に向けた取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。また、国内のジェンダー平等実現に資すると考えられる国際的な取組については、関係省庁と連携しつつ国内向けにも積極的に発信していく。

令和３年度目標

１　我が国が女性分野において国際社会をリードすることを目的とし、国際女性会議の開催等を通じて日本政府の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。

２（１）女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら日本国政府の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るとともに、女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。

（２）G20（イタリア）及びＧ７（英国）における議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G20 の文脈では、平成 29 年G20 ハンブルク・サミットにおいて立ち上げが歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ」の運営委員会の一員として、同基金の運営に積極的に関与するとともに、令和元年G20 大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER)」の円滑な運営をサウジアラビア、イタリア、インドネシア及びカナダと連携して進める。その際、EMPOWER の設立目的であるG20 各国の民間セクター代表間の自発的・自立的なネットワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家やW20 関係者等と緊密に連携する。

３　女子差別撤廃委員会から令和２年３月に送付された事前質問票に過不足なく回答するよう、関係省庁と連携しつつ、準備を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ジェンダー平等の実現に向けた国際協力を推進していくためには、従来実施してきている国際的な連携・協力の推進と更なる強化に加え、我が国の取組を積極的に内外に発信することにより、これまで協力がなされていなかった分野における協力の開始や既存の協力分野における更なる連携の進展を図ることが重要である。

特に、国際女性会議の開催、そのフォローアップイベントの国外での開催は、新たな人脈構築、協力関係の発展につながるものであり、有益である。また、Ｇ７／Ｇ20 や女子差別撤廃条約（CEDAW）を始めとする国連の下での各種取組における積極的な参画も、令和７（2025）年の「北京宣言及び行動綱領」30 周年に向けて、国際社会における女性分野における存在感を一層高める上で重要である。

また、コロナ禍において、従前からのジェンダー不平等が一層浮き彫りとなり、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント促進の重要性が重みを増す中、外務省としては、国際的な対外発信と国際的動向の国内政策・取組への反映を政策評価の対象としていくことが適当と考える。

測定指標８－２　「女性・平和・安全保障(WPS)行動計画」に資する政策の推進　＊

中期目標（--年度）

国際機関や実施団体等と連携し、また、国内においては市民社会や有識者等と協力することによって、国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策を推進し、国内外におけるジェンダー平等の一層の定着を図る。

令和３年度目標

１　国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障（WPS）、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。また、GSF については、同基金への運営の参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。

２　女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書策定（隔年毎）に備える。また、令和４年度末までに改定・公表することとなっている第三次行動計画策定に向けて、現行の行動計画（第二次）の改善すべき点等について、関係省庁、有識者・評価委員、市民社会、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施し、使い勝手の良い行動計画となるよう意を用いつつ改定作業を着実に進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

女性を平和構築の主体者としてとらえ、紛争予防や平和構築における女性の参画を確保し、また、紛争関連の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力からの保護・予防や様々な分野における女性のエンパワーメントを実施して、平和な社会の実現に取り組むことを趣旨とする「女性、平和・安全保障(WPS)」に関する国連安保理決議に基づく行動計画の実施は、我が国の外交政策におけるジェンダー平等推進の要となるものである。とりわけ、国連女性機関（UN Women）への拠出を通じた国際協力は WPS アジェンダの実施のみならず、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に資する我が国の女性関連重要政策となっており、同機関との協力を質量ともに拡充させることが重要である。我が国では、平成 27 年に初めて行動計画を策定して以降、国際協力及び国内での取り組みの両面から行動計画の実施に努めているが、引き続き、国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所との協力や紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）での理事国としての活動を始め、国際機関や実施団体等と連携し、また、国内においては市民社会や有識者等と協力することによって、国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策を推進することで、国内外におけるジェンダー平等の定着に資することが可能であることから、政策評価の対象とすることが適当と考える。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①女性・平和・安全保障に関する行動計画関連経費 （平成27年度）	専門家で構成される評価委員会が、モニタリング作業部会からの実施状況報告を基にモニタリング実施状況報告書を作成する。 このような取組は、女性・平和・安全保障に関する行動計画の履行を促進させるものであり、ジェンダー平等の実現に寄与する。				8-2
	0.9 (0.9)	0.7 (0.9)	0.5 (0.6)	0.4	0069
②国連人権条約体対日理解促進プログラム関連経費 （平成29年度）	女子差別撤廃委員会（CEDAW）等国連人権条約体の委員を訪日招へいする。 これにより、委員の男女共同参画分野における我が国の取組及び伝統・文化に対する理解を増進するとともに、我が国の同分野における国際的重要課題に関し理解を促進する。なお、CEDAW委員は、国連人権条約体のアジスアベバガイドライン（人権条約体委員の独立性及び中立性に関する指針）に従い、審査の対象国との審査前の接触は自粛するようにしている。令和３年度については、女子差別撤廃委員会による対日審査が行われる予定であることから、国連人権条約体対日理解促進プログラムは行わないこととするため、予算は要求しない。				8-1
	6 (3)	4 (4)	2 (0)	0	0072
③国際女性会議(WAW!)開催関連経費 （平成27年度）	国内外の有識者を日本に招待し、国際女性会議WAW！を開催し、女性活推進に関連する諸課題について経験・知見の共有を行う。 これにより、当該分野の課題解決につながる議論を活性化させ、取組の推進につなげていくとともに、日本からのジェンダー分野に関する国際的な意識向上・啓発の推進に寄与する。				8-1
	86 (73)	86 (59)	82 (18)	79	0070
④在外公館における女性関連セミナー開催経費 （平成27年度）	我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する取組・進捗を世界の各地域においてアピールし、国内外における女性活躍推進の動きをリードしていく姿勢を示すため、在外公館主催にて女性関連セミナーを実施するとともに、在外公館が協力するセミナー等の活動に日本国内から講師等を派遣する。 上記取組は、女性・ジェンダー問題に関する我が国の積極的な外交政策推進に貢献する。				8-1
	6 (2)	4 (3)	3 (0.4)	3	0071
⑤ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関(UN Women)拠出金（任意拠出金） (平成23年度)	ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関(UN Women)が行っている以下の活動等を支援する。 １　世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力 ２　国連女性の地位委員会を始めとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援 ３　国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整 重点分野として、女性の参画の拡大、女性の経済的エンパワーメント、女性に対する暴力撤廃、平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップ、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな規範・政策・基準の構築を目標とする。 こうした国連女性機関（UN Women）を通じた我が国の貢献は、途上国の女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障への女性の参画、女性に対す				8-1 8-2

	る暴力の防止に寄与するとともに、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上が図られる。				
	1,951 (1,951)	2,175 (2,175)	2,330 (2,330)	392	0203
⑥紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC)拠出金（任意拠出金） (平成 25 年度)	世界には、今なお貧困、暴力、紛争・テロ、そして女性の社会的・経済的・政治的機会を奪う社会的慣習など様々な課題が残されている。女性・平和・安全保障の分野の重要性が国際社会の中で議論されている中、国連や国際機関が女性の公正、安全、幸福及び繁栄を達成するための参画の拡大に向けた具体的な貢献を行うことができるよう、協力して対応していく必要がある。その取組の一つとして、武力紛争下における性的暴力の終焉にむけたSRSGの活動を支援する。 これにより、我が国の取り組む女性のエンパワーメント・ジェンダー平等及び人権等の普遍的価値を重視する外交を具現化することができ、国際社会での我が国の責任を果たす姿勢を示すこととなる。また一貫して我が国の女性分野でのイニシアティブを示すという意味からも大変意義がある。				8-2
	172 (172)	120 (120)	119 (119)	19	0219
⑦紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金拠出金 （令和２年度）	本基金は、平成 30（2018）年ノーベル平和賞受賞者のデニ・ムクウェゲ氏とナーディア・ムラド氏が令和元（2019）年 10 月に設立した基金である。紛争関連の性的暴力は看過できない問題であるという観点から、紛争下の性的暴力の生存者救済プログラムへの財政的、技術的支援を目的に拠出を行う。 これにより、紛争下の性的暴力の被害者救済のための国際的メカニズムの構築及び関連プロジェクトの実施に寄与する。				8-2
	－	－	246 (246)	242	0379
⑧女性起業家資金イニシアティブ拠出金 (平成 29 年度)	本拠出金（平成29年度に5,000万ドル拠出。新規プロジェクトの募集は令和４年10月まで継続。プロジェクトの実施期間は令和９年10月まで。）は、途上国の女性起業家や、女性が所有・運営する中小企業が直面している様々な障壁の克服を支援するために充てられる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経済的自立及び経済・社会参画を促進し、特にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地域の安定、復興、平和構築を実現することに寄与する。				8-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0366

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野９　軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

１　核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。

２　大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働き掛け等を実施する。

３　生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。

４　通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また、通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標９－１　国際的な核軍縮を追求するための取組　＊

中期目標（--年度）

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

令和３年度目標

１　新型コロナウイルス感染症の拡大で延期となっている第 10 回 NPT 運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、米国の新政権の誕生や核兵器禁止条約の発効等の情勢の変化も踏まえながら、作業文書の提出・関係国や同志国との議論・我が国の施策の効果的発信等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT 体制の維持・強化に向けて貢献していく。

２　我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）等の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ具体的な取組の重要性を国際社会に対し発信していく。また、その他多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不拡散の問題に迅速かつ適切に対処する。

３　「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の後継の取組や我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。

４　CTBTO 準備委員会に拠出金を通じて大きく貢献している我が国として、CTBT 発効促進に向け、未批准国及び未署名国に対する働き掛けを行うとともに、令和３年に開催予定の CTBT 発効促進会議の成功に向けて貢献する。

５　核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。

６　核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。

７　被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解の促進に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

核兵器のない世界の実現に向けて、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石である NPT を基礎として、核兵器国と非核兵器国双方の協力を得ながら現実的かつ実践的な核軍縮措置を積み重ねていくことが重要であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

全体として、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の実施を目標とした。

測定指標９－２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組　＊

中期目標（--年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

令和３年度目標

１　国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。

２　グロッシー事務局長下の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金、任意拠出金等も活用し、以下を実施する。

（１）IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会（３月、６月、９月及び 12 月）及び総会（９月）に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、開催の成功に貢献する。

（２）核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。

（３）イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。

３　各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。

４　アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。

（１）二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。

（２）地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー等を開催する。

５　大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。

（１）拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ(OEG)会合

（２）他国主催 PSI 訓練

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組は、国際の平和と安定に寄与し、また我が国の安全と繁栄の確保のために必要な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

新たな核兵器保有国出現を阻止するため、IAEA 保障措置及び核兵器等を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理が重要であり、不拡散体制強化のためにもアジアを始めとする国際社会との連携が必要である。また、PSI は大量破壊兵器等の拡散を阻止するための重要な国際的な取組であり、これに積極的に参加することが必要である。

測定指標９－３　生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化のための取組

中期目標（--年度）

生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

令和３年度目標

１　生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。

（１）BWC 非締約国に対して、新型コロナウイルス感染症の発生を機に、多国間及び二国間協議などを

通じて加入を呼び掛け、また、BWC 履行支援ユニット（ISU）の取組を支援することで、締約国・地域の増加を通じた条約の普遍化に努める。
（２）新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、BWC 締約国会合及び専門家会合等の各種関連の国際会合等が開催される場合には、積極的に参画し、条約の実施強化に関する我が国の提案を作業文書として提出したり、サイドイベントも実施することで、BWC 体制強化に係る議論に貢献する。同時に、締約国との議論を通じて来年の開催が見込まれる運用検討会議において合意しうる事項を特定し、同会議が意義ある成果を収めるよう努める。
（３）最新科学技術の進展と BWC の関わりなど、BWC の議論を国内の議論や検討につなげるため、国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
（４）我が国の国連軍縮部拠出金により、国連軍縮部が実施する東南アジア地域における国内対応強化に係るワークショップ（１回）及び国連事務総長調査メカニズムの強化事業（複数回）などを効果的に実施し、生物兵器の不拡散及び生物兵器使用の際の国際的な対応体制の強化を図る。
２　化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
（１）11 月の締約国会議、７月、10 月及び令和４年３月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、主に昨今の化学兵器の使用を踏まえて、関係国と連携し、OPCW の活動の維持及び強化を図りつつ、化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組及び措置を推進する。
（２）北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組むとともに、二国間協議などにおいて非締約国の加入に関する働き掛けを継続し、条約の普遍化に努める。
（３）化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCW が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC 体制の強化に貢献する。また、我が国の知見を活用し、我が国として国際協力を実施し、または、OPCW による国際協力を支援する。
（４）新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、OPCW による、年 12 回程度行われる遺棄化学兵器関連査察や、約 20 件行われる国内産業査察が再開される場合には、適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器である生物・化学兵器の軍縮・不拡散に係る取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で必要不可欠な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、BWC 及び CWC の普遍化が不可欠な要素であるとともに、各締約国が条約の国内実施を強化することも不拡散のために必要不可欠である。また、我が国が CWC 履行に対する一層の透明性確保と信頼醸成を図ることも重要である。

測定指標９－４　通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標（--年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

令和３年度目標

１　武器貿易条約（ATT）について、条約の効果的な履行の議論に積極的に貢献する。
２　発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。第 19 回締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
３　クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
４　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、我が国としても、特に自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国

際的なルール作りに建設的に参画するとともに、アジア諸国への議論の普遍化を行っていく。
5　小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器非合法取引に関する決議案についても、実質的な内容を有する決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進に際しては、条約を始めとする既存の枠組みの履行促進と、それらへの参加国の拡大（条約については締約国の増加）が重要であり、その実現に向けた我が国の取組の実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益である。

特に、対人地雷及びクラスター弾の両条約の履行と普遍化を進める上では、各種会合を通じた条約の普遍化に向けた働き掛けとともに、人間の安全保障の観点から我が国が長年にわたって実施してきた被害者支援等の国際協力が有益である。

またLAWSについては、その主要な構成要素である人工知能（AI）やロボット技術が、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で既に利活用されていることから、我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や、安全保障に対する負の影響が生じないように留意しつつ、国際的なルール作りを進めることが適当である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①包括的核実験禁止条約(CTBT)国内運用体制整備 （平成16年度）	連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する監視システムの暫定運用試験を通じ、監視観測結果の解析・分析を行い、運用時を想定して運用試験結果の評価を行うとともに、技術的解析手法の開発・向上を行う。また、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会暫定技術事務局や関係国の関係機関と意見・情報交換を行い、協力関係を構築・維持する。 こうした取組は、条約の検証制度の効果的な運用に資する。				9-1
	174 (173)	207 (200)	203 (187)	197	0073
②軍備管理・軍縮・不拡散への取組 （　＊　）	１　国際連合等への協力費 国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組のアピールや人脈構築を行うとともに、一般市民に対して開かれた形で軍縮・不拡散に関する国際水準の議論を行う。 こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献する。				9-1
	２　軍縮教育普及 毎年８月に開催される広島及び長崎の平和記(祈)念式典及び関連行事に職員が出席し、外務大臣等を補佐するとともに、被爆者への説明等の活動を通じ、政府・国民が一体となって「核兵器のない世界」に向けて取り組んでいく。また、国際会議等が開催される際、非核特使やユース非核特使等を派遣することやユース非核特使フォーラムを開催することで、唯一の戦争被爆国として、核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていく。 こうした取組は、軍縮・不拡散に関する教育の普及に貢献する。				9-1
	３　軍縮・不拡散調査研究等経費 研究委員を選定し、研究会を実施することで、軍備管理・軍縮・不拡散問題関連の実施措置内容に係る調査・検討を行うほか、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加者に被爆の実相を伝えるとともに我が国の軍縮政策についてブリーフ等を実施する。 こうした取組は、軍縮政策実施体制確立に資する。				9-1

	４　国連総会 国連総会第１委員会に積極的に参加し、我が国決議を採択する。 こうした取組は、国際的な軍縮への気運を高める。				9-1
	５　不拡散分野での協力強化 二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、国際的な不拡散上の課題に効果的に対処する。 こうした取組は、国際的な不拡散体制の強化に資する。				9-2
	６　IAEA 保障措置の強化 追加議定書締結促進セミナーの開催、IAEA 保障措置シンポジウムやアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等への参加・貢献等、IAEA や関係国との協力を通じ追加議定書の締結を促進し、IAEA 保障措置体制の強化を図る。また、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員増強を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。 こうした取組は、IAEA 保障措置の強化に資する。				9-2
	７　輸出管理レジーム 輸出管理等を目的とする国際的な枠組みである原子力供給国グループ（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、ワッセナー･アレンジメント（WA）、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）及びザンガー委員会の関連会合に積極的に参加し、国際的な連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。WA 及び NSG では、参加国間で関連情報の共有を行うための秘匿情報システムが構築されており、各システムを通じた情報収集及び情報提供も行う。 こうした取組は、輸出管理レジームの強化に資する。				9-2
	８　地域不拡散強化協力 国際的な不拡散体制の強化・発展のため、ASEAN 諸国、中国、韓国等の局長級で、不拡散体制の強化に関し議論を行うアジア不拡散協議（ASTOP）や、アジア諸国・地域の輸出管理の重要性の共通認識を高め、輸出管理制度の強化を目的としたアジア輸出管理セミナーを開催する。また、アジア太平洋地域における不拡散関連会議への出席や専門家派遣を実施する。 こうした取組は、アジア太平洋地域における不拡散の推進に寄与する。				9-2
	９　拡散に対する安全保障構想（PSI） PSI 訓練やオペレーション専門家会合（OEG）への出席及び主催を通じ、PSI に積極的に関与し中心的な役割を果たすとともにアジア諸国へのアウトリーチを行い、積極的な貢献を果たす。 これにより、特にアジアにおける大量破壊兵器等の拡散防止に寄与する。				9-2
	10（１）生物兵器禁止条約（BWC） 生物兵器禁止条約の締約国会合、専門家会合及び各種関連の国際会合等に積極的に参画するとともに、国内実施措置の強化のため、条約の関連分野における国内外関係者を対象に啓蒙・啓発を行い、セミナー等への専門家の派遣を行う。 こうした取組は BWC の実施強化に資する。 （２）化学兵器禁止条約（CWC） 化学兵器禁止機関（OPCW）締約国会議、執行理事会（年３回開催）、条約実施のための各種協議及び第４回運用検討会議（５年に１回開催）に積極的に参画し昨今発生している条約違反への対応策を提案するとともに、中国遺棄化学兵器（ACW）処理事業等への査察受入れにおいて OPCW に協力する。 こうした取組は CWC の実施強化に資する。				9-3
	62 (44)	35 (24)	34 (1)	35	0074
③通常兵器の軍備管理 （　＊　）	通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に建設的かつ積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。				9-4

	武器貿易条約（ATT）、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化の働き掛け等を積極的に行う。 これらの取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。				
	―	―	―	―	―
④核軍縮の実質的な進展ための賢人会議 （平成30年度）	安全保障環境の悪化や核軍縮の進め方をめぐって国際社会の立場の違いが顕在化している中で、様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し、現実的かつ実践的な核軍縮の進展に資する提言を得るべく核軍縮の実質的な進展のための賢人会議及び1.5トラック会合を開催する。 こうした取組は国際的な核軍縮に向けた機運を高めることに資する。				9-1
	37 (30)	40 (21)	40 (2)	23	0075
⑤ARF 不拡散・軍縮会期間会合に係る経費 （令和２年度）	ARF 不拡散・軍縮会期間会合は、ARF の枠組みの下で分野毎に開催される会期間会合の一つであり、2018～2020 年の期間は、韓国（2018 年）、インドネシア（2019 年）、日本（2020 年）が共同議長国となることが、平成 29 年の ARF 閣僚会合において決定されており、令和２年度は日本で同会合が開催される予定であったが、新型コロナウイルスの影響で開催できなかったため、令和３年度の開催を調整している。同会合には、25 か国＋１地域、１機関が参加し、アジア地域における不拡散・軍縮分野の信頼醸成の取組に資する。				9-1
	―	―	9 (0)	0	0076
⑥自律型致死兵器システム（LAWS）に関する会議及び調査等に係る経費 （令和２年度）	人工知能技術を始めとする自律化技術が高度に応用された兵器とされている自律型致死兵器システム（LAWS）に関し、その定義や特徴、開発の動向、既存の国際法の枠組みでの規制の可否等について、我が国の立場が特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みの下で行われている議論に十分に反映されるようにするための取組。 こうした取組により、本件議論で立場を表明している国が少ないアジア太平洋地域諸国への働き掛けを行い、同志国を得ることで、LAWS に関する国際的な議論における我が国の立場への支持を拡大し、我が国の平和、安全及び繁栄を確保しながら、国際社会の平和と安定に寄与する。				9-4
	―	―	27 (0)	0	0077
⑦国際原子力機関（IAEA）分担金 （昭和32年度）	本分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、核燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及び核セキュリティ、④原子力検認（保障措置）、⑤政策、マネージメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネージメントに、資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用されている。 本分担金の拠出を通じて、同機関の二大目的である原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化を図り、もって、我が国のエネルギー安定供給及び安全保障の確保に貢献する。				9-2
	4,289 (4,289)	4,529 (4,529)	3,845 (3,845)	3,841	0173
⑧包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会分担金 （平成９年度）	包括的核実験禁止条約（CTBT）は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度（IMS）及び②現地査察（OSI）を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要があるが、IMSについては監視観測施設の建設及び既存の監視観測所の維持運営が重要であり、OSIについては、査察技術確立のためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。 本拠出を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効促進のための具体的な取組に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。				9-1

	1,231 (1,231)	1,422 (1,417)	1,417 (1,247)	1,252	0175
⑨化学兵器禁止機関(OPCW)分担金 （平成５年度）	化学兵器禁止条約(CWC)は、化学兵器の生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度を設けている。本拠出金は、大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与すべく、CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進に向けた活動等に要する費用やOPCWの運営経費に充てられる。 本拠出を通じて、我が国は、OPCWの検証査察の実施、条約の普遍化の促進、締約国の国内実施強化、国際協力等に寄与する。				9-3
	793 (662)	837 (760)	713 (535)	702	0176
⑩国際原子力機関（IAEA）拠出金（核不拡散基金） （平成14年度）	本拠出金は、国際的な核不拡散体制の強化を目的として、我が国がIAEAに対して単独で拠出している特別拠出金であり、過去に追加議定書の普遍化のためのIAEA会議・セミナー実施経費、イランの核合意を受けたIAEAの監視・検証活動、IAEAへの我が国専門家派遣等に使用されている。 本拠出により、核不拡散分野における課題に対する IAEA の効率的な監視・検証活動等の取組を、我が国として主体的に支援し、国際社会の核不拡散体制の維持・強化することで、地域の安定及び国際安全保障の確保に貢献する。				9-2
	0 (0)	546 (546)	0 (0)	0	0178
⑪化学兵器禁止機関(OPCW)拠出金（義務的拠出金） （平成10年度）	我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW)を廃棄する義務を負い、また、化学兵器禁止機関(OPCW)の各種査察を受け入れ、査察経費を支払う義務がある。本拠出金により、上記査察を受け入れることで、ACW廃棄事業の透明性を確保し、国際社会に対して、我が国が条約義務の誠実な履行に務め、CWC体制の維持・強化に貢献する姿勢を示すことができる。				9-3
	56 (4)	58 (49)	56 (54)	78	0185
⑫ワッセナー・アレンジメント(WA)分担金 （平成５年度）	本分担金は、通常兵器及び関連汎用品・技術の国際輸出管理レジームであるWAのオンライン情報共有システムの維持・管理・改善、参加国間での各種会合の開催、WA非参加国に対するアウトリーチ活動、WA事務局（ウィーン）の運営等のために活用される。 本分担金の拠出を通じて、WA参加国による輸出実績等の透明性を向上させるとともに、共通の規制品目リスト等を踏まえてWA参加国により大きな責任の下で輸出管理を行わせることを通じて、地域及び国際の安全と安定に貢献する。				9-2
	28 (28)	30 (29)	23 (23)	23	0186
⑬特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）締約国会議等分担金 （平成７年度）	本条約は、安全保障及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるものである。本分担金は、議定書の運用及び状況の検討、新たな議定書の作成、枠組み条約及び議定書の改正、締約国の報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費として活用されている。 こうした我が国の貢献は、非人道的効果をもたらす特定の通常兵器の国際的な規制を通じ、紛争時における文民の保護を徹底する国際人道法の遵守の強化等を通じた国際社会の平和と安定に寄与する。				9-4
	14 (7)	15 (11)	11 (11)	11	0187
⑭生物兵器禁止条約(BWC)分担金	BWCでは、条約の国内実施強化、関連する科学技術の進展のレビュー、国際協力促進等を議題とする会合を開催し、条約の実施強化と普遍化に係る取組を行っている。BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は、同条約の締約国が、国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ、締約				9-3

（平成４年度）	国である我が国は、同分担率に基づき分担金を拠出している。 　こうした分担金の拠出及び会合の議論への積極的な参加を通じた我が国の貢献は、大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組みである本条約の実施強化に寄与する。				
	25 (16)	18 (13)	14 (11)	19	0188
⑮対人地雷禁止条約締約国会議等分担金 （平成10年度）	対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、平成９(1997)年12月に成立し、我が国は同年12月に署名、平成10(1998)年９月に締結した。同条約第14条(費用)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。本条約運用のための重要事項について議論を行うため、条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、締約国会議等が開催される。 　こうした分担金の拠出は、対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した条約の適用・実施に寄与する。				9-4
	10 (10)	11 (11)	10 (10)	11	0189
⑯核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議分担金 （昭和45年度）	NPTの規定に基づき５年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費である。運用検討会議では、NPTの３本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)それぞれについて、条約の運用レビューを行う。開催経費は、会議費、各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等を国連の公式文書として編集・作成する費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。(ただし、令和２年に予定されていた第10回NPT運用検討会議は新型コロナウイルスの影響で延期となっている。) 　こうした分担金の拠出は、条約の運用レビューの実施に寄与するとともに、来たるべきNPT運用検討会議における我が国の積極的な貢献のために重要である。				9-1
	20 (8)	20 (12)	40 (17)	9	0190
⑰クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金 （平成22年度）	クラスター弾の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止を規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は、平成20(2008)年５月に採択され、我が国は同年12月に署名、平成21(2009)年７月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費として活用されている。 　本分担金の拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	3 (1)	4 (4)	15 (14)	5	0191
⑱クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金 （令和元年度）	本拠出金は、クラスター弾に関する条約(オスロ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 　本拠出を通じた我が国の貢献は、オスロ条約締約国の義務の遵守・履行に寄与する。				9-4
	－	1 (1)	1 (1)	1	0250
⑲国際連合軍縮会議拠出金（任意拠出金）	昭和63(1988)年の第３回国連軍縮会議特別総会において、竹下総理大臣が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け、翌平成元(1989)年から我が国地方都市において開催されてきている。本会議は、国内外の政府関係者や有識者等が軍縮に関する様々な問題について議論				9-1

（平成７年度）	を行うものであり、拠出金は国連軍縮部に拠出され、海外参加者の渡航費用に充てられる。 本拠出金は、自由闊達な議論を通じて、軍縮の進展に向けた国際的機運を醸成することに貢献するだけではなく、我が国の軍縮に関する積極的な姿勢を国内外に示し、国際社会における我が国発言力を強化するとともに、若者を含む日本国民の軍縮に関する意識高揚に寄与する。				
	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1	0216
⑳特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）締約国会議等拠出金 （平成24年度）	我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書(附属議定書Ｖ)について、締約国としてではなく、オブサーバーとして締約国会議に参加しているため、同議定書第10条３項規定に基づき、その際の会議費を負担する必要がある。本議定書は、爆発性戦争残存物(ERW)の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存するERWについての援助、一般的予防措置等について規定されており、締約国会合では議定書の履行及び運用等が議論される。 本拠出金は、議定書の義務・運用に関する解釈及び議論の聴取及び情報収集に資する。				9-4
	3 (0)	2 (1)	0 (0)	0	0217
㉑武器貿易条約（ATT）締約国会議等分担金 （平成27年度）	本分担金は、武器貿易に関する透明性を確保するための条約の運用及び各国の履行状況の検討、主に締約国の報告から生ずる問題の検討、また条約の普遍化へ向けた検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用される。締約国として同会議及び各会合に参加する我が国としては、条約上の義務として本件経費を負担する必要がある。 本件拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	14 (12)	12 (10)	10 (8)	12	0221
㉒対人地雷禁止条約拠出金 （平成27年度）	本拠出金は、対人地雷禁止条約(オタワ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本件拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	9 (9)	4 (4)	3 (3)	3	0222
㉓包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会拠出金 （平成28年度）	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、核実験検証制度を条約発効までに準備しておく必要がある。本拠出金は、北朝鮮等による核実験を精確に検知する体制を強化するため、包括的核実験禁止条約機関に対して、追加的に拠出を行うもの。具体的には、核実験の検知に必要な可搬式希ガス観測装置の整備・通常時の放射性キセノン観測を実施及び核実験時のデータ解析・評価を迅速化するためのソフトウェア開発等に充てられる。 本拠出を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効促進のための具体的な取組に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。				9-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0232

㉔国際連合軍縮会議等拠出金（グローバル及び地域的な軍縮活動のための信託基金拠出金） （平成28年度）	本拠出金は、安保理決議1540号の履行状況の監視等を行う1540委員会（安保理理事国から構成）が同決議の履行強化のために検討している事業のうち、政府の履行能力強化のためのセミナー等、必要性の高い事業に使用されている。 本拠出金によって国連加盟国の同決議の履行能力強化のための取組を行うことで、我が国及びアジア太平洋地域を始め国際社会全体の不拡散の推進に寄与する。				9-1 9-2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0233
㉕武器貿易条約（ATT）任意信託基金拠出金 （平成29年度）	通常兵器の不正な取引を防止することを目的とした本条約の実施、特に、条約により具体的に規定される輸出入に係る国内制度・体制の整備や通常兵器の流用防止等について、締約国及び条約締結を前提とした非締約国における国内制度整備や当局者の能力強化を実施する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、通常兵器の国際的な適切な移転により地域と国際の平和と安定への寄与を目指すATTの締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促進することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善につながる。				9-4
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0238
㉖国連軍縮部拠出金 （平成29年度）	本拠出を通じて、我が国は、東南アジア諸国や太平洋地域における能力強化、生物兵器による攻撃時における国連機関間の連携、生物兵器使用時の国際的調査メカニズムの効果的な運用の強化などのプロジェクトを実施する。また、通常兵器の輸出入管理体制が脆弱なサブサハラ・アフリカ地域を中心とする諸国への支援や非国家主体による大量破壊兵器拡散防止の観点からの関係当局職員の能力強化のための支援を行う。 上記のような取組を通じ適切な武器管理等が浸透することで、我が国の安全保障環境が改善され、我が国の軍縮・不拡散に向けた目標にも寄与する。				9-3 9-4
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0239
㉗包括的核実験禁止条約(CTBT)国内観測所の緊急改修（包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会拠出金） （平成28年度）	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度(IMS)及び②現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。本拠出金は、CTBT上の義務に従って設置された、地震観測施設のうち、５か所において機器に不具合があることが判明したため、機器の追加設置及び観測所の改修・整備に充てられる。 核実験発生時の地震波を観測するという条約上の義務を履行し、国際的な核実験監視体制を強化することとし、安全保障分野に係る国際貢献を行う。				9-1
	90 (90)	0 (0)	0 (0)	0	0246
㉘化学兵器禁止機関(OPCW)任意拠出金 （平成30年度）	本拠出は、化学兵器使用疑義事案などに係る調査・分析を行うOPCW化学・技術センターの施設整備費に充当される。 本拠出を通じ、同センターが化学兵器に関連するより詳細で高精度の分析能力を備え、適時の調査・分析を行えるよう支援することで、中立かつ客観的な科学的方法で化学兵器使用疑義事案に対応し、今後の化学兵器の使用の防止に貢献する。				9-3
	298 (298)	0 (0)	0 (0)	0	0247

㉙国連軍縮部拠出金(SARCOM)→（アフリカ連合(AU)に変更）（平成30年度）	アフリカ連合（AU）と連携し、加盟国における小型武器の非合法取引及び拡散を防止するための活動及び小型武器管理能力の向上を目指す。 本拠出金を通じ、アフリカ連合が旗艦イニシアティブとして掲げる「Silencing the guns」の取組を支援することにより、地域及び国際社会の安定に資する。				9-4
	59 (59)	0 (0)	0 (0)	0	0248
㉚国連軍縮部拠出金(SALIENT)（平成30年度）	グテーレス国連事務総長のイニシアティブにより国連内に新たに立ち上げられたSALIENT（Saving-Lives Entity）基金を通じ、アフリカにおける小型武器問題への対処（備蓄管理、記録保管・追跡、国境管理、啓発等）に関する政府当局者の能力強化等を目指す。 「事実上の大量破壊兵器」とも称される小型武器問題について、本件基金を通じて対処することは、国際社会の平和と安全の維持についての貢献となる。				9-4
	224 (224)	0 (0)	0 (0)	0	0249
㉛化学兵器の再出現防止：シリア関連信託基金への緊急支出（令和元年度）	化学兵器禁止機関(OPCW)によるシリアにおける化学兵器使用事案に対する事実関係調査ミッション（FFM）、FFMが認定した使用事案に関する使用者調査・特定チーム（IIT）、シリア政府による化学兵器に関する申告を検証する申告評価チーム（DAT）などの活動を継続させるため、かかる経費を拠出する。 本拠出を通じて、シリアにおける化学兵器使用事案の真相究明により使用事案の再発を防止するとともに、化学兵器及び関連施設の廃棄を検証することにより、化学兵器の拡散及び生産を防ぐ。				9-3
	－	63 (63)	0 (0)	0	0252
㉜核軍縮検証政府専門家会合(GGE)にかかる費用（令和３年度）	令和３年～４年にかけ計４回、ジュネーブにおいて、我が国を含む25か国の専門家から構成される核軍縮検証専門家会合（GGE）を開催し、科学技術専門家グループのコンセプトを含む核軍縮検証に関する諸課題について更に検討し、報告書を作成する。 こうした取組により、効果的な検証技術等についてより具体的な議論が行われることが想定されるところ、国連において核軍縮検証に関する議論の進展に資する。				9-1
	－	－	－	2	新21-0008

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 10　原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

1　国際的な原子力の平和的利用の促進、原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
2　東電福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
3　二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・2015 年 NPT 運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説(平成 27 年４月 28 日)
・第５次エネルギー基本計画(平成 30 年７月３日 閣議決定)
　第２章
　　第２節４.（３）原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立
　　第２節 11.（１）②二国間エネルギー協力体制の高度化
　　第４節４.（５）③世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献
・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年６月 11 日閣議決定）
　　第２章第１節１.（３）ビジョンに向けた対策・施策の方向性④原子力
　　第３章第１節Ⅰ.２.（４）個別分野における実用化に向けた課題の「見える化」⑤原子力

測定指標 10－１　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化　＊

中期目標（--年度）

1　IAEA 等の国際機関やＧ７を始めとする関係国との協議への積極的な参加や国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
2　我が国の核セキュリティのさらなる向上を図りつつ、人材育成等を通じ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

令和３年度目標

1　IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
2　IAEA との間で、令和元年に実施した「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づく机上訓練の成果を踏まえ、今後の核セキュリティ関連の政策策定及び関連する会合に出席し、積極的に議論に参加する。
3　令和３年度中に開催予定の改正核物質防護条約の運用検討締約国会議に向けて、引き続き、準備会合が想定されるところ、関係省庁と連携を取りながら我が国の対応について検討し、これらの会合に向けて然るべく準備していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用の促進に際し、国際協力を通じた原子力安全（Nuclear Safety）及び核セキュリティ（Nuclear Security）の確保・促進は極めて重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握するうえで有益であるため。

特に、改正核物質防護条約は核セキュリティ分野における主要な条約であり、第１回目となる本条約の運用検討締約国会議は重要である。このため我が国も、本締約国会議の実施に向けて他国と協力していくことが重要である。

測定指標 10－２　東電福島第一原発事故後の対応

中期目標（--年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

令和３年度目標

１　東電福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、IAEA 総会や IAEA 理事会等の関連会合、在京外交団向け説明会等を通じて、積極的な情報発信を行う。
２　廃炉・汚染水・処理水対策に関し、IAEA を始めとする国際社会との協力を進め、透明性のさらなる向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原発事故の経験を生かした国際的な原子力安全強化のため、国際社会に対して、東電福島第一原発事故後の対応についての情報発信等の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、東電福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、国際社会の正確な理解の形成を図っていくことは極めて重要。廃炉・汚染水・処理水対策は世界にも前例のない困難な事業であり、世界の叡智を結集し、国際社会に開かれた形で進めていくことが必要である。

・「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和３年４月１３日　廃炉・汚染水・処理水関係閣僚会議決定）
・「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書」（令和２年２月 10 日）
・「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（第５回改訂）（令和元年 12 月 27 日　廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定）
・「東京電力　（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年９月３日　原子力災害対策本部決定）

測定指標 10－３　原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

中期目標（--年度）

IAEA 等の国際機関やＧ７を始めとする関係国との協力を通じて、日本の国際的な原子力協力を強化するとともに、原子力の平和的利用の促進とこれを通じた国際的な課題の解決に取り組む。

令和３年度目標

１　技術協力基金（TCF）拠出金及び平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金による財政的支援、また、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」等の枠組みを通じて、IAEA による原子力の平和的利用の促進に向けた活動を支援する。また、こういった IAEA に対する支援を通じ、原子力科学技術に知見や技術、関心を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との協力強化を後押しすることで、原子力の平和的利用分野における日本の国際協力を推進する。さらに、このような日本の取組につき、RCA50 周年記念行事や IAEA 総会、理事会等の関連会合を通じて、国際社会に発信する。
２　１を含む IAEA による原子力の平和的利用の促進に係る活動の支援を通じて、SDGs の達成など地球規模課題の解決に向けた取組を促進する。
３　グロッシーIAEA 事務局長が上げたマリー・キュリー奨学金に対する支援を継続し、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における原子力の平和的利用の促進及び原子力科学技術の向上のための国際協力の推進に積極的に貢献することは、途上国支援や SDGs の達成への貢献、また、核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持・強化の観点から重要であり、このための取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

IAEA 加盟国の増加に伴い、開発途上国における原子力の平和的利用を通じた開発ニーズが増大している中、TCF 及び PUI への拠出による IAEA　の活動支援は、IAEA がこれらニーズに対応するために不可欠である。日本は、原子力科学技術分野において優れた知見・技術を有する人材、企業及び機関を多く有しており、同分野における協力の促進を目的とする RCA 等の枠組みを活用しつつ、国内の人材・組織と IAEA との連携を強化することで、IAEA の活動のより効果的・効率的な実施に貢献するとともに、国際社会における日本のプレゼンスの強化、また、国内人材・組織の国際展開に資することができる。また、IAEA による原子力の平和的利用促進に係る活動は、途上国における幅広い分野の開発支援を通じて、日本が重視する SDGs の達成にも貢献することから、IAEA によるこの活動を支援するこ

とは、SDGs 達成に係る国際社会の取組を促進し、この取組における日本のプレゼンスの強化につながる。特に、令和４年は RCA50 周年でもあるところ、本機会に開催される記念行事は我が国及び我が国専門家のこれまでの貢献について発信する良い機会となる。

測定指標 10－４　二国間協定の交渉・協議

中期目標（--年度）

二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

令和３年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定の交渉を行う。令和２年 12 月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、年内の締結を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用と核不拡散の観点から、主要な原子力関連資機材等を移転するに当たり、これらの平和的利用等に関する法的保証を取り付けるために締結する二国間協定の交渉・協議の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

二国間原子力協定の適切な交渉・協議の推進は、原子力の平和的利用及び核不拡散の観点から重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①原子力の平和的利用のための国際協力の推進 (平成 17 年度)	主に以下の国際協力を推進する。 1　原子力協定の交渉開始を決定した国との間での締結交渉会合 2　適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施するための、二国間原子力協定等に基づく外交手続 3　「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた協力を推進するための専門家の参加を得た関連会合 4　原子力関連施設の視察 5　原子力専門資料から情報の入手 6　我が国との原子力協力に関する調査 こうした取組は、原子力の平和的利用の促進に寄与する。				10-3 10-4
	14 (12)	17 (17)	232 (11)	14	0078
②IAEA、G７等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化 (平成 22 年度)	IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに、東電福島第一原発事故及び廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-1 10-2
	－	－	－	－	－

③東電福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整 (平成 22 年度)	東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、正確な理解の形成を図るとともに、原発事故後の対応に関して、国際社会との協力を推進する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-2
	―	―	―	―	―
④国際原子力機関(IAEA)技術協力基金拠出金 (昭和 34 年度)	技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF))は、IAEAが開発途上国を中心とする加盟国に対する技術協力を実施するための主要な財源。開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で、発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクトを実施。 原子力先進国としてIAEA指定理事国の地位を得る我が国は、本件拠出金により、IAEA技術協力を通じて、国際的な原子力の平和的利用の促進に貢献する。				10-3
	989 (989)	1,052 (1,052)	893 (893)	893	0177
⑤平和的利用イニシアティブ拠出金 (平成 23 年度)	平和的利用イニシアティブ（PUI: Peaceful Uses Initiative）は、平成22(2010)年NPT運用検討会議において、原子力の平和的利用の促進に向けたIAEAの活動を支援するための追加的財源として設立。 本件拠出金により、IAEAによる発電分野や保健・医療、食糧・農業、環境、水資源管理等の非発電分野に係る事業、また、IAEAサイバースドルフ原子力応用研究所の改修事業など、IAEAによる原子力の平和的利用の促進に向けた取組を支援する。				10-3
	420 (420)	176 (176)	1,501 (1,501)	131	0199
⑥国際原子力機関緊急時対応能力研修センター（CBC）拠出金 (平成 30 年度)	IAEAは、平成25年５月に緊急時対応能力研修センター（CBC：Capacity Building Centre）を福島県に指定し、原子力事故への対応能力の強化等を目的として国内外の政府関係者等に向けてワークショップを実施している。 本拠出金を通じて上記ワークショップ実施を支援することで、①東電福島原発事故対応の経験を国際社会へ共有、国際的な原子力安全への貢献、②IAEAのキャパシティ・ビルディングの活動拠点となることで、IAEA及び国際社会における我が国のプレゼンスの向上、③権威ある国際機関の拠点として世界各地より来訪者を受入れ、福島の現状を発信、福島の復興に貢献する。				10-2
	50 (50)	38 (38)	28 (28)	32	0241

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 11　科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　三　我が国の長年の課題に答えを（イノベーション）
・統合イノベーション戦略 2020（令和２年７月 17 日　閣議決定）
　第Ⅲ部　各論
　第４章　知の国際展開
　第５章　戦略的に取り組むべき基盤技術
　第６章　戦略的に取り組むべき応用分野
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
　重要技術の流出への対処
・第６期科学技術基本計画（令和３年３月 26 日　閣議決定）
　第２章　Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策　１．（６）（ｃ）⑤科学技術外交の戦略的な推進

測定指標 11－１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（--年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

令和３年度目標

１　科学技術外交を推進するため、８か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和２年度から持ち越しとなった英国やフランス等との協議実現に向け調整を継続する。
２　二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
３　限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、戦略会議を開催するなど国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国が繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり、その目的の達成のためには、先進国のみならず新興国も含む諸外国との協力が重要である。二国間政府間会合は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段となっており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

これまでの実績等を踏まえ、また、「第６期科学技術基本計画（令和３年３月　閣議決定）」の第２章　Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策１．国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革（６）様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用(c)具体的な取組⑤「科学技術外交の戦略的な推進」において、「先端重要分野における戦略的な二国間、多国間の win-win の協力・連携や、成果の社会実装も見据えた産学国際共同研究等に対する支援の抜本的強化、「STI for SDGs」活動の国際展開等の促進を通じて、科学技術外交の戦略的な展開を図る」こととしていることを踏まえて、年度目標を設定した。政府間合同委員会の開催については、コロナ禍の相手国の事情等を含めて予断できない要素があり、令和２年度は目標を下回ったが、過去の開催実績を踏まえ令和２年度目標を維持し、８か国・機関以上とした。

測定指標 11－２　イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（--年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間及び二国間の科学技術協力に貢献するとともに、加盟極との関係を増進する。

令和３年度目標

１　イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。

２　ブローダー・アプローチについては、EU と協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和２年４月以降の新たな協力フェーズの協力関係が促進されるよう、日 EU 間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に、JT－60SA の運転開始に係る調整について EU と一層緊密に連携し調整に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多国間の国際科学技術協力においては、日本だけでは実施できない大規模な研究開発が可能となるため、核融合エネルギー分野での主要な取組であるイーター計画等における協力の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

多国間の平和目的の科学技術協力であるイーター計画における実験炉の建設計画（平成 19 年に協定発効。令和 7 年 12 月に運転開始、令和 17 年 12 月に核融合運転開始を目指すもの。）及びブローダー・アプローチはプロジェクトを実際に軌道に乗せていく時期に入っており、限られた予算で所期の目的を着実に達成していくことが重要。

・第６期科学技術基本計画（令和３年３月　閣議決定）

測定指標 11－３　ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標（--年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

令和３年度目標

１　ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。

２　旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ISTC の運営効率化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

効率化の２つの大きな指標は、事務局の人員規模・構成と事務局運営経費の予算であるので、その合理化度合いと、合理化された運営体制の下で有望なプロジェクトへの支援が継続的に実現していることが重要である。

測定指標 11－４　科学的知見の外交への活用促進　＊

中期目標（--年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

令和３年度目標

１　外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携

を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結び付けていく。特に、主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に我が国の科学技術・イノベーションの強みをいかす観点からの取組及び発信を進める。

２　科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用すべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術・イノベーションは、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素であり、様々な外交課題に対応する上で、科学技術分野の専門的知見を活用することは有益である。その基盤強化のために任命した科学技術顧問の活動の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

科学技術外交推進会議の下での作業部会による「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」報告書（平成29年８月７日）において、外務大臣科学技術顧問は、今後とも、（１）各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言、（２）国内外のネットワークの強化、人材育成、（３）積極的な対外発信、の柱に沿って、科学技術外交の取組を継続的に推進していくべきであると総括している。

・第６期科学技術基本計画（令和３年３月　閣議決定）

参考指標：ISTC事務局の職員数	
（出典：ISTC理事会文書） 注：ISTC事務局の職員数（ヌルスルタン本部＋４支部事務所）の合計人数	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①科学技術顧問関係経費 （平成28年度）	平成27年９月から任命されている外務省参与（外務大臣科学技術顧問）は、外務大臣の活動を科学技術面でサポートし、特に、グローバル課題の解決に向けた科学技術の活用策やODA卒業国、新興国等に対する科学技術協力の方途に関する助言等を行うことを任務としている。同参与からこれら助言を得つつ、各国の科学技術顧問や科学技術分野の関係者との連携を図りながら、また、同参与の参加も得て国内外で科学技術関連シンポジウム・講演等を実施すること等を通じて科学技術外交を推進する。 外務省参与の活動を通じ、科学技術外交を効果的に推進することにより、外交政策の企画立案における科学的知見の活用促進に寄与する。				11-4
	24 (22)	22 (16)	24 (13)	22	0079
②科学技術に関する二国間政府間対話の推進 （　＊　）	科学技術協力協定に加え、EPA等のあらゆる協力枠組みを活用して政府間合同委員会を開催し、相互の科学技術政策や、例えば、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行う。 これにより両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成されるとともに、二国間の個別の協力分野についての更なる協力の推進を政府間で確認することが可能となり、科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安定確保に貢献する。				11-1
	－	－	－	－	－

③イーター計画等の推進 （　＊　）	イーター計画を通じ、一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を進める。 関連の理事会等において、議論に積極的に参加することにより、多国間の平和目的の科学技術協力を進めるとともに、参加各国・極間の信頼醸成につなげ、国際社会の平和と安定に寄与する。				11-2
	－	－	－	－	－
④国際科学技術センター（ISTC）拠出金（任意拠出金） （平成５年度）	ISTCは、大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施してきたが、近年は旧ソ連圏の大量破壊兵器に関わる科学者・技術者に限定せず、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させる事業を実施してきており、これらの活動をする上で不可欠なISTC事務局運営経費を支援する。 ISTCへの拠出により、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組、及び諸課題に対処し国際社会の平和と安定に資する多国間の科学技術協力の推進に貢献する。				11-3
	40 (7)	22 (11)	14 (13)	8	0206

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ－２　国際経済に関する取組

令和３年度事前分析表

（外務省３－Ⅱ－２）

施策名（※）	国際経済に関する取組
施策目標	日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。 １　多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 ２　インフラ輸出や日本産品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 ３　日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。 ４　国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 ５　我が国の経済活性化のため、2025 年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。
目標設定の考え方・根拠	平成 25 年６月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。 令和２年７月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においても、経済連携協定交渉について、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の年内署名及び早期発効を目指すとともに、日トルコ EPA、日中韓 FTA を含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進していくことが掲げられている。加えて、TPP11 協定の参加国・地域の拡大について議論を進めていくことも重要とされている。 また、「成長戦略 2020」において、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、世界の人々と共に万博を創り上げるため、BIE(博覧会国際事務局）総会での開催計画の承認を得て直ちに各国に参加を呼びかけるとの目標が掲げられた。東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」に多くの出展参加国を確保し、右を成功裏に導くための準備を着実に実施していくことが重要である。

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	1,688	27,282	627	712
		補正予算(b)	347	△5,754	0	
		繰越し等(c)	7,291	248	0	
		合計(a＋b＋c)	9,326	21,775	627	
	執行額(百万円)		4,929	20,809	281	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	9,097	8,942
		補正予算(b)	－	－	2,804	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	11,900	
	執行額(百万円)		－	－	11,896	

政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	経済局	政策評価実施予定時期	令和５年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

１　多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
２　経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・成長戦略フォローアップ（令和２年７月１７日）
　６．（２）　ｘ）海外の成長市場の取り込み
・第 203 回国会所信表明演説（令和２年 10 月 26 日）
　八　外交・安全保障
・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障（多国間主義）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標１－１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用　＊

中期目標（--年度）

WTO 改革に向けた国際的取組を推進し、21 世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決手続の反映及び協定を履行させる監視機能の強化により、多角的貿易体制の維持・強化を行う。

令和３年度目標

１　多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO 新事務局長の下、WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向け、電子商取引交渉等のルール作りや紛争解決制度改革を進めていく。中小企業、サービス国内規制といった有志国交渉では更なる進展を目指し、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12 後も、具体的な成果についてフォローアップを行う。
２　WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置（SPS）委員会や貿易の技術的障害（TBT）委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
３　貿易制限的な措置の要件のルール化を含む、新型コロナウイルス感染症拡大による国際経済の回復を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多角的貿易体制の維持・強化の進捗を測る上では、国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用に係る取組を参照することが有益であるため。

WTO を礎とする多角的貿易体制の維持・強化には、WTO の３つの機能である、ルールメイキング、協定履行監視及び紛争解決機能の維持・強化が必要不可欠である。したがって、上記１及び２に基づいて日本が自由貿易の旗手として貢献することが必要。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により縮減した世界経済の回復を図ることも、多角的貿易体制の維持・強化のために一層重要となっていることから３を設定した。

測定指標１－２　経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展　＊

中期目標（--年度）

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

令和３年度目標

１　TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、令和３年 TPP 委員会の議長国として、21 世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、令和３年２月に加入申請を提出した英国を含め、TPP11 協定が定める高いレベルのルールを

満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導するとともに、加入関心国に対して支援を継続する。
２　発効から約２年が経った日 EU・EPA については、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含める必要性を再評価すべく、予備的協議を進める等、合同委員会や各種専門委員会の開催等を通じて引き続き着実な実施を確保し、必要に応じて適切な措置を採る。また、発効して間もない日英 EPA については、合同委員会や各種専門委員会等の第一回会合を行うことで、同協定の適正かつ効果的な運用を確保する。
３　RCEP 協定については、令和２年 11 月の第４回 RCEP 首脳会議において発出された「地域的な包括的経済連携（RCEP）に係る共同首脳声明」を踏まえ、早期発効及び履行の確保を目指すとともに、インドについても、令和２年 11 月に発出した「インドの地域的な包括的経済連携（RCEP）への参加に係る閣僚宣言」に基づき、RCEP 協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。
４　その他、多国間及び二国間の交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
５　既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新興国を中心に世界の市場が急速に拡大している中、経済連携協定交渉を推進することにより、世界の経済成長を取り込んでいくことが重要であり、現在交渉中の経済連携協定交渉の進展は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、世界で保護主義や内向き志向が強まる中、日本が経済連携協定交渉を推進することは重要な意味を持つ。

日本が TPP11 協定及び日 EU・EPA 等の着実な実施並びに TPP11 の拡大に向けて取り組むとともに、RCEP 協定の早期発効及びその履行の確保、その他の経済連携協定交渉に取り組むことは、世界経済の成長を促し、世界全体の自由で公正な貿易・投資ルール作りの前進に貢献していくために重要である。

測定指標１－３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値
①共同研究が終了した数 ②交渉会合開催数 ③交渉が妥結した数 ④署名した数 ⑤発効した数 ⑥委員会等開催回数	－	①：　0 ②：10 ③：　1 ④：　1 ⑤：　1 ⑥：40

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一般的に、EPA／FTA に関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが、通常 EPA が検討から発効に至るまでの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは、我が国の EPA／FTA に関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。

平成 13 年のシンガポールとの EPA 交渉の開始以来、令和３年３月までに 24 か国・地域との間で EPA／FTA を署名・発効済みである。政府として経済連携協定交渉に関する取組を強化しているところであるが、交渉中の EPA は、複雑な利害調整を要し、困難な交渉が想定される相手国・地域が多くなっていることや、新型コロナウイルスの影響により交渉会合の開催が引き続き影響を受けていること、また、新規に EPA 交渉を立ち上げた場合でも交渉に一定の時間を要することなどを踏まえた目標設定とした。

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)

（財務省貿易統計 HP より引用） ①輸出額 ②輸入額	

達成手段

達成手段名	達成手段の概要（注）	関連する

(開始年度) (関連施策)					測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①多角的自由貿易体制の維持・強化 (平成７年度)	各種交渉・会合に向けた準備・検討作業、紛争処理体制の強化(本省及び在外公館)、法律専門家への助言要請、翻訳等を実施する。 各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで、国際貿易ルールの強化に向けた議論に積極的に貢献することができる。また、紛争処理体制を強化することによって、WTOルールの実効的な運用を図る。				1-1
	61 (47)	88 (88)	110 (27)	275	0081
②経済連携協定 (平成15年度)	EPA締結に向けた交渉会合の開催、発効済EPAの実施・運用等を目的とした合同委員会、各種小委員会等の開催等を行う。 交渉会合の開催を通じて、包括的かつ高いレベルの経済連携協定を締結し、また、合同委員会及び各種小委員会等の開催を通じ、発効済EPAの実施及び運用を改善し、二国間・地域間の経済連携協定を積極的に推進する。				1-2 1-3
	284 (247)	298 (201)	296 (47)	216	0080
③政府調達手続に関する説明会 (　＊　)	平成26年３月に策定された「政府調達手続きに関する運用方針」に基づき、会計年度の可能な限り早い時期において、外務省主催にて、我が国政府が年度内に予定すると見込まれる一定額以上の調達予定案件につき、内外の関係者を対象としたセミナーを開催する。 これにより、WTO政府調達協定に基づく調達手続の透明化に寄与する。				―
	0.6 (0.6)	0.6 (0.5)	0.7 (0.2)	0.7	0082
④世界税関機構(WCO)拠出金 (　＊　)	世界税関機構が執行するプロジェクトに対して拠出し、本拠出金を通じ、税関当局の能力強化及び域内税関当局間の連携強化し、多角的貿易体制の維持強化に寄与する。				1-1
	56 (56)	88 (88)	170 (170)	0	0258
⑤世界貿易機関(WTO)分担金 (平成７年度)	我が国は、WTO設立協定第７条４の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たしている。 この拠出により、WTOはその主要任務である貿易関連協定やその他、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となり、当該機関の活動推進・連携を通じた我が国の経済・社会分野における国益の保護・増進に寄与する。				1-1
	958 (958)	914 (914)	869 (869)	859	0261
⑥世界貿易機関(WTO)事務局拠出金 (平成７年度)	WTO加盟国の約３分の２を占める開発途上国のWTO協定に基づく義務の履行能力の向上や交渉能力不足の解消等を目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドが創設され、同ファンドに任意拠出を行っている。 我が国は同ファンドへの拠出を通じ、途上国がWTO協定等に対する正しい理解の下、より積極的に交渉へ参加することを促すことで、多角的貿易体制の維持・強化に貢献する。				1-1
	26 (26)	14 (14)	18 (18)	18	0277
⑦国際貿易センター(ITC)拠出金 (平成７年	ITCは、開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、WTO及び国連貿易開発会議(UNCTAD)の下に設立された国際機関であり、途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており、アフリカ地域での経験も豊富であり、途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。				1-1

度)	我が国は、ITCによるプロジェクトへの拠出を通じ、特に女性を中心に開発途上国が適切な貿易促進策を作成・実施するための技術支援に寄与すると同時に、多角的貿易体制の強化に貢献する。				
	6 (6)	4 (4)	3 (3)	7	0279
⑧国際貿易センター（ITC）拠出金（任意拠出金） (平成 28 年度)	本拠出金は、IT活用を含む職業訓練を通じて所得機会を創出することにより社会経済的自立行動を促す内容の社会安定化事業の実施に充てられる。本拠出を通じ、社会安定化に貢献し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献する。				1-1
	151 (151)	20 (20)	132 (132)	0	0367
⑨拡大統合フレームワーク（EIF）信託基金拠出金 (令和元年度)	拡大統合フレームワーク（EIF: Enhanced Integrated Framework）は、後発開発途上国（LDC）に特化して貿易分野でのキャパシティ・ビルディングを行う唯一の国際的な枠組み。 本拠出をもって、WTOにおけるキャパシティ格差の是正及び我が国が目指す貿易自由化の実現に寄与する。				1-1
	―	13 (13)	9 (9)	0	0285

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

１　日本企業支援

外務本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進、農林水産品輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、我が国製品（特に農林水産品）の輸出を正常化し、日本企業の海外展開を支援する。

２　対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。

対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

３　海外における知的財産保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
・インフラシステム海外展開戦略 2025（令和２年 12 月 10 日　経協インフラ戦略会議決定）
　第３章　具体的施策集
・成長戦略フォローアップ（令和２年７月 17 日閣議決定）
　６．（２）　ｘ）海外の成長市場の取り込み
　６．（２）　ｘ)③ア）対内直接投資の促進
・知的財産推進計画 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　附表　工程表「知的財産推進計画 2017」からの継続項目　22 番及び 99 番

測定指標２－１　日本企業支援強化に向けた取組　＊

中期目標（--年度）

日本経済の成長を後押しするべく、在外公館に設置した日本企業支援窓口やインフラプロジェクト専門官等の更なる活用、農林水産品等の広報及び法的側面からの支援体制の強化等により、日本企業支援を効果的に推進する。

令和３年度目標

各地域のコロナの感染状況を踏まえ、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。

１　令和３年の日本企業支援件数は７万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。

２　政府は令和２年 12 月に、令和３年から５年間の目標を掲げた「インフラシステム海外展開戦略 2025」を策定し、令和７年のインフラシステム受注約 34 兆円を成果目標とした。その実現のために、総理大臣、閣僚などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し、

日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。
3　政府による、農林水産物・食品の一層の輸出拡大目標（令和12年に輸出額５兆円）に寄与すべく、令和３年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
4　上記１に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、弁護士等を活用する在外公館及び体制を増強し、オンラインも活用して、中小・零細を含む日本企業に現地の法令・法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
5　英国のEU離脱に伴う経済活動への影響最小化のため、現地の日系企業への必要な情報提供や日英EPAの内容や意義に関する情報提供等を行い、中小企業を含めた日系企業が英国のEU離脱後も可能な限り円滑に経済活動を継続できるよう必要な取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本企業の支援体制整備や、具体的な支援取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日本企業支援を幅広く進めるとともに、インフラシステム海外展開促進、我が国産品の輸入規制撤廃、農林水産物・食品の輸出促進などを強化することは、我が国の経済成長を後押しする上で重要である。

英国のEU離脱に際しては、英EU間の貿易投資環境の変化により、現地日系企業の経営戦略等に影響が及ぶことが想定される。令和３年１月１日に発効した日英EPAを踏まえ、EU及び英国で活動する現地日系企業への情報提供等を行い、経済活動を支援することは重要である。

・成長戦略フォローアップ（令和２年７月17日）
　６　（２）　ｘ）海外の成長市場の取り込み

測定指標２－２　対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標（--年度）

投資関連協定については、平成28年５月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において100か国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

令和３年度目標

1　現在交渉中の16本の投資関連協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的ニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。
2　ジェトロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

1　投資関連協定の締結促進は、海外における我が国投資家の適切な保護の確保や、他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等を通じ、我が国企業のグローバル・ビジネスの展開にも寄与するものであるため。

令和３年３月末現在で、発効済及び署名済・未発効の投資関連協定で79の国・地域をカバーし、現在交渉中の19本（投資協定16本及びEPA３本）の投資関連協定が発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。

2　投資誘致に係る様々な取組は、施策を推進する上で有益であるため。

対日投資の拡大は、海外の優れた人材や技術を呼び込み、雇用やイノベーションを創出し、今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であり、令和３年春までに策定される予定の次期政府目標の達成に貢献すべく、外交リソースを最大限活用して、引き続き対日直接投資促進に資する取組を進めていく。

測定指標２－３　海外における知的財産保護強化に向けた取組

中期目標（--年度）

１　国際社会における知的財産保護の促進を図る。
２　経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。
３　日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

令和３年度目標

１　多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
２　二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
３　在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における知的財産保護に向けた取組の実績を測ることは、日本企業支援の進捗を把握する上で有益であるため。

近年、アジア地域を中心に知的財産侵害が拡大しており、日本企業は深刻な悪影響を受けている。このような状況を改善していくためには、WIPO 及び WTO・TRIPS 理事会における国際的なルール作りの場への積極的な参画、二国間及び多数国間の経済連携協定、二国間対話を通じた相手国政府への働きかけを通じて効果的に知的財産保護を図っていくことが重要である。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。また、日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館における知的財産担当官の対応力強化についても継続して取り組んでいくことが重要である。

・知的財産推進計画 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　附表　工程表「知的財産推進計画 2017」からの継続項目 22 番（通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化）及び 99 番（正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策）

参考指標１：在外公館における日本企業支援実績件数	

参考指標２：知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	

①海外の日本企業支援（　＊　）	本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。 インフラプロジェクト専門官・インフラアドバイザーを活用し、海外における日本企業のインフラ受注を促進する。海外のインフラ案件等の情報を収集し、他省庁との情報共有を図る。 各国の輸入規制・風評被害への対策を強化する。日本企業支援担当官（食産業担当）や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。 法曹有資格者等の外部専門家を活用し、日本企業に対し、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスを行う。 上記の手段によって、インフラ輸出や日本産品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化し、日本経済の成長に寄与する。				2-1
	64 (56)	66 (53)	65 (47)	61	0083
②知的財産権侵害対策（平成 18 年度）	知的財産権保護に関する国際会議への出席、模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施、及び知的財産担当官会議の開催を行うことによって、海外に拠点を持つ日本企業を支援する。 これにより日本企業が展開先の国において知的財産権を侵害されることが減り、または侵害時に知的財産担当官の支援によって有効な対策を採ることができるため、日本企業の円滑な海外展開を支援することにつながる。				2-3
	14 (10)	13 (8)	13 (9)	13	0084
③対日直接投資支援経費（平成 28 年度）	対日直接投資促進のために、外国企業による投資案件の発掘・誘致活動を推進する。セミナー開催を通じ、外国企業経営者の意見の吸い上げや外国企業のニーズを踏まえ、更なる投資に向けた課題を探っていく。 これにより国内投資環境を整備・改善していく。				2-2
	3.4 (1.6)	2 (0.1)	1.9 (0.8)	2	0090
④英国のEU離脱に係る日系企業支援（平成 28 年度）	英国のEU離脱に伴う経済活動への影響最小化のため、現地の日系企業への必要な情報提供や日英EPAの内容や意義に関する情報提供等を行い、中小企業を含めた日系企業の経済活動が英国のEU離脱後も可能な限り円滑に継続できるよう必要な取組を進める。 これにより日系企業の英国及びEUにおける経済活動のための環境整備に寄与し、さらには、日本企業（日系企業を含む）の海外展開を後押しすることにもつながる。				2-1
	1.5 (11.2)	16 (0.9)	12.4 (3.4)	10	0085
⑤対外投資の戦略的な支援（平成 20 年度）	投資協定等の各種経済条約の締結を推進するとともに、合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施する。 投資関連協定を通じ、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境の一層の整備と、個別企業への活動支援により、日本企業の海外展開を促進することで、日本経済の成長を後押しすることに寄与する。				2-2
	―	―	―	―	―

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　資源安全保障の強化

施策の概要

エネルギー、鉱物資源、食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日　閣議決定）
　第３章　５．（４持続可能な開発目標（SGDs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献
・成長戦略実行計画（令和２年７月 17 日　閣議決定）
　第７章１．エネルギー・環境
・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　国家安全保障会議決定、閣議決定)
　Ⅳ　５　地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
・鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（令和２年 10 月 13 日　閣議決定）

測定指標３－１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保　＊

中期目標（--年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

令和３年度目標

１　関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。

（１）国際エネルギー機関（IEA）については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展等を含む令和元年の第 27 回閣僚理事会のフォローアップを行う。

（２）国際エネルギー・フォーラム（IEF）については、引き続き石油・ガスの産油国・消費国との間で産消対話を行うことにより、産消国双方が相互に理解を深め、健全な世界経済の実現や供給と需要の安定確保のために安定的かつ透明性のあるエネルギー市場を促進することを目指す。

（３）エネルギー憲章条約（ECT）については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。特に、令和２年から交渉が開始された ECT 近代化交渉については、令和３年はテキストベースでの本格的な交渉が行われる予定であるところ、我が国として、各国の事情に合わせながら、エネルギー安全保障を確保し、あらゆる選択肢を追求しつつ、投資保護水準を維持・向上させることが重要という考えの下、積極的に交渉に貢献していく。

（４）国際再生可能エネルギー機関（IRENA）については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。

（５）Ｇ７、Ｇ20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。

２　エネルギー･鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に

強化しながら、同制度の活用を推進する。また、令和３年度も、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議を開催し、エネルギー・鉱物資源をめぐる国際情勢に係る情報収集・分析を行い、我が国の資源安全保障確保に資する取組とする。

３　福島県内の水素関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーを開催し、「福島新エネ社会構想」に基づく福島県の取組を発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国のエネルギー鉱物資源の安定供給の確保、世界全体としての資源・エネルギー安全保障の強化のため、引き続き国際機関や多国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか、二国間関係での取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。

資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、省内関係課室と連携し、継続して多国間の協力枠組みにおける議論に積極的かつ主導的に参加・貢献していくことが重要である。

測定指標３－２　我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標（--年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

令和３年度目標

１　国連食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）、国際コーヒー機関（ICO）等の関係する国際機関や、Ｇ７、Ｇ20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

　特に FAO については、我が国が世界第３位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

２　食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連専門機関である FAO や、世界の食糧需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っている IGC 等への参加・貢献に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

我が国及び世界の食料安全保障を強化するためには、関連する多国間の協議に積極的かつ主体的に関与し、貢献することが重要である。

測定指標３－３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標（--年度）

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、多国間漁業交渉を通じ、海洋生物資源の適切な保存管理と、我が国の消費者への安定的な水産物供給を確保する。また、海洋生物資源の持続可能な利用を支持する国と協力し、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理を継続していく。

令和３年度目標

１　各地域漁業管理機関（RFMO）の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマに関する、漁獲上限を含む保存管理措置に、我が国の立場が反映されるよう努める。

２　捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会（IWC）にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する

国際社会の論調を把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。

３　ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。

４　違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）の未締結国への締結の働きかけ、RFMO での IUU 漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU 漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、未締結国に対して早期の参加・締結を呼び掛けるとともに、発効後に備えた署名国による会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保に係る取組は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。これらの取組は、海洋生物資源の保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関の年次会合、IWC を始めとした捕鯨に関する国際機関の会合、ウナギに関する協議、IUU 漁業に関する国際的なフォーラムを始めとした様々な国際的な議論の場における貢献を通じて行われるため。

参考指標１：資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数	

参考指標２：地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	
（注）捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①資源問題への対応（平成 21 年度）	在外公館を通じたエネルギー・資源外交の戦略的基盤を維持・強化するため、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に関係する国の中から 15 か国程度の在外公館の専門官や、外務省内の地域局課及び関係省庁機関等で当該業務に従事する者を招集し、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国の戦略及び具体的な対応のあるべき方向性につき意見交換を行う。また、それに先立って、特に資源外交戦略上重要な特定地域を選定し、地域戦略会議を開催し、その成果も踏まえることとする。 これらの取組により、我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。				3-1
	4 (4.9)	4 (4.7)	4.4 (0.1)	4	0086
②国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化（　＊　）	国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、食料生産国との関係の維持・強化、途上国支援等を進める。また、FAO 及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等にいかし、我が国への食料安定供給を確保・促進する。 これらの取組により、我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。				3-2

	―	―	―	―	―
③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進（　＊　）	地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席し、科学的見地に基づいた捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本的立場に対する理解と支持獲得に努める。 上記を通じ、各地域漁業管理機関等における漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な利用及び保存管理と我が国権益の確保を図る。				3-3
	―	―	―	―	―
④鯨類の持続可能な利用に関するセミナー（平成 16 年度）	世界的に反捕鯨国・NGOによる反捕鯨キャンペーンが根強く残る中、我が国と同じく鯨類資源の持続可能な利用を支持する国々を我が国に招へいし、我が国の立場を説明の上、これに対する理解や支持を求めるとともに、参加国との間での意見交換及び情報交換を通じ、緊密な連携を確実なものとする。 上記を通じ、海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大を目指す。				3-3
	3 (2)	3 (1.8)	3 (0)	2.4	0087
⑤アジア・エネルギー安全保障セミナー（平成 13 年度）	アジアにおけるエネルギー安全保障と投資をテーマとし、各国政府、国際機関、関連企業等の専門家を招へいし、エネルギーをめぐる国際情勢が急速に変化する中でのアジアのエネルギー安全保障の在り方や、今後のエネルギー投資の方向性を議論するようなセミナーを開催し、エネルギー安全保障に係る課題についての内外の理解促進を図るとともに、我が国の外交的取組について積極的に発信する。 これにより我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。				3-1
	6.3 (6)	5 (0.4)	4.4 (1.9)	4.7	0089
⑥捕鯨問題に係る委託調査（平成 30 年度までは、「シー・シェパード対策に係る委託調査」）（平成 26 年度）	IWCからの脱退に伴い、捕鯨政策に関する広報戦略や法律的議論の重要性が今後一層高まっていくことが予想されるところ、専門家の支援を受けて、関係各国の国内情勢、世論、法制度の実態を把握し、我が国の立場に支持が得られるような国際世論や国際レジームの形成に向け精緻な準備を行う。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進し、捕鯨業の円滑な実施を図る。				3-3
	5.6 (3)	4 (3)	3.2 (0)	3.2	0088
⑦在京外交団等による国内エネルギー関連施設視察（平成 29 年度）	安倍総理大臣が立ち上げた「福島新エネ社会構想」を受けて、在京外交団等を対象に、新エネ社会構想が進む福島に加えて、国内の新エネ・省エネ先進施設への視察を実施し、我が国の新エネ・省エネ技術を対外発信するとともに、他国でのこれらの技術の活用を促進する。 これにより、ビジネスチャンスの拡大につなげる機会とし、また我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。				3-1
	2.1 (0.6)	0.7 (0.8)	0.7 (0)	0.9	0092
⑧捕鯨問題に関する理解促進のための事業（平成 29 年度）	海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本政策に対する理解を求めるため、捕鯨支持国だけでなく、反捕鯨国のうち我が国の政策に理解を示してくれることが期待できる国等に対して職員を派遣して政府レベルでの働きかけを強化し、同時に民間レベルでのセミナーを開催する。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進する。				3-3
	5 (5)	3.9 (1.4)	3.8 (0)	3.8	0093
⑨アジア太平洋地域の IUU 漁業対策に関	アジア太平洋地域におけるIUU漁業対策推進のため、情報共有システムの構築（現地漁業の状況、IUU漁業情報等）やエンフォースメント（寄港国措置、VMSシステム等）に知見を有する我が国専門家や行政官を関係国や国際				3-3

する協議 （平成 28 年度）	会議に出席させる。 これによりアジア太平洋地域における IUU 漁業対策に寄与する。				
	1.4 (1.2)	1.5 (0.9)	1.4 (0)	1.1	0091
⑩日･FAO 年次戦略協議及び日･FAO 関係強化に要する経費 （平成 30 年度）	日・FAO 年次戦略協議、FAO の取組に関する日本国内向けの広報事業、FAO 幹部の我が国地方訪問等の実施を通じ、日・FAO 間の連携強化及び国民の食料安全保障に対する理解を一層促進させる。 これにより、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国への食料安全供給の確保・促進に寄与する。				3-2
	2.6 (1.6)	2.3 (0.9)	2.9 (2)	2.8	0094
⑪紛争解決に関する関係者との協議 （令和元年度）	捕鯨に関する見解の相違を踏まえ、国内外において専門家や有識者に助言を求めるほか、各種関係会合に出席させる。これにより、紛争解決の必要が生じた場合等に備え、対策のための万全の体制を構築し、入念な準備を行う。 上記を通じ、捕鯨業が円滑に行われるよう国際環境を整える。				3-3
	－	79.6 (22.7)	37.2 (8.9)	36.4	0095
⑫食料安全保障に関するワークショップ開催に要する経費 （令和元年度）	FAO 等の関連国際機関やG20、APEC 等の枠組みで国内で行事を開催する機会に、飢餓撲滅に関する我が国の取組等を発信するワークショップ等を開催する。 我が国は世界の食糧安全保障強化に係る取組を積極的に推進しており、また国内において食料関係の優れた知見・技術等を有しているところ、こうした取組や知見等を国際発信することにより、SDGs の目標２（飢餓撲滅）の達成に寄与する。				3-2
	－	2 (0.8)	1 (0)	0.7	0096
⑬国際連合食糧農業機関(FAO)分担金 （昭和 27 年度）	我が国は、FAO に対して、FAO 憲章第 18 条第２項及び同財政規則第５条の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。本分担金は、FAO が通常予算により実施する、食料・農林水産分野における①国際条約等の執行機関としての国際ルールの策定・実施、②情報収集・分析・統計資料の作成、③国際的な協議の場の提供、④開発途上国に対する技術助言・技術協力のために使用される。 我が国は、本分担金の拠出により上記の FAO 通常予算事業の実施を支援するとともに、FAO の最高意思決定機関である総会を始め、理事会、各種委員会等の運営組織へ積極的に参加し、さらに FAO との定期的な政策協議（「日・FAO 年次戦略協議」）や日本人職員増強に向けた取組などを通じて、FAO の効果的かつ効率的な組織運営に貢献することにより食料安全保障の強化に努める。				3-2
	5,194 (5,194)	5,270 (5,270)	4,533 (4,533)	4,455	0259
⑭経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金 （昭和 50 年度）	本分担金は、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応、市場の分析、中長期の需給見通し、非メンバー国との協力、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、IEA 閣僚理事会、理事会等への積極的な参画等により、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。				3-1
	384 (384)	380 (380)	361 (361)	355	0286
⑮エネルギー憲章条約(ECT)分担金 （平成８年度）	本分担金は、締約国の投資環境やエネルギー効率に関する報告書出版やワークショップの開催等による技術的支援等を通じた、投資保護やエネルギー体系における環境への悪影響の軽減に関する政策形成や非加盟国への加入促進のアウトリーチ活動、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、エ				3-1

	ネルギー憲章会議を含むECT関連会合への積極的な参画等により、我が国企業の利益や我が国へのエネルギーの安定供給の確保、また、エネルギー分野での世界的な投資の自由化・保護の促進に寄与する。				
	111 (111)	117 (117)	103 (103)	102	0264
⑯国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金 (平成22年度)	本分担金は再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化、関連する政策立案・実施上の助言の提供、加盟国の能力開発支援等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援することで、再生可能エネルギー促進を目指す我が国の積極的な姿勢を世界に示すとともに、我が国の再生可能エネルギー関連インフラ輸出の推進及び国際的なエネルギー安全保障の向上に寄与する。				3-1
	29 (24)	25 (24)	25 (22)	21	0267
⑰国際穀物理事会(IGC)分担金 (平成7年度)	IGCは「穀物貿易規約」の運用機関。本分担金は、穀物の生産量(生育状況を含む)や貿易に関連する市場情報の収集・分析や、穀物生産・消費・在庫・貿易等に関する各国政府の施策やその変更に関する情報交換を行うための会合の開催、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、理事会等への積極的な参画等により、円滑な穀物の貿易や国際協力を促進し、世界及び我が国の食料安全保障の強化に寄与する。				3-2
	20 (19)	20 (18)	17 (17)	17	0268
⑱国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)拠出金 (平成15年度)	本拠出金は、①石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解の促進、②エネルギー、技術、環境、経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供、③安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進(国際機関共同データイニシアティブ(JODI))、④事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本拠出金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、IEF閣僚級会合、執行理事会等への積極的な参画等により、市場の透明性及び安定性を向上させ、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。				3-1
	11 (11)	10 (10)	9 (9)	9	0270
⑲国際連合食糧農業機関(FAO)拠出金 (昭和27年度)	本拠出金は自然災害、紛争、貧困等による深刻な食料・栄養不足を始めとする、緊急に対処すべき農林水産分野の課題に発生している国に対し、FAOとの連携により、訓練、資材供与、インフラ整備等の支援を実施するために使用される。 我が国は本拠出金を通じ、支援対象地域の食料安全保障・栄養の改善に貢献し、もって我が国を含む国際社会全体の安定化に寄与する。				3-2
	1,150 (1,150)	476 (476)	1,875 (1,875)	0	0284
⑳経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)拠出金 (昭和50年度)	中東産油国等にコロナ禍以降の世界経済に最適化したエネルギー転換を促すための能力構築支援を行い、日本の強みである省エネ及び再エネ・水素関連企業の海外展開を後押しする。 我が国は、本拠出を通じ、世界のエネルギー安全保障の強化に寄与するとともに、世界的な投資がグリーン分野に移行する活力を効果的に活用して日本の省エネ・再エネ関連企業の海外展開及び成長を促し、そのことを通じて、我が国のグリーン社会実現を推進する。				3-1
	0 (0)	0 (0)	626 (626)	0	0262
㉑食料システムサミットに要する経費	令和3年9月に、国連主催により、NYにて食料システムをテーマとした首脳会合が予定されており、国連事務総長のリーダーシップの下、各国ハイレベルに加え民間企業、金融機関、市民団体などが参加する予定。食の流通、				3-2

（令和３年度）	貿易、資源管理、気候変動等、幅広いテーマを扱う見込み。なお、新型コロナウイルスの拡大の影響による世界の食料供給の途絶や栄養状況の悪化への対応も主要議題に含まれる予定。同会合への参加、日本の農産品・食料に関する情報発信を行う。 　我が国は、食料輸入大国として、世界における食料安全保障のあり方に係る議論をリードし、世界の食料システムの強化に対する我が国の立場の発信を通じて、世界及び我が国の食料安全保障の向上を図る。				
	－	－	－	20	－

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野４　国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

１　Ｇ７サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20 サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力に積極的に参画、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。

２　OECD の諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする OECD 非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。

３　APEC の首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。

４　国際博覧会の国内開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025 年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 203 回国会所信表明演説（令和２年 10 月 26 日）
・第 204 回国会所信表明演説（令和３年１月 18 日）
・2025 年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（令和２年 12 月 21 日　閣議決定）

測定指標４－１　Ｇ７・G20 サミットにおける我が国の貢献　＊

中期目標（--年度）

Ｇ７及びG20 サミットの成果に日本の考え方を反映させることを通じ、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献する。

令和３年度目標

１　新型コロナからの「よりよい回復」に向け、これまで以上にＧ７としての結束が重視される中、英国議長国下のＧ７サミット（Ｇ７外相会合を含む）の成果に日本の考え方を最大限反映させることを通じ、国際社会の諸課題において、日本にとって望ましいポスト・コロナの国際秩序の形成に貢献する。

２　イタリア議長国下のG20 サミットの成果に日本の考え方を最大限反映させることを通じ、国際社会の諸課題において、日本にとって望ましいポスト・コロナの国際秩序の形成に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

主要先進国７カ国の首脳及び EU の代表が参加し、毎年開催されるＧ７サミット及びＧ７外相会合並びに、「国際経済協調の第一のフォーラム」とも呼ばれるG20 サミットにおいて、国際的な議論を主導し、効果的なメッセージを発信することは、我が国にとって望ましい国際秩序を形成する上で必要不可欠であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

ポスト・コロナの国際秩序を日本にとって望ましいものにしていくためには、Ｇ７やG20 といった主要国際フォーラムにおいて積極的な提案や発言を行い、これらのフォーラムの成果の中に日本の考え方を最大限反映させることが極めて重要であるため。

測定指標４－２　OECD における我が国の貢献

中期目標（--年度）

OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

令和３年度目標

1　令和３年 OECD 閣僚理事会において、デジタル化、貿易・投資、環境、質の高いインフラ等の分野に関し、日本にとって有効な提言・結論が出るよう、議論を積極的に主導する。
2　OECD の知見を活用し、我が国が強い結び付きを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム（SEARP）を引き続き推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。
3　OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を着実に実施し、全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合の到達目標を、直近過去５年間の最高の水準（4.64%、JPO を含む）とする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

公平な競争条件を確保するとともに、日本にとって有利な国際経済環境を創出する上で、国際経済の「スタンダード・セッター」である OECD の場において、我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させること、また、東南アジアに対するアウトリーチ活動を進め OECD の策定する質の高い基準を同地域に普及することが重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、こうした目的を達成するためには、OECD における日本のプレゼンス向上が必要であり、日本人職員増強はそのための一つの有効な手段であるため。

測定指標４－３　APEC における諸活動への貢献

中期目標（--年度）

ボゴール目標後の APEC の中長期的な方向性を示す「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」の目指す、開かれた、ダイナミックで、強靭かつ平和なアジア太平洋共同体を追求する過程で、我が国にとって好ましい貿易・投資環境の実現や、国際的なルール作りに関する議論を先導する。

令和３年度目標

1　引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO 改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワメント、脱炭素社会の実現など）を、APEC 関連会合などを通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議などの成果文書や「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」を実現するための実施計画に反映させる。また、新型コロナの感染拡大による貿易・投資への影響及びポストコロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
2　域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を将来的に実現に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題について、特に経済界の視点に立った議論を、APEC プロジェクトの実施等も通じ、委員会・作業部会、高級実務者会合等の場で主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
3　令和３年の APEC 議長であるニュージーランドのイニシアティブを積極的に後押しする。具体的には、ニュージーランドの優先課題である、回復を強化する経済・貿易政策、回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、イノベーションとデジタルに対応した回復の追求において、我が国の重視する FTAAP 実現に向けた取組、デジタル経済、人間の安全保障の推進等の議論を主導する。また、令和３年の重要課題の一つである「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」実現のための実施計画策定に際しては、ボゴール目標の下で大阪行動指針を策定した経験を活かし、議論を積極的にリードすることで議長を支援する。
4　域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低６件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数にもよるが、各国・地域が実施する新型コロナ感染症対策や感染状況を踏まえつつ、3,000 枚以上とする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

APEC は、世界全体の GDP の６割を占める枠組みであり、我が国は APEC 域内のエコノミーとの経済協力の深化や貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて、国際ルールの普及や価値観の共有を促進し、その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要があり、APEC における諸活動への取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で、有益であるため。
1　自由貿易の促進や WTO 改革、さらに、連結性強化に向けた質の高いインフラ投資やデジタル化の取組は引き続き我が国外交政策の優先事項の一つであり、これらを始めとする我が国の立場を多国

間の地域的枠組みの成果文書において反映させることを目標とすることで、国益に資する国際ルールの形成に努めるため。また、特に令和３年度は新型コロナ感染症の拡大と経済の回復等を勘案する必要があるため。

２　次世代貿易投資課題をも対象とする質が高く包括的な FTAAP の将来的な実現は、APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）を始めとする経済界の期待も大きく、我が国経済にとっても極めて重要な課題である。必要な能力構築のための取組を主導することで、APEC エコノミーを啓発・啓蒙し、国益に資する地域経済統合ルールの形成に努めるため。

３　毎年の APEC 議長のイニシアティブを後押しし続けることが、我が国の外交プレゼンスの継続的発揮のために不可欠であるため。

４　引き続き、域内の経済技術協力に積極的に貢献すべく、日本プロジェクトの採択件数、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数という具体的な数値目標を設定することが適切であるが、数値目標の設定には、現在の新型コロナの影響を勘案した。

測定指標４－４　2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標（令和７年度）

2025 年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に実施していく。

令和３年度目標

１　平成 30 年 11 月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が 2025 年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。

２　開催成功に向けて、構想の具体化が進められているところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。万博を新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするため、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）も含め、新型コロナウイルス感染症の必要な対策を講じつつ大阪・関西万博の魅力・情報を発信する

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和７年の開催に向け、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、参加招請活動に取り組むことは重要であり、それらの取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

多くの出展参加国を確保するために極めて重要と考えられる具体的な取組を踏まえた目標設定を行った。

参考指標：APEC における域内貿易依存度	
（出典：国際通貨基金（IMF, Direction of Trade Statistics)）	

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①Ｇ７・Ｇ20 における我が国の積極的な貢献（Ｇ７:昭和 50	Ｇ７サミットは、国際社会の直面する重要課題を、基本的価値観を共有する主要先進国の首脳間で議論し、有効な政策面での協力を行っていく場として、Ｇ20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、重要な役割を果たしている。両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し・貢献し、同時に、地球規模課題の解決に向け				4-1

年度（当時Ｇ６）、Ｇ20：平成20年度）	た取組を強化する。 これにより、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作ることに寄与する。				
	－	－	－	－	－
②OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画（含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進） （昭和39年度）	加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するためにOECDでの議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。 国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決には国際社会の一致した協力が求められる中で、上記取組を通じ、Ｇ７・Ｇ20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する。				4-2
	－	－	－	－	－
③APECを通じた経済関係の発展 （平成15年度）	域内で導入されているAPECビジネストラベルカードを発行する。 これを通じ、域内のビジネス関係者の移動の円滑化を促進し、ひいては、貿易・投資の更なる活性化を図る。				4-3
	APECの公式オブザーバーである太平洋経済協力会議（PECC）の日本委員会（PECC組織の基本単位は各国・各地域に設置された「国内委員会」。PECC日本委員会は、PECCが目指す太平洋経済協力および太平洋共同体の実現に向けた研究・政策対話を活性化するための、プラットフォームとしての役割を果たしている。）関連業務を実施する。具体的な活動としては、PECCによる国際タスクフォースへの貢献、PECC日本委員会が主催する国内タスクフォースの運営・実施を担う。 これを通じて、アジア太平洋地域の貿易・投資を始めとした諸課題に関し研究等を実施するPECCの活動に貢献し、もって域内協力の推進に貢献する。				4-3
	56 (56)	60 (60)	43 (35)	47	0098
④国際経済情勢調査・分析 （　＊　）	諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて専門データベースを活用することにより、主要な経済指標の迅速な入手及び加工を行う。 マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」として委嘱し、上記のデータベース等を活用した経済指標に係る資料の作成等にあたらせる。 これらを通じ、正確かつ専門的な経済データの分析を行い、施策の推進に活用する。				－
	5 (4.9)	6 (6)	9 (7)	7	0097
⑤OECD多国籍企業行動指針連絡窓口（NCP）体制強化経費 （平成30年度）	OECD多国籍企業行動指針連絡窓口（NCP）では多国籍企業の行動に関してNGOや労働組合等から問題提起が行われた場合に当事者間の問題解決を支援するため、手続きにおいて必要となる、翻訳・通訳業務を外部に委託することで問題解決支援手続の円滑化を図る。また、セミナーを開催し企業のOECD多国籍企業行動指針に関する理解を深めることで指針に沿った行動を促進する。 以上によって、我が国NCP体制を強化し、積極的にOECDの活動に参加することによって、国際経済・社会分野でのルール策定・整備に貢献する。				4-2

	0.5 (0.2)	0.9 (0.8)	0.9 (0.2)	1	0099
⑥2025年万博準備活動経費（令和２年度）	相手国キーパーソンへの働きかけを行うとともに、ドバイ万博や関連する国際会議等の機会も活用し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信し、参加招請活動を行っていく。 これにより、国際博覧会の開催に向けた準備を進め、日本の魅力の世界への発信、観光客の増大による地域経済の活性化に寄与する。				4-4
	―	―	29 (0)	37	0100
⑦経済協力開発機構(OECD)分担金（昭和 39 年度）	昭和39年のOECD加盟以来、我が国はOECD条約第20条に基づき、加盟国の義務である分担金を拠出している（加盟国中第２位の規模）。 我が国は、分担金の拠出を通じて、責任ある加盟国として OECD を財政的に支援するとともに、各分野の委員会や事業において積極的にイニシアティブをとり、国際経済・社会におけるルールの策定や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化等を主導していく。				4-2
	3,261 (3,261)	3,186 (3,186)	3,051 (3,051)	3,003	0260
⑧日・経済協力開発機構協力拠出金（任意拠出金）（昭和 60 年度）	日・OECD協力拠出金は、我が国が関心を有するOECDの主要プロジェクトの支援、我が国とOECDとの間の人物交流や各種セミナーの開催などの事業を行うことを目的として日・OECD間で設けられた枠組みである。我が国は、世界経済の成長センターとして重要な東南アジアを始めとするOECD非加盟国を対象とするセミナーの開催や、OECDの分析・研究、広報等の事業の実施のため、同任意拠出金を拠出している。また、Ｇ７サミット、Ｇ20サミットなどにおいて、各首脳からOECDに対して複数のプロジェクトや業務が委託されており、我が国が重視するプロジェクト等の実施のためにも同任意拠出金を活用している。 我が国は、任意拠出金の拠出を通じて、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与するとともに、グローバル・スタンダードが急速に変化している分野における OECD の最新の分析結果を翻訳により適時に我が国に紹介するほか、OECD の経済・開発分野の知見や経験をいかして、OECD 非加盟国との協力を行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するプロジェクト（東南アジアへのアウトリーチ活動、 OECD の活動の東南アジアへの広報等）を支援しており、これらの分野において我が国の考えを反映させ、経済・社会分野でのルール策定に貢献することに寄与している。				4-2
	55 (55)	35 (35)	33 (33)	35	0275
⑨アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金（義務的拠出金）（平成５年度）	本件拠出金は、APEC事務局の運営経費のほか、参加国及び地域の能力構築を始めとする各種プロジェクト実施のための経費に充てられる。APECの活動は、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けた貿易・投資の自由化や地域経済統合、経済・技術協力等の活動に貢献することを目標とする。 我が国は、本拠出金を通じ、地域統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化に取り組む APEC の活動を支援、連携を強化するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。				4-3
	49 (49)	50 (50)	49 (49)	47	0266
⑩太平洋経済協力会議(PECC)拠出金（義務的拠出金）（昭和 63 年	本件拠出金は、PECC国際事務局及び国際総会等の運営やプロジェクト実施に必要な経費等に充てられる。拠出を通じて、提言を含めたPECCの知的活動を支援することにより、日本を含む太平洋地域での経済分野の課題への取組促進を目的とする。 我が国は、本拠出金を通じ、PECC の活動を支援、連携を強化するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。				4-3

度)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9	0271
⑪アジア太平洋経済協力拠出金(TILF 基金)(任意拠出金) (平成９年度)	本拠出金は、APEC参加国・地域における貿易・投資の自由化・円滑化及び経済・技術協力に資する能力構築プロジェクト（セミナー、ワークショップ、研修、調査等）に充てられる。 本拠出を通じて、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化という長期的目標「ボゴール目標」の着実な実現を図る。また、APEC における能力構築を支援するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。				4-3
	5 (5)	3 (3)	2 (2)	0	0276
⑫APEC ビジネス諮問委員会拠出金(任意拠出金) (平成 14 年度)	本件拠出金は、APECビジネス諮問委員会（ABAC）国際事務局の運営に必要な経費（ABAC総会開催経費及びABACプロジェクト経費）などに充てられている。ABACに対して日本の経済界の声を十分に浸透させることにより、ABACからAPEC首脳、閣僚への提言にその声をできる限り反映させることを目標とする。 我が国は、本拠出金を通じ、ABAC の活動を支援するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。				4-3
	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5	0280

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ－３　国際法の形成・発展に向けた取組

令和３年度事前分析表

（外務省３－Ⅱ－３）

施策名（※）	国際法の形成・発展に向けた取組
施策目標	新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。 １　国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。 ２　我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。 ３　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。
目標設定の考え方・根拠	日本外交の最大の課題は、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、国際法の尊重といった基本的価値に基づいた国際秩序を様々な方面からの挑戦から守り続けることである。そのため、こうした基本的価値を共有する国々との連携を強化し、国際ルールの形成・強化に主体的に関与することが重要である。 ・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日） ・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	199	121	143	242
		補正予算(b)	0	0	22	
		繰越し等(c)	0	0	△22	
		合計(a＋b＋c)	199	121	143	
	執行額（百万円）		179	114	45	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	3,263	3,227
		補正予算(b)	－	－	0	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	3,263	
	執行額（百万円）		－	－	3,263	

政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	国際法局	政策評価実施予定時期	令和５年８月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

施策の概要

１　国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
２　研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
３　国際法の普及活動を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標１－１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献　＊

中期目標（--年度）

国際社会における「法の支配」を推進する。

令和３年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

１　国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第６委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
２　国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会合（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
３　令和３年の ILC 委員選挙について、浅田正彦候補（同志社大学教授）の当選に向けて取り組む。
　令和４年の大陸棚限界委員会(CLCS)委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員（東京大学教授）の再選に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際法に関する各種会合への参加及び主催を通じた国際法規の形成及び発展に対する我が国の貢献の度合いを測ることは、国際法規の形成に際して我が国の主張をどの程度反映させ、外交実務に活用しているかを把握する上で有益であるため。

測定指標１－２　国際法についての知見の蓄積・検討　＊

中期目標（--年度）

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

令和３年度目標

１　国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。
（１）国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
（２）二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際法についての知見の蓄積・検討状況を測ることは、適切な形で国際法規の形成、発展、外交実務を行えているかを測る上で有益であるため。

測定指標１－３　国際法の普及活動の推進　＊

中期目標（--年度）

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

令和３年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

1　大学における講義等を積極的に引き受ける。
2　インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
3　日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
4　国際法模擬裁判（「2021 年アジア・カップ」）を実施する。また、Jessup Cup 等の国際法模擬裁判の開催を支援する。
5　「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際法の普及活動の推進状況を測ることは、国際法規の形成・発展、その外交実務への活用に関し、それを担う人材の確保やそれに対する世論の理解の進捗を見極める上で有益であるため。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①国際法に係る調査（平成 13 年度）	1　ILC等、国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の見解や立場をインプットするとともに、国際法各種フォーラムに対し、人的貢献を果たす。 これらの活動を通じて新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献することで、国内外における「法の支配」の促進に貢献する。				1-1
	2　国際法の諸問題に関する調査・研究を専門家に委嘱し、その知見を得る。各国で国際法を所掌している局長レベルのカウンターパートと近年の国際法をめぐる主要動向について率直な意見交換・協議を行い、我が国が直面する様々な問題や懸案事項の解決に法的観点から貢献する。 これらを通じ、研究者や主要国の国際法局長との連携を強化することは、我が国の国際法戦略の企画・立案・実施に有益であるのみならず、国際社会における「法の支配」の強化や国際紛争の平和的解決の促進に寄与する。				1-2
	3　大学における講義の実施、研究者や学生との意見交換及び交流を通じ、我が国の国際法に係る国民の理解を促進するとともに、国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか、国民や外国に対し広く情報を共有し、外交への信頼を獲得する。 これらの手段を通じ、国際法の専門家を人材育成し、体制を強化することが可能となる。				1-3
	4　投資協定に関する先例の検証、最近の仲裁判断例、国際社会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき、投資協定研究者に委嘱し、体系的、詳細な検討を行う。 これにより、蓄積された知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用し、また、経済分野での国際ルール作りに寄与する。				1-2

	20 (15)	19 (16)	14 (4)	11.4	0103
②条約締結等事務事業 （平成 16 年度）	国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備し、当該システム上の情報を常に最新のものにアップデートする。 これにより、国際法に関する外交課題に適時適切な助言が可能となるほか、条約締結交渉等を円滑に、かつ、確実に実施する体制を整えると同時に、国民や諸外国に対し、国際法に関する適切な情報を広く共有することが可能となる。				1-2 1-3
	7 (6)	9 (8)	31 (10)	8	0102
③領土保全対策関連事業 （平成 25 年度）	領土・海洋を始めとする問題及び領土保全政策に関し、想定される国際法上の論点についての調査・研究等を研究者に委嘱するとともに、各種研究会への参加等を通じて、体系的な知恵を得る。 こうした取組を通じて国際社会の最新の動向を把握することは、領土保全に関する我が国の法的立場を維持・強化することに寄与する。				1-1 1-2
	33 (33)	30 (29)	30 (11)	30	0104
④アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）総会開催経費 （平成 30 年度）	アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）は国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であり、毎年開催される総会は加盟国の国際法実務者が一同に会し、国際法に関する議論を行う貴重な機会となっている。 我が国は1956年の設立以来の原加盟国として、AALCOの活動を支援してきており、平成30年のAALCO総会を我が国で開催することを通じて、アジア・アフリカ地域における「法の支配」を一層促進する。				1-1
	95 (83)	0 (0)	0 (0)	0	―
⑤アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）国際法研修実施経費 （令和元年度）	途上国が大半を占めるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）加盟国の政府関係者を日本に招へいし、国際法に関する研修を行い、これらの国の能力構築を支援する。 こうした取組を通じて、国際社会における「法の支配」の促進に貢献するとともに、アジア・アフリカ地域において「法の支配」を一層推進していく。				1-1
	―	18 (18)	17 (0.4)	17	0105
⑥国際法協会世界大会経費 （令和２年度）	国際法協会（International Law Association、1873 年設立、本部ロンドン）は、世界でも最も古い法学分野の国際学会の一つであり、国際法分野における最も著名な、かつ、権威ある学会。 令和２年８月に第 79 回国際法協会世界大会が京都で開催されることとなったが、日本での開催は、昭和 39（1964）年に東京で開催されて以来２回目であり、この歴史的な機会を捉えて、外務省としてレセプションを開催し、国際的に著名な国際法学者等を招待し、日本の国際法分野における取組や「法の支配」の促進に向けた貢献に対する理解と協力を得る。 こうした取組を通じて、国際社会における「法の支配」の確立に寄与する。				1-1 1-3
	―	―	4 (0)	0	0106
⑦国際裁判機関等インターンシップ支援事業 （令和２年度）	日本から国際裁判機関等におけるインターンシップに参加する、大学（院）生又は若手実務家のインターンシップ期間中の生活費等を支援する。 国際裁判機関等でのインターンシップを経験した人材は国際裁判機関等で必要とされる知見を修得するとともに、人脈を構築することで、今後の日本の国際裁判対策強化の主導的役割を果たす人材となることが期待される。				1-3
	―	―	12 (4)	12	0107

⑧海洋権益確保支援ツール（令和２年度）	地理情報システム（GIS）ソフトウェアを運用し、日本周辺海域で発生する事案や国際的な海洋問題について国際法の観点から迅速な評価を行う。GISソフトウェアを用いて海洋関連地理情報を法的検討に適した形で処理することにより、日本の海洋権益を保護することを目的とする。				1-2
	－	－	16 (11)	0.6	0108
⑨国際刑事裁判所（ICC）（分担金）（平成 12 年度）	ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行う機関であり、加盟国は犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使用される分担金を負担している。 本分担金の拠出を通じ、質の高い捜査と実効的で迅速な裁判が行われるよう支援し、国際社会における「法の支配」の確立に貢献する。				1-1
	3,213 (3,213)	3,355 (3,355)	2,810 (2,810)	2,751	0174
⑩国際刑事裁判所（ICC）新庁舎建築費分担金（平成 23 年度）	ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、本分担金は、ICCがかかる任務の遂行上必要となる法廷、関連設備を備えた新庁舎の建築費の分割払に使用されている。 ICC及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、122か国の締約国中トップ(約17.22%)であり、ICCは我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。 こうした新庁舎建築に対する我が国の貢献は、ICC による国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における「法の支配」の確立に資する。				1-1
	214 (214)	202 (202)	189 (189)	186	0183
⑪常設仲裁裁判所（PCA）分担金（昭和 26 年度）	本分担金は、100年以上にわたり国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきたPCAの活動の基本的財源を確保するものである。 本裁判所に対する我が国の貢献は、国際紛争平和的処理条約に基づき、外交上の手段によっては処理することのできない国際紛争を仲裁裁判に付することを容易にし、ひいては国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。				1-1
	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7	0193
⑫アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）分担金（昭和 30 年度）	AALCOは、主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな国際法の漸進的発達や関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。 具体的な活動としては、年次総会のほか、国際法上の諸問題に関する各種セミナー等の開催、報告書の出版を行っており、本分担金は、かかる事業の費用及び事務局の運営費に使用される。 我が国は、設立以来のAALCO加盟国として、AALCO加盟国間における議論に我が国の意見を反映させているほか、AALCO総会及び関連会合のアジェンダ設定にも積極的に関与することによって、国際法分野において我が国として関心の高いアジェンダの促進に取り組んでいる。 本分担金の拠出を通じ、アジア・アフリカ地域における「法の支配」の一層の推進に貢献する。				1-1
	7 (7)	9 (9)	8 (8)	8	0194
⑬法の支配・海洋法秩序確立促進、国際刑	国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために、特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか、関連国際機関や国連法務部海洋問題・海洋法課が実施する国際法秩序の形成、ルールメーキング等個別プロジェクトの実施について財政的な支援を実施する。				1-1

事裁判所被害者信託基金（任意拠出金） （平成 23 年度）	また、国際刑事裁判所(ICC)の被害者信託基金(TFV)は、ICCローマ規程に基づき、ICC第１回締約国会議において設立された。TFVは、ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと並びに②ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援を行うことを任務とし、その資金は、国家、団体、個人等からの任意拠出金等によって賄われる。これまでコンゴ民主共和国やウガンダにおいて、性的暴力の被害者や元児童兵等に対し支援プロジェクトを行っている。 これらの我が国の取組は、我が国の外交政策の柱の一つである国際社会における「法の支配」・海洋法秩序の確立促進に寄与するものである。				
	13 (13)	11 (11)	10 (10)	9	0209
⑭国際海洋法裁判所（ITLOS)分担金 （平成８年度）	海洋国家たる日本の外交政策の柱の１つである海における法の支配・海洋法秩序の確立促進という観点から極めて重要な、海洋法に関する法律紛争の解決のための常設の国際司法機関であるITLOSへの予算分担金を拠出することによって、ITLOSの円滑な司法活動を支持し、海洋法秩序の発展と国際社会における法の支配の拡充を実現するとともに、海洋法秩序の擁護者としての日本の地位を確立・強化し、国益に合致する海洋法解釈への理解の促進を図る。 本分担金の拠出を通じ、ITLOS の機能向上に資することで、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献し、海における「法の支配」の促進に寄与する。				1-1
	169 (169)	174 (174)	145 (145)	171	0179
⑮国際海底機構（ISA）分担金 （平成 10 年度）	平成６（1994）年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立されたISAは、理事国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。日本は、深海底鉱物資源の探査活動に高い関心を有する先進鉱業国として、深海底鉱物資源の管理を行うISAの活動に積極的に参加・協力する必要があるところ、本件分担金のスムーズな支払を通じて、かかるISAの政策・行動に対する発言力を確保する。				1-1
	94 (94)	95 (95)	94 (94)	94	0182
⑯六大海洋国会合開催経費 （令和３年度）	令和３（2021）年六大海洋国会合の主催国として、日本で会合を開催し、海洋利用先進国の海洋法担当部局関係者を適切に接遇することを目的とする。その際、会場確保や設営、各種ロジスティック調整等、多岐にわたる項目において万全の準備を実施し、円滑な会議運営を行う。				1-2
	－	－	－	1	新 21-0009

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

１　我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
２　諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標２－１　我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

令和３年度目標

１　諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
２　ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交・安全保障に関する枠組みの整備を一層推進することは、厳しさを増す安全保障環境の中で我が国自身の安全保障に万全を期す上で必要であるため。

物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結や円滑な運用等を通じ、各国との安全保障分野での協力を推進すること、北方領土問題における日露双方にとり受入れ可能な解決策を作成する交渉等を加速化すること等は、我が国の外交・安全保障政策を実現する上で重要であるため。

測定指標２－２　諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化　＊

中期目標（--年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

令和３年度目標

１　諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
２　諸外国との間で、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
３　国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政治分野における諸課題（刑事・司法、軍縮、原子力の平和的利用、国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に関する法的枠組みの整備を推進・強化することは、国民生活の安定や発展にとり重要であるため。

原子力協定、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等の交渉等を進めることは、諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの形成及び発展を推進する上で重要であるため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①外交・安全保障分野に関する法的枠組みの整備 （　＊　）	ACSA、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結、円滑な運用等を推進する。また、北方領土問題解決に向け、ロシアとの交渉を推進する。 こうした取組を通じ、諸外国との安全保障面での協力を深化させるとともに、我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。				2-1
	－	－	－	－	－
②政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備 （　＊　）	原子力協定等の締結による原子力分野での協力に必要な法的枠組みの整備や犯罪人引渡条約、受刑者移送条約等の締結による刑事分野での協力に必要な法的枠組みの整備を進める。また、我が国と諸外国・国際機関との関係全体を規律する法的枠組みを整備する。さらに、国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。 こうした取組を通じ、我が国と諸外国・国際機関との間で政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。				2-2
	－	－	－	－	－

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　六　外交・安全保障
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日）
　第２ Ⅱ ［３］（３）ⅱ）②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
　六　経済外交

測定指標３－１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進　＊（※国際法局の所掌に係るもの。）

中期目標（--年度）

経済連携協定（FTA/EPA）について新規案件の検討，既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに，多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。経済分野の国際約束の下で生ずる紛争の解決について、個別紛争の処理手続に適切に対処するとともに、紛争を未然に予防することにより、国際経済体制の安定性・「法の支配」の向上に貢献していく。

令和３年度目標

１　WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
　・令和３年中に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。
２　FTA／EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
　・地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の早期締結・発効に向けて、必要な作業を推進する。
　・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
　・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
３　進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。また、国際経済紛争処理全般への対応強化に向け、一層の体制拡充を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進について、その進捗を測ることは、経済分野における新たな国際的なルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。また、目標に掲げた各種国際約束の締結及び紛争処理対応は、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進を通じ、我が国の経済成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業並びにその産品及びサービスの参入機会を増大させる上で重要であるため。

測定指標３－２　日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画　＊

中期目標（--年度）

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

令和３年度目標

１　日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
２　国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を

通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本国民及び日系企業の国内外における利益の保護・促進のために、日本企業の海外展開に資する環境を整え、経済関係の緊密化を図る手段としての投資協定、租税条約及び社会保障協定締結の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、環境のように国民生活に影響を与える分野での国際的なルール作りにおいて、我が国の利益や関心を国際的なルールに十分反映させつつ地球規模の課題の解決に向けて積極的に取り組むことは、国際的なルールの作成を積極的に推進するとともに、日本国民及び日系企業の利益にとって重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 （　＊　）	WTOにおける取組を通じた多角的貿易体制の強化に向けて引き続き法的な観点から貢献するとともに、WTOの紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うに際して法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。また、経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な事項の検討及び精査並びに国内外への見解の提示を行う。包括的なFTA／EPAの締結のための作業は、交渉分野が多岐にわたることから、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後、既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結が想定されることを踏まえ、これに対応し得る体制強化のための人的資源の拡充を行う。 これらの取組を通じて、自由貿易体制を強化・推進するとともに、国民の利益を増進させる。				3-1
	－	－	－	－	－
②日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進 （　＊　）	国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、日本国民及び日系企業が海外で行う経済活動の重要性が増大していることから、このような経済活動を支援するための法的基盤を提供する。 これにより、日本国民及び日系企業の海外における利益の保護及び促進に寄与する。				3-1 3-2
	－	－	－	－	－
③国民生活に直結する環境その他の分野での国際的なルール作り （　＊　）	グローバル化の進展とともに、環境、漁業、海事、文化、科学技術等の社会分野において、国民生活に直結するような国際的なルール作りを推進するとともに、その適切な実施を確保する。これら国際約束に係る交渉、締結及び実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見を提供する。 これにより、国民の利益の増進に寄与する。				3-2
	－	－	－	－	－

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ－４　的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定権者等への提供

令和３年度事前分析表

（外務省３－Ⅱ－４）

施策名	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定権者等への提供
施策目標	情報収集能力の強化、情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化、政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定権者等への適時の提供を行うことにより、外交施策の立案・実施に寄与する。
目標設定の考え方・根拠	日本の安全保障等に係る外交政策や、海外における邦人の安全等の重要課題に資する、国際情勢に関する情報の収集と分析、これらの政策決定権者等への提供を行うために各目標を設定する。根拠となる演説等については、以下の「関連する内閣の重要政策」に同じ。
施策の概要	１　在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。 ２　先端技術による情報収集 先端技術を活用して、情報の収集・分析を行う。 ３　公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、より広範な公開情報を入手する。 ４　情報分析機能の推進（有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。 ５　職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。 ６　政策決定権者等への適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定権者等への情報・情報分析の提供を行う。
関連する内閣の重要政策	・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日） ・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日） ・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日　閣議決定） 第３章５．新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 ・国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年８月 30 日　外務省・独立行政法人国際協力機構） １（１）情報収集・分析態勢の強化 ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　国家安全保障会議決定、閣議決定） Ⅳ　１（６）国際テロ対策の強化及び（７）情報機能の強化

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	598	607	602	601
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	598	607	602	
	執行額(百万円)		574	565	523	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	0	0
		補正予算(b)	－	－	0	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	0	
	執行額(百万円)		－	－	0	

政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	国際情報統括官組織	政策評価実施予定時期	令和５年８月

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標１　情報収集能力の強化　＊

中期目標（--年度）

政策部門の情報関心を把握するとともに、独自の問題意識も持ち、客観的情勢判断のための情報収集を行う。収集に当たっては、その目的・内容に応じて適切な手段を複合的に用いることで、「オールソース・アナリシス」につなげる。また、情報収集能力自体の強化に努める。

令和３年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

１　政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政策部門との情報共有を促進するとともに、より効果的な情報収集を行うことができるよう、会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。

２　必要な公開情報を入手するとともに、外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。

３　先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。

４　研修を実施し、より先進的な情報収集の技術を取得し、より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

適切な外交政策の立案・実施に貢献するため、年度ごとに行った情報収集の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であり、次年度に向けたPDCAサイクルの観点から重要である。

そのため、上記のような様々な手段を通じ、情報収集能力のより一層の強化を進めることが必要である。

測定指標２　情報分析の質の向上　＊

中期目標（--年度）

政策立案・決定に資するインテリジェンスを作成するため、様々な組織的努力を通じて客観的情勢判断のための分析を行う。また、分析の精緻化を進めるため、分析に当たっては「オールソース・アナリシス」を行う。さらに、分析能力自体の強化に努める。

令和３年度目標

以下の達成手段等により、優れた分析手法を吸収し、質の高い情報分析を行う。

１　国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。

２　外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。

３　先端技術を活用する。

４　情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

適切な外交政策の立案・実施に貢献するために、収集した情報に基づいて質の高い分析を行うことが有効であり、年度ごとに情報分析の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であり、次年度に向けたPDCAサイクルの観点から重要である。

そのため、情報分析の質を、ここに列挙されるような手段を通じ、継続して向上させることが必要である。

測定指標３　政策決定権者等への適時の情報及び情報分析の提供　＊

中期目標（--年度）

インテリジェンスが政策立案・決定に資するよう、提供に当たっては提供の仕方やタイミングに特に注意し、政策立案・決定に必要な的確なタイミングでの提供が行えるよう、プロセスを管理する。また、提供の在り方についても、当該インテリジェンスを必要としている「カスタマー」にできるだけ直接届くよう適切な配布方法を採用する。

令和３年度目標

以下の達成手段等により、政策決定権者等への情報・情報分析の適時・適切な提供を行う。

1　政策部門に対する時宜を得た情報・情報分析の提供を行い、フィードバックを得ることで政策部門の情報関心を適切に把握する。
2　在外邦人の安全対策強化の観点から、省内関係部局と引き続き密に連携することを含め、政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策部門の情報関心を的確に把握し、厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に動く。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

適切な外交政策の立案・実施に貢献するためには、収集あるいは分析を行った情報を、政策決定権者等に適時・適切に提供することが有効であり、その提供の実績を質的に測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
そのため、情報及び情報分析の提供を継続して実施・強化していくことが重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①情報収集・分析 （平成16年度）	1　在外公館における情報収集・分析機能強化 ①　在外公館の担当官が、任国の内外に定期的に出張する。 ②　①を通じ、新たな情報源の開拓等を行い、情報収集・分析能力の強化に寄与する。				1-1 1-2
	2　先端技術による情報収集 ①　先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。 ②　①を通じ、情報収集・分析の質を高める。				1-1 1-2
	3　公開情報収集 ①　多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 ②　①を通じ、情報収集能力の強化に寄与する。				1-1
	4　情報分析機能の推進（有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大） ①　省内のみならず省外の専門家の知見を積極活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報分析機能の強化を図っていく。 ②　①を通じ、国際情勢を的確に見極めていくため、様々な要因・観点から考慮することにより、情報分析能力の更なる強化に寄与する。				1-2
	5　職員のための研修及び情報収集・分析会議 ①　我が国の関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のため会議等を実施する。 ②　参加者が情報収集のためのノウハウを入手するとともに、知見を高めることによって、情報収集・分析能力の強化に寄与する。				1-1 1-2
	6　政策決定権者等への適時の情報及び情報分析の提供 ①　省内政策部門との意見交換等により政策部門が必要とする情報を把握するとともに、政策部門に対する時宜を得た報告の機会を確保・拡充する。 ②　①を通じ、政策決定権者等への適時の情報及び情報分析を提供することにより、外交施策の立案・実施に寄与する。				1-3
	598 (573)	607 (564)	603 (523)	601	－

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策

施策Ⅲ－１　内外広報・文化交流・報道対策

令和３年度事前分析表

（外務省３－Ⅲ－１）

施策名（※）	内外広報･文化交流･報道対策
施策目標	諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。 １　外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 ２　海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 ３　インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 ４　文化・人物交流事業を通じて、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。 ５　文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 ６　国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 ７　外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。
目標設定の考え方・根拠	外交政策の効果的な展開のためには、各国の政策決定の支持基盤となる有識者や一般国民層への情報発信や交流の促進を通じて、日本への関心を高め、対日信頼感を醸成し、対日理解を増進するとともに、適切な報道対策や広報を通じて、日本国民の外交政策に対する理解を増進し、その支持を獲得することが必要である。 ・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日） ・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日　閣議決定）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	19,151	21,690	24,989	24,825
		補正予算(b)	3,954	3,138	△1,438	
		繰越し等(c)	565	73	0	
		合計(a＋b＋c)	23,669	24,902	23,551	
	執行額(百万円)		23,306	23,928	21,477	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	5,560	5,339
		補正予算(b)	－	－	449	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	6,009	
	執行額(百万円)		－	－	6,008	

政策体系上の位置付け	広報、文化交流及び報道対策	担当部局名	大臣官房(外務報道官・広報文化組織)	政策評価実施予定時期	令和５年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　国内広報の実施
施策の概要 外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの） ・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標１－１　国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進する。

令和３年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、訴求対象に応じて以下の取組を推進する。講演会等の実施に当たっては、オンライン形式を取り入れる等、新たな体制の構築を検討する。

１　我が国の外交政策を外務大臣等政務三役が直接国民に紹介する事業の実施
２　我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会（随時）、セミナー（随時）、プレゼンテーション・コンテスト（年１回）、小中高生の外務省訪問事業等の実施（随時）
３　パンフレットの更なるデジタル化やインターネットコンテンツの拡充等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信
４　様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門誌『外交』の発行（年６回）

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国民の理解と信頼を得るために各種発信手段を用いて外務省の諸活動や外交政策の具体的内容等について的確な情報発信を行った実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。なお、参加者からの評価をより正確に把握するため、各種事業後にアンケートを実施し、実績を測る。

我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進するため、上述の事業を訴求対象に応じて継続して行うことが重要である。

参考指標：広聴活動（メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見の件数）	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①国内広報 （　＊　）	１　講演会・シンポジウム等の開催 「国際情勢講演会」、「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」、外務省セミナー「学生と語る」、「外交講座」、「高校講座」、「小中高生の外務省訪問」等、外務省の政務三役や外務省員が直接国民に対し、我が国の外交政策や外務省の取組について紹介する機会を確保する。実施に当たっては、オンライン方式を取り入れる等、新たな体制の構築を検討する。 このような取組により、我が国の外交政策及び外務省の活動に対する国民				1-1

	の理解の促進を図る。				
	２　パンフレットの作成・配布、ホームページコンテンツの作成及び外交専門誌『外交』の発行 　重要外交課題等に関するパンフレットの作成・配布、外務省ホームページコンテンツとして「キッズ外務省」等で国際情勢や様々な分野の外交政策を分かりやすく説明する記事を掲載することにより、我が国の外交政策や外務省の取組について国民に幅広く情報発信を行う。さらに、我が国を取り巻く国際情勢や主要外交課題等を取り上げた外交専門誌『外交』を発行(年６回)する。 　このような取組により、我が国の外交政策及び外務省の活動に対する理解の促進を図る。				1-1
	72 (63)	62 (56)	61 (53)	58	0109

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　海外広報の実施

施策の概要

海外広報事業として、（１）我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報、（２）我が国の一般事情についての理解促進、親日感の醸成及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報を実施するとともに、（３）海外における広報文化外交の拠点である「ジャパン・ハウス」事業を効果的に実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
・「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月５日閣議決定）

測定指標２－１　海外広報の推進　＊

中期目標（--年度）

海外における対日理解増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

令和３年度目標

１　政策広報の実施

（１）我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

新型コロナ感染症拡大の状況を踏まえ、オンライン形式の事業も活用しつつ、講演、セミナー、招へい事業等を通じた我が国に関する第三者発信 270 件以上の達成を目指す。

（２）我が国の基本的立場や事実関係について国際社会の正しい理解を得るために、政策広報動画の制作（年６本）及び配信を行い、YouTube 再生回数 180 万回を目指す。

（３）各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

２　一般広報の実施

（１）海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が８割以上となるよう努める。

（２）印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 450 万回以上を目指す。

（３）Web　Japan による対日理解を促進し、年間 1,500 万ページビューを超えるアクセス数を目指すと共に，SNS 発信を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政策・一般広報の実施実績を測ることは、海外における対日理解の増進等に向けた施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、政策・一般広報の実施につき、単に実施件数のみでなく、訴求対象者による評価等を加味して事業の有効性を総合的に測ることは施策の成果を測る上で重要であるとの考えから測定指標を設定している。

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

「厳しい状況を乗り越え、今年の夏は、特別な夏にしたいと思います。人類がウイルスに打ち勝った証として、安全・安心で感動を呼ぶ東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催できるよう、外務省としても政府全体の取組に貢献してまいります。」

測定指標２－２　ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施　＊

中期目標（--年度）

日本の多様な魅力や、政策・取組の発信を通し、これまで必ずしも日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹きつけ、親日派・知日派の裾野を拡大する。

令和３年度目標

1　各ジャパン・ハウスにおいて、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募作品の巡回展、セミナーやシンポジウム等を通じた政策広報をバランスよく実施するとともに、オンライン発信も強化することによって、日本の多様な魅力を発信し、これまで必ずしも日本に関心がなかった層を惹きつけるとともに、親日派・知日派の裾野を一層拡大させる。
2　KPI 指標として年間来館者数目標（サンパウロ：15.5 万人、ロンドン：13.8 万人、ロサンゼルス：4.7 万人）及び年間メディア掲載回数目標（サンパウロ：4,000 件、ロンドン：1,250 件、ロサンゼルス：645 件）を設定する。加えて、フォロワー数、来館者リピーター率、ニュースレター登録者数・開封率などの他の指標もモニターする。また、日本企業ビジネス促進、文化・学術交流促進、インバウンド観光促進及び近隣諸国への展開（サンパウロのみ）の実施件数に加え、コロナ禍におけるオンライン発信強化のため、オンラインイベント及びバーチャル展示の実施件数をモニターする。
3　ジャパン・ハウス事業が、地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用できることを広く周知するため、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を高めるための広報を行う。
4　ジャパン・ハウスで実施する展示やイベントを通じて、現地と日本の地方自治体、学術機関、企業などとの交流を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ジャパン・ハウスは、日本の多様な魅力や、政策・取組の発信を通じ、親日派・知日派の裾野を広げることを目指す広報文化外交の拠点であり、その活動実績を測ることは、海外における対日理解増進等に向けた施策の進捗を把握する上で有益であるため。

ジャパン・ハウス事業は現在第２期（令和元年度～令和５年度）であり、引き続き、３拠点において本格的に事業を展開し実績を作ることが重要な目標であるところ、定量的・定性的評価を行うための指標を充実させ、事業の有効性及び効率性を総合的に測ることは施策の成果を測る上で重要であるため。

なお、KPI 指標については、新型コロナウイルス問題収束後も市民生活が完全に旧に復するには更に時間を要すると想定されることもあり、過年度の傾向を踏まえ目標値を設定した。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①海外広報 （　＊　）	1　世論形成や政策決定に影響力のある有識者層に対する政策情報の効果的発信 我が国の外交政策について、我が国の立場や主張に関する海外における理解を深める目的で、我が国の有識者を派遣しての講演、政策広報資料の作成、インターネットを利用した外交政策や国内事情に関する情報発信等を実施する。 また、在外公館が開催する各種事業と連携し、有識者・専門家等の協力を得て、外交政策や国内事情に関する情報発信や、講演会、展示会等を実施する。 これらの事業により、主に各国有識者層に対する我が国外交政策への理解の促進に寄与する。				2-1
	2　多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信 諸外国国民に対し日本の魅力、強み、日本人の価値観を積極的に発信することを目的として、各種関連広報資料の作成、インターネットを利用した日本事情に関する情報発信等を実施する。 これらの事業により、諸外国国民の日本の魅力、強み、日本人の価値観の理解の促進に寄与する。				2-1
	3　教育広報 現地の小中学校を訪問して、日本事情を紹介するほか、教員に対して日本の政治、経済、社会事情を正しく理解してもらうためにワークショップ等を				2-1

	実施する。 教育広報を通じて、若年層の対日理解や対日親近感の醸成を図る。				
	４　日本ブランド発信事業(平成25年度開始) 市民社会の中から発信力のある民間企業、NGO、地方自治体関係者等を公募の上、海外に派遣し、それぞれの特性をいかした講演・セミナー・プロモーション活動等を実施する。 これらの事業を通じて、日本ブランドを復活・強化し、諸外国国民に対し日本の魅力への関心・共感、日本文化への理解を促進することに寄与する。				2-1
	５　広報文化活動の実施評価調査(平成25年度開始) 諸外国における我が国の広報文化活動の立案・実施に役立つ評価モデルの策定と、PDCAサイクルの普及・定着を通じ、戦略的な広報文化活動を実現するための方策を研究する。 これら調査結果を、今後我が国が在外公館にて実施する広報文化活動の立案・実施に活用し、より効果的な事業実施に寄与する。				2-1
	702 (674)	677 (638)	686 (517)	642	0110
②内外発信のための多層的ネットワーク構築（平成 26 年度）	我が国において、諸外国の有識者、報道関係者等に対し、関連する研究者等との意見交換、関連施設訪問等を通じて、我が国を取り巻く領土保全に関する理解を深め、帰国後は、在外公館の支援を得てメディアを通じた対外発信や各国政策担当者への働きかけを行ってもらうとともに、内外の有識者等の関係者間でプラットフォームを形成する。 国際世論形成に影響力のある人物のネットワークを構築することを通じて、領土保全をめぐる厳しい状況に対応するための我が国の発信力強化に寄与する。				2-1
	279 (234)	273 (209)	272 (84)	211	0111
③主要国における日本や他の国々の影響力調査・分析とそれに基づく効果的な発信（平成 27 年度）	対外発信の拠点となる主要国に所在する在外公館において、調査研究機関を通じ、主要な他国の動向を調査・分析し、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングするとともに、対日世論調査を実施する。 これらの調査結果に基づき、各国において日本の対外広報の在り方について分析を行うとともに、効果的な発信を行うことに寄与する。				2-1
	948 (942)	929 (916)	951 (949)	951	0112
④「ジャパン・ハウス」運営関連経費（平成 27 年度）	世界主要都市において、各機関の拠点施設を集約するとともに、オールジャパンで我が国の正しい姿を含む政策・取組や多様な魅力を発信する拠点施設「ジャパン・ハウス」を運営する。 これにより、対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。				2-2
	2,988 (2,964)	3,624 (3,158)	3,775 (3,259)	3,833	0116
⑤在外公館による海外研究機関等支援（平成 27 年度）	主要国に所在する在外公館において、現地の研究機関が主催する日本関連のセミナー・講演会等の機動的な支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事のきめ細かな支援を行う。 これらの事業により、現地の民間機関・団体を通じた対日理解増進に寄与する。				2-1
	28 (27)	27 (24)	27 (14)	27	0114
⑥在外公館及び本省における外部専門家の活	我が国に好意的な世論を構築することを目的として、主要国に所在する在外公館及び本省において、①対日理解促進 PR コンサルタント契約、②在外公館の現地在住の広報分野の業務補助員を配置、③対外広報を実施する上で考慮すべき諸情勢、諸情報の調査分析を日本国内の外部専門家に委託、④本省				2-1

用 （平成 27 年度）	の業務拡大に対応するため、関係課室に非常勤職員を配置する。 これにより親日感の醸成のための基盤整備に寄与する。				
	281 (254)	280 (265)	291 (272)	274	0113
⑦在外公館人的交流等支援事業 （平成 27 年度）	在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託する。 これにより、同団体の活動を支援しつつ、効果的な対外発信を実現する。				2-1
	15 (14)	12 (13)	12 (6)	12	0115
⑧日本研究中核的拠点形成プログラム拠出金（平成 30 年度）	国際問題戦略研究所（IISS）及びハドソン研究所にジャパンチェアの設置を支援し、日英・日欧が直面する主要な外交・安全保障政策課題等の研究・成果の発信や、関係強化に資する研究・対外発信を行う。本拠出金は両研究所が運用し、運用益によりチェアの給与及び研究・発信活動の経費を確保する。 これにより、欧州及び米国の有力な研究機関に日本研究中核拠点の形成を図り、我が国の政策発信を強化することで、各国における政策形成に対する影響力を強化するとともに、対日理解の深化及び知日派の育成を図る。				
	1,456 (1,456)	－ －	－ －	－	－

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　IT 広報の実施

施策の概要

IT 広報手段の強化・多様化、IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜を捉えた迅速な情報発信の取組を通じ、我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日）

測定指標３－１　IT 広報手段の強化、多様化　＊

中期目標（--年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報手段を強化、多様化する。

令和３年度目標

1　外務省ホームページと連携した外務省公式 SNS アカウントの効果的な運用を行い、フォロワー数の増加を図る。在外公館 SNS の運用の側面支援を継続し、外務省全体としての SNS を通した情報発進力を向上させる。
2　令和２年度に実施した不要ページ及び浮遊ページの整理を引き続き実施する。令和３年開催予定の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020 年東京大会）を控え、外務省 HP のウェブアクセシビリティの向上に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、SNS が有効な情報発信・収集ツールであることが再認識された。外務省の情報発信力を拡大する上で SNS を活用することは重要であり、運用しているアカウントのフォロワー数を増加させていく必要がある。

測定指標３－２　IT 広報システムの強化

中期目標（--年度）

我が国外交政策に対する内外の理解促進には、適切かつタイムリーな情報発信が不可欠であるところ、地球規模での情報化がますます進む中で、必須の情報発信手段であるインターネットを活用した広報（IT 広報）のためのシステムを強化する。

令和３年度目標

令和２年３月に稼働を開始した刷新システムの安定的な稼働および日々のセキュリティ対策を講じることを目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

情報システムは日々サイバー攻撃の脅威にさらされており、特に 2020 年東京大会は絶好の標的となり得ることから、万全のセキュリティ対策を講じる必要がある。

測定指標３－３　コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組

中期目標（--年度）

新型コロナウイルス感染症が継続していることに鑑み、テレワーク体制も活用し、適切かつタイムリーなコンテンツ掲載で情報発信を行うとともに、コンテンツの構成を含め、コンテンツの充実に取り組む。

令和３年度目標

1　令和３年度に実施される 2020 年東京大会の開催に向け、引き続き SNS を活用し、日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日関心の向上を目指す。また、日本における新型コロナウイルス感染症対策

の理解を深めるため、外務省公式及び在外公館の SNS を活用し、適切かつタイムリーな情報を発信する。
２　オンライン形式で実施される様々な外交行事につき、SNS を活用して情報発信する。
３　新型コロナウイルス感染症は収束していない中で、オンラインを利用した IT 広報を推進することは、社会や国民のニーズに応えるものである。テレワーク体制も活用し、日本の外交政策及び現状に関して、国の内外に正しい理解を得るため、必要なコンテンツを適切かつタイムリーに発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

１　コロナ禍において、IT 広報は対面広報等と比較し制限が少ないことから、我が国の外交活動や外交政策への関心を高め、理解を深めるため、国内外に適切かつタイムリーな情報を発信していくことは有益である。特に令和３（2021）年においては、2020 年東京大会の開催を控え、外務省 HP 及び SNS の双方において、コンテンツの充実を図ることで、対日関心の向上につなげていく必要があることに加え、日本における新型コロナウイルス感染症の対応状況等を正確に情報発信していく必要がある。
２　新型コロナウイルス感染症の拡大によって、SNS が有効な情報発信・収集ツールであることが再認識された。外務省の情報発信力を拡大する上で SNS を活用することが重要である。

測定指標３－４　外務省ホームページ等（注）へのアクセス件数（ページビュー数）の合計　＊		
（注：外務省ホームページ（日本語・英語、在外公館ホームページ、Web Japan）） 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 外務省ホームページ等へのアクセス件数については、令和２年度実績値を踏まえつつ、年度目標として 4.0 億件を目指す。	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値
	－	4.0 億件

参考指標：外務省公式ツイッター・フェイスブック（注）の閲覧回数の合計	
（注：外務省公式ツイッター（日・英）、フェイスブック（日・英））	

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①IT を利用した広報基盤整備（平成19年度）	令和３年度においては、令和３（2021）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、情報セキュリティに対する脅威への対応を強化するとともに、本省及び在外公館が連携して、ウェブサイト及び SNS を活用して、タイムリーに重要な情報を発信すること等により、IT 広報の充実を図る。 また、日本の政策・取組や多様な魅力を、戦略的に対外発信するため、コンサルタントによる助言を受け、ウェブサイト及び SNS の連携、各アカウントからの効果的な発信等を検討する。 これらにより、インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進するとの施策目標の達成に寄与する。				3-1 3-2 3-3 3-4
	438 (432)	979 (932)	559 (549)	554	0117

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野４　国際文化交流の促進

施策の概要

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るため、（１）文化事業、日本語の普及、海外日本研究の促進、（２）大型文化事業（周年事業）、（３）人物交流事業を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説(令和３年１月 18 日)
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日　閣議決定）

測定指標４－１　文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進　＊

中期目標（--年度）

文化事業等の実施により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響や外交情勢に応じた適切な対応・工夫をしつつ、新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを円滑に進めるべく、国際交流基金を通じて、日本語教育事業・文化交流事業の強化を図る。

令和３年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

１　在外公館文化事業

世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延状況をみつつ、事業の実施が可能である場合、特に以下の事業を優先して、十分な感染予防対策をとりながら、年間 400 件以上の事業を実施する。

・オリ・パラ機運醸成・レガシー継承事業
・障害者芸術推進事業
・スポーツ事業
・日本語普及事業
・地方の魅力発信事業
・日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業
・米国地方部の草の根レベルを対象とした事業
・中南米日系社会との連携強化事業
・日本の祭り関連事業
・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
・和食を通じた日本の魅力紹介事業

２　国際交流基金事業

外国人材の受入れ拡大、共生社会の実現に向けた、海外における日本語教育の拡充及び日本文化理解促進等の環境整備を行う。新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを円滑に進めるべく、国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）等の着実かつ安定的な実施、高度人材を含む更なる外国人材の受入れ拡大に向けた日本語教育事業・文化交流事業の強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化事業を実施するにあたり、限られた予算や人的資源を効率的に活用していく必要があるため、優先すべき事業を明確にした上で、これらの事業の実施状況について測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
・国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画（平成 31 年３月 29 日）
　３（１）
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日）
　第３章４．（３）

測定指標４－２　大型文化事業(周年事業関連)の実施

中期目標（--年度）

大型文化事業を効果的かつ効率的に実施することにより、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

令和３年度目標

ウルグアイ、ドイツ、ルーマニア、カタール及びクウェートにおける大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交上の節目となる機会を捉えて周年事業を実施する対象国を選定し、対日理解の促進、親日感の醸成及び相互の信頼関係の構築に効果が高いと考えられる大規模な文化事業（周年事業）を実施し、結果を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

選定周年対象国において大型文化事業を実施することは、当該国における我が国のプレゼンスを高め、当該国との友好関係を広く知らしめるなど、事業の波及効果が高いことから、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るために重要。

測定指標４－３　人物交流事業の実施　＊

中期目標（--年度）

人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、特にスポーツ分野での人的交流の活性化及び、日本人の国際スポーツ界でのプレゼンス向上を図る。また、世界的な新型コロナウイルスの状況を踏まえ、実施可能な人物交流事業の促進に努め、様々なレベルでの二国間関係の発展に取り組む。

令和３年度目標

１　留学生交流

コロナ禍の下、水際措置により入国困難であった外国人留学生在籍者数が増加し、また帰国留学生会の会員総数が 11 万人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生会支援に努める。

２　招へい事業

新型コロナの影響により、国際的な人の往来ができない状況を踏まえ、引き続きオンラインによる面会やウェビナー形式のセミナー等も含めて人的交流を実施し、招へい目的（対日（政策）理解度の変化、満足度・対日好感度の変化）の達成度※を 90%とするよう努める。

※各在外公館及び担当課が記入する PDCA テンプレートにおける「達成度」記入欄は５段階評価で記入する仕様となっている。５（達成度が特に高い）、４（相当の達成度あり）又は３（達成度あり）の割合を「招へい目的達成」として集計。なお、５段階評価のうち、２は「達成度が低い」、１は「達成度なし」。

３　JET プログラム

新型コロナの影響により、新規参加者の入国が限定的な状況であるが、平成 28 年度行政事業レビュー公開プロセスの提言後に講じた事業内容改善措置を基に、引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けての取組、帰国した JET 参加者(元 JET)を活用した対日理解促進や対外発信の取組を実施する。また、自治体からの要望数の増加（参加者数の増加）を目指す。

４　スポーツ交流事業

新型コロナの影響により、人的交流の活性化は困難な状況であるが、本年度開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を引継ぎ、スポーツを通じた二国間交流を出来る限り促進することで、更なる親日派・知日派を育成する。またオリンピック・パラリンピック開催国のレガシーとして国際スポーツ界における日本人のプレゼンス向上を図る。

５　対日理解促進交流プログラム

新型コロナの影響で事業を中断することなく、オンライン・オフラインを併用したプログラムを継続し、アジア大洋州、北米、欧州、中南米との間で将来を担う人材を招へい・派遣して、対日理解の促進、対外発信の強化、親日派・知日派の発掘、恒常的ネットワークの構築に取り組み、外交基盤の拡充に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

１　留学生交流
　外国人留学生在籍者数及び帰国留学生会の会員総数は、政策の効果を客観的に測定するに当たり、適当な数値であるため。
２　招へい事業
　報文組織で実施されている招へい事業において、PDCA サイクル強化の観点から導入されている PDCA テンプレートを活用することによって、実施目的の達成率を測定し、事業全体の有効性を確保する。
　令和元年度における招へい目的達成度は 99%。なお、令和２年度は、コロナ禍により模索しながらのオンライン実施であり、７件実施で達成度 80%。オンライン招へいについては実績を積み重ねている段階でもあり、また、渡航を伴う招へいについても、コロナの影響で訪問先などが制限されるところ、近年の達成度に鑑み、目標値を 90%とすることは妥当。
３　JET プログラム
　日本における外国語教育の充実及び青年交流による地域レベルでの国際交流の進展を促すことにより、我が国と諸外国との相互理解を深める必要があるため。
４　スポーツ交流事業
　2020 年東京大会のホスト国である日本にとって、スポーツは二国間交流促進のための重要なツールであり、効果が認められる案件を 100%に近づけることで事業全体の有効性を確保するため。
５　対日理解促進交流プログラム
　我が国としては本事業を対象とする国・地域において、様々な枠組みで人的交流の取組を強化しており、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等、幅広い分野で対日理解の促進、対外発信の強化、親日派・知日派の発掘を行い、実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有効であるため。

測定指標４－４　在外公館文化事業についての事業評価		
①在外公館文化事業評価におけるＡ及びＢ評価の事業の割合 (注)Ａ：効果が特に大、Ｂ：相当の効果あり、Ｃ：効果が少ない、Ｄ：効果がなく今回限りとする ②対日理解度 Ａ及びＢ評価のアンケート実施総件数に対する割合 (注)Ａ：関心や理解が深まった、Ｂ：関心や理解が少し深まった、Ｃ：関心や理解はあまり深まらなかった、Ｄ：関心や理解が無くなった、Ｅ：変化はなかった ③初参加率 初参加者の割合	中期目標値 --年度 －	令和３年度 年度目標値 ①Ａ及びＢ評価の総数が総事業件数の 98%以上 ②５段階評価の平均値が 4.5 以上の総数が総事業件数の 85%以上 ③初参加率の平均が 30%以上の総数が総事業件数の 86%以上

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　在外公館文化事業は、各国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を目的としており、その実績を上記３項目によって測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため（上記②及び③は、自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言（平成 28 年 12 月 14 日）を受け、平成 29 年度から新たに導入)。
　対日理解度の深まりについては、事業を通じた対日理解度の変化により把握が可能であり、また初参加率をみることで、事業を実施したことによって潜在的な対日関心層が拡大したかを把握することが可能となるため、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を目的とする同事業の測定指標として適切なものである。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	

①海外における文化事業等 （　＊　） ※この達成手段は、本施策個別分野５にも関連する	（本個別分野に関連する取組） ・在外公館文化事業 　在外公館の管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として主催（共催）する総合的な日本文化紹介事業を実施する。 　これらの取組により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るとの中期目標の達成に寄与する。				4-1 4-4
	・大型文化事業 　我が国との外交関係開設等、二国間関係の発展の機運が高まる周年の機会を捉えて、政府として、相対的に規模の大きい文化事業を実施する。 　これらの取組により、周年対象国民に対する対日理解や親日感を効果的に醸成することに寄与する。				4-2
	495 (416)	452 (396)	439 (195)	417	0119
②独立行政法人国際交流基金運営費交付金 （平成 15 年度）	外務省が所管する（独）国際交流基金を通じて、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献する事業を実施する。 これにより、良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与する。				4-1 4-2 4-4
	16,443 (16,443)	13,322 (13,322)	12,672 (12, 672)	12, 633	0118
③アジア文化交流強化事業 （平成 25 年度）	新しいアジア文化交流政策「文化の WA プロジェクト」を担う中核事業として、2020 年東京競技大会が開催される令和３年に向けて、日本とアジア諸国との絆を強化する目的で、国際交流基金に設置されたアジアセンターを通じて、日本語パートナーズの派遣を主体とする日本語教育支援事業及び双方向の芸術文化交流事業を実施する。 これらの取組により、特に日本と ASEAN との相互理解の促進に寄与する。				4-1
	－	－	－	－	－
④語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム) (昭和 62 年度)	在外公館を通じて外国語指導助手、国際交流員及びスポーツ国際交流員の募集・選考及び事前研修を実施するとともに、元 JET 参加者の会の活動支援を通じたフォローアップを行う。 これにより、対日理解促進や草の根交流の推進に寄与する。				4-3
	132 (128)	133 (125)	133 (79)	121	0120
⑤留学生交流事業 （平成 13 年度）	優秀な国費留学生の発掘のために、在外公館にて広報・選考・留学相談対応等を実施するほか、帰国留学生への支援活動として、元留学生の会への支援等を実施する。 これにより、我が国との架け橋となる知日家・親日家の育成を目指す。				4-3
	73 (70)	73 (68)	82 (53)	69	0121
⑥草の根平和交流招へい （平成 23 年度）	第二次世界大戦中に旧日本軍の戦争捕虜となった元軍人(元 POW)や民間人抑留者等、豪州、米国及びオランダの関係者を招へいする。 これにより、我が国の真摯な姿勢を示し、対日理解の促進及び両国の相互理解を深め、草の根レベルでの和解・信頼醸成を実現する。				4-3
	27 (25)	26 (23)	25 (0)	24	0122
⑦日系人ネットワーク強化招へい （平成 23 年	米国・カナダの各分野で活躍する在米日系人・在加日系人リーダー等をグループ招へいする。 これにより、日系人としてのアイデンティティ増進、両国関係への関心の向上、日系人同士のネットワーク構築等を促進する。				4-3

度)	22 (20)	20 (18)	22 (0)	21	0123
⑧スポーツ外交推進事業 (平成 27 年度)	スポーツ関係者の派遣・招へい事業、器材輸送支援、国外におけるセミナーの開催等を行う。 これにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた日本政府の国際貢献策「Sport for Tomorrow」の着実な実施を図ること及び親日家の醸成に寄与する。				4-3
	72 (60)	55 (55)	51 (10)	43	0124
⑨閣僚級及び戦略的実務者招へい (令和２年度)	政治決定や世論形成に大きな影響力のある諸外国の閣僚級のオピニオンリーダーや、政・経・官・学・スポーツ等の各界において一定の指導的立場に就いている者又は将来活躍が期待される実務レベルの招へい制度。 これにより、対日理解促進や外交政策の円滑な推進、中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げに寄与する。 なお、本事業は令和元年度をもって終了した「戦略的実務者招へい」及び「閣僚級招へい」の両事業を統合したものである。				4-3
	―	―	249 (5)	235	0125
⑩親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金(対日理解促進プログラム) (平成 27 年度)	我が国とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、将来を担う人材を招へい・派遣し、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等に関する理解促進を図るとともに、未来の親日派・知日派を発掘する。また、被招へい者・被派遣者による、日本の外交姿勢、日本の魅力等の積極的な発信を通じ、国際社会における対日イメージ向上や日本への持続的な関心の増進に寄与する。令和２年度からは、コロナ禍で国際的な人の往来ができない状況において、オンラインを併用したプログラムを開始し、ウェビナー、意見交換会、同窓会等を行い、対日理解の促進と日本との各国・地域との連携を持続する。				4-3
	2,621 (2,621)	2,353 (2,353)	1,847 (1,847)	1,679	0220
⑪アセアン留学生交流等拠出金(任意拠出金) (平成 26 年度)	アスジャ・インターナショナルは、東南アジア諸国連合(ASEAN)元日本留学生評議会(ASCOJA:ASEAN諸国の元日本留学生会の連合体)の日本側カウンターパートとして、本拠出金を以て、ASCOJAから推薦された国費留学生を対象とする交流事業及びASEAN各国におけるシンポジウムを実施する。 こうした取組により、ASEAN地域における親日派・知日派の一層の増加に寄与し、ひいては日本とASEAN諸国の関係強化に寄与する。				4-3
	52 (52)	52 (52)	54 (54)	54	0228

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野５　文化の分野における国際協力の実施

施策の概要

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、（１）ユネスコや国連大学を通じた協力、（２）文化無償資金協力を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説(令和３年１月 18 日)
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日　閣議決定）

測定指標５－１　文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献

中期目標（--年度）

ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献を通じて、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。

「世界の記憶」事業については、加盟国間で合意に達した新制度の下、同事業が加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿って運用されるよう、責任ある加盟国として積極的に取り組んでいく。

令和３年度目標

１（１）ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には、総会及び執行委員会において、SDG４（教育）の各国における実施を促進すること、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において、有形文化遺産及び自然遺産、並びに無形文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。

（２）上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、アズレー事務局長との協力関係を強化するとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。

２　ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、令和３年３月の参加制限型ワーキンググループ（LPWG）で加盟国政府が「世界の記憶」事業に責任をもって関与することを主な内容とする合意が成立し、４月に開催された第 211 回執行委員会において、その内容が承認された。今後、新制度に基づく新規申請が開始されるところ、本制度が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿って運用されるよう、責任ある加盟国として引き続き積極的に取り組んでいく。

３　国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し、途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、防災、教育等に協力していくとともに、これをユネスコ事務局との綿密な調整の下に実施することで、ユネスコのマンデートの実現に貢献する。同時に、日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく。

４（１）国連大学については、日頃からの緊密な意思疎通に加え、年１回の我が国政府とのハイレベル協議を通じ、SDGs を始めとする我が国の推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム等の行事・事業での協力における連携を強化する。また、人事については、国連大学本部幹部ポストへの日本人送り込みを積極的に行う。

（２）国連機関の一部である国連大学の本部が日本にあることの強みをいかし、様々な機会を捉え、国連大学との連携・協力の幅を広げていく。特に同本部を拠点とした世界 12 か国 14 の研究所のネットワークを通じて、地方を含めた日本国内はもちろんのこと世界全体に国連大学の活動を発信していけるようホスト国として本部と国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）大学院の国内外での活動を支援する。また、国連大学本部施設が適切に維持・管理できるよう、国連大学及び関係省庁と連携していく。

（３）国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）大学院に関する広報活動に積極的に協力することで、同大学院に対する日本人学生の関心を高め、優秀な日本人学生の同大学院での学びを促進し、日本人修了生が将来的に国際機関や政府機関で活躍する国際人材として育成されることに

貢献する。
5　令和３年７月 16 日から 31 日（20 日を除く）までオンラインで開催される第 44 回世界遺産委員会拡大会合において、我が国が推薦している「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化、教育、知的貢献の分野において、我が国が国際的に果たすべき役割としてユネスコの各種事業を通じ、また、日本が責任ある加盟国としてユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うよう、上記年度目標の取組を進めることが適当であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

ユネスコの各種会議に積極的に関与して我が国のプレゼンスを維持すること、人類共通の遺産の保護や途上国の人材育成に貢献すること、国連大学との協力を通じ地球規模課題等に関する政策発信を行うことを通じて、日本としての国際的な責務を果たすことは、世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要である。

測定指標５－２　文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

中期目標（--年度）

被供与国の文化・高等教育振興，文化遺産保全に資することにより，日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感の醸成に寄与する。

令和３年度目標

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全世界において感染予防対策に伴う行動の制限が見込まれるが、その中で可能な範囲において、ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化・スポーツ・高等教育分野での協力関係強化に資する案件、特に昨年度に感染拡大の影響で実施に至らなかった案件を優先的に実施する。また、一般文化無償資金協力においては、令和３年度行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえて必要な改善を行いつつ、事業の実施及び事後監理を進めていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化無償資金協力に係る実績を測ることは、対日理解・親日感の醸成を図ることを主たる目的とする施策の進捗を把握する上で有益であるため。
・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日）
第３章２．（２）⑤

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①海外における文化事業等 （　＊　） ※この達成手段は、本施策個別分野４にも関連する	（本個別分野に関連する取組） 文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協力スキーム。開発途上国の政府機関に対して実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備など)のために必要な資金を供給する「一般文化無償資金協力」と、現地で活動中の NGO や地方自治体等草の根レベルの小規模なプロジェクトを対象とする「草の根文化無償資金協力」からなる。 文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて、対日理解・親日感情醸成に寄与する。				5-2

	495 (416)	452 (396)	439 (195)	417	0119 (再掲)
②国際連合教育科学文化機関(UNESCO)分担金 (昭和37年度)	本分担金は加盟国の義務的分担金であり、ユネスコの通常予算を支弁するものである。これら加盟国からの分担金は、ユネスコの組織運営(地域事務所を含む事務局運営、執行委員会及び総会の開催)、及び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文･社会科学、文化、情報･コミュニケーションの５分野と政府間海洋学委員会 (IOC)及びプライオリティアフリカ部門における国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等に関する各種事業、法規範設定等に充填される。 具体的な実施事業は、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進する国際的な枠組みの策定や高等教育分野の国際化、アフリカ地域への重点的支援やジェンダー平等への取組、「世界の記憶」を始めとする各種事業等に寄与するものである。 当該分担金の拠出は、加盟国としての我が国の責任を果たすためのものであり、ユネスコの枠組みにおいて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与する目的に合致するものである。				5-1
	3,476 (3,476)	3,095 (3,095)	3,140 (3,140)	3,087	0348
③世界遺産基金分担金 (平成5年度)	世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金である。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委員会(締約国の中から選挙で選出された21か国で構成)が決定する。 我が国は、世界遺産基金を通じ、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産の保護に対し重要な役割を果たしている。特に、我が国の知見を活用した有形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成等への協力と通じて、ユネスコのマンデートの実現に貢献しつつ、我が国の立場を積極的に発信しており、これは拠出に見合った我が国のプレゼンスを確保するという政策目的にも合致するものである。				5-1
	35 (35)	31 (31)	32 (32)	31	0304
④無形文化遺産基金分担金 (平成18年度)	無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担金である。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る無形文化遺産基金により、人類の無形文化遺産一覧表の作成、伝統的舞踊、音楽、演劇、工芸技術、祭礼等の無形文化遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、無形文化遺産保護条約政府間委員会(締約国の中から選挙で選出された24か国で構成)が決定する。 我が国は、無形文化遺産基金を通じ、無形文化遺産の保護の促進、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の実施に対し重要な役割を果たしている。				5-1
	35 (35)	32 (31)	32 (32)	31	0305
⑤国際連合大学拠出金 (昭和49年度)	本拠出金は、国連大学の運営と事業実施のためのものである。国連大学は国連決議に基づいて設立され、本部を日本に置く国連機関である。世界各地に所在する学術研究機関によるネットワークを構築し、その活用により、地球規模の諸問題等の解決のための諸研究を行う。また、調査・研究の成果を国連に提言することで国連のシンクタンクとしての役割を果たし、研究分野についての大学院教育や途上国の人材育成も実施。対象とする研究分野は人間の安全保障、平和、ガバナンス、社会経済的開発、環境(特に、資源保護の管理、気候変動、エネルギー)など、政策決定における活用を念頭に				5-1

	置いたものである。 　我が国の拠出金で国連大学の活動の中心である本部機能の基盤を下支えすることにより、国連大学の学術研究、教育、出版、国際会議・シンポジウムの開催等の普及活動の実施に寄与し、国連大学の地球規模での主要な活動を可能にする。これは、日本国内におけるSDGs達成に向けた活動を通じた国連大学のビジビリティ向上及び長期的な目標での国際機関で働く邦人への人材育成支援という政策目的にも合致するものである。				
	173 (173)	156 (156	159 (159)	167	0329
⑥ユネスコ拠出金 （平成 30 年度）	ユネスコが先駆的におこなってきた分野において、日本が有する高水準の技術や豊富な実績を活用して、それぞれ文化遺産事業、無形文化遺産保護事業、人的資源開発事業を行うために従来拠出してきたが、これらの基金を統合し、従来の支援対象領域を自然科学や人社会科学諸分野へも拡充し、柔軟に支援できるようにしたものである。 　具体的には、日本が高度な知見を蓄積してきた防災や時代の要請に応えるAIの倫理の勧告案策定に関する支援等が可能となった。これらの事業は、日本の国際社会におけるプレゼンス向上にも合致するものである。				5-1
	300 (299)	295 (295)	296 (296)	291	0371

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野６　国内報道機関対策の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たっては、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標６－１　国内報道機関等を通じた情報発信

中期目標（--年度）

国内報道機関を通じ、我が国の外交政策等につき、国民の理解を増進する。

令和３年度目標

１　外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、適時・適切な形で報道関係者に対する記者会見、ブリーフの実施や報道発表の発出に努める。

２　メディア各社の有識者や地方メディアに対し、適時・適切な情報提供を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために、国内報道機関等に対する会見や報道発表の発出等を通じて、政策の具体的内容や外務省の役割等について的確な情報発信を行うとともに、これら取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

これまでにも、国内報道機関を通じた情報発信に努めてきており、継続して適時・適切な情報発信を行うことで我が国の外交政策等につき国民の理解と信頼を増進することが重要である。

測定指標６－２　外務大臣及び外務報道官による記者会見実施回数

	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値
	－	150 回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

記者からの質問に直接答える記者会見は、その時々で国民が高い関心を有している外交案件に関する有効な情報発信であり、会見実施回数の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

記者会見実施回数は、外交、国会、政務日程や緊急事態発生状況等によって左右されるが、近年の実績に照らし、令和３年度の目標値を 150 回とすることは妥当であると考えられる。

測定指標６－３　外務省報道発表等の発出件数

	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値
	－	1,200 回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

談話・報道発表等は、幅広い分野の外交案件についての情報を文書によって広くかつタイムリーに発信できる有効な手段であり、発出件数の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

文書による情報発信（外務大臣談話、外務報道官談話、外務省報道発表、貼り出し等）発出件数は、国内外の情勢や緊急事態発生等によって左右されるが、近年の実績及び新型コロナウイルス感染症による諸影響を踏まえ、令和３年度の目標値を 1,200 回とすることは妥当であると考えられる。

測定指標６－４　外務省関連の報道件数（通信社、新聞、及びテレビ）		
	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値
	－	2,000 回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

当省から情報発信した回数の実績のみならず、様々な形で行われる発信がどの程度、直接的あるいは間接的に報道に結びついたかについても分析する必要がある。このため、これまでの「外務大臣記者会見の報道件数（通信社、新聞及びテレビ）」に代わり、会見に加え談話・報道発表、ブリーフ等を通じた発信をより広範に反映する測定目標として、「外務省関係報道件数（通信社、新聞及びテレビ）」を新たに設定する。

報道件数は、国内外の情勢や緊急事態発生によって左右されるため、回数の多寡を単純比較することは適当ではないが、近年の外務大臣記者会見の報道件数の実績に鑑み、令和３年度の目標値として2,000 件を設定する。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①国内報道対応（昭和 31 年度）	報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行うため、外務大臣及び外務報道官による記者会見の実施、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」、「外務省報道発表」の発出、テレビ、新聞によるインタビューを実施する。 また、適切かつ効果的な情報発信のため、国際情勢、外務省関連事項についての国内報道機関による報道ぶり・論調のモニター・分析、官房長官会見のフォローに努める。 これらの実施により、国内報道機関による報道を通じた国民の我が国外交政策に対する理解と信頼の増進に寄与する。				6-1 6-2 6-3 6-4
	333 (331)	321 (314)	319 (318)	319	0126

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野７　外国報道機関対策の実施

施策の概要

以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。

１　日本関連報道に関する情報収集・分析
２　外国報道機関に対する情報発信・取材協力
３　報道関係者招へい

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日）

測定指標７－１　日本関連報道に関する情報収集・分析

中期目標（--年度）

外国報道機関の外交関連・日本関連報道に関する情報収集・分析を行い、我が国外交政策の形成に役立てるとともに、外国報道機関を通じた我が国の政策・立場についての対外発信を強化する。

令和３年度目標

１　外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を適時に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供する。
２　主要英字紙の外交関連・日本関連報道の要約を作成し配信するとともに、記者及び記事のトピック・分野等の情報収集及び傾向分析を行う（月～金、毎日）。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外国メディアの国際情勢及び我が国に関する報道を収集・分析することは、我が国の外交政策を立案・実施する上で有益であるため。

継続して外国メディアの報道を適切に把握し、分析した結果を適時に省内、総理大臣官邸等に提供することは、我が国の外交政策立案・実施において有益であるため。

測定指標７－２　外国メディアに対する情報発信・取材協力　＊

中期目標（--年度）

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

令和３年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

１　総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
２　外務大臣記者会見等
３　総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー
４　総理大臣及び外務大臣の外国訪問先での外国メディアに対するブリーフィング等
５　在京外国メディアに対するブリーフィング等
６　日本関連報道への対応（反論投稿・申入れ）
７　外国メディア向け英文資料の発信
８　フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

上記は、我が国の政策・立場に関する重要な対外発信の手段であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

継続して効果的な対外発信を行うことにより海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国政策への理解を増進することが重要である。

測定指標７－３　外国記者招へいの戦略的実施

中期目標（--年度）

外国報道機関を招へいし、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する報道発出につなげる。

令和３年度目標

東アジアの安全保障環境・自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の文脈における我が国の取組への理解促進、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会関連広報、領土保全、風評被害対策、日本産食品輸出促進、気候変動や SDGs 等の課題を念頭に、我が国の政策発信に資するよう、本件事業の有効活用を目指す。そのため、招へい記者には訪日取材に基づき３本以上の記事執筆を求め、日本滞在中や滞在後の SNS での発信も奨励しつつ、案件毎に具体的な目標設定を行い、事後評価を施す。具体的には、記事の反響について記者や読者への確認や、オンライン記事の場合は記事クリック数など、記事の具体的な効果についても確認することとする。コロナ禍により渡航を伴う招へいが困難な間は、オンラインも活用しつつ、引き続き取材日程に工夫を重ね、世界各地で、対日イメージ向上と親日感情の醸成に資する肯定的な報道・発信につなげる。なお、オンライン取材の場合には、明確な記事執筆計画があることを前提に取材の調整を行い、１本以上の記事掲載・日本関連報道の発出を求める。特定の日本関連トピックについて記者が自己の理解を深めるためのブリーフィング機会も有益性を勘案して実施を検討するが、記事化が難しい場合は SNS 上での発信を求める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

記者招へいを通じ、外国メディアを通じて、我が国の外交・安全保障政策に関する正しい理解に基づく情報を発信し、我が国経済・社会への肯定的な影響が得られるよう、世界各地で正しい対日理解に基づくバランスのとれた日本関連報道がなされることは重要。そのため、新型コロナウイルス感染症が収束して実際の訪日が可能になれば、より詳しい事後評価のため、従前から定めている記者１名あたり３本以上の記事発出という目標値に加え、案件毎に定めた目標（狙い通りの報道内容になっているか、記事クリック数や SNS での反響、記者本人や読者の感想など）を可能な方法で確認することが有益であるため。コロナ禍により渡航を伴う招へいが困難な期間に実施するオンライン取材の場合においても、実施後の成果として、上記目標に定めた発信の有無を数量的に確認するとともに、可能な限り発信後の反響・効果についても把握に努めることとしている。

参考指標：日本関連報道件数(単位：万件)	
（記事データベースに基づくもの	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①外国報道機関対策 (昭和 46 年度)	１　外交関連・日本関連外国報道の収集 海外主要紙の外交関連・日本関連報道の分析を迅速に取りまとめ、政府内で共有する。 外国報道機関の外交関連・日本関連報道分析を踏まえた、戦略的・効果的な対外発信の企画・立案に資する。				7-1
	２　外国報道機関に対する情報発信 外国メディアによる総理大臣、外務大臣等へのインタビュー、総理大臣、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を行う。また、事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、				7-2

	在外公館等を通じて迅速に抗議の申入れ・反論投稿掲載の働きかけを行う。 我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を外国報道機関に的確かつ迅速に発信することで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。				
	3　報道関係者招へい 外国記者を日本に招へいし、取材をする機会を提供する。 被招へい者の執筆による対日関連報道がなされることで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。				7-3
	176 (155)	180 (166)	173 (104)	180	0128
②啓発宣伝事業等委託費(各国報道関係者啓発宣伝事業等委託) (昭和 51 年度)	1　我が国を訪れる外国報道関係者や、我が国に駐在する外国報道機関特派員に対し、取材活動支援や資料提供等の便宜を供与する業務を(公財)フォーリン・プレスセンター（FPC）に委託して実施する。具体的には、外国報道関係者を対象とした会見・ブリーフィングの実施、国内取材のためのプレスツアーの実施、いわゆるプレスコードのため政府が直接実施できない一部先進国メディアの有力記者の招へい、ウェブサイト等を通じた情報提供や取材支援等を実施している。 これにより外国報道関係者の我が国の政策・立場に対する理解の増進に寄与する。				7-2 7-3
	2　FPC の機能強化を通じた日本情報発信 FPC のウェブサイトに国内の主要なオピニオン誌に掲載された有識者の論文を紹介するコーナーを設け、日本語及び英語で外国メディアに向けて発信する。 これにより英語圏以外の外国メディアに対しても我が国国内の論評に関するタイムリーな情報発信を行い、バランスの取れた報道を促すことに寄与する。				7-2
	167 (167)	147 (147)	144 (147)	140	0127

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅳ　領事政策（モニタリング）

施策Ⅳ－１　領事業務の充実（モニタリング）

令和３年度事前分析表（モニタリング）

（外務省３－Ⅳ－１）

施策名（※）	領事業務の充実
施策目標	在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。 １　領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。 ２　在外邦人の安全対策強化に向け、邦人渡航者や中小企業に対する広報・啓蒙の実施、在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上、安全情報の収集・発信や官民連携の強化を積極的に推進する。 ３　日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。 ４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施のため、ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに、広く一般に条約を知ってもらえるよう、積極的に広報を行う。
目標設定の考え方・根拠	世界で活躍する在外邦人の生命・身体を保護し、利益を増進すること、戦略的な国内外の人的交流を促進していくことは、外務省の最も重要な任務の１つである。外務省の中でも最も国民の生活に身近な領事業務は国民の視点に立った対応が特に求められるところ、領事サービスの向上、国民の安心安全及び人物交流推進を中心に、各目標を設定する。 ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定） 第２章５．（４）② 観光立国の実現 第２章７．（１）① 外交 第２章７．（４）② 危機管理 ・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定） 第２Ⅰ．〔３〕１．（３）ii）② マイナンバー制度の利活用推進 第２Ⅰ．〔４〕４．（３）i）② コ）ビザの戦略的緩和 ・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日） ・女性活躍加速のための重点方針 2019（令和元年６月 18 日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定） Ⅲ ４．（１）働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討 ・IT 新戦略の策定に向けた基本方針（平成 29 年 12 月 22 日　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定） Ⅱ．１．（１）行政サービスの 100%デジタル化 ・デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年１月 16 日　ｅガバメント閣僚会議決定） ３．３（９）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化 ・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ２　海外における邦人の安全確保 ・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） ・観光ビジョン実現プログラム 2018　－世界が訪れたくなる日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018）（平成 30 年６月　観光立国推進閣僚会議） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成 30 年 12 月 25 日　関係閣僚会議了承）

	・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日　閣議決定）					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	17,128	17,979	17,062	10,910
		補正予算(b)	1,048	219	10,733	
		繰越し等(c)	0	32	△8,523	
		合計(a＋b＋c)	18,177	18,230	19,273	
	執行額(百万円)		17,766	17,666	17,867	
同（分担金・拠出金）	区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	4	3
		補正予算(b)	－	－	0	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	4	
	執行額(百万円)		－	－	3	

政策体系上の位置付け	領事政策	担当部局名	領事局	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　領事サービスの充実

施策の概要

１　在外邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組

海外での在外邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上・改善に関する取組を進める。

２　領事担当官の能力向上

国民に対し、質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。

３　国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上

日本国旅券の国際的信頼性を確保するため国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した旅券の円滑かつ確実な発給等、旅券事務の適正な執行を確保する。また、高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備等、旅券セキュリティ強化への取組を進めるなど、旅券秩序の維持に努めるとともに、デジタル技術の活用による申請方法等の多様化に向けた検討等を行うことにより、国民の利便性向上を図る。

４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施

ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章５．（４）② 観光立国の実現
　第２章７．（１）① 外交
　第２章７．（４）② 危機管理
・「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太の方針）（令和２年７月 17 日　閣議決定）
　第３章１．（１）次世代型行政サービスの強力な推進－デジタル・ガバメントの断行
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅰ．〔３〕１．（３）ii）② マイナンバー制度の利活用推進
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・女性活躍加速のための重点方針 2020（令和２年７月１日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
　Ⅲ　４．女性活躍の視点に立った制度等の整備
・デジタル・ガバメント実行計画（令和２年 12 月 25 日改定　閣議決定）
　６　行政手続きのデジタル化

測定指標１－１　利用者の評価等サービスの向上　＊

中期目標（令和４年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上。
在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

令和２年度目標

在外公館の領事サービスの向上・改善

１　領事サービスのアンケート調査において入館時・窓口・電話の対応に対する満足度を第３者機関も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」）の回答割合が回答数全体の 80%になることを目指す。

２　利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

施策の進捗状況・実績

１

（１）令和３年１月、管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 145 公館を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施し、18,349 の有効な回答が寄せられた（前年度

39,579の半数以下の回答数となったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、窓口を訪れて領事サービスを利用した在外邦人が減少したことによるものと考えられる。）。
（２）領事サービスに関する総合的な満足度では、回答者の82.7%が「満足」又は「やや満足」と肯定的に評価し、「満足ではない」又は「あまり満足ではない」との否定的な評価は9.5%にとどまった。
（３）領事サービスを利用することで、回答者の92.1%が問題（申請、届出、各種相談等）が「解決された」又は「まあ解決された」と回答しており、高い割合で利用者の目的が達成できていると評価できる。
（４）スタッフの「業務知識・処理速度」及び「接客マナー」についても、「満足」及び「やや満足」との回答が80%を超えていることからも、領事サービスを利用した在外邦人からおおむね高い評価を得ていると評価できる。
２
（１）アンケートの設問構成等を見直し、調査の質的改善を図るとともに、国民目線での公平な調査結果の評価を得るため、サービス改善のための知見・技術を有し、アンケート調査の実績がある外部機関（民間）による調査を実施した。
（２）回答者から寄せられた意見・コメントとともに本件調査実施在外公館に調査結果を伝え、利用者が領事サービスとして何を求めているのか、自公館の領事窓口、接客マナーがどのような評価を受けているのかを改めて認識させた。また、電話や窓口の対応ぶりが在外公館に対するイメージを形成していることを認識させ、本官による領事担当現地職員への継続的な指導を徹底するなど、サービス向上につなげる具体的で実態に則した調査報告書を在外公館に示しつつ、指導を行った。

令和３年度目標
在外公館の領事サービスの向上・改善
１　領事サービスのアンケート調査において窓口・電話の対応に対する満足度を第３者機関も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」・「やや満足」）の回答割合が回答数全体の80%になることを目指す。
２　利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
１　在外邦人の声に耳を傾けることは、在外邦人の多様なニーズを把握し、領事サービスの向上・改善を図る観点から重要であり、その取組に関する客観的な評価を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
２　在外公館が提供するサービスに対する利用者の満足度を定点観測することが、領事サービスの状況を正確に把握できることになるとの考えに基づき、昨年度に引き続き、肯定的評価（「満足」・「やや満足」）の回答割合が回答数全体の80%となることを目標とした。なお、肯定的評価の回答割合が80%に達していれば､在外邦人からおおむね好意的な評価が得られているものと考えられる。

測定指標１－２　領事研修の実施　＊

中期目標（令和４年度）
領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応えていく上で必要となる領事事務各分野の能力とともに、コミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し実施する。これにより、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。

令和２年度目標
１　領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識し、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、領事関係研修の充実を図る。
２　研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られ

ているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

施策の進捗状況・実績

1　領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

研修名・研修目的と概要	実施回数	参加者数
領事初任者研修 若手の領事担当一般職職員、領事業務未経験者を対象に，領事業務全般についての基礎知識の習得とともに、実際の援護事案を基にしたケーススタディ、精神障害事案、死亡事案への対応ぶりについて講義、マナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶためのロールプレイを含む外部専門家とのオンライン形式の研修を実施した。	２回	計 175 人
領事中堅研修 領事業務経験が豊富な職員を対象に、専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として、個別分野を深く掘り下げるとともに、オンライン研修であったため、質疑応答の時間を多く取り、受講者が参加・発言する機会を多くした。また、コミュニケーション能力が業務遂行において不可欠であることに鑑み、能力向上のためのプレゼンテーション・セミナーを、また、緊急事態発生時の初期対応に資するため PFA（サイコロジカル・ファーストエイド）研修を講義に組み入れた。	１回	計 38 人
在外公館警備対策官研修 在外公館に赴任を予定している警備対策官に対し、領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修をオンラインで実施した。	１回	計 91 人
官房要員事務研修 入省４年目の一般職職員を対象に、外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めるため、領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した。	１回	計 53 人
赴任前個別ブリーフ 在外公館への赴任を控えた職員等を対象とし，個別に領事業務全般の基礎について研修を実施した。	４回	計 16 人
在外領事中間研修 領事業務における新しい動きや、地域特有の問題等について議論・意見交換するため、毎年、在外拠点公館に地域の領事担当官を集めた研修会議をオンラインで実施した。	２回	計 55 人

2　受講者アンケートを通じた研修実施内容の検証

領事初任者研修及び領事中堅研修については、受講者の９割以上が非常に有意義であったと回答している。新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる研修に変更したことについても、旅費の制限等がなくなったことから参加しやすくなったと回答しており、参加者が結果として増加した。

オンライン形式による研修では、時差による参加の困難さ、システムの操作性、実技を伴う研修ができないため、効果が低減する等の課題を指摘する意見もあり、研修内容によって対面方式による研修を併用しながら、新しい生活様式を踏まえた研修方法について引き続き検討が必要となっている。

令和３年度目標

1　領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識し、新型コロナウイルス感染症拡大という状況において、人の移動が制限されるという中での研修をどういった形式で実施することが有効かを常に考えつつ、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、オンライン等を活用しながら領事関係研修の充実を図る。

2　研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」

を活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における邦人の生命・財産その他の利益の保護・増進等に係る領事業務に従事する職員の能力向上を図ることは、結果的に領事サービスを利用する在外邦人の在外公館への評価となって反映されるため、能力向上に資する研修の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

研修の成果は、在外公館、とりわけ、研修参加者が提供する領事サービスがいかに利用者たる在外邦人に受け止められるかによるため、在外邦人からの評価を真摯に受け止め、領事担当官及び利用者たる在外邦人からの評価を参考にしつつ、研修内容の更なる充実に取り組んでいくことが重要である。

測定指標１－３　日本人学校・補習授業校への援助　＊

中期目標（令和４年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。

令和２年度目標

１　在外教育施設への援助の適切な運用

厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府援助を行う。また、従来から援助を行っている在外教育施設を始め、新規に援助を行う在外教育施設に対し、政府援助の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。

２　安全対策強化

（１）経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府援助を行う。

（２）建設後、一定期間が経過し、老朽化の目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

施策の進捗状況・実績

１　令和２年度において新たに政府援助の対象となる基準を満たした補習授業校が２校増え、援助対象基準を満たす補習授業校は 230 校となった（１校は休止）。新たに基準を満たした補習授業校２校を含め、政府援助の適正な執行運用等について適宜指導・助言を行った。そのうち、要望のあった 223 校に対し、政府援助を実施した。

２　以下の安全対策強化を実施した。

（１）日常の警備員雇用費、警備機器維持管理費に加え、テロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の援助を実施した。

（２）危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言を日本人学校等の関係者に行った。

（３）テロを想定した在外教育施設の強化整備として、外周壁の嵩上げなど５校の日本人学校が実施した工事に対し援助を行った。

（４）地震による損傷等の危険を回避するため、１校の日本人学校が実施した補強工事に対し援助を行った。また、５校の日本人学校が実施した老朽化の進む校舎の工事に対し援助を行った。さらに、経営基盤の脆弱な 12 校の日本人学校が実施した校舎等の修繕工事に対し支援を行った。

３　新型コロナウイルス対策支援として以下の援助を実施した。

（１）児童生徒が安全に学校生活をおくれるよう、日本人学校の児童生徒、学校関係者及び学校来訪者の健康状態を観察するための熱画像計測装置（サーモグラフィ）購入・設置の支援を実施した。

（２）在外教育施設支援の強化として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける日本人学校・補習授業校等の現地採用教師・講師の給与面の支援の拡充を実施した。

令和３年度目標

１　在外教育施設への援助の適切な運用

厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府援助を行う。また、従来から援助を行っている在外教育施設を始め、新規に援助を行う在外教育施設に対し、政府援助の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。

２　安全対策強化
（１）経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府援助を行う。
（２）建設後、一定期間が経過し、老朽化の目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外の義務教育相当年齢の児童・生徒が、安く、安心・安全な環境で教育を受けることができるよう政府として支援する必要があり、その取組に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、安全対策を強化する観点から、ソフト・ハード両面において必要な支援を実施することが重要であることから、警備関連経費の補助や施設整備費等の支援を行う必要がある。

測定指標１－４　IC 旅券の発給及び不正取得等の防止　＊

中期目標（--年度）

憲法で保障されている国民の海外渡航の自由の権利を担保する旅券発給に関し、旅券セキュリティの向上、国民の利便性・行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減を図るために、旅券業務のデジタル・ガバメントを推進する。また、円滑な海外渡航の実現のために、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、日本国旅券の国際的な信頼性を確保する。高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する次世代旅券を導入する。

令和２年度目標

１　電子申請、手数料のクレジットカード納付、配送交付、顔認証技術の活用などを盛り込んだ「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」の具体化に向けた検討を進めるとともに、システム設計、開発へ向けた要件定義を行う。
２　旅券発給申請手続における戸籍謄抄本の添付省略を可能とするため、マイナンバー制度を活用して旅券発給審査に必要な戸籍情報をオンラインで取得可能とする仕組みについて、引き続き関係省庁と協議・検討する。
３　国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努めるとともに、都道府県との間で旅券業務におけるデジタル・ガバメントの推進や次世代旅券（高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する旅券）の導入に関する協議・検討を進める。
４　日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
５　令和６年度を目途とした次世代旅券導入のための、集中作成方式への移行に向けた旅券発給業務の制度設計及びシステムの開発を引き続き実施する。
６　「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、旅券への旧姓の記載を認める要件緩和を行うのと同時に記載方法を分かりやすく改める。

施策の進捗状況・実績

１　「デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年１月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定。令和元年 12 月 20 日改定（閣議決定）。令和２年 12 月 25 日改定（閣議決定）。）に基づく「外務省デジタル・ガバメント中長期計画（平成 30 年６月 28 日 CIO 連絡会議決定。令和２年３月改定。）にのっとり、旅券のオンラインによる申請を可能とすることに取り組んだ。その制度設計に当たっては、旅券の信頼性を維持しつつ、マイナポータルなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努めることとした。

具体的には、令和４年度にマイナポータル上でのオンライン申請を導入し、申請時出頭の削減、旅券事務所（バックオフィス）のデジタル化により、申請者の利便性向上及び旅券事務の効率化を図るとともに、旅券の信頼性維持のため、交付時出頭を維持し（配送交付は当面導入しない）、マイナンバーカードによる公的認証、顔認証システムの導入により偽変造対策を講じることとした。
２　旅券発給申請手続における戸籍謄抄本の添付省略については、法務省との間でマイナポータルを

利用した戸籍電子証明書による戸籍添付省略の令和６年度までの実現に向けて調整を進めた。

３　新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、大勢の参加者が集まる研修・会議の開催は見送られたが、オンライン会議により、旅券事務担当初任者研修、旅券事務担当中堅研修、都道府県旅券事務主管課長会議、都道府県を６地域に分けたブロック会議などを開催し、都道府県との一層の連携強化に努めた。また、47 都道府県パスポートセンター長との間で個別協議を実施した。さらに、デジタル・ガバメント及び処理基準に関する作業部会を設置し、月２回のペースで 47 都道府県との協議を実施した。

４　平成 21 年から実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年２回（７月から 10 月までの間に各都道府県が定める２週間及び令和３年２月 20 日から３月５日までの２週間）実施した。厳正な本人確認の重要性について国民の理解を求めながら、本人確認の厳重な審査を行うとともに、警察関係機関との連携を密にし、不正使用防止に努めた。

５　令和６年度における次世代旅券の導入に向けて、地方公共団体の分散作成方式から国立印刷局における集中作成方式に移行するため、各種要素の検討及びシステム開発、並びに旅券法改正へ向けた準備を進めた。

６　旧姓併記の要件緩和及び旅券上の記載方法の変更として、令和３年４月１日以降の申請について、旧姓が記載された戸籍謄抄本、住民票及びマイナンバーカードで旧姓を確認できれば併記を認めるよう要件を緩和し、旅券上の旧姓を含む別名について渡航先当局などに対して分かりやすく示すための説明書きを加えることとした。

中期目標（--年度）

憲法で保障されている国民の海外渡航の自由の権利を担保する旅券発給に関し、旅券セキュリティの向上、国民の利便性・行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減を図るために、旅券業務のデジタル・ガバメントを推進する。また、円滑な海外渡航の実現のために、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、日本国旅券の国際的な信頼性を確保する。高度な偽変造対策を施した次世代旅券を導入する。

令和３年度目標

１　「デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年１月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定。令和元年 12 月 20 日改定（閣議決定）。令和２年 12 月 25 日改定（閣議決定）。）に基づく「外務省デジタル・ガバメント中長期計画（平成 30 年６月 28 日 CIO 連絡会議決定。令和２年３月改定。）にのっとり、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化のため、令和４年度における旅券のオンライン申請の導入に向け、制度設計の具体化及び法改正のための作業に取り組む。

２　旅券申請・業務のデジタル化に向けて、関係省庁、都道府県及び関連事業者との間で制度・業務・システムに係る諸課題について更なる検討・議論を進める。

３　令和６年度を目途とした次世代旅券の導入のため、集中作成方式への移行に向けた旅券発給業務の制度設計及びシステムの開発を引き続き実施する。

４　国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努める。また、都道府県との間で、旅券のオンライン申請の導入や次世代旅券の導入による集中作成方式への移行に関する協議・検討を進める。

５　日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本国旅券の発行状況、旅券行政サービスの質の向上のための都道府県等の職員に対する研修等の実施状況及び旅券の不正使用防止に係る取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、政府の重要な方針等に基づき、旅券申請手続等の在り方について検討を行い、国民の利便性・行政サービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図ることは、領事サービスの向上のための重要な要素である。

測定指標１－５　在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理	
中期目標（令和４年度）	

海外に居住する日本国民が、憲法第15条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

令和２年度目標

１　令和３年10月の任期満了に伴う衆議院議員通常選挙の実施に向け、引き続き、在外選挙制度の周知及び選挙実施の啓蒙を重層的に実施する。

２　インターネット投票の導入に向けた調査や議論を関係省庁とともに引き続き実施する。

施策の進捗状況・実績

１　従来から実施している在外選挙制度周知に加え、令和３年１月以降、衆議院議員総選挙実施予定の周知も兼ねた啓発を図り、在外公館窓口来訪者への呼び掛け、外務省・在外公館ホームページへの掲載、領事メールの発出、領事出張サービスの際の案内、現地日本人関係団体等を通じた広報・啓発を重層的に実施した。

２　投票することが困難である環境にある選挙人の投票環境向上策を検討する場として、総務省において有識者等を委員とする「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され、インターネット投票の導入に関する研究が継続的に進められており、関係省庁と本人確認のための個人認証方法、海外における通信環境の共有、投票システムの基本構想等について意見交換や情報共有等を行い、国内外において、インターネット投票の実証実験を実施した。

３　新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、４月に実施された補欠選挙では、在留邦人のみならず、職員などが感染しないよう適時適切な指導を行ったほか、在外投票に係る新型コロナウイルス等における感染防止対策の指針を策定し、在外公館に指示等をした。

令和３年度目標

１　令和３年度に予定されている補欠選挙や10月の任期満了に伴う衆議院議員総選挙の実施に向け、出国時申請を含めた在外選挙制度の周知及び投票実施の啓発について重層的に強化する。

２　インターネット投票の導入に向けた課題・議論について関係省庁等とともに引き続き実施・協力していく。

３　新型コロナウイルス等における感染防止対策の指針の策定に伴い、投票記載場所となる在外公館への感染防止用品を整備し、感染防止策の徹底を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における在外邦人の選挙権行使の機会を確保するための取組を実施することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

申請者の利便性向上に資するため、出国時申請や在留届登録を含む、在外選挙制度の周知・啓発を引き続き進め、制度改革を含めて投票できる機会の確保を図っていく必要がある。

インターネット投票の導入については、多くの国内関係法令が関係・影響するほか、在外投票を対象に検討されていることから、引き続き関係省庁等と幅広く意見交換・協議の上、積極的に実証実験等へ参加・協力していく必要がある。

令和２年４月に発令された非常事態宣言の際、政府の方針として、「選挙は民主主義の根幹を成すものであることから、選挙を実施する場合には、感染防止の徹底を図ること」とされている。

測定指標１－６　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標（令和４年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援内容の検討を行う。また、国内外におけるハーグ条約に関する理解を促すため積極的な広報を行う。さらに、アジア地域を中心とした条約の普及促進に努める。

令和２年度目標

１　令和２年４月に施行された改正ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施する。

２　日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。

３　アジア地域を中心とした条約の普及促進に向け、関係国・地域との意思疎通を強化する。

施策の進捗状況・実績

1　令和２年度は、59 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 43 件、面会交流援助申請が 16 件）。また、法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除く 55 件について援助決定を行い、外国中央当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、令和２年度中には、条約に基づき、日本から外国への子の返還が８件、外国から日本への子の返還が６件実現した。また、４月には、子の返還の強制執行手続の実効性をより一層高めることを目的としたハーグ条約実施法の一部を改正する法律案が施行された。

2　ハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去り等を未然に防止するため、在留邦人向け情報誌やウェブサイトにハーグ条約に関する情報を掲載し、弁護士や地方自治体職員等を対象としたセミナーを 17 回開催したほか、海外在住の日本人を対象としたオンライン形式のセミナーを行った。

3　ハーグ条約非締約国へのアウトリーチ活動の一環として、ベトナムの最高裁判所及び司法関係者を対象としたオンライン形式のセミナーにおいて、日本がハーグ条約加盟に至るまでの経験や条約締約後の国内での実施体制などに関する取組を紹介した。また、ハーグ条約非締約国のハーグ条約加盟を促進するため、アジア地域ハーグ条約締約国のより円滑な条約実施体制の確保を目的に、ハーグ国際私法会議（HCCH）と協力し、オンライン形式で講演や条約実施状況に関するプレゼンテーションを実施した。

令和３年度目標

1　令和２年４月に施行された改正ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施する。

2　日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。

3　アジア地域を中心とした条約の普及促進に向け、関係国・地域との意思疎通を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本については、本条約が発効し７年が経過したことから、これまでの実績を踏まえつつ、必要に応じ、支援内容の拡充等の措置を講じ、条約上の中央当局の任務を適切に実施することが重要である。

また、ハーグ条約に関する理解及び我が国におけるハーグ条約の実施状況に関する理解を得ることは、安易な子の連れ去りを未然に防止する観点からだけでなく、各国中央当局との緊密な 連携の下でハーグ事案を解決していく観点からも重要である。

さらに、日本人との国際結婚数が多いアジア諸国において、締約国の条約実施能力の向上を支援するとともに、非締約国の条約への加入を働きかけることにより、同条約の普及促進を図ることが重要である。

測定指標１－７　領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展（単位：時間）
注：本測定指標は、目標を達成したことから、令和２年度をもって設定を終了した。

年間業務処理時間削減（平成 17 年度比）	中期目標値	令和２年度	
	令和４年度	目標値	実績値
	10,740	10,740	10,740

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

領事業務の業務・システム最適化計画における効果・サービス指標として、平成 27 年度までに達成することを目標として公表している時間数であるため、これを目標値としている。

「領事業務の業務システム最適化計画に基づいた、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減」については、領事関連情報システムの統合により既に実現している。また、年間業務処理時間の削減については、旅券ダウンロード申請書の利用率向上を残すのみであったが、令和２年度上半期において、在外公館のダウンロード申請書利用率の目標値（50%）を上回る 51.1%を記録し、目標を達成した。

参考指標：国外における一般旅券の不正使用把握件数 （括弧内は関連した旅券の冊数）及び一般旅券のなりすましによる不正取得数（暦年）		
	実績値	
	令和元年度	令和２年度
一般旅券不正使用件数 （括弧内は関連した旅券冊数）	16 (24)	10 (18)
一般旅券のなりすましによる不正取得数	8	3

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①領事サービスの充実 （昭和 43 年度）	利用者のアンケート調査結果や領事窓口案内員の活動報告等を現場にフィードバックすることにより、在留邦人を始めとした利用者が、領事窓口の在り方についてどのような意見を持っているかを理解するとともに自己改善に努める。また、領事に求められる役割が拡大・増大する中で、多岐にわたる領事事務分野の理解度を深め、必要な能力向上が図られるよう研修を計画・実施する。 これらの取組により、より良い領事サービスの提供を図っていく。				1-1
	271 (265)	266 (276)	599 (464)	6,566	0132
②海外子女教育体制の強化 （昭和 34 年度）	日本人学校・補習授業校の運営主体たる学校運営理事会に対し、在外教育施設の運営・維持に必要な財政上の援助を実施する。特に、安全対策については、危機管理専門家による安全評価を参考に人的・物的安全対策の強化を継続的に推し進める。 これらの取組により、海外子女が日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。				1-3
	3,447 (3,239)	3,491 (3,228)	5,128 (4,852)	3,458	0130
③旅券関連業務 （　＊　）	旅券の申請・受付・審査・作成・交付・記録・管理等の多岐にわたる業務の実施のために必要な経費。 これにより、円滑な旅券の発給や不正取得の防止を行う。				1-4
	8,730 (8,711)	8,185 (8,117)	7,652 (7,170)	4,946	0129
④旅券行政問題研究会 （平成 27 年度）	行政法を専門とする学者等の参加を得て、旅券行政問題関係の研究会を開催する。 これにより、旅券の発給等をめぐって国民と行政府との間に生じた旅券行政上の様々な問題や課題等について専門家の助言を得つつ議論を行い、研究会において蓄積した知見を将来の旅券法改正に活用する。				1-4
	0.3 (0.1)	0.3 (0)	0.3 (0)	0.3	0136
⑤在外選挙関連事務に必要な経費 （平成 12 年度）	在外選挙人の選挙権行使の機会が確保されるよう制度の周知・広報に努める。 これにより、在外選挙の円滑な実施のための体制整備に寄与する。				1-5
	102 (95)	330 (312)	40 (39)	328	0133
⑥ハーグ条約の実施 （平成 24 年度）	条約及び同条約実施法に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、積極的に広報を行い、条約を周知する。 これにより、条約の適切な実施に寄与する。				1-6

	146 (101)	141 (106)	142 (98)	135	0135
⑦領事システム （平成23年度）	領事業務の業務システム最適化計画に基づいた領事関連情報システムを統合する。 これにより、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減環境を整備する。				1-8
	3,127 (3,072)	3,913 (3,836)	3,526 (3,311)	3,765	0131
⑧領事手続におけるデジタル・ガバメントの推進 （令和２年度）	令和元（2019）年12月20日決定の「デジタル・ガバメント実行計画」及び令和２（2020）年３月30日改定の「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」の方針にのっとり、旅券の電子申請、領事手数料の非現金化など、デジタル前提の行政サービスを実現する。 これにより、領事サービスの利便性向上及び行政運営の効率化を達成する。				1-1
	－	－	226 (209)	3,056	0134
⑨国際民間航空機関（公開鍵ディレクトリ）拠出金(義務的拠出金) (平成18年度)	我が国が発行するIC旅券は、公開鍵暗号技術を用いてその真正性を検証可能な旅券であるが、その機能を有効とするには発行国から各国に検証用の公開鍵を配布する必要がある。このため、国際民間航空機関(ICAO)が設立した公開鍵を管理・配布するためのICAO PKD(Public Key Directory：公開鍵ディレクトリ)プログラムに参加し、各国出入国管理当局に我が国IC旅券の公開鍵を確実に提供している。プログラムの経費は、PKDシステム運営経費と事務局経費で構成され、PKD参加国からの義務的拠出金により充当する独立採算となっている。 我が国は、本拠出、ICAO関連会合への積極的な参画等を通じ、我が国IC旅券のセキュリティの高度化、旅券の不正使用の防止を図ることにより、日本人の円滑な渡航とともに、各国の円滑かつ安全な出入国管理にも貢献する。				1-4
	5 (3)	4 (3)	4 (3)	3	0273

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

１　在外邦人の安全対策の強化

　海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するため、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応の向上、中堅・中小企業との連携を一層強化する。また、邦人の海外安全に関する意識を高めるための広報・啓発を効果的に推進する。

２　在外邦人の援護体制の強化

　国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　第２章５．（６）① 外交
・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
　２　海外における邦人の安全確保
・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

測定指標２－１　在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（２年度）

　海外安全情報を適時適切に発信する。また、在外公館の邦人援護体制を強化する。

令和２年度目標

１　緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
２　海外安全ホームページのシステム改修・掲載内容の充実化を通じ、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を効果的に発信する。
３　外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。

施策の進捗状況・実績

１ 在外公館の危機管理体制を強化するため、各在外公館で緊急事態邦人保護対処訓練の実施や「安全の手引き」作成等に取り組んだ。
２　海外安全ホームページ（HP）のウェブアクセシビリティ対応等を行い、より多くのユーザーに利用しやすいHPとなるよう改修を行った。
３　海外安全対策の啓発や「たびレジ」登録の促進を目的に、海外安全を呼び掛けるアニメーションを作成するなど、オンラインでの情報発信強化を図った。
　また、「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」については、動画版を日系航空機内の上映プログラム内に引き続き掲載したほか、マニュアルの使用価値を高めるため、コロナ禍での各種規制による入国・行動制限等、テロと感染症といった複合的なリスクを踏まえた安全対策の見直しの必要性を訴えるストーリーと解説を追記した増補版冊子を 15 万部作成し、海外安全 HP 上にも掲載した。その他、日本在外企業協会の協力で作成した「海外安全クイズ」を引き続き海外安全 HP に掲載した。
　デジタル広告では、Google の検索広告及びバナー広告を活用し、海外での安全対策に関心を有する層を主なターゲットに、国内安全対策セミナー及び在外安全対策セミナーの受講促進や、上記のマニュアル増補版の広報を目的に、合計約 1,404 万回広告を表示し、うち同セミナーの登録ページやマニュアル掲載ページに約 18 万回ユーザーを誘導した。

中期目標（--年度）

海外安全情報を適時適切に発信し、効果的な広報・啓発を行う。また、在外公館の邦人援護体制を強化する。

令和３年度目標

１ 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
２ 海外安全ホームページ（HP）のシステム改修・掲載内容の充実化を通じ、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を効果的に発信する。
３ 外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

コロナ禍においては、感染症危険情報をはじめとする世界各国における新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供や、世界各国で出国困難となった邦人に対する領事メールを通じた臨時便等の案内等、海外安全情報の適時適切な発信や邦人保護体制の強化がこれまでにも増して重要となった。在外公館の危機管理体制の強化及び海外安全情報発信の有力な手段である海外安全 HP、「たびレジ」等の利用促進について、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標２－２　在外邦人保護のための緊急事態対応　＊

中期目標（--年度）

大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。

令和２年度目標

１　現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、IP 無線機など、時宜にかなった機種を導入する。
２　邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生の蓋然性及び邦人の年間渡航者数を考慮した上で、効率的に配備する。
３　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。
４　海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
５　国内外で実施する官民合同テロ・誘拐対策実地訓練への参加者層を官民共に拡大し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　現地通信インフラの整備状況や治安状況等を勘案し、必要な台数の無線機を配備した。また、IP 無線機の導入も進めている。
２　邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、邦人短期渡航者が緊急事態発生時に影響を受けやすい国・地域を中心とする計51公館に購送し、効率的な配備に努めた。
３　緊急事態発生時に在留邦人や邦人渡航者に対し、情報提供及び安否確認等を行うためのショートメッセージサービス（SMS）システムを、17か国・地域において運用した。また、緊急事態により迅速に対応できるよう、同システムの一部を改修した。
４　海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため、海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修、国内で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練に参加させた（計３回）。
５　新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オンライン化が困難な対面集合型の実地訓練の開催は見合わさざるを得なかったが、危機管理会社によりごく少人数で実施される国内訓練（企業関係者も参加）に１名の領事担当を参加させた（当初３名が参加予定であったが、残り２名の参加予定日の訓練が緊急事態宣言の影響で中止となったため、１名のみの参加となった。）。

6　新型コロナウイルス感染症の発生及び世界的な流行を受け、在留邦人や海外渡航者に適時適切な情報発信を行った。また、関係省庁と連携し「エボラ出血熱等流行地からの邦人輸送ガイダンス」の改訂作業を行った。

令和３年度目標

1　現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、IP無線機など、時宜にかなった機種を導入する。
2　邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生時の邦人短期渡航者への影響等を考慮した上で、効率的に配備する。
3　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるシステムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。
4　海外緊急展開チーム（ERT）要員の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
5　新型コロナウイルスの感染状況及び感染防止に留意しつつ、可能であれば国内外での官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大規模緊急事態に備え、様々な手段で邦人を援護するための体制を整備し、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、無線機や邦人短期渡航者用の緊急備蓄品の適正な配備、IT 等を活用した効率的な情報提供及び安否確認のためのシステムの導入は、邦人との連絡手段確保において不可欠であり、テロ・誘拐対策実地訓練等の官民合同での実施は、在外公館の対応能力強化において必要である。

測定指標２－３　在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携　＊

中期目標（--年度）

海外安全情報の収集・発信を強化する。海外安全に係る官民協力を強化し、日本企業と邦人の危機管理意識を向上させる。

令和２年度目標

1　多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
2「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
3　国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要通信社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
4　企業や教育機関を対象とした国内安全対策セミナーは、関係機関との連携や実施形態・時期の調整により効果的に実施し、集客の向上と参加者の裾野の拡大を図る。
　在外安全対策セミナーは、現地のニーズに合わせて対象地域を拡大し、各地の事情を反映した内容を取り上げるなど効果的な実施に努め、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図る。

施策の進捗状況・実績

1　20 か国における安全情報の収集を現地の専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を海外安全ホームページ（HP）や在外公館の安全対策連絡協議会を通じて迅速に発信した。
2　外務省にて「海外安全官民協力会議」の本会合を１回、幹事会（オンライン）を計２回実施し、外務省から最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症関連情報等について情報発信を行ったほか、幹事会ではコロナ禍における各社の取組について、様々な視点から企業側と活発な意見交換を行った。
　「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の本会合及び幹事会をそれぞれ１回開催した。外務省から中堅・中小企業の安全対策に役立つ情報を提供し、ネットワーク参加組織を通じた情報共

有を呼び掛けたほか、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大も踏まえ、同ネットワークの議論活性化や参加組織の活動内容の充実等に向けた議論を行った。

在外公館において民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を全世界で計72回実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大により、オンラインによる取組が増えた。

3　主要海外通信社（AP、ロイター等）やアラビア語の主要衛星 TV 局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のテロ・誘拐等に関する外電を 24 時間 365 日体制でモニターした。これを海外における緊急事態発生時の初動体制の構築や、邦人への情報発信に積極的に活用することにより、邦人保護業務を的確かつ迅速に遂行した。

4　国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内感染拡大のため対面式については実施せず、オンラインで企業関係者や教育機関関係者を対象に計９回実施した。最新の安全情報に加え、コロナ禍での安全対策について講義を行い、会議ソフトの投票機能を利用した演習も実施し、好評を得た。また、地方都市の商工会等の団体と共催することで各都市の企業関係者の参加を多数得ることができた。

在外安全対策セミナーは、オンラインでセミナー動画を配信する形式で、世界 13 か国２地域（中国、スリランカ、パキスタン、インド、フィリピン、米国、ブラジル、メキシコ、英国、エジプト、インドネシア、ケニア、南アフリカ、中東湾岸諸国及び欧州）に在留する邦人等を対象として計 15 回実施した。これまで遠隔地に居住するなどセミナー会場に来ることができなかった在留邦人も含めて多数の参加者を得ることができた。また、在留邦人の関心が高いコロナ禍の医療情報についても講演プログラムに含めた。

5　例年、全国の教育機関等からの依頼により４～50件の海外安全対策講演会を開催しており、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により講演依頼件数は減少したものの、オンラインにて講演会を計２回開催し、各国の治安情勢や感染症関連情報、危機管理対応等の周知を積極的に行った。

令和３年度目標

1　多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。

2　「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。

3　国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要衛星 TV 局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。

4　国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえつつ、感染防止措置を取りながら、可能な限り大都市において対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に定期的に開催していく。また、海外における新型コロナウイルス関連情報等、企業や教育機関の求めるホットイシューについても情報提供を行い、引き続きコロナ禍の安全対策について啓発を積極的に展開していく。

在外安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの海外での感染状況を踏まえつつ、同様に対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に開催していく。その際、在留邦人からの要望を踏まえながら、講演内容を更に充実させるとともに、オンラインで配信されるセミナー動画や資料について、視聴・閲覧期間等の制限を可能な限り見直し、効果的に情報を提供できるようにする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外安全情報の収集・発信の強化と官民連携の強化は、邦人の安全対策を強化する上で重要である。危険地域の情報収集を現地専門家に、また、国際ニュースのモニタリングを外部事業者に委嘱し、邦人の安全に資する情報を収集すること、官民連携の下、情報共有や意見交換、訓練等を行い、邦人の安全対策意識を向上させることについて、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

参考指標：外部人材を通じた邦人援護件数（単位：取扱い件数）（毎年度、第３四半期分まで）

（出典：外務省調べ）	実績値	
	令和元年度	令和２年度
	111	54

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等 （平成８年度）	在外公館の危機管理体制を強化し、海外安全ホームページのシステム改修・掲載内容を改善する。さらに、同ホームページ、「たびレジ」、海外安全アプリ、海外安全対策に係る資料の普及に取り組む。 これらの取組により、海外安全情報を適時適切に提供し、在外公館邦人援護体制を強化する。				2-1 2-3
	137 (119)	110 (104)	231 (224)	214	0137
②在外邦人保護のための緊急事態対応 （平成５年度）	海外における緊急事態発生時の邦人援護に備え、無線機や備蓄品を適正かつ効率的に配備する。 緊急時に在留邦人への情報発信及び安否確認を迅速に行うためのショートメッセージサービス（SMS）の安定運用に向けた改修を行う。 海外緊急展開チーム（ERT）要員の一部等を国内外の在外邦人等保護措置訓練等へ参加させ、また、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。 新型インフルエンザ及び国際的に脅威となる感染症の予防のための注意喚起や感染時の対応への取組を進める。 これらの取組により、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制を整備・強化する。				2-2
	171 (122)	262 (210)	258 (175)	195	0138
③在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携 （平成 12 年度）	多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、主要海外通信社の外電を 24 時間 365 日体制でモニタリングすることで、邦人の海外安全に資する情報を収集する。これらの情報や海外安全対策に係る資料を、国内外で開催するセミナーや官民協力の会議を通じて提供し、日本企業や邦人渡航者・在留邦人の安全対策の向上を図る。 これらの取組により、海外安全情報の収集・発信の強化、危機管理意識の向上、海外安全に係る官民協力強化を進める。				2-1 2-3
	224 (218)	232 (225)	343 (328)	327	0139
④困窮邦人等の援護 （昭和 28 年度）	兼轄国及び遠隔地で事件・事故に遭った邦人の安否確認や諸手続を、外部の協力者に委嘱する。また、邦人の精神障害者に対し、精神科顧問医を活用した援護を実施する。 これらの取組により、外部専門家の知見を活用した効率的な援護業務の体制を整備する。				2-4
	48 (36)	40 (34)	42 (30)	41	0140
⑤領事業務啓発に係る経費 （広報資料の作成・配布事業） （昭和 28 年度）	海外において日本企業関係者等がテロ・誘拐や一般犯罪等の被害に遭うことを防ぐための安全対策マニュアルや啓発資料を作成し、国内外で広く配布・活用する。 これにより、一人一人の安全対策意識と対応能力の向上、安全対策面での日本企業の海外展開支援及び海外安全に係る官民協力強化を進める。				2-3
	5 (5)	11 (11)	77 (64)	21	0141

⑥在外公館における抗インフルエンザウイルス薬備蓄（平成17年度）	新型インフルエンザ対策として在外公館に備蓄する在外邦人向け抗インフルエンザウイルス薬を更新する。 これにより、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。				2-2
	648 (588)	0 (0)	0 (0)	0	―
⑦在外公館における抗インフルエンザウイルス薬備蓄等経費（令和3年度）	新型インフルエンザ対策として在外公館に備蓄する在外邦人向け抗インフルエンザウイルス薬を更新する。 これにより、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。				2-2
	―	―	―	68	―

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　外国人問題への取組

施策の概要

１　ビザの審査・発給

出入国管理上問題ないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

２　観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。

３　在日外国人に係る問題解決への取組

（１）国際ワークショップの開催、外国人集住都市会議への出席、二国間協議を通じた出身国の関係当局との情報共有・連携により、問題解決に取り組むとともに、災害時対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、ネットワーク構築を図る。

（２）新たな在留資格「特定技能」の円滑な運用に向け、二国間文書の作成等を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅰ.〔４〕４.（３）ｉ）② コ）ビザの戦略的緩和
・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
・観光ビジョン実現プログラム 2019－世界が訪れたくなる日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2019）（令和元年６月　観光立国推進閣僚会議）
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章５.（４）② 観光立国の実現
・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（令和元年 12 月 20 日　関係閣僚会議了承）
・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日　閣議決定）

測定指標３－１　出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和　＊

中期目標（--年度）

人的交流の促進、観光立国の推進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

令和２年度目標

水際対策とのバランスにも配慮しつつ、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を推進する。

１　対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。

２　ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、電子査証・渡航認証システムの導入と円滑な運用を確保する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の国内外での感染拡大を受け、査証免除措置及び発給済査証の一時的な効力停止を含む水際対策措置が強化されたことにより、国際的な人の往来は停滞し、訪日外国人数は大幅に減少した。また、これにより在中国公館等における次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入も延期することとなった。

令和３年度目標

新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、訪日外国人数の回復を見据えた施策を検討するとともに、以下のとおり、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を推進する。

１　対象国を精査した上で、個々の対象国の状況に応じたビザ発給要件の緩和を検討する。

２　ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、電子査証発給・渡航認証管理システムの導入と円滑な運用を確保する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、「明日の日本を支える観光ビジョン」で掲示された、訪日外国人数を2030年までに6,000万人とする目標の達成を目指し、ビザ発給要件緩和の実績と効果及びビザ審査体制強化の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム」に基づき、感染症対策との整合性を確保しつつ、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査の厳格化に努めることが重要である。

測定指標３－２　在日外国人問題への取組　＊

中期目標（--年度）

在日外国人に係る諸問題の解決を促進する。

令和２年度目標

１　中国等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、二国間文書を作成した国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。
２　在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催する。
３　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。
４　災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図るとともに、フェイスブック等を活用した情報発信を行う。

施策の進捗状況・実績

１　在留資格「特定技能」に係る二国間文書の作成等
　インドとの間で協力覚書を作成した。また、コロナ禍による往来の制約はあったものの、オンライン会議システムも活用しつつ、作成済み国（13か国）との間で、制度の適正な運営のための情報連携及び協議を計５回実施した。
２　国際フォーラムの開催
　令和３年２月、国際移住機関(IOM)との共催により「外国人住民への情報発信：コロナ禍で見えた現状と課題」をテーマとしたフォーラムを、オンラインで900人近くの聴講者を得て開催した。国内外から事例発表を行うとともにパネルディスカッションではやさしい日本語の活用に焦点をあてた外国人住民への情報発信についても議論を行った。
３　外国人集住都市会議への出席
　三重県鈴鹿市にて開催される予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で会議が中止となった。
４　防災
　令和３年３月、東京都と共催で全ての在京外交団を対象に書面開催（注）にて防災説明会を実施し、災害発生時の関係機関の体制や役割の説明等を実施した。また、台風等の災害時にフェイスブックを活用し、多言語での情報発信を行った。
（注）各参加機関の英語プレゼン資料を期間限定でGoogleドライブにアップし、そのURLを在京各国大使館防災責任者のメールアドレスへ送付した上で、質問をメールで受け付ける形式。

令和３年度目標

１　中国等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、作成済み国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。
２　在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催する。
３　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議がオンライン等で開催される場合には出席を検討する。
４　災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図るとともに、外務省ホームページやフェイスブック等を活用し、災害情報や新型コロナウイルスについての情報発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在留資格「特定技能」について、協力覚書の作成により、ポスト・コロナを見据えた特定技能外国

人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めることが必要である。また、作成済み国との関係では、情報連携及び協議を通じて、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを確保する必要がある。

平成 30 年 12 月「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、令和２年度も７月に改訂案を決定するなど、在留外国人を日本社会の一員として受け入れ、彼らが地域で活躍、貢献できるように社会統合を図っていこうとする機運が高まっており、在日外国人に係る諸問題の解決の一助となる取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、災害時における外国人への対応に関し、在京外交団及び関係各府省・地方自治体等との連携強化を進めることや、災害情報・新型コロナウイルスについて、外務省ホームページやフェイスブックにおいて関係省庁等の取組を含め情報発信を行うことは、外国人の安全・安心確保の観点から重要である。

参考指標１：訪日外国人数　（単位：万人）（暦年）		
（出典：政府観光局（JNTO）統計）	実績値	
	令和元年	令和２年
	3,188	411

参考指標２：外国人不法残留者数（１月１日時点の数）（暦年）		
（出典：法務省統計）	実績値	
	令和元年	令和２年
	74,167	82,892

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①査証関連業務 （平成13年度）	１　適正なビザ審査の実施をはじめ、査証業務を遂行する上で必要な体制の維持管理等を通じ、迅速かつ厳格な査証審査を実施する。 適正なビザ審査を実施することを通じて、出入国管理上も問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。				3-1
	２　査証事務支援システムの充実化、新設公館等ビザ作成機未設置公館への機器の配備、次世代査証の在り方についての検討等を実施する。 査証事務支援システムを活用し、ビザ審査の効率化を図り、出入国管理上問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。				3-1
	３　新型コロナウイルス感染症の収束後、外国人観光客誘致のためのビザ緩和措置、観光立国推進及び人的交流促進の観点から各国の事情等を踏まえて、ビザ緩和措置を検討・実施していく。 ビザ緩和措置の実施により、対象となる外国人の訪日が容易となるため、訪日外国人旅行者数の増加に寄与する。				3-1
	４　訪日する外国人のために、99 の国と地域（注）からのビザ申請方法等に関する照会に対して外国語（英語、ベトナム語及びロシア語）で対応する電話サービスを提供する。（注：対象国・地域は今後追加予定） 本サービス提供により、査証申請者はビザ申請に関する情報を得やすくなり訪日が促進され、2030 年に年間訪日外国人旅行者数を 6,000 万人とする政府目標の達成に寄与する。また、在外公館職員の査証照会に係る業務が軽減されることにより、水際対策のための査証審査の強化に資する。				3-1
	1,123 (1,131)	1,310 (1,266)	950 (842)	884	0142

②在日外国人社会統合外交政策経費 (平成21年度)	国内各地や諸外国の事例等を参照しつつ、外国人の受入れと社会統合や外国人支援の在り方に係る諸問題を緩和・解決するための意識啓発及び施策策定に資する国際フォーラム等を開催し成果物を作成する。 少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として共生できるよう促進する政策の策定に貢献する。				3-2
	68 (44)	4 (3)	40 (25)	40	0143
③特定技能に係る取組 (平成30年度)	在留資格「特定技能」について、外国人材の送出国との間で協力覚書の作成に取り組むとともに、HPやSNS、在外公館等を通じた広報を行い、制度の広範な普及に努める。 送出国との間で協力覚書に基づき悪質な仲介事業者排除のための情報連携と協議を行うことにより、外国人材の円滑な受入れに寄与するとともに、在外公館等を通じた広報により訴求対象者に対し、本件制度に関する正確な情報周知を図る。				3-2
	64 (44)	0 (0)	35 (22)	35	―

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備・強化
（モニタリング）

施策Ｖ－１　外交実施体制の整備・強化（モニタリング）

令和３年度事前分析表（モニタリング）

（外務省３－Ｖ－１）

施策名	外交実施体制の整備・強化				
施策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。				
目標設定の考え方･根拠	以下の「関連する内閣の重要政策」に同じ。				
施策の概要	１　国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 ２　我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。 ３　国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大していることを踏まえ、情報管理の徹底、及び秘密保全を確保するために、省内全体で情報防護についての各種取組を推進・強化する。 ４　オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、国際的な取組を進める地方自治体等との連携を強化し積極的に支援する。				
関連する内閣の重要政策	・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日） 在外公館の数と質、両面の強化を含め、外交実施体制の強化に取り組む。 ・令和３年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針（令和２年７月 21 日　内閣総理大臣決定）				
施策の予算額･執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。				
政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化	担当部局名	大臣官房	政策評価実施予定時期	令和４年８月

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標１　外務省の人員、機構の更なる整備　＊

中期目標（--年度）

外務省全体の定員及び機構の一層の増強を推進する。

適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとともに、外交活動の質の強化を進めるべく、在外公館及び本省の人員増強に取り組む。

令和２年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに、在外公館について量と質の増強を持続可能な形で進めることを含めた機構改編を実施する。

施策の進捗状況・実績

定員 70 名を純増した。２在外公館（在ハイチ大使館、在セブ総領事館）の新設を行った。（令和２年度末：在外公館数 229、定員数 6,358 名）

令和３年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに、在外公館について量と質の増強を持続可能な形で進めることを含めた機構改編を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外務省の業務がますます増大・複雑化している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等には定員・機構の増強による外交実施体制の強化が不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

定員・機構要求は、予算の概算要求の一部として行われ、具体的な増減に関しては、査定当局との協議を経て決定するため、目標数値を出すことは困難であるが、そのような制約の中でも次の基本方針等を踏まえつつ、合理化を図るとともにできる限り増強を図る。

・「令和３年度予算編成に際し『ポスト・コロナ』を見据えて外交力の一層の強化を求める決議」（令和２年 12 月１日　自由民主党政務調査会外交部会、外交調査会、外交戦略小委員会）

・「令和３年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（令和２年７月 21 日　内閣総理大臣決定）

・「令和３年度予算の編成に当たり外交力の一層の強化を求める決議」（令和２年７月 21 日　自由民主党政務調査会外交部会、外交調査会、外交戦略小委員会）

測定指標２　在外公館の警備体制の強化　＊

中期目標（--年度）

現地治安情勢に応じたメリハリのある警備対策の強化を実施する。

令和２年度目標

１　全在外公館で警備レベルの向上を図るとともに、治安情勢の変化に応じ、メリハリを付けて警備強化を図っていく。

２　外務省職員対象の研修においては、研修受講者の職務に応じた実践的な研修を実施し、また、警備対策官には、テロや緊急事態などの任地の治安情勢に応じた研修を実施していく。

３　在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

施策の進捗状況・実績

１　コロナ禍を踏まえ、全在外公館に出入管理や監視体制の強化を目的に、警備員の増員や警備機器の配備を実施した。また、テロ等の脅威が高い中東・アフリカ公館の警備体制の維持・強化を継続して推進しつつ、同地域に対して防弾車の配備による移動時の安全対策強化を実施した。

２　外務省職員の赴任前研修（年間４回、合計 265 名が参加）及び警備対策官研修（１回、令和３年１月５日～２月 26 日、令和３年度に在外公館に赴任予定の警備対策官 91 名が参加）を実施した。なお、例年実施しているテロや緊急事態への対応を想定した危機管理・安全対策研修は、体験・実地訓練を中心とした内容であることから、コロナ禍によって実施困難であったため、代替措置として、館員や現地職員に対して安全対策講習や運転訓練を実施（計 53 名）した。

３　コロナ禍によって密となり得る実地の警備訓練は実施困難であったことから、各在外公館においては、緊急対応の机上訓練や連絡訓練を実施した。

令和３年度目標

１　全在外公館においてコロナ禍を踏まえた警備体制を維持するとともに、各国の治安情勢に応じ、メリハリを付けて警備強化を図っていく。
２　外務省職員対象の研修においては、引き続き、研修受講者の職務に応じた実践的な研修を実施する。また、在外公館においては、警備対策官にテロや緊急事態などの任地の治安情勢に応じた研修を実施していくとともに、館員や現地職員に対する安全対策研修を実施する。
３　在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制の強化を通じて、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る必要がある。在外公館警備については、在外公館及び館員等に対する事件の未然の防止が最重要目標であるため、目標年度等を限定することはできず、情勢等に応じて制度面、意識面、人的・物的面における警備対策を引き続き講じていく。

測定指標３　外交を支える情報防護体制の強化　＊

中期目標（--年度）

情報漏えい防止のための取組を推進する。

令和２年度目標

１　文書管理・秘密保全を含む情報防護に関する省内横断的な取組の推進・強化、本省や在外公館における秘密の管理状況の定期検査等を通じて、省内全体で情報防護を徹底する。
２　研修及びその他の機会を通じ、秘密保全の管理責任体制や職員の役割・責任等につき、より一層の周知を図ることで、省内全体の情報防護意識の啓発を図る。
３　我が国の直面する情報防護上の脅威に関する情報収集、及びその評価・分析を通じ、対象者の特性や傾向に応じたきめ細かい研修や注意喚起を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　職員に対する意識啓発をより効果的に実施することを目的として、文書管理・秘密保全の関係部署が連携し、特定の期間に集中的に意識啓発を行う取組を実施した。その一環として、秘密情報の適切な管理を徹底するため、全本省課室及び在外公館において秘密保全に関する点検を実施したほか、本省にて対象課室を選定した上で立入検査を実施した。また、テレワークが拡大し、情報セキュリティ上の脅威が高まっている現状を踏まえ、情報防護の観点からテレワークやデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するための検討に参画した。
２　入省時、在外公館赴任時等、様々な機会における職員に対する秘密保全を含む情報防護に係る研修機会の拡充を通じて、本省及び在外公館の秘密保全体制や各職員の職域・職務等に応じた秘密保全上の役割につき一層の周知を図った。
　また、研修実施に当たっては、視聴覚教材も活用の上、具体例の紹介を含む分かりやすくかつきめの細かい研修とすべく研修内容の充実を図った。また、秘密保全を含む情報防護意識の啓発のため、全職員を対象とした自習形式の研修方法であるｅラーニングを実施した。
　さらに、関係省庁とも連携しつつ、職員に対して具体的な事案を踏まえた注意喚起を行った。
３　我が国の直面する情報防護上の脅威に係る現状を把握することを目的として、関連情報収集のための取組を一層強化し、国内外で関連情報の収集を進め、情報防護上の脅威を分析・評価するための基礎資料の充実を図るとともに、右脅威に対処するための具体的な対策の立案を行った。

令和３年度目標

１　テレワークの拡大やデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進を踏まえつつ、文書管理・秘密保全を含む情報防護に関する省内横断的な取組を推進・強化するとともに、本省や在外公館における秘密の管理状況の定期検査等を通じて、省内全体で情報防護を徹底する。
２　テレワークが拡大し、情報セキュリティ上の脅威が高まっていることを踏まえ、研修及びその他

の機会を通じ、秘密保全の管理責任体制や職員の役割・責任等につき、より一層の周知を図ることで、省内全体の情報防護意識の啓発を図る。
３　我が国の直面する情報防護上の脅威に関する情報収集、及びその評価・分析を通じ、対象者の特性や傾向に応じたきめ細かい研修や注意喚起を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成 19 年８月９日 カウンターインテリジェンス推進会議決定）において、国の重要な情報や職員等の保護を図ることが目的とされており、秘密保全を必要とする情報を適切に管理することが求められている。

「政府における情報保全に関する検討委員会」（平成 22 年から平成 23 年にかけて実施）において取りまとめられた報告書「秘密保全のための法制の在り方について」を踏まえ、特定秘密保護法案が平成 25 年に国会に提出され、同年に成立したところ、同法に基づき省内で秘密保全の取組を進める必要がある。

測定指標４　地方連携の推進　＊

中期目標（--年度）

地方との連携を図ることにより、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

令和２年度目標

１　国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。
（１）地方自治体と共催で駐日外交団等に対して、日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を１件、また、「地方視察ツアー」を４件程度実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。これらの機会や在外公館長の地方訪問の機会を活用し、中でも特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流の推進、さらには、大会後もホストタウン交流で培った相手国・地域との交流が継続されるよう努める。
（２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体の PR 事業を複数回共催し、日本産品のプロモーションや観光客のインバウンド誘致の取組を支援する。
２　東日本大震災後の被災地産品への輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として、外国・地域に地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制実施国・地域で１件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を行う。
３　地方創生支援のため駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において２回程度開催し、日本の多様な魅力の発信、海外展開のための人脈形成、地域の活性化を促進するとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流のフォローアップを行う場としても活用し、大会後もホストタウン交流で培った関係が継続するよう、駐日外交団も含めた関係者とのネットワーキングや内外情報発信の機会を設ける。

施策の進捗状況・実績

１（１）駐日外交団、駐日外国商工会議所、企業関係者等に対して、各地域の食、産業、観光資源、投資や企業誘致等に係る特徴や魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」は、東京に居ながらにして地方の魅力を直接体験できる貴重な場であるとして毎年好評を得ているが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響に鑑み実施を見送った。

一方、駐日外交団を対象とした「地方視察ツアー」は、１件実施した（11 月、奈良県田原本町との共催、９名参加）。同地の歴史・文化及び産業関連の視察を行い、参加者からは強い関心が寄せられるとともに、ツアー中の首長との懇談についても高い評価が寄せられた。同ツアーの実施は、地元プレスで取り上げられたほか、外務省地方連携推進室や参加者により外務省ホームページ（HP）や SNS 等での発信も行われた。当初年度内に計４件の実施を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、計３件は中止となり、上記１件についても参加人数を限定し感染防止対策をとった上で実施した。

このほか、在外公館長が一時帰国や赴任前の機会を利用して地方訪問を計 14 件実施し、ホストタウン登録自治体における意見交換や関連施設等の視察のほか、姉妹都市交流に係る意見聴取を実施

し、各自治体の国際的活動を支援した。
（２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」については、令和３年１月に在ホーチミン総領事公邸において、大分・山梨・福島の３県が合同で地方の魅力をPRするレセプションを１件実施した。各県代表者が特産品や観光地の魅力を観光パンフレットの配架とともにプレゼンテーションで紹介し、各県のブースにおいて日本酒などの産品の作り手の想いを発信するとともに、27種類の日本酒等と養殖ぶりや干し椎茸の料理を提供した。複数の地元紙や日系テレビ局にも取り上げられるなど広報面で大きな効果があり、県産品の認知度を高めることにつながった。
２　東日本大震災後の風評被害対策と併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を12月１日から12月31日までの間、中国でオンラインを中心に１件実施した。期間中、在中国大使館の微博アカウントにて、計50自治体参加のもと日本各地の動画を配信した。また、北京で生中継イベントを開催し、新浪微博の微博アカウントにてライブ配信を実施した。食や工芸、観光など日本各地の楽しみ方を中国版インフルエンサー（KOL Key Opinion Leader）が紹介し、北海道、宮城県、静岡県及び高知県を中継でつなぎ、視聴者は170万近くに達した。このほか、期間中、中国各地で小売店、電子商取引（EC）、日本料理店等が実施する日本料理や特産品に関する販促活動を支援した。
３　外務大臣及び自治体首長との共催レセプションについては、例年各回において、駐日外交団、駐日外国商工会議所、内外プレス等、海外への発信力のある招待者約220～250名の参加を得て、観光誘致や海外販路拡大を目的として、各地の伝統芸能、食材、伝統工芸品、観光資源等の魅力を発信してきたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた計２件の実施を見送った。

令和３年度目標
１　国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。
（１）地方自治体と共催で、駐日外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を１件、また、「地方視察ツアー」を４回程度実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。これらの機会や在外公館長の地方訪問の機会を活用し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流で培った関係が大会終了後も継続・発展し、大会のレガシーとして残せるようフォローアップに努める。
（２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体のPR事業を複数回共催し、日本産品のプロモーションや観光客のインバウンド誘致の取組を支援する。
２　東日本大震災後の被災地産品への輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として、外国・地域に地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制実施国・地域で１件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を行う。
３　地方創生支援のため駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において２回程度開催し、日本の多様な魅力の発信、海外展開のための人脈形成、地域の活性化を促進するとともに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流のフォローアップを行う場としても活用し、大会後もホストタウン交流で培った関係が継続するよう、駐日外交団も含めた関係者とのネットワーキングや内外情報発信の機会を設ける。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
地方自治体等を、外交を推進していく上での重要なパートナーと位置づけ、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す上で、地方自治体等との連携強化の実績を測ることは、施策の進捗を図る上で有益である。
国内及び海外で地方自治体が実施する事業への支援等は、予算やコロナウイルス感染症対策の制約がある中で、我が国の外交実施体制を強化する上での優先順位や地方自治体の要請等を踏まえたものとした。
また、令和元年度から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン事業の実績を確認することにしているが、令和３年度はホストタウン交流を通じて培った関係が大会終了後も継続・発展するようフォローアップする場を設ける必要がある。
・第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日　閣議決定）

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①外務省の人員、機構の更なる整備 （　＊　）	外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備する。 これらの取組により、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。				1
	※	※	※	※	※
②在外公館警備体制の強化 （　＊　）	治安情勢の変化を的確に把握するとともに、情勢・脅威に応じた人的・物的警備対策強化措置、警備に関する各種研修・講義、警備訓練などを実施する。 これらの取組により、在外公館の警備体制の整備・強化を図る。				2
	※	※	※	※	※
③外交を支える情報防護体制の強化 （　＊　）	情報防護上の脅威の現状や変化を的確に把握するとともに、脅威に対応した対策や取組を効果的に実施する。 これらの取組により、情報防護能力の強化を図る。				3
	※	※	※	※	※
④地方連携の推進 （　＊　）	1　駐日外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業、海外で日本の地方自治体が地場産業や地域経済の発展を図るための支援策として在外公館施設を活用した事業等を実施する。これらの事業を地方自治体と共催することにより、外務省のもつ施設、人脈、発信力等の外交上のツールを活用し、自治体の国際的取組を支援し、多様かつ重層的な外交を展開することが可能となる。 2　東日本大震災後の風評被害の影響を受けている複数の自治体（被災地）等と連携し、規制を課している国・地域等で、地方の物産品の安全性や輸出促進、観光等の実情、魅力を総合的に発信する事業を実施する。輸入規制を課されている都県を含む地方自治体に参加してもらい、地方の多様な魅力を発信することにより風評払拭の土壌づくりとともに、輸入規制の撤廃・緩和という外交目標の達成を目指す。 3　国内において、駐日外交団等を対象に、地方創生支援を目的とした外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを開催し地方の魅力を発信する。この事業を地方自治体と共催することにより、外務省の持つ施設、人脈、発進力等の外交上のツールを活用し、自治体の国際的取組を支援し、多様かつ重層的な外交を展開することが可能となる。 上記の取組は、オールジャパンでの総合的外交力を強化し、ひいては我が国の外交実施体制の強化に資する。				4
	※	※	※	※	※

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ｖ－２　外交情報通信基盤の整備・拡充
（モニタリング）

令和３年度事前分析表（モニタリング）

（外務省３－Ｖ－２）

施策名	外交情報通信基盤の整備・拡充				
施策目標	IT による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するとともに、外交通信の安定運用のため、一層のセキュリティ強化を図る。				
目標設定の考え方･根拠	外務省電子政府構築計画及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」に基づき目標を設定している。				
施策の概要	体制整備・システムの強化を行い、サイバーセキュリティ強化を図る。また、新たなシステムや機器を導入し、業務合理化に向けた環境整備を行う。				
関連する内閣の重要政策	・サイバーセキュリティ戦略（平成 30 年７月 27 日　閣議決定） ・サイバーセキュリティ 2020（令和２年７月 21 日　サイバーセキュリティ戦略本部決定） ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和３年度版） ・働き方改革実行計画（平成 29 年３月 28 日　働き方改革実現会議決定） ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和２年７月 17 日閣議決定） ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第２弾―（令和２年３月 10 日）				
施策の予算額･執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。				
政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化	担当部局名	大臣官房	政策評価実施予定時期	令和４年８月

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標１　サイバーセキュリティ強化　＊

中期目標（--年度）

技術面及び人的側面の両面において情報セキュリティ対策の強化を推進する。

令和２年度目標

１　令和元年度に引き続き、幹部を含む全職員向けに、最新の脅威情報に基づく注意喚起、各種研修機会の提供、標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に取り組む。また、全職員に向けた教育コンテンツを作成するなどし、教育機会を創設する。さらに、標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティ対策の自己点検は、より効果的・効率的な訓練・点検となるよう、必要に応じて、実施方法や実施時期について見直しを行う。

２　「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」において、今後、政府機関等が目指すべき３本の柱とされている、（１）挙動の検知による未知の不正プログラム対策、（２）IT資産管理の自動化及び（３）データ保護による情報漏えい対策のうち、（２）及び（３）に関し、新たなソフトウェアを導入することで、セキュリティの強化を図る。

３　サイバー攻撃に対して迅速に対応するため、実践的サイバー演習（CYDER）（注１）や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）によるCSIRT訓練（注２）等を通じて、インシデント・レスポンス能力の向上を図る。

（注１）CYDER：国立研究開発邦人情報研究通信機構（NICT）が開催する、行政機関、重要インフラ等の情報システム担当者等が、組織のネットワーク環境を模擬した環境で、実践的な防御演習を行うことができるプログラム。

（注２）CSIRT訓練：行政機関の情報セキュリティ・インシデント対処に関わる要因を対象として、実際のインシデントが各行政機関で発生したことを想定し、インシデント発生時における連絡・調整等の対処を模擬的に実施する訓練。

施策の進捗状況・実績

１　新たな情報セキュリティ脅威に関する全職員向けの注意喚起、各種研修の機会における情報セキュリティ対策の講義、情報システムを保有する課室に対する脆弱性情報の提供を行った。また、情報セキュリティ対策の自己点検を実施するとともに、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、外部専門家による情報セキュリティ研修をウェブ会議の形式で開催した（計２回）。

２　次期ネットワークシステムにおいて（２）IT資産管理の自動化及び（３）データ保護による情報漏えい対策に対応すべく、右に対応するソフトウェアを実装する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、次期ネットワークシステムの導入が令和３年７月（予定）に延期となった。

３　内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）によるCSIRT訓練等に情報セキュリティの推進・対策を担当する職員及びインシデント対応を担当する職員が出席し、インシデント・レスポンス能力の向上を図った。一方、国立研究開発邦人情報研究通信機構（NICT）による実践的サイバー演習については、緊急事態宣言の発出を受けて業務全体の優先度を見直した結果、参加を見送った。

令和３年度目標

１　令和２年度に引き続き、幹部を含む全職員向けに、最新の脅威情報に基づく注意喚起、各種研修機会の提供、標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に取り組む。また、令和３年度には「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改定される予定のところ、これに準拠した「外務省情報セキュリティポリシー」となるよう令和３年度中に改定を実施し、新たに追加される対策事項を盛り込んだ教育資料を整備し、職員への周知徹底を図る。併せて、働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入に伴うセキュリティ強化を講じる。

２　サイバー攻撃に対して迅速に対応するため、実践的サイバー演習（CYDER）（注１）や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）によるCSIRT訓練（注２）等を通じて、インシデント・レスポンス能力の向上を図る。

（注１）CYDER：国立研究開発邦人情報研究通信機構（NICT）が開催する、行政機関、重要インフラ等の情報システム担当者等が、組織のネットワーク環境を模擬した環境で、実践的な防御演習を行うことができるプログラム。

（注２）CSIRT訓練：行政機関の情報セキュリティ・インシデント対処に関わる要因を対象として、実際のインシデントが各行政機関で発生したことを想定し、インシデント発生時における連絡・調整等の対処を模擬的に実施する訓練。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日々業務のために情報システムを利用する職員が情報セキュリティ上の危険性を正しく認識し、情報セキュリティ・インシデント又はその懸念を認知した際に、迅速かつ適切に行動を起こすことは極めて重要であり、職員に対する教育啓発施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

サイバー攻撃が年々高度化・巧妙化する中、主要な対策について対策レベルを強化することにより、リスクの低減が図れることから、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

また、情報セキュリティ・インシデントが発生した際に適切に対応することで、被害の軽減が可能となることから、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワーク環境でのセキュリティ対策が急務であるところ、認証強化を中心に同対策を講じ、これによるセキュリティ強化実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

測定指標２　働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入　＊

中期目標（令和４年度）

デジタル技術を最大限活用し、テレワークとオフィスワークを融合し、時間・場所にとらわれない働き方の実現及び業務合理化のための環境整備を行うことを目標に、令和４年度末までに段階的に本省・在外公館のオープン LAN パソコンのモバイル利用を開始するとともに、新たなコミュニケーションツールの導入等によって、働き方改革の更なる実現を図っていく。

令和２年度目標

１　在外公館に先駆けて、本省において新たなコミュニケーションツールとしてチャット、テレビ会議、ファイル共同編集等のサービスの提供を開始し、職員が時間や場所を問わず機動的に外出先でも業務が遂行できる環境を整備し、モバイルワーク環境の更なる拡充を図っていく。

２　モバイルワーク環境の更なる拡充を図るため、一部在外公館において配備するオープン LAN パソコンのモバイル利用を開始するとともに、本省及び在外公館の職員数の半分（約 4,000 人）がモバイルワークを行えるように更なるモバイルパソコンの整備・導入を図っていく。また、モバイルワーク環境時のセキュリティ強化も併せて実施していく。

３　条約やステートメント、スピーチ等の日英・英日訳作業を支援する AI 翻訳を導入する。まずは基本的な機能及び翻訳エンジン（日、英）の整備を実施し、その後、有効性を踏まえ、言語、分野、機能の追加を検討する。

施策の進捗状況・実績

１　新型コロナウイルス感染拡大の事態を受け、令和３年２月の LAN 刷新時（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和３年７月に延期）に導入予定であった、チャット、ウェブ会議、ファイル共有など多様な機能を持つコミュニケーションツールを緊急的に４月に導入し、モバイルワーク時においても、本省や在外公館で勤務する職員との円滑な情報共有が行える環境を整備した。また、様々な国際会議や首脳・閣僚レベルでのテレビ会議が頻繁に実施されている中、安定的・機動的に省全体として共有できるテレビ会議機器を常設するとともに、必要時に指定場所で会議が行えるよう可搬用のテレビ会議機器の整備を行った。さらに、在外公館においても、館内でのテレビ会議環境を整備すべく、必要な在外公館にテレビ会議モニターの設置を行い、テレビ会議環境の整備を推進した。

２　モバイルワーク環境の更なる拡充を図るため、令和２年度目標のとおり、本省及び在外公館の職員数の半分（約 4,100 人）がモバイルワークを行えるようにモバイルパソコンの整備・導入を図った。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴うテレワーク及びウェブ会議の環境整備のため、モバイル Wi-Fi を本省全課室及び要望があった在外公館に配備した。さらに、モバイルワーク時のセキュリティ対策強化のため、本省及び在外職員に対し、複数回にわたモバイルワーク時の各機器・ウェブアプリ・SNS アプリ等の留意事項をまとめた回章を発出し、注意喚起を行った。

３　AI 翻訳システム導入に向けた準備として関係各課室に「機械翻訳エンジン」及び「対訳辞書」の整備を開始した。また、関係課室実務担当者を中心に商用版環境下での検証作業を進めた。

令和３年度目標

１　新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和３年７月に延期となった情報ネットワーク

LAN システムの刷新において、省員の更なる働き方向上のため、本省執務室の無線 LAN 導入、オープン LAN ポータルサイトの導入、オープン LAN とコミュニケーションツールを連携させるなど、更なる利便性の向上、省員の働き方向上を図っていく。また、外務省の業務や取り扱う情報の特性も踏まえ、テレワーク時でも安心・安全に業務が行えるようテレワーク環境下におけるセキュリティ強化も併せて実施する。

２　新型コロナウイルス感染症の拡大以降、テレワークでの業務を選択する職員が急増、一般化しつつあり、ニューノーマル時代における新たな環境整備が必要となっている中、働き方改革及び政府全体のデジタル改革の動きが加速化したことに鑑み、令和２年度から行っている「外務省デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進検討に関するコンサルティング」の結果を踏まえ、今後の外務省における業務形態と情報システムの在り方について検討を加えていくことにより、外務省 DX を推進していく。

３　令和２年度に引き続き、条約やステートメント、スピーチ等の日英・英日訳作業を支援する AI 翻訳を導入に向け、基本的な機能及び翻訳エンジン（日、英）の整備を実施し、その後、有効性を踏まえ、言語、分野、機能の追加を検討する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「働き方改革実行計画」や「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第２弾―」も踏まえつつ、業務効率化を実現するには、ICT インフラの整備が必要不可欠であり、関連するパソコンやシステムの整備・導入の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

引き続き、本測定指標において、令和３年７月の情報ネットワーク LAN システムの刷新による、各種システムの更なる利便性向上により、令和２年度に導入したコミュニケーションツールによるチャットやテレビ会議の利用者数、モバイルパソコンの更なる利用によるテレワークの普及率を測定することで、モバイルワーク推進達成度を把握する。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①サイバーセキュリティ強化 （　＊　）	各課室の情報セキュリティ責任者による一般職員への指導・監督機能を強化するための教育機会を創設する。また、継続的な情報セキュリティ関連情報の収集と監視ルールへの反映及び多層的な防御策を実施する。 これにより、外交情報通信基盤のセキュリティ強化に貢献する。				1
	※	※	※	※	※
②働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入 (令和元年度)	必要な職員へのモバイルパソコンの配付やチャット等のコミュニケーションツールの提供、翻訳業務への AI の導入を行う。 これにより、モバイルワークの推進及び業務合理化に寄与する。				2
		※	※	※	※

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅵ　経済協力

施策Ⅵ－１　経済協力

令和３年度事前分析表

（外務省３－Ⅵ－１）

施策名	経済協力
施策目標	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。 また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成 28 年８月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」も踏まえ安全対策を着実に実施する。
目標設定の考え方・根拠	現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は、最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。また、国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。 ・開発協力大綱（平成 27 年２月 10 日 閣議決定） ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日閣議決定） ・成長戦略（令和３年６月 18 日 閣議決定） ・インフラシステム海外展開戦略 2025（令和２年 12 月 10 日 決定） ・質の高いインフラ投資に関するＧ20 原則（令和元年６月 29 日） ・平和と健康のための基本方針（平成 27 年９月 11 日 健康・医療戦略推進本部決定） ・平和と成長のための学びの戦略（平成 27 年９月 27 日 持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミットにおける安倍総理大臣ステートメント）
施策の概要	上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。 また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ、国際協力事業関係者の安全対策についても、万全を期すべく対策を講じていく。 なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は、外務省の政策目標の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。
関連する内閣の重要政策	・開発協力大綱（平成 27 年２月 10 日 閣議決定） ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定） ・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日） 六　外交・安全保障 ・第 204 回国会外交演説（令和３年１月 18 日） ・成長戦略（令和２年７月 17 日 閣議決定） ・インフラシステム海外展開戦略 2025（令和２年 12 月 10 日 決定）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	313,426	316,696	317,255	317,196
		補正予算(b)	17,540	3,016	59,444	
		繰越し等(c)	6,911	10,677	△20,349	
		合計(a＋b＋c)	337,877	330,388	356,350	
	執行額(百万円)		337,583	329,793	355,656	
同（分担金・拠出	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度

金）	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	6,038	5,803
		補正予算(b)	－	－	35,834	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	41,872	
	執行額(百万円)		－	－	41,872	
政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局	政策評価実施予定時期	令和５年８月	

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅　＊

中期目標（--年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

令和３年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

１　「質の高いインフラ」の普及・実施

（１）我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

（２）「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のためのＧ７伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関するＧ20 原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。

２　産業人材育成

「産業人材育成協力イニ シアティブ 2.0」や、「ABE イニシア ティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニ シアティブ）3.0」を含む「TICAD７における日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貧困の削減及び撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた人材育成、インフラ整備等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靭性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

・質の高いインフラ投資に関するＧ20 原則（令和元年６月 29 日）

測定指標２　普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現　＊

中期目標（--年度）

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

令和３年度目標

１　法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

（１）自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

（２）海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

２　難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築

（１）難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

（２）グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

３　テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人一人の権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。日本はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった基本的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

測定指標３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築　＊

中期目標（--年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靭な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

令和３年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（令和元年 12 月）や「SDGs アクションプラン 2021」を踏まえた二国間の開発協力を更に推進する。（二国間の開発協力を除く地球規模課題への取組については、施策Ⅵ-２を参照。）

１　SDGs 達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、 途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。

２　保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進）

（１）ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向け、G20 大阪サミット、TICAD７で合意した内容及び国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言を踏まえ、二国間支援による人材育成や制度整備を通じて、途上国の基礎的保健システムの強化に協力する。

（２）新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

３　食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD７における日本の取組」（令和元年８月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化に向けた包括的な支援を行う。

４　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年５月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

５　教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成 27 年９月）やＧ７、Ｇ20、TICAD７等における教育関連のコミットメントを踏まえ、 学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

６　防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11 月５日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ２」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

７　水・衛生（「国際行動の 10 年『持続可能な開発のための水』（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年３月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

８　気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靭性の強化、 海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物管理・「３Ｒ」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国境を越えて人類が共通して直面する地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。日本は、SDGs等の国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続的かつ強靭な社会を構築することを目指す。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

なお、本測定指標においては有償資金協力、無償資金協力、技術協力を中心とした二国間の開発協力について取扱うこととし、多国間の枠組み等における地球規模の諸問題への取組については施策VI－２において取り扱う。

・開発協力大綱（平成27年２月　閣議決定）

測定指標４　連携の強化　＊

中期目標（--年度）

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

令和３年度目標

１　国民参加機会の拡大

（１）我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。

（２）JICA による長期研修や人材育成奨学計画（JDS）等を通じて、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

（３）開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。

（４）JICAのボランティア事業（JICA海外協力隊）については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

２　国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）における取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになっていることを踏まえ、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する必要がある。

このための施策の実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

測定指標５　国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標（--年度）

開発協力への国民の理解と支持を得る。

令和３年度目標

１　開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

２　開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

３　SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

４　国際協力イベントを通じた情報発信

グローバルフェスタ JAPAN2021 を対面またはオンライン（またはその併用）にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「ODA に関する有識者懇談会」が平成 30 年 11 月に提出した提言において、「ODA に関する国民・市民の理解・認知度向上」の重要性を指摘しており、より分かりやすく身近な ODA 広報が一層求められているため、その実施状況を検証・評価する必要がある。また、平成 27 年２月に閣議決定した開発協力大綱においても、「実施基盤の強化」として国民の理解・支持を得ることの重要性が述べられている。このため、 令和元年度の実績を基に、幅広い層を対象としつつ、ターゲット層を意識した広報活動を実施することが重要と考え、目標を設定した。

測定指標６　国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標（--年度）

平成 28 年８月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組を JICA と協力して着実に実施する。

令和３年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議については、世界情勢や参加者のニーズに則した実施に努める。JICA 安全対策研修については、積極的な再受講を促す方策を検討する。初動対応マニュアルについては、JICA との連携も視野に入れつつ、定期的な訓練の実施に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であるため。このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

・国際協力事業安全対策会議「最終報告」（平成 28 年８月　公表）

測定指標７　主要個別事業の事後評価結果（注）		
評価がＡ：非常に高い、Ｂ：高い、Ｃ：一部課題がある、Ｄ：低い、のうち、Ａ～Ｂの評価が占める割合	中期目標値	令和３年度
	--年度	年度目標値
	－	80%
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。 年度目標値は、過去３年間の実績値を踏まえて設定した。		

(注)10 億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。
但し、本内容はあくまで 平成 30 年度及び令和元年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）	
（約束額ベース、単位：百万ドル）（注）ODA 卒業国を含む	
Ⅰ　社会インフラ及びサービス	
Ⅱ　経済インフラ及びサービス	
Ⅲ　生産セクター	
Ⅳ　マルチセクター援助	
Ⅴ　商品援助／一般プログラム援助	
Ⅵ　債務救済	
Ⅶ　人道支援(緊急食料援助、復興、防災等)	
Ⅷ　行政経費等	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位:百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①無償資金協力 (昭和 43 年度)	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。 開発協力大綱に定める基本方針を踏まえ、無償資金協力、技術協力、有償資金協力の三つのスキームを活用し、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築という重点課題に取り組む。 こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。				1 2 3 4 6
	183,089 (183,032)	176,393 (176,180)	197,706 (197,567)	163,197	0144
②(独)国際協力機構運営費交付金（技術協力）	（①無償資金協力と共通）				1 2 3 4 6

(平成 15 年度)	152,364.3 (152,364.3)	150,476.1 (150,476.1)	156,024.8 (156,024.8)	150,6 60	0145
③有償資金協力 (　＊　)	(①無償資金協力と共通)				1 2 3 4 6
	－	－	－	－	－
④(独)国際協力機構施設整備費補助金 (平成 24 年度)	公共施設の防災・減災の観点から、(独)国際協力機構の国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を行うほか、地域の防災拠点としての機能の向上を図る。				－
	997.0 (0)	523.9 (833.8)	535.0 (462)	991	0146
⑤無償資金協力事務費 (　＊　)	経済開発援助等の案件形成、実施のための交渉、協議、調査等の実施、在外公館における無償資金協力案件交換公文署名、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の実施体制強化等に取り組む。 これにより、開発協力の円滑な実施に資する。				1 2 3 4
	974 (907)	974 (934)	926 (765)	907	0147
⑥開発協力の理解促進 (　＊　)	国民一般を対象として、開発協力広報／情報公開を行うため、主に以下の施策を実施する。 1　開発協力コンテンツの作成・発信 2　国際協力イベントの開催 3　パンフレット等資料作成 4　「ODA 出前講座」 5　日章旗ステッカー等の作成 開発協力に関する①幅広い国民階層への情報提供及び知識普及、②国民参加の推進、並びに③開発教育の推進を行うことにより、開発協力を一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を得ることに寄与する。				5
	137 (137)	145 (139)	140.7 (136)	144	0148
⑦経済協力評価調査 (昭和 56 年度)	日本の開発協力方針等を対象に第三者評価を実施し、評価結果を通じて得られた提言・教訓をフィードバックする。 これにより、開発協力の管理・改善への支援、開発協力事業立案への反映、国民に対する説明責任を果たす。また開発協力評価に関するワークショップの開催や被援助国側による日本の開発協力方針の評価を通じ、 開発協力の透明性確保、被援助国側の評価能力の向上等を図る。				1 2 3 4 5
	136 (57)	131 (78)	97 (61)	91	0149
⑧開発援助人材育成・振興 (　＊　)	開発援助政策の企画・立案に加え、実際の援助プログラムの実施及び、計画・立案から終了後における評価までの一連の過程を知悉した質の高い開発援助人材の育成を行う。 これにより我が国の開発協力の効果的かつ効率的な実施に寄与する。				1 2 3
	9 (7)	9 (8)	0 (0)	0	－
⑨NGO 活動環境整備 (平成 11 年度)	NGO 活動環境整備支援事業(NGO 相談員、NGO スタディ・プログラム、NGO 研究会、NGO インターン・プログラム)を実施する。 これにより、欧米 NGO に比し脆弱とされる日本の NGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上（キャパシティ・ビルディング）を図り、もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力における政府の重要なパートナーである日本の NGO との連携を一層強化する。				4

	94 (87)	95 (84)	91 (71)	85	0150
⑩現地 ODA タスクフォース業務 (平成 18 年度)	現地 ODA タスクフォース業務は、在外公館及び JICA の現地事務所等を主要なタスクフォースメンバーとして構成し、開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協力方針策定への参画、被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施、候補案件の形成と選定のための精査、現地援助コミュニティ（他ドナー、国際機関、NGO 等）との連携、我が国開発協力のレビュー等を実施する。 こうした取組により、質の高い開発協力の実施を目指す。				1 2 3 4
	98 (92)	98 (93)	93 (59)	90	0151
⑪政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費 （　＊　）	政府開発援助に必要な要員を確保するほか、経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め、我が国開発協力事業に反映させる。多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設ける。 また、中小企業は全国に所在していることから、全国各地で開催される説明会において、中小企業向けに作成する ODA を活用した海外展開支援事業の概要説明資料を配布・説明し、本件事業の理解促進を図る。 こうした取組により、政府開発援助の効率的・効果的な実施と企画立案に資するとともに、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し、より良い開発協力の実施を図る。				1 2 3 4 5
	153 (136)	183 (172)	208 (167)	202	0152
⑫民間援助連携事務費 (平成 14 年度)	１　民間団体等の指導・監督 全国に配置している NGO 相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに、NGO 相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。これにより、一般国民や小規模 NGO 等からの照会への適切な対応及び国際協力の重要性や NGO 活動に対する理解の促進に寄与する。 ２　NGO 調査・連携 日本 NGO 連携無償資金協力（Ｎ連）等、事業の申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また、実施案件の事前・事後調査を目的とし、外務省員が出張する。さらに NGO との定期的な意見交換会（NGO・外務省定期協議会)、NGO 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、Ｎ連の適正な執行及び NGO との連携強化に資する。 ３　民間援助連携 Ｎ連の妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、Ｎ連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。				4
	55 (53)	54 (52)	71 (66)	70	0153
⑬経済協力情報管理関係経費 （　＊　）	我が国の開発協力政策の策定、実施、評価及び発信に不可欠な基礎データである政府開発援助（ODA）実績の公式統計データの集計及び管理を行う。 これにより、我が国の ODA 統計データの質の確保及び迅速かつ効果的なデータの提供を通じ、我が国の開発協力政策の的確、効率的かつ円滑な実施に寄与する。				1 2 3 4 5
	19 (17)	19 (16)	18 (16)	18	0154
⑭海外技術協力推進団体補助金 (平成元年度)	NGO による海外における経済社会開発プロジェクトの実施に関連し、日本 NGO 連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」、「プロジェクト後の評価」、及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し、日本 NGO 連携無償資金協力を補完する。 これにより、NGO に対する事業支援の一層の強化を図る。				4

	12 (11)	8 (7)	8 (6)	8	0155
⑮開発協力白書編集等 （　＊　）	開発協力白書（日本語版及び英語版）及び参考資料集を作成する。 これにより、開発協力の広報効果を高め、国民に対する説明責任を果たし、国内外における日本の開発協力に対する理解を促進する。				4 5
	17 (9)	17 (13)	17 (14)	14	0156
⑯国際機関との連携等 （　＊　）	伝統的なドナーのほかに新興国や民間セクター等、開発の主体が多様化する中で、新しい開発枠組みを構築する議論や、ドナー間の開発アプローチや援助理念に関する会合等への出席や会合開催を実施する。 これにより、我が国の立場と援助理念を国際的な議論に適切に反映させることにより、施策目標の達成に寄与する。				1 2 3 4
	15 (7)	11 (4)	8 (2)	6.8	0157
⑰国別開発協力援助方針策定調査 (平成 12 年度)	国別開発協力方針は、開発協力大綱の下に位置づけられ、具体的な開発協力案件選定の指針とすべく、各国の情勢認識を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案して作成する国別の我が国の ODA の方針であり、原則として全ての開発協力対象国について策定する。 これにより、開発協力の効果的かつ効率的な実施に貢献する。				1 2 3
	8 (6)	8.5 (8)	6.1 (0)	6	0158
⑱経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費 （　＊　）	経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等を行うことにより、開発協力の適切な実施を確保し、施策目標の達成に貢献する				1 4
	8 (8)	9 (8)	8 (0.6)	7	0159
⑲国際緊急援助事務費 (昭和 62 年度)	国際緊急援助の情報収集や調査、平時からの訓練体制強化等を行う。 これにより、国際緊急援助のより迅速かつ効率的・効果的実施を図り、「人間の安全保障」の実現及び国際協力の推進といった施策目標の達成に寄与する。				1 2 3
	8 (5)	8 (3)	8 (0.7)	6	0160
⑳在外公館広報活動基盤整備費 (平成 27 年度)	国際貢献の柱である開発協力事業及びこれまでの成果等について、被供与国や国際社会に積極的・戦略的に情報を発信する。 これにより、我が国の国際貢献につき理解を促進させ、親日感情の醸成をはかる。				5
	16 (13)	21 (15)	15 (5)	15	0161
㉑草の根無償の理解促進に必要な経費 (平成 30 年度)	国内外の人々を対象として、草の根無償の意義や開発効果についての理解を促進するため、外部人材に広報事業を委嘱し、現地視察の様子を含めた広報用動画を作成し、外務省 HP に掲載する。また、分かりやすくまとめた記事を雑誌に掲載することで草の根無償に対する関心を喚起する。 これにより、草の根無償の実施に対する国民の理解の促進に貢献する。				5
	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0	－
㉒外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費 (令和元年度)	無償資金協力の案件形成等のための短期の事前調査を実施する。 これにより、無償資金協力のより機動的な案件形成及び実施決定を促進し、近年求められている、より戦略的で迅速な ODA の実施に貢献する。				1 2 3
	－	10	11	7	0162

		(8.5)	(5.5)		
㉓国際移住機関（IOM）分担金（平成６年度）	本分担金は、IOM憲章の規定に基づき、IOM本部及び地域事務所などの運営経費のために使用されている。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				2 3
	603 (603)	615 (615)	527 (527)	549	0293
㉔国際移住機関（IOM）拠出金（任意拠出金）（平成６年度）	本拠出金は、移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に使用され、脆弱な難民・国内避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティー安定化支援等に充てられる。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				2 3
	3,021 (3,021)	2,501 (2,501)	4,081 (4,081)	0	0350
㉕国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）拠出金(ARTF)（平成19年度）	世銀が管理する本基金は、アフガニスタンの持続可能な開発に向けて、効果的・効率的な支援が一層重要になる中、同国政府に対して財政支援等を行う枠組みの一つである。 本基金への拠出を通じて、アフガニスタン政府の行政能力を強化するとともに、同国の地方・農村部における生計安定化及びガバナンス強化を図ることは、 我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				2
	250 (250)	159 (159)	1,375 (1,375)	0	0289
㉖アジア開発銀行（ADB）拠出金(AITF)（平成22年度）	本拠出金は、アジア開発銀行（ADB）が管理するアフガニスタンインフラ信託基金（AITF）への拠出金を通じて、交通・エネルギー等アフガニスタン国内のインフラを整備するもの。 治安悪化による経済低迷が続くアフガニスタンにおいて、自立的な経済運営と持続可能な開発を進めていくためには、安定的な物資供給・生活を確保するインフラの整備を行い、パキスタンや中央アジア等周辺諸国との連結性を高め、地域経済に統合していくことが不可欠であり、本拠出金は地域連結性の向上とともに、広域な地域における経済活性化に資する。 これは、我が国が重要外交指針としている持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。				1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0290
㉗アジア生産性機構（APO）分担金（昭和36年度）	APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和36（1961）年に設立された地域国際機関である。本分担金は、APOの事業費及び事務局運営費に充てられている。APOは分担金及び拠出金により①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部（国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関）関係者を対象とした研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成等が挙げられる。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、事業を可能な限りオンラインで実施しているほか、生産性向上に係る動画配信を強化するなどの取組を行っている。 我が国で開発された生産性向上の手法を、APOを通じ積極的に普及することにより、我が国は、加盟国・地域の生産性の向上を通じてアジア太平洋諸国の発展に寄与している。また、APOに対する我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。				3

	637 (619)	590 (590)	590 (590)	459	0292
㉘コロンボ計画分担金（昭和 31 年度）	コロンボ計画は、昭和 26（1951）年に設立された ASEAN（除カンボジア）及び SAARC（南アジア地域協力連合）諸国等の 27 か国が参加する国際開発機関である。本分担金は、南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営に用いられる。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担である。 コロンボ計画を通じた我が国の貢献は、南南協力の積極的な推進に寄与する。				1
	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	0311
㉙国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金（任意拠出金）（昭和 42 年度）	UNHCR は、パレスチナ難民を除く世界の難民・国内避難民等の保護及び支援を行う。具体的には、①難民に対する国際的保護の付与、②緊急物資の配布等による支援、③自発的帰還、現地統合及び第三国定住による恒久的解決を図るとともに④難民及び無国籍者保護のための条約の締結促進を行っている。 UNHCR を通じた我が国の貢献は、難民登録等を通じ難民が保護を受けられるようにするとともに生活必需品やシェルター等の提供を通じて難民が尊厳をもって生活を送れるようにすることにより、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				2 3
	11,719 (11,719)	9,623 (9,623)	11,738 (11,738)	3,593	0312
㉚国際連合世界食糧計画（WFP）拠出金（任意拠出金）（昭和 38 年度）	本件拠出は、食料を通じた①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援のために使用されている。 本件拠出は、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等の実現に寄与するとともに、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献するとともに持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与する。				2 3
	8,286 (8,286)	12,346 (12,346)	12,528 (12,528)	435	0314
㉛赤十字国際委員会（ICRC）拠出金（任意拠出金）（昭和 35 年度）	我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動している赤十字国際委員会（ICRC）に対する本拠出は、紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、食料・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の緊急人道支援のために使用されている。 ICRC を通じた我が国の支援により、世界の平和と安定に資するのみならず、紛争の影響を受けた人々への支援を通じ、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に寄与する。				2 3
	2,401 (2,401)	2,513 (2,513)	3,646 (3,646)	170	0317
㉜国際連合地雷対策支援信託基金（UNMAS）拠出金（任意拠出金）（平成 8 年度）	UNMAS への拠出金は以下の支援に用いられる。 1　地雷等埋没状況調査 2　地雷回避教育支援 3　地雷除去支援 4　武器の安全管理 5　地雷被害者の社会復帰支援 6　地雷の脅威なき世界への啓発 UNMAS を通じた我が国の貢献は、地雷の除去等、紛争からの復興に欠かせない支援であり、地球規模課題の解決のための我が国のリーダーシップの発揮につながるものである。				2 3
	939 (939)	236 (236)	524 (524)	7	0319

㉝国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金（任意拠出金） （昭和 28 年度）	本拠出金は、ガザ地区、ヨルダン川西岸、ヨルダン、レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民に対する救済事業のために使用されている。 本件拠出は、教育、医療・保健、救済（住宅改善支援など）等を通じてパレスチナ難民の人道状況の改善に寄与するとともに、我が国が重点外交政策として推進する「人間の安全保障」の実現、中東地域の安定、中東諸国との良好な外交関係の維持に寄与する。				2 3
	2,764 (2,764)	2,668 (2,668)	3,694 (3,694)	176	0320
㉞国際連合人道問題調整事務所（OCHA）拠出金（任意拠出金） （昭和 53 年度）	OCHA は、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用できるよう支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また、統一アピールの作成、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を 24 時間インターネット上で迅速に配信するリリーフウェブの運営、国際人道問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており、国際機関や NGO など様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、OCHA によるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。本拠出金は、OCHA の活動を支援するものである。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う OCHA の活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				2 3
	621 (621)	609 (609)	688 (688)	101	0326
㉟中央緊急対応基金（CERF）拠出金（任意拠出金） （平成 20 年度）	中央緊急対応基金（CERF）は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機（いわゆる「忘れられた危機」）への対応を可能にすることを主な目的としている。CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。 具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、CERF 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、同事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となる。 同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な人々を支援する。				2 3
	152 (152)	75 (75)	29 (29)	14	0328
㊱アジア生産性機構（APO）拠出金 （昭和 36 年度）	APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和 36(1961)年に設立された地域国際機関である。本拠出金は、持続可能性を踏まえた生産性向上に係る指針をとりまとめ、地域・国際社会の生産性向上に係る取組を強化するための活動経費に充てられる。 本拠出を通じ、我が国が優位性を持つ技術・製品の加盟国等への紹介・導入を促進し、加盟国・地域の持続可能性も踏まえた生産性向上を通じた発展に寄与する。				3
	20 (20)	13 (13)	13 (13)	11	0338
㊲経済協力開発機構（OECD）開発関連拠出金	本拠出金は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に貢献する OECD/DAC（開発援助委員会）の活動に充てられる。 本拠出金を通じて援助政策を専門的に議論し、援助に関する国際ルールの策定、ODA 実績集計、相互レビューの実施等を通じ、援助に関する国際的な潮流を決める重要な役割を担っている DAC の活動に参画することで、日				1 2 3 4

（平成７年度）	本の重要政策を国際的な援助潮流に反映させる。				
	12 (12)	12 (12)	8 (8)	9	0342
㊳国際開発教育・研究機関拠出金（任意拠出金） （昭和45年度）	本拠出金は、リモートセンシング・地理情報（RS－GIS）を専攻する学生（博士・修士）に対して奨学金を付与するものである。東南アジア地域において、知名度が高く、人脈・機材・知見の面での蓄積と高い教育レベルを有し、日本との豊富な連携実績のあるアジア工科大学（AIT）を支援することにより、同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。特に、近年重要性を増しているリモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東京大学やJAXAとの連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科（修士・博士課程）と研究センターを擁することから、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するとともに、我が国がASEANとともに進めている「日・ASEAN防災協力強化パッケージ」等の防災対策、AITが注力する気候変動や海洋プラスチック汚染などの環境問題への対応に資する。				1 3
	12 (12)	9 (9)	7 (7)	7	0343
㊴国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）拠出金（任意拠出金） （昭和63年度）	国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）は、自然災害・緊急災害時の被災者及び難民等に対する救援活動、災害時の各国赤十字・赤新月社間の調整や国際救援活動の指揮等を行う。また、IFRCは現地の赤十字・赤新月社の協力を得て活動するため、政治的または治安上の理由によりアクセス困難な地域でも草の根レベルでの迅速な対応を行っている。 IFRCを通じた我が国の支援により、平和と安定の促進を図り、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				2 3
	0 (0)	2,712 (2,712)	883 (0)	867	0351
㊵アジアパシフィックアライアンス拠出金 （平成25年度）	アジアパシフィックアライアンス（A-PAD）は、平成24年10月に日本のNGOが主導して設立された（CEOは大西健丞氏（ピースウィンズ・ジャパン代表理事等））。現在、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、スリランカ及びバングラデシュの６か国が加盟し、各国にNGOや企業等複数のセクターからなる「ナショナル・プラットフォーム（NP）」が構築されている。本拠出金によって、アジア太平洋地域において災害が発生した際、各国のNPが協働・連携し、即時に出動、捜索活動や被災者支援等緊急人道支援活動を迅速かつ効果的に実施する。平時においては、各メンバー国NPの強化、NP間の連携促進、アジア各国においてNPを構築するためのアウトリーチ活動、域内における人材育成・能力強化事業等を行う。 A-PADを通じた我が国の貢献は、アジア太平洋地域における災害発生時、A-PADに参加する各国のNPが、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築に寄与しており、我が国の外交の柱の一つである防災を含む地球規模課題への取組や持続可能な開発目標（SDGs）達成への取組にも合致する。				3
	104 (104)	94 (94)	170 (169.4)	95	0356
㊶シリア復興信託基金拠出金 （平成25年度）	本拠出金は、実施団体を通して水・衛生、医療・保健、エネルギー、教育、食料、及び廃棄物管理などの基礎サービスの提供及び提供主体を強化するために使用される。 本基金を通じて、紛争により人道危機に直面しているシリア国内の人々に対し、緊急・人道的な支援を実施し、同国民の生活状況を改善することに寄与する。				2
	0 (0)	243 (243)	1,009 (1,009)	0	0359
㊷国際連合開発計画	本拠出金は、UNDPが管理するアフガニスタン法秩序信託基金（LOTFA）を通じてアフガニスタンの警察官の給与支援、警察官の訓練等に貢献し、同国				2

(UNDP)拠出金(LOTFA)(平成 20 年度)	の治安維持能力の向上を図ることを目的とする。 アフガニスタンの安定のためには、アフガニスタン治安部隊の整備と能力強化が不可欠であり、本拠出金を通じた支援は、同国の治安維持能力を向上させ、地域のみならず国際社会全体の安定、ひいては我が国の安定と繁栄に資する。				
	8,500 (8,500)	6,990 (6,990)	8,200 (8,200)	0	0362
㊸経済協力開発機構・開発センター分担金(平成 28 年度)	本分担金は、OECD 開発センターの運営経費及び各種事業経費に充てられる。 本拠出を通じ、先進国、新興国及び途上国を包摂する主要な政策対話のプラットフォームである開発センターと連携し、運営委員会やハイレベル会合等の重要会議への出席を通じて同センターの予算や事業内容等の意思決定に関与することで、日本のプレゼンスの強化を果たすとともに、セミナーの開催や各種政策文書へのインプットを通じ、質の高いインフラ等の日本が重視する政策の国際社会への更なる浸透に寄与する。				1 2 3 4
	143 (143)	136 (136)	138 (138)	157	0363
㊹コロンボ計画拠出金(平成 28 年度)	コロンボ計画は、昭和 26 (1951) 年に設立された ASEAN(除カンボジア)及び SAARC (南アジア地域協力連合) 諸国等の 27 か国が参加する国際開発機関である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、一部活動をオンライン実施するとともに、実施団体の追加等により活動を加速化している。 南南協力を積極的に推進するとともに麻薬対策を始めとする地球規模課題の取組に向けた地域の連結性強化に取り組むコロンボ計画を通じ、ミンダナオ島を含むフィリピンにおける薬物使用障害患者の治療・社会復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用がテロ組織の資金源となることを抑制し、同国の治安改善に寄与する。				2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0365
㊺グローバル譲許的資金ファシリティ(GCFF)拠出金(任意拠出金)(平成 29 年度)	本拠出金は、世銀が実施する、難民を大量に受け入れる中所得国に対する社会的支援事業を通じ、難民及び受入れコミュニティー双方が裨益する支援に充てられる。具体的には、基礎的サービス支援 (教育・保健等)、経済機会拡大支援 (雇用創出、投資誘致等)、インフラ整備支援などを行っている。 これにより、人間の安全保障の達成という我が国の政策目標の実現に寄与する。				2 3
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0368
㊻経済協力開発機構・開発センター拠出金(平成 30 年度)	本拠出金は、OECD 開発センターに日本人職員を１名派遣し、G20 大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20 原則」の普及・実施に係る活動を行う費用に充てるものである。 G20 原則を考慮した質の高いインフラ投資の重要性を訴えることで、途上国の新型コロナウイルスからの中長期的な復興の実現につなげ、G20 原則が先進国・途上国双方から遵守すべき国際スタンダードとして認められ、質の高いインフラ事業の促進につながるような国際環境を醸成することに寄与する。				1 2 3 4
	30 (29)	28 (28)	21 (21)	20	0370

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅵ－２　地球規模の諸問題への取組

令和３年度事前分析表

（外務省３－Ⅵ－２）

施策名（※）	地球規模の諸問題への取組
施策目標	グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため、SDGs に係る以下の取組を推進する。 １　人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。 ２　国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。
目標設定の考え方・根拠	人間一人ひとりに着目し、その保護と能力強化を通じて、個人が持つ豊かな可能性を実現し、包括的な対処とさまざまな活動主体間の連携を促すことで、豊かで持続可能な社会の実現を目指す人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処する上で、従来の国家を中心とした枠組みにとらわれない有効なアプローチであるだけでなく、誰一人取り残さない社会の実現を目指す SDGs の実施にも貢献するものである。 地球環境問題、気候変動問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。 ・開発協力大綱（平成 27 年２月 10 日　閣議決定） ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定） ・平和と健康のための基本方針（平成 27 年９月 11 日　健康・医療戦略推進本部決定） ・持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版（令和元年 12 月 20 日　持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） ・SDGs アクションプラン 2021（令和２年 12 月 21 日　持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	58	76	115	108
		補正予算(b)	0	0	58	
		繰越し等(c)	0	△11	11	
		合計(a＋b＋c)	58	65	184	
	執行額(百万円)		38	36	81	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	26,977	26,787
		補正予算(b)	－	－	87,707	
		繰越し等(c)	－	－	0	
		合計(a＋b＋c)	－	－	114,685	
	執行額(百万円)		－	－	113,836	

政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施予定時期	令和５年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

１「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（2030 アジェンダ）の推進を通じて、日本独自の「SDGs モデル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。

２我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。

３人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)（注）の実現に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、Gavi やグローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。

（注）全ての人が負担可能な費用で質の確保された保健サービスを受けられ、経済的リスクから保護されること。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第３回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 29 年６月９日）
・第 72 回国連総会サイドイベント「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」安倍総理大臣冒頭スピーチ（平成 29 年９月 18 日）
・第 72 回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説（平成 29 年９月 20 日）
・「UHC フォーラム 2017」における安倍総理大臣スピーチ（平成 29 年 12 月 14 日）
・第４回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 29 年 12 月 26 日）
・第５回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 30 年６月 15 日）
・第 73 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 30 年９月 25 日）
・第６回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 30 年 12 月 21 日）
・第７回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（令和元年６月 21 日）
・「国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）ハイレベル会合」における安倍総理大臣スピーチ（令和元年９月 23 日）
・「SDG サミット 2019」における安倍総理大臣スピーチ（令和元年９月 24 日）
・第 74 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(令和元年９月 24 日）
・第８回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（令和元年 12 月 20 日）
・グローバル・ワクチン・サミット 2020 における安倍総理大臣スピーチ（令和２年６月４日）
・第 75 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（令和２年９月 26 日）
・国連新型コロナ特別総会における菅総理大臣スピーチ（令和２年 12 月４日）
・第９回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における菅総理大臣発言（令和２年 12 月 21 日）

測定指標１－１　持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献　＊

中期目標（--年度）

新型コロナウイルス感染症の拡大の中、「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。

令和３年度目標

１　令和３年度は国連ハイレベルフォーラムにおいて SDGs に関する自発的国家レビューを提出予定であり、こうした取組も活用しつつ、あらゆるステークホルダーと一層連携し、SDGs の達成に向けた取組を加速化する。

２　国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、SDGs 達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症は人間の安全保障に対する危機であり、SDGs の達成に向けた取組を強化し、人間の安全保障を実現していくことの重要性は非常に高まっている。

そのため、日本が開発協力の指導理念として掲げる人間の安全保障の推進に貢献する実績を測るこ

とは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標１－２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進　＊

中期目標（--年度）

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。

令和３年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

１　人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。

２　人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを５件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について３つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。

３　人間の安全保障の概念の再活性化に向けた NY における国連でのフレンズグループの動きや、国連開発計画（UNDP）と協力して進めている人間の安全保障特別報告書プロセスとも連携の上、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人間の安全保障ユニットによる国際機関内での同概念の主流化と同基金を通じたプロジェクトの推進状況を測ることは、人間の安全保障の概念の普及の進捗を把握する上で有益であるため。

人間の安全保障の概念の普及には、諸国際機関に対する同概念の主流化の取組と、予算規模に対して妥当とされる５件以上の案件実施が同概念を着実に普及する上で必要である。また、広報案件を除く全ての案件については、人間が直面する複合的な課題には複合的に対処すべきという人間の安全保障の理念を踏まえ、国連機関を始めとした固有の機能を有する３つ以上の国際機関による共同実施を確保する必要があるため。

また、令和３年には、人間の安全保障の概念の再活性化に向けた国連におけるフレンズグループの動きや人間の安全保障特別報告書作成といった様々な取組が予定されているところ、これらと連携しつつ、人間の安全保障基金の活用を図ることは、人間の安全保障の概念の主流化を促進する上で重要かつ有効であるため。

測定指標１－３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進　＊

中期目標（--年度）

人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、以下の取組を実施する。

１　国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。

２　新型コロナ感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に向け、二国間や国際保健機関を通じた支援を推進する。

令和３年度目標

１　国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。

２　新型コロナ感染症の収束に向けて、ワクチン・治療・診断の開発、生産及び公平なアクセスの確保のため ACT（Access to COVID-19 Tools）アクセラレータ（新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬・診断の開発・生産・公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組み。WHO ほかが提案し、日本を含む８か国及びゲイツ財団が共同提案し発足）等の国際的な枠組みへの支援を推進する。また、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。

３　WHO を中心とする国際保健の枠組みの検証・改革へ積極的に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

これまで我が国は、国際社会における UHC の達成に向けた取組の推進を主導してきており、本分野で我が国のプレゼンスの維持・増大に向けて、引き続き UHC を測定指標の中心に据えることは有意義である。また、国際的な新型コロナ感染症対策や WHO の検証・改革は、現下の国際社会における主要な課題であり、これらの分野における我が国の貢献を目標に据えることは、時宜にかなっており自然である。

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）	
（出典：国連作成文書）	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務 (平成 23 年度)	日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関等との調整、地球規模課題政策を進めるのに必要な会議の開催、人間の安全保障を含む地球規模課題政策に関するシンポジウム等の開催、国際会議への出席・意見交換等の実施、人間の安全保障に係る様々な調査を通じた今後の活動方針の作成等を行う。 これらの活動により、経済・経済協力・社会分野における国際機関に関する政策立案、教育・防災分野等の援助政策の推進、効果的な持続可能な開発のための2030アジェンダ及び人間の安全保障の理念の普及を進め、施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-2
	39 (23)	36 (22)	44 (14)	30	0163
②人間の安全保障の実施と理念の普及 （　＊　）	我が国が主導して平成11（1999）年に国連に設置した人間の安全保障基金等を活用して、人間の安全保障の理念の普及と実施を推進する。実践面においては、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が共同して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。また、理念の普及面においては、本基金を運営する国連人間の安全保障ユニットは、国連が主催する国際会議等の場において人間の安全保障の主流化を促進するためのセミナーやワークショップを開催している。 上記取組により、その生活が恐怖と欠乏に脅かされている人々を保護し、能力強化事業を通じて尊厳をもって生きることができるような社会づくりに貢献する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても、人間の安全保障の理念の普及を促進する上でも重要な役割を担う。				1-1 1-2 1-3
	－	－	－	－	－
③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進・感染症対策 （　＊　）	UHC の推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行う。また保健に係る国際的議論を通じ、UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進する。 上記取組により、 UHC 及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。				1-3
	－	－	－	－	－

④国連地名専門家会合グループ・エクソニム作業部会本邦開催経費（令和２年度）	平成 29 年に国連地名専門家グループ(UNGEGN)のエクソニム(外生地名)作業部会の座長に就任した日本人専門家の下で、令和３年５月に開催される UNGEGN 会合に先立って地名標準化関連の国際シンポジウムを日本で開催し、ジャイアール UNGEGN 議長が基調講演を行う（対面とオンラインのハイブリッド形式）。 日本での同シンポジウムの開催を通じ、地名に関する技術的な議論に貢献し、UNGEGN での日本のプレゼンスの強化に寄与するとともに、地理空間情報の活用による SDGs の達成に向けた取組に寄与する。				1-1
	―	―	6 (1)	0	0164
⑤成長のための栄養サミット（令和２年度）	栄養サミットは、オリンピック・パラリンピックのホスト国が開催する、国際的な栄養改善に向けた取組を促進する会合。平成 25 年のロンドンでの栄養サミットでの成果文書に示された栄養改善目標の終了年となる令和２年、我が国において、東京栄養サミットを開催し、過去の成果をレビューし、令和２年以降のコミットメントを取りまとめることが国際的な強い要請となっている（注：同サミットの開催は令和３年 12 月に延期された）。 東京栄養サミットを通じ、政府、民間ほか国内外の幅広い関係者を動員し、世界の栄養課題解決に向けた効果的な行動計画及び国際的な協力体制の構築を目指すものであり、SDGs、UHC 双方の推進に寄与する。				1-1 1-3
	―	―	39 (0)	60	0165
⑥エスカップ基金(ESCAP) 拠出金（任意拠出金）(昭和 52 年度)	国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）は、国連経済社会理事会の地域委員会の１つであり、アジア太平洋地域各国における経済・社会・環境等に関する問題を解決するため、多様な会合やワークショップ等の開催や、他の国際機関等との連携による事業の実施等により、各国における開発や、政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に寄与している。 エスカップ基金（JECF）への拠出を通じて、我が国が重視する防災や障害者支援に関する事業について、我が国の意向を反映した形で実施することを目的とする。 本拠出金による JECF を通じた支援の対象は、ESCAP が行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業であり、これらは、SDGs を推進し、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。				1-1 1-2
	3 (3)	133 (133)	3 (3)	2.68	0288
⑦国際連合工業開発機関（UNIDO）分担金（昭和 62 年度）	UNIDO の運営費、人件費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出（通常予算）に対する分担金を負担。UNIDO は、（１）開発途上国における工業化政策、工業計画の立案、企画等についての助言及び勧告、（２）専門家派遣による開発途上国での直接技術指導、（３）開発途上国の工業化推進に必要とされる先進国資本及び関連技術の斡旋、（４）開発途上国の研究、技術開発等に対する機材供与、（５）工業技術、投資、財政、生産、経営計画立案に関する資料収集、分析及び情報交換の促進、（６）民間企業を含めた専門家会議、研究、討論会等の開催を実施。 開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国際機関である UNIDO に対する加盟国としての義務を果たし、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。また、日・UNIDO 間のパートナーシップを強化し、人間の安全保障、アフリカ支援、環境・気候変動等我が国が重視する政策を協力して推進するとともに、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用や海外事業展開、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。				1-1 1-2
	1,324 (1,324)	1,147 (1,147)	1,142 (1,142)	1,006	0291

⑧国際連合児童基金(UNICEF)拠出金 (昭和 27 年度)	UNICEF は子どものための活動（教育、保健、衛生、子どもの保護等）を専門とする唯一の国連の支援機関。世界の子どものために、保健（新型コロナウイルス感染症への対応を含む)、HIV／エイズ、水・衛生、栄養、教育、子どもの保護等の分野において、自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く活動し、政策の提言、立案、実施等を支援する。UNICEF は、持続可能な開発目標（SDGs）の多くの分野をカバーし、我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。 我が国は、UNICEF に対する拠出を通じ、全ての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献する。 これは、SDGs の推進のみならず、UNICEF の高い知名度をいかした我が国の国際社会におけるプレゼンスの強化、日本企業との連携促進、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。				1-1 1-2
	7,967 (7,967)	11,028 (11,028)	20,332 (20,332)	2,046	0313
⑨世界エイズ･結核･マラリア対策基金拠出金 (平成 13 年度)	途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症による感染、死亡の削減に持続可能で適切な貢献を行い、支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、また、保健システムを強化する。グローバルファンドは、我が国が二国間援助を提供しづらい紛争地域も含めた約 120 の国と地域に対して支援を行い、三大感染症対策における国際支援に占めるグローバルファンドの割合は、エイズ 21%、結核 73%、マラリア 56%であり、開発途上国に対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢献は、こうした三大感染症対策及び保健システムの強化のための活動を通じ、SDGs の達成及び国際保健分野における我が国のプレゼンスの向上に寄与しており有意義である。 加えて、グローバルファンド は、感染症対策専門の国際機関としての実績を活かし、新型コロナ対策においても重要な取組を実施している。コロナによる三大感染症対策事業の中断や遅延などの負の影響を緩和するための対応や、低中所得国へのコロナの診断機器や治療薬、個人防護具の調達・供給を支援。また、コロナ対応のための多国間協力枠組みである ACT アクセラレータの創設メンバーとして、診断・検査部門及び保健システム強化部門を主導しており、国際的なコロナ対応に大きく貢献している。				1-1 1-3
	39,000 (39,000)	45,306 (45,306)	19,996 (19,996)	8,000	0315
⑩国際連合開発計画(UNDP)拠出金(コア・ファンド) (昭和 41 年度)	UNDP は、国連内で開発に携わる計 34 機関からなる国連持続可能な開発グループの副議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。UNDP は、持続可能な開発目標の実施、人間の安全保障の推進、防災・女性等、我が国が重視する地球規模課題の解決に向けて大きな役割を担っていることから、我が国は UNDP への拠出を通じて、開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に、UNDP に対する発言力・影響力を確保することを目的とする。 UNDP は、あらゆる形態の貧困を根絶し，持続可能な開発に向けて構造的変革を加速し，災害や紛争、感染症などの危機やショックへの対応を強化することを重点目標として，130 以上の国・地域事務所を通じ，170 か国・地域で活動している。 UNDP コア・ファンドは UNDP の通常財源であり、特に後発開発途上国における貧困撲滅や持続可能な開発目標実施等のための開発活動経費、及び本部・地域事務所・国事務所の運営費や人件費等に充当される。 これらは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1 1-2
	7,160 (7,160)	7,102 (7,102)	7,244 (7,244)	6,822	0316
⑪国際連合人口基金	本拠出金は、UNFPA の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられる UNFPA コア・ファンド並びに多数国間または地域的規模で				1-1 1-2

(UNFPA) 拠出金 (昭和 46 年度)	活動する人口開発分野の NGO 等の活動を支援する「インターカントリーな NGO 支援信託基金」に用いられる。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標（SDGs）の達成にとって重要であり、この分野の主導的国連機関である UNFPA を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV／エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成にも資するものであり、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指す。また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力にとどまらず、ライフサイクルという視点から少子高齢化対策にも取り組む。これらは、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。加えて、コロナ禍において女児・女性への影響が深刻化(避妊具にアクセスできない女性 4,700 万人、望まない妊娠 700 万人、ジェンダーに基づく暴力が 3,1000 万件増加／UNFPA 推計)することが予測される中、UNFPA はリプロダクティブ・ヘルス(RH)サービスの継続と医療従事者の保護、GBV(ジェンダーに基づく暴力)対策、避妊具及び周産期医療用物品の確保、の３つの戦略に基づく緊急対応を実施しており、日本の新型コロナウイルス対策の重点分野である（２）将来の健康危機への備えにも資する保健システムを強化し、（３）より幅広い分野での健康安全保障を確実にするための国際的な環境を整備するという目的に寄与している。				1-3
	3,259 (3,259)	2,984 (2,984)	4,016 (4,016)	1,786	0318
⑫国際農業研究協議グループ(CGIAR) 拠出金（任意拠出金） (昭和 46 年度)	CGIAR は国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産、生産性改善を図ることにより、途上国の住民の福祉向上を図ることを目的として設立。 CGIAR 傘下の各研究センターは、開発途上国の経済発展・福祉向上のための国際農業（林業、水産業を含む）研究を実施しており、本事業は、研究センターに対し、我が国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠出を実施。具体的には、一国では対応が困難な気候変動や生物多様性等の横断的政策課題を重視しつつ、農作物の遺伝資源の保存・評価、適正な品種の開発・提供、病虫害対策、水資源等の天然資源の管理・保全、食料・農業政策形成のためのデータ分析提供、開発途上国の農業研修等を実施。その際、JICA や我が国民間セクターとの連携や、我が国研究者の参画を重視。 我が国は、設立以来、アジア先進国代表の理事国として、CGIAR の組織運営にも主導的に関与しており、我が国重点事項の組織全体の方針への反映を図りつつ、各組織運営に必要な活動のための拠出を実施。CGIAR 傘下の研究センターには、日本人の若手・女性研究者の派遣を推進。 CGIAR を通じ、我が国が重視する政策内容を反映しつつ、各国の農業研究機関、民間セクター、NGO 等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業（林業、水産業を含む）研究を促進することに寄与している。(Science 誌の試算方法によると、我が国の研究者が貢献した「緑の革命」（コメ、小麦の品種開発）の経済効果は、平成 12（2000）年時点で約 5,000 億円とされるように、農業研究を通じた技術革新には、大きな経済的潜在価値がある。) 同機関への拠出は、我が国の重視する食料安全保障や栄養改善に直結する食料増産や開発途上国国民の健康・栄養状況の改善に貢献しており、今後の東京栄養サミット開催に向けて、栄養分野や国際開発研究分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、本拠出金を通じて農林水産分野に関連する気候変動、栄養改善、生物多様性等の横断的課題に対応することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1
	203 (203)	442 (442)	382 (382)	97	0321
⑬国際家族計画連盟	本拠出金は、世界約 170 か国において約 140 の加盟協会を有し、人口、リプロダクティブ・ヘルス分野でコミュニティに根ざす活動を行う IPPF の活動の				1-2 1-3

(IPPF)拠出金 (昭和 44 年度)	根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられる IPPF コア・ファンド及びコミュニティ・レベルで、特に脆弱層に対して包括的・統合的な HIV 及び性と生殖に関する健康サービスや母子保健支援を行う「HIV／リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に用いられている。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標(SDGs)の達成にとって重要であり、IPPF を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画を含む性と生殖に関する健康サービスの提供、性感染症や HIV／エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成に資するものであり、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指す。また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力に取り組んでおり、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。また、新型コロナウイルス流行下の移動制限等に伴う基礎的保健医療サービスへのアクセスの遮断により、低・中所得国において、５歳未満の子どもや妊産婦死亡の増加が推測される中、IPPF の加盟協会は、主に脆弱層を対象に必須医療サービスであるリプロダクティブヘルスサービスへのアクセス改善に継続的に取り組んだほか、新型コロナウイルス検査実施や予防活動を活動に組み入れるなどして、UHC の達成に大きく貢献している。				
	768 (768)	679 (679)	658 (658)	301	0322
⑭人間の安全保障基金拠出金 (平成 12 年度)	人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とする「人間の安全保障」は我が国外交の重要な柱であり、国家安全保障戦略や開発協力大綱において明記されている。人間の安全保障基金は、具体的な事業を通じて国際社会における人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を目標とする。国際社会において唯一「人間の安全保障」の名を冠した基金である。 人間の安全保障基金は、人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を支援するため我が国が主導して平成 11 年に国連に設置したマルチドナー信託基金。理念の実践部分については、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が連携して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。プロジェクトは主として、人間一人ひとりの保護（プロテクション）と能力強化（エンパワーメント）という相互補強的な二本柱に基づく枠組みによって推進される。理念の普及については、同基金を活用した広報資料の作成と発信、セミナー等の開催を支援する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。 同基金への拠出を通じ、「人間の安全保障」の知名度を高めることは、同概念を重視する日本のイメージと直結し、国連及び国際開発分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、グローバル化が進み、世界の国々の相互影響と依存の度合が急速に高まる中、本拠出金を通じて紛争やテロ、貧困、感染症、環境汚染や気候変動といった様々な脅威に統合的に対応することは、日本を取り巻く国際環境を安定的なものとし、日本自身の平和と繁栄の維持に資する。				1-1 1-2
	988 (988)	767 (767)	599 (599)	569	0323
⑮Gavi ワクチンアライアンス拠出金 (平成 23 年度)	Gavi ワクチンアライアンスは、平成 12(2000)年に設立され、開発途上国を対象に、以下を目標とし、活動を行っている。 ①ワクチンの導入と規模拡大（支援対象疾患を 13 種類から 18 種類に拡大） ②予防接種の公平性促進のための保健システム強化（ワクチン未接種の子どもを減らすための取組の強化） ③予防接種事業の持続可能性の改善（自己資金によるワクチン事業の促進支				1-1 1-2 1-3

	援） ④ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成（ワクチン価格の適正化、途上国ニーズの高いワクチン開発等 Gavi ワクチンアライアンスを通じた我が国の貢献は、予防接種率の向上を通じ、子どもたちの命と人々の健康を守ること、ひいては持続可能な開発目標達成に寄与するものであり、日本が重視する人間の安全保障やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与する。 途上国を含めた世界全体における新型コロナワクチンへの公平なアクセスを確保するための国際的な枠組みである COVAX ファシリティの事務局として運営の中核的役割を担う。我が国は、新型コロナ感染症の収束のため、途上国を含めたワクチンへの公平なアクセスの確保が不可欠であるとの観点から、Gavi が事務局を務める COVAX ファシリティを通じたワクチン供給支援を重視している。				
	2,131 (2,131)	2,073 (2,073)	15,413 (15,413)	1,080	0324
⑯国際連合人間居住財団（UN-HABITAT）拠出金（任意拠出金） （昭和 59 年度）	UN-HABITAT は、人口増大と共に深刻化している途上国の都市化及び居住問題（スラム対策等）等の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり、本拠出は、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋地域本部（福岡本部）の活動を支えるためのものである。また、本活動は、九州北部を中心に居住環境に資する技術やノウハウを有する我が国の民間企業（特に中小企業）等と連携を図っている。 同機関への拠出は、世界各地におけるプロジェクトの実施支援を通じ、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興等、人間居住に係る課題の改善に貢献するものであり、これらの自然災害、紛争、貧困、環境汚染といった様々な脅威に対応することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1
	1,601 (1,601)	1,276 (1,276)	2,239 (2,239)	8	0325
⑰初等教育関係（GPE）拠出金 （平成 19 年度）	教育は他者や異文化への理解を育み、平和を支える礎となるもので、我が国の重要外交課題である人間の安全保障を推進するために不可欠な分野。教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）（旧称 FTI）は世銀主導で設立された教育分野での唯一の国際的な支援枠組みであり、持続可能な開発目標（SDGs）の教育分野の目標（ゴール４）を全ての国が達成できるよう、支援対象国（低所得国を中心とした 68 か国）が策定する教育セクター計画に基づき、GPE 基金（ドナーからの拠出金）から資金援助を行うとともに、各種能力構築支援を実施。 我が国は GPE への拠出を通じ、低所得国や紛争国等における主として初等教育の普及改善・学習環境の改善に貢献し、人間の安全保障の推進に貢献するものであり、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1
	361 (361)	91 (91)	785 (785)	75	0327
⑱国際連合地域開発センター（UNCRD）拠出金 （昭和 46 年度）	地域開発に関する総合的機能を持った機関として、開発途上国における地域開発の能力向上を実施。特に我が国も重視する環境に配慮した地域開発の観点から、環境省と連携して環境的に持続可能な交通（EST）、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）、地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ(IPLA)について、アジア太平洋地域における政策の合意形成を図ることを目的とした事業を実施。 具体的には以下の事業を実施する UNCRD の維持・運営を支援する。 １　開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修 ２　研修用の教材開発を兼ねた調査研究 ３　政策フォーラムの開催 ４　政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 ５　関連する情報交流のネットワークの確立 こうした取組は、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課				1-1

	題を解決するという政策目的に合致する。				
	85 (85)	77 (77)	77 (77)	116	0330
⑲国連防災機関(UNDRR)拠出金 (平成16年度)	UNDRRは、防災に特化した唯一の国際機関であり、国際防災協力を推進している。具体的には、第２回国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担ってきた。兵庫行動枠組(HFA)は各国がその実施を要請されており、UNDRRはその実施を支援するとともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。また、その後継枠組みに当たる「仙台防災枠組2015-2030」は、平成27年３月に仙台市で開催された第３回国連防災世界会議において、コンセンサスで採択された。我が国は、防災大国としての経験・知見をいかし、国際防災協力を積極的に進めつつ、同事務局の活動を支援している。 UNDRRを通じて、以下の活動を実施することにより、主に途上国における災害による被害の軽減に寄与する。 １　第３回国連防災世界会議（於：仙台）で採択された国際的な防災指針である「仙台防災枠組2015-2030」の推進及びそのフォローアップ ２　各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、有識者等の協調・連携強化 ３　防災に係わる知識・情報の共有（「世界津波の日」の世界各地における普及啓発活動を含む） UNDRRへの拠出を通じ、これらの防災の取組に貢献することは、防災先進国である日本に対する国際社会からの期待に応え、国連及び国際社会におけるプレゼンスの向上につながっている。また、気候変動の影響により災害が激甚化している中、本拠出金を通して、防災の意識を高め、防災の取組を推進することにより、我が国の重視するSDGsの達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1
	485 (485)	485 (485)	494 (494)	485	0337
⑳国際連合ボランティア計画拠出金(日本UNV協力事業) (平成6年度)	国際的なボランティアの動員及びボランティア活動の推進を通じて途上国の平和と開発への貢献を目的として設立されたUNVの活動を支援するとともに、日本人に国連ボランティアとして途上国の国連諸機関の事務所等で勤務する機会を提供し、我が国の顔の見える支援を行うことを目的とする。 途上国において、その国の政府または国際機関等が実施する各種の人道・開発支援活動に対し、日本人の国連ボランティアを派遣（ボランティア派遣のための経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ)。 我が国のSDGsの推進、取り分け防災、保健、女性等、国際的な関心が高まっている支援分野において、本拠出金により専門性を有する日本人をUNVとして派遣することで、国際社会における我が国のビジビリティを一層強化することは、我が国の重視するSDGsの達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1
	19 (19)	12 (12)	9 (9)	0	0339
㉑国際連合開発計画(UNDP)拠出金(パートナーシップ基金) (平成15年度)	国連持続可能な開発グループ（開発関連32機関で構成）の副議長を務め、開発分野の中核的機関であるUNDPの高い専門的知見、経験、グローバルなネットワークを活用し、各国・地域において我が国の二国間援助を補完し、また、相乗効果を生み出す事業を実施する。日・UNDPパートナーシップ基金は、我が国がUNDPとの効果的かつ効率的なパートナーシップの強化を目的として、平成15（2003）年に設置したもので、特に、我が国が重視する開発課題や事業に対して使途を特定する形で拠出するもの。本基金は日本からの拠出のみによって運営されており、特に、UNDPの日本人職員が形成・管理する事業を中心に実施することで、国際機関における我が国のビジビリティを向上させ、日本人職員の増強に貢献し、もって日本とUNDPとのパートナーシップを強化する。 我が国とUNDPとの共通の重点分野である、持続可能な開発目標(SDGs)の達				1-1 1-2

	成、人間の安全保障、防災、女性のエンパワーメント、ガバナンス、危機対応・復興等の案件を効果的かつ効率的に実施する。特に、UNDP の日本人職員が形成・管理する事業を主に実施しており、これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。				
	7,977 (7,977)	6,528 (6,528)	216 (216)	191	0344
㉒世界蔬菜センター(WorldVeg)拠出金 (昭和 46 年度)	世界蔬菜センター（アジア蔬菜研究開発センターから平成 20（2008）年に改称。略称は WorldVeg を維持）は、開発途上国の貧困削減のため、蔬菜（野菜）類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事業を行う国際機関である。WorldVeg による以下の活動及びこれを支える WorldVeg の運営経費を支援する。 （１）研究活動（品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究）、（２）現場出張サービスプログラムの実施、（３）遺伝資源の保存、（４）種子の配布、（５）開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、（６）訓練コースによる研修生教育、（７）情報提供サービス等。 本事業は、WorldVeg の事業を支援することにより、環境に配慮しつつ、開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図り、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献する。また、事業実施においては、我が国民間セクターが参画し、WorldVeg が保有する遺伝資源等を活用した研究を行っており、我が国民間セクターの海外事業展開にも貢献する。 同機関への拠出は、栄養価の高い野菜を中心とした開発途上国国民の健康・栄養状況の改善に貢献しており、我が国の重視する食料安全保障や栄養改善に直結し、栄養分野や国際開発研究分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、この先の東京栄養サミット開催に向けて、栄養改善に対する関心が高まるなか、栄養価の高い野菜を専門分野とする WorldVeg に支援することは、栄養改善に対して我が国があらゆる方面から網羅的、積極的に貢献していることを国際社会にアピールすることにつながる。				1-1
	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0	0345
㉓国際連合訓練調査研究所(UNITAR)拠出金（任意拠出金） (昭和 40 年度)	UNITAR は訓練や研修に特化した唯一の国連専門機関であり、国連・専門機関職員や開発途上国の行政官等への訓練・研修を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする（UNITAR はジュネーブ本部のほか、ニューヨークと広島に事務所を設置）。 UNITAR は SDGs の推進を最大の目標に掲げ、SDGs の４つの柱（①People、②Prosperity、 ③Planet 及び④Peace）に沿って、様々な地球規模課題の政策決定に係る企画・立案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関する訓練、研修事業等を実施し、途上国等の行政官等の能力向上、人材育成に貢献。毎年約 600 の研修、ワークショップ、e ラーニングコースを実施している。特に、広島事務所では、これらの重点分野を踏まえ、広島の特性・資源をいかした、平和構築、軍縮不拡散、防災等我が国の外交イニシアティブと合致する事業を実施している。 UNITAR のアジア大洋州やアフリカでの活動拠点である広島事務所に対して、広島県等の地方自治体等とともに、その活動の適切な実施を支援することで、防災、核軍縮等我が国の外交政策上の優先事項の推進や広島の地方創生に貢献している。これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。				1-1 1-2
	180 (180)	101 (101)	41 (41)	36	0346
㉔国際連合プロジェクト・サービス機関(UNOPS)拠	アフリカ地域や中東地域等において、国内や周辺国の紛争や自然災害等の影響を受け発生した難民や国内避難民支援、治安の安定化支援等、緊急人道・復興支援を主に実施する。紛争地域等で事業実績を有する UNOPS を活用し、同地域における我が国の二国間援助を補完し、更なる効果を発現する事業を実施する。				1-1 1-2

出金（任意拠出金） （平成 22 年度）	UNOPS は、人道、平和構築、開発支援の分野において、インフラ整備や調達等のサービスを通じ、安全確保や治安維持等の社会安定化に貢献する。 これらの取組に貢献することは、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな課題の解決に取り組み、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。				
	1,994 (1,994)	923 (923)	5,237 (5,237)	―	0352
㉕国際連合工業開発機関（UNIDO）拠出金 （昭和 62 年度）	本拠出金は、開発途上国における工業開発の促進を任務とする国連工業開発機関(UNIDO)の事業に活用される。新型コロナウイルス感染症対策として、タンザニア、ガーナ及びガボンにおいて個人防護服（PPE）及び衛生用品の国内サプライチェーンを強化することにより、新型コロナに対する公衆衛生の向上及び社会強靭性を促進する。また、イラク、イラン、イエメン等において新型コロナの深刻な影響を受けている難民、国内避難民、ホストコミュニティの女性や若者等脆弱な人々を対象に職業訓練や研修等の実施を通じた生計向上・雇用創出に係る支援を行うことにより、新型コロナの社会経済的影響の緩和を図る。 これら事業を通じて、サブサハラ・アフリカ及び中東・北アフリカにおける新型コロナ対策・社会安定化に貢献するとともに、開発途上国の工業生産能力を向上させることに貢献する。また、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用を通じて我が国民間セクターの海外事業展開にも寄与する。 これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。				1-1 1-2
	654 (654)	70 (70)	1,235 (1,235)	―	0353
㉖世界保健機関（WHO）拠出金（任意拠出金） （平成 28 年度）	WHO は、昭和 21（1946）年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章（1948 年４月７日発効）によって設立され、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(憲章第１条)を目的に掲げている。主要事業は、 （１）医学情報の総合調整 （２）国際保健事業の指導的かつ調整機関としての活動 （３）保健事業の強化についての世界各国への技術協力 （４）感染症及びその他の疾病の撲滅事業の促進 （５）保健分野における研究の促進・指導 （６）生物学的製剤及び類似の医薬品、食品に関する国際的基準の発展・向上となっており、我が国は WHO の活動に対し、財政面・人材面から積極的に協力を行っているほか、我が国が実施する技術協力等の現場において、WHO との協調・連携を図っている。平成 28 年のＧ７伊勢志摩サミットで我が国が議長国としてリードした国際保健の更なる発展のために、本拠出金による協力は必要不可欠であり、我が国の国際保健外交戦略に合致する。				1-3
	1,378 (1,378)	470 (470)	0 (0)	0	0354
㉗国際機関評価ネットワーク（MOPAN）拠出金 （平成 26 年度）	国際機関に対する主要な拠出国である MOPAN 参加国(令和３年５月現在 19 か国)が、MOPAN を通じて、合同で国際機関の運営・管理の効率性についてアセスメントを実施している。その結果を、組織の効率を示す５分野 12 指標を基に評点化し、数年ごとに同じ機関に対するアセスメントを繰り返すことによって、改善の経過を追う。平成 26 年まで、年間４～６機関を対象としていたが、平成 27 年から、２年間で 12～14 機関を対象とする体制に移行(主に１年目文献調査、２年目裨益側及び国際機関本部へのインタビュー等)。ただし、平成 31（令和元）年からは再度年間７～10 機関を対象にアセスメントを実施する体制に再移行。 MOPAN アセスメントは、一連の活動を通し、国際機関の組織・運営の効率化を図り、MOPAN 参加国、国際機関、被援助国間の対話を促進することを意図している。MOPAN アセスメントを実施することで、国際機関との対話を促進し、				1-1

	国際機関の組織・運営を改善させ、また、国際機関への拠出について、ドナー国政府が国民に対する説明責任を果たす一助となり、我が国の重視するSDGsの達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				
	14 (14)	14 (14)	24 (24)	24	0356
㉘国際農業開発基金(IFAD)拠出金 (平成27年度)	国際農業開発基金は、開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供することにより、所得が低くかつ食料が不足している地域で飢餓と貧困の撲滅を目標とする国際機関（設立協定第２条）。平成27年度は補正予算により、不測の事態への緊急的な対応として、概要以下の事業を実施。 １　ナイジェリアのサヘル地域を始めとする紛争・テロ頻発地域における人道・テロ対策・社会安定化支援。特に女性と子どもを中心とした国内避難民及び受入れコミュニティに対して、食料へのアクセス改善促進等の支援の実施。 ２　エボラ出血熱の影響を受けているリベリアの農村地域で、種子や用具等の生産用具等の配布や研修を通じた耕作地の復旧を支援するとともに、エボラ出血熱による危機以前に貧困世帯向けに実施されていた商業ベースの米生産や農業販売活動の再開を図るための支援の実施。 上記１の事業については、ボコ・ハラムにより危機的状況にあるナイジェリアの北東部地域における食料・栄養安全保障の向上及び国内避難民と受入れコミュニティの強靭性向上、また上記２の事業については、エボラ出血熱の発生により中断している開発に向けた取組を再開するため、エボラ出血熱の影響を受けているリベリア農村地域の米作農家の生産体制の再構築に寄与する。				1-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0360
㉙国際連合開発計画(UNDP)拠出金（グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)） (平成24年度)	顧みられない熱帯病（NTDs）等の途上国を中心に蔓延する疾病は、先進国において需要が少ない等の理由から、治療薬等の開発が十分になされておらず、また、これら技術を導入するための体制が途上国において構築されていない。そのため、官民連携のパートナーシップであるグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）を通じ、国際的な対応が求められている疾病についての研究開発を促進するための支援を行うと同時に、国連開発計画（UNDP）を通じて革新的な技術・製品がこれらを必要とする途上国の人々にいち早く届けられるよう、医薬品規制当局のキャパシティビルディングなどを行う。 この支援を通じて、途上国における当該疾病の患者、死亡者数の減少に寄与し、日本が重視するユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与する。				1-1 1-3
	1,830 (1,830)	400 (400)	400 (400)	400	0361
㉚ UHC2030拠出金（任意拠出金） (平成28年度)	保健分野の国際連携枠組みである国際保健パートナーシップ（IHP+）は、平成28（2016）年に持続可能な開発目標（SDGs：3.8 UHCの達成)の達成に貢献することを目的として拡大・強化された「International Health Partnership for UHC2030」（略称：UHC2030）に移行し、以下を目標として活動を行っている。 １　政治的なモメンタムの強化 ２　保健システム強化とUHCについての共通理解形成 ３　UHC取組のモニタリング 持続可能な開発目標に定められたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に取り組むことは、人々の活力を高め、国の経済発展に寄与し、社会の安定化につながるものとして不可欠であり、また、感染症等のグローバルなリスクから国民を守る上でも重要である。 これらの取組に貢献することは、「平和と健康のための基本方針」にも記載のある「UHCの実現を目指す」という政策目標に合致する。 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、UHC の達成に向けた取				1-1 1-3

	組の重要性が各国で再認識されている中で、国際社会における取組を長きに亘り主導してきた我が国への期待は大いに高まっている。このような中で、我が国の取組を一層強化し、国際保健分野でのプレゼンスを増大させる上で、UHC2030 の協力は不可欠であり、この点本拠出の有用性は史上最も高まっている。				
	169 (169)	128 (128)	97 (97)	79	0364
㉛国際労働機関拠出金（任意拠出金） （平成 29 年度）	本拠出金は、国際労働機関（ILO）を通じて、急な社会情勢不安により若者の失業率上昇に苦しむガンビア、急増する難民及び受入れコミュニティの人間の安全保障の強化を要するモーリタニア及びサイクロン・インダイによる甚大な被害が発生し道路アクセスの改善が急務となっているモザンビークにおいて、緊急支援として、インフラ整備を通じた若者の雇用創出、職業訓練等を行うもの。 同機関への拠出は、ガンビア、モーリタニア及びモザンビークにおけるインフラの再建の促進、社会安定化及び持続的な平和構築に寄与するとともに、若者、女性、難民等の適切な雇用の創出及びディーセント・ワークの実現といった分野を中心に我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1 1-2
	112 (112)	60 (60)	757 (757)	0	0369
㉜国際医薬品購入ファシリティ（UNITAID）拠出金 （平成 30 年度）	本拠出金は、多剤耐性結核治療における新しい治療法の確立を目指し、大塚製薬の多剤耐性結核治療薬（デラマニド）を用いた臨床試験を行い、実証データを収集し、その効果の分析を行うもの。多剤耐性結核は国際的に緊急性の高い疾患であり、人道の観点からも効果的な治療方法を迅速に開発して導入する必要があるため、日本の技術を通じた貢献が期待される。日本からは平成 30 年度に初めて拠出した。 本拠出により、エイズ・結核・マラリア・顧みられない熱帯病（NTDs）などの医薬品研究開発やアクセス改善を通じて、質の高い医薬品の安価かつ迅速な途上国への供給に寄与する。 これは、我が国の平和と健康のための基本方針に基づく政策目的に合致し、SDGs 及び UHC の推進に寄与する。ユニットエイドは、ACT アクセラレータの検査部門と治療部門に参加する等、いち早く感染症対策に参入し、低中所得国での公平な検査・治療を促すため、廉価な迅速抗原検査キットの生産拡大、抗炎症薬の調達とアクセスの確保を行っている。また、感染症流行以前からユニットエイドは低中所得国へパルスオキシメーター（血中酸素濃度測定器）の供給事業を実施しており、この度の感染拡大でユニットエイドはその知見を発揮している。新型コロナ治療薬研究・開発へもいち早く参入した。こうした未知領域へも、ユニットエイドは ACT アクセラレータの主要メンバーとして、革新的な治療法を開発するための果敢なチャレンジを続けている。				1-1 1-3
	112 (112)	0 (0)	110 (110)	44	0374
㉝国連開発システム改革支援 （平成 30 年度）	本拠出金は、グテーレス国連事務総長が主導している（１）平和への取組、（２）開発、（３）マネジメントの３分野での国連改革に関し、開発分野における国連開発システム改革、取り分け国連常駐調整官（RC）システム改革を後押しし、新制度の円滑な立ち上げを支援する。 これにより、国際社会において国連加盟国としての責任を果たすとともに、開発分野において現場レベルでの国連機関側の効率性と一貫性を改善させることに寄与する。				1-1
	829 (829)	0 (0)	1,058 (1,058)	―	0375

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015－2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・美しい星への行動（ACE）2.0（平成 27 年 12 月：第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議で発表）
・世界津波の日（平成 27 年 12 月：第 70 回国連総会）
・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年３月：第３回国連防災世界会議）
・仙台防災協力イニシアティブ（平成 27 年３月：第３回国連防災世界会議で発表）
・仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ２）（令和元年６月：第 7 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で発表）
・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（令和元年６月：G20 大阪サミットで共有）
・マリーン（MARINE）イニシアティブ（令和元年６月：G20 大阪サミットで表明）
・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障
　（国際社会の課題解決）
・第 203 回国会所信表明演説（令和２年 10 月 26 日）
　三　グリーン社会の実現
・第 204 回国会施政方針演説（令和３年１月 18 日）
　三　我が国の長年の課題に答えを
　（グリーン社会の実現）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標２－１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進　＊

中期目標（--年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

令和３年度目標

１　国連環境計画（UNEP）

令和３年度及び４年度は UNEP 創設 50 周年となることから UNEP との連携及び UNEP を通じた環境の保護及び国際協力の推進をさらに進めていくために、国連環境総会（UNEA）等の議論に積極的に参加していく。また大阪に事務所を置く UNEP 国際環境技術センター（IETC）との連携をより強化し、海洋プラスチックごみ対策も含めた我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

２　生物多様性

生物多様性条約については令和 3 年度内に締約国会議（COP15）が予定されており、愛知目標に続くポスト 2020 生物多様性枠組の議論に積極的に関与していく。また、同じくその他の（令和３年開催予定の）生物多様性関連の締約国会議（砂漠化対処条約、ラムサール条約及び食料遺伝資源条約）において、我が国の主張をそれぞれの条約決定案に反映していく。

令和３年４月から開始する地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF）の第８次増資交渉における議論に参加することで、我が国が重要視する環境課題が優先事項として取り扱われ、地球規模で資金調達されるよう努めていく。

３　化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも関連条約を通じた国際的な議論・協力に積極的に参画する。

４　海洋プラスチックごみ問題

様々な国際会議等の機会を通じて、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国として多数国間環境条約及び環境問題に特化した国際機関における交渉及び働き掛けを行うことが重要であるところ、関係機関との連携状況や条約締約国会議における貢献度合いを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

新たな課題である海洋プラスチックごみ問題を含め、地球環境問題は一国のみでは解決し得ない問題であり、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組に積極的に参加していく必要がある。

測定指標２－２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進　＊

中期目標（--年度）

パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向け、我が国における 2050 年までの温室効果ガス排出実質ゼロの実現等、我が国主導による気候変動問題の解決にための取組を推進する。

令和３年度目標

１　引き続き、令和３年に延期された COP26 における気候変動交渉(市場メカニズム、気候資金、透明性枠組み等)に積極的に貢献し、本格的に運用が開始するパリ協定の実施に向けた環境整備を進める。

２　緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携した JCM 特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和２年から、温室効果ガス排出削減に関する新たな枠組みであるパリ協定の運用が本格的に開始された。また、菅総理大臣は令和 2 年 10 月、2050 年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとすることを目指す旨、宣言した。国際的な気候変動対策への気運も高まる中、日本のこれまでの COP や関連会合における貢献も踏まえて、パリ協定の目標達成に向けて、気候変動外交を一層加速させていく必要があり、その進捗ぶりを評価することが重要であるため。

気候変動分野で我が国がいかに主導力を発揮しているかを評価する上で、具体的な取組である緑の気候基金（GCF）や二国間クレジット制度（JCM）、脱炭素技術海外展開イニシアティブ、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等、異なる分野及び手段での取組を有機的につなげ、オールジャパンでの気候変動問題への解決への貢献ぶりを分析することが重要であるため。

測定指標２－３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進　＊

中期目標（--年度）

第３回国連防災世界会議で策定され、「事前の防災投資」「より良い復興（Build Back Better)」など日本が重視する観点を多く含む仙台防災枠組（2015－2030）の下、東日本大震災等を通じて得た「防災先進国」としての我が国の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

令和３年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ２」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、国連防災機関（UNDRR）との協力を通じて、「世界津波の日」の普及啓発活動や、仙台防災枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和 12（2030）年までに国際社会が防災に関して取り組むべき指針を定めた仙台防災枠組の下で、各国における目標達成や、国際社会における「防災の主流化」の一層の推進に向けて、令和元年に発表した日本のイニシアティブである「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ２」を着実に推進するとともに、日本が主導し国連で制定された「世界津波の日」の普及啓発活動を継続的に実施し、その進捗状況を検証することが必要であるため。

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）	
（出典：UNDRR ANNUAL REPORT）	

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
①地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進（平成 27 年度）	1　地球環境問題の解決に向けた取組の推進 多数国間環境条約及び環境関連国際機関における議論への積極的な参加及び各種取組への支援等を行う。これを通じ、地球環境問題に関する国際的取組の推進に寄与する。 2　国際防災協力の推進 東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、各種会合に反映させる。また、我が国がホストした第３回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を推進する。これにより、災害に強靭な世界の実現に寄与する。				2-1 2-3
	－	－	－	－	－
②地球環境問題への取組（平成 13 年度）	我が国から世界に向けて環境分野での政策提言等を発信するため、国内外の政治、経済、国際機関等の各分野からハイレベルの参加を得た上で、地球環境行動会議（GEA）国際会議を隔年で開催する。 本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。				2-1
	0 (0)	12 (0.9)	0 (11)	0	0167
③気候変動問題への取組（平成 14 年度）	「パリ協定」の着実な実施に向けて、国際社会における気候変動交渉を主導し、COPや補助機関会合(SB)等の様々な交渉・会合に取り組む。また、二国間クレジット制度の署名済国との間で着実な実施を図る。 これにより、国際社会における気候変動交渉を主導し「パリ協定」の実施に寄与する。				2-2
	7 (8)	6 (6)	6 (0.6)	5	0166
④北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）政府間会合開催	NOWPAPメンバー国である日本、中国、ロシア及び韓国が持ち回りにより、NOWPAP事業の政策的指針や対象地域の沿岸・海洋環境の保護と管理に関する活動等に関する協議を行う政府間会合を年に１回開催する（日本開催は４年に１回。次回日本開催は令和５年）。 本件会合を通じ、周辺諸国との連携に基づく海洋環境管理の推進に寄与する。				2-1

（平成８年度）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2.1	0168
⑤気候変動と脆弱性の問題への取組 （平成 30 年度）	気候変動と脆弱性に関する国際会議を主催し、アジア・大洋州地域の国々を中心に専門家等の参加を得て議論を行う。 本会合を通じ、気候変動が安全保障を始めとした様々なリスクにどのように影響を及ぼしているかにつき、議論を深め、国際的な気候変動対策の推進に貢献する。				2-1
	7.7 (6.4)	7.5 (0.1)	6.4 (3.5)	6	0170
⑥海洋プラスチックごみ対策促進支援国際会議開催に係る経費 （令和２年度）	G20 大阪サミットの海洋プラスチックごみに関する成果に沿って、海洋プラスチックごみ問題への取組の推進に対する官民の機運を高めるためのイベントを行うもの。本イベントを通じ、国際社会における海洋プラスチックごみ対策の推進に寄与する。				2-1
	－	－	8 (0)	0	0169
⑦気候変動枠組条約(UNFCCC) 拠出金 （義務的拠出金） （平成５年度）	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC 事務局の運営経費を拠出することで、本条約締約国間の気候変動枠組条約交渉を円滑に進め、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目指す。これは、気候変動交渉に積極的に貢献し、パリ協定の実施に向けた環境整備を進めることに資する。				2-2
	233 (233)	288 (288)	271 (231)	305	0294
⑧生物多様性条約拠出金(義務的拠出金) （平成５年度）	本拠出金は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の推進を目的とする生物多様性条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づき決定される。同条約事務局は、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供等を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、地球環境での生物多様性の保全に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	172 (172)	176 (176)	148 (148)	127	0295
⑨気候変動枠組条約(京都議定書)拠出金 （義務的拠出金） （平成 17 年度）	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC 事務局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行に資する。これは、気候変動交渉に積極的に貢献し、パリ協定の実施に向けた環境整備を進めることに資する。				2-2
	125 (82)	685 (34)	0 (40)	0	－
⑩国際熱帯木材機関(ITTO) 分担金 （昭和 59 年度）	本分担金は、国際熱帯木材協定(ITTA)の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に本部が置かれている国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の運営費に充てられる義務的分担金である。 本分担金を通じて我が国は、違法伐採対策や持続可能な森林経営の促進等、地球規模の課題解決に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	106 (106)	106 (103)	106 (87)	45	0296

⑪砂漠化対処条約拠出金(義務的拠出金) (平成7年度)	本拠出金は、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、締約国会議（COP）や補助機関会合の準備、条約に基づく報告書のとりまとめ、他の国際機関との協力、COPが決定する他の任務の遂行及び各種の規範作りを行っている。 本拠出金を通じて、我が国は、地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し、我が国の方針を反映させつつ、国際協調に基づく効果的な対策の立案及び実施に大きく貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	89 (89)	94 (94)	78 (78)	77	0297
⑫バーゼル条約拠出金(義務的拠出金) (平成5年度)	本拠出金は、条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の普及、締約国会議が決定する等の任務の遂行等の活動を実施している。 本拠出金を通じて、我が国は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の国境を越える移動の規制強化やこれら廃棄物の環境上適正な処理及び国境を越える移動の削減に向けた交渉を行い、我が国の利益を確保している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	65 (65)	64 (64)	57 (57)	53	0298
⑬野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金) (昭和55年度)	本拠出金は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に規定された事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うための義務的拠出金である。 同事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議（COP）の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の法令整備、執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧告の作成、④問題のある取引等についての通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥COPで採択された新たな決議や決定の発出、⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	65 (65)	64 (64)	57 (57)	56	0299
⑭水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金) (平成2年度)	本拠出金は、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する同植物の保全並びに湿地の適正な利用及び促進を目的とする、ラムサール条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。本拠出金は、同条約事務局により、①締約国会議（COP）の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の国際的に重要な湿地の登録・管理、国別報告書のとりまとめの支援、③湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発等の業務を行うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、気候変動や自然災害の緩和及び水資源の供給等を含む多くの生態系サービスをもたらす湿地の保全を通じて、我が国が地球規模で生物多様性や生態系の維持に積極的に取り組んでいるとの国際的評価を獲得している。				2-1
	53 (53)	53 (53)	46 (46)	37	0300
⑮オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定	本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産消費及び貿易を規制することを目的とする「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、①締約国会合（MOP）の開催、②公開作業部会の開催、③各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計及び公表、④その他MOPが決定する他の任				2-1

書拠出金(義務的拠出金)(平成2年度)	務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、規制対象物質の特定、同物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための規制の実施に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				
	60 (60)	56 (56)	50 (50)	50	0301
⑯国際自然保護連合(IUCN)拠出金(義務的拠出金)(平成7年度)	本拠出金は、国際的な野生動植物の保護、自然環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究の実施、各種勧告の採択、開発途上地域に対する支援等の実施を活動目的とする IUCN 事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、4年に1度開催される世界自然保護会議(総会)において、一般方針の決定、各種プログラムと予算の承認、IUCN の全ての事項に関する監督及び全般的な運営を行う理事会に関する事務等を行うことにより、環境分野における国際的な規範作りを担っている。 本拠出金を通じて、我が国は、国家会員としての総会等への参加・交渉等を通じて、自然・環境・天然資源の保全に貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	56 (56)	56 (56)	54 (54)	56	0302
⑰ストックホルム条約(POPs 条約)拠出金(義務的拠出金)(平成18年度)	本拠出金は、毒性が強く、残留及び生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants:POPs)に対応することを目的とした「ストックホルム条約(POPs 条約)」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議(COP)及び補助機関会合の準備並びに役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供、⑤本条約の定める事務局の任務及び COP が決定する任務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じて、我が国は、我が国の実情を反映させつつ、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	42 (42)	41 (41)	37 (37)	34	0303
⑱生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金(義務的拠出金)(平成17年度)	本拠出金は、生物多様性条約に基づき、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(遺伝子組換え生物等)の安全な移送、取扱い及び利用について十分な水準の保護を確保するための措置を規定する「カルタヘナ議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合の準備、議定書・締約国会合により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、遺伝子組換え生物等の国境を越えた安全な移送、取扱い及び利用の分野における十分な水準の保護の確保に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	42 (21)	37 (37)	29 (29)	25	0306
⑲北西太平洋地域海行	本拠出金は、日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境保護・管理及び更なる発展に向けた取組を推進することを目的とする「北西太平洋地域海行				2-1

動計画(NOWPAP)拠出金(義務的拠出金) (平成8年度)	動計画(NOWPAP)」の活動を支援するための義務的拠出金である。NOWPAPの活動主体として指定された地域センターが、海洋環境データの共有、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ごみ対策を実施している。 NOWPAPの事務局機能を果たす地域調整部は、富山及び釜山（韓国）に置かれており、本拠出金を通じて我が国は政府間会合等の下での、日本海及び黄海における海洋環境の保護の取組に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				
	31 (31)	30 (30)	30 (30)	30	0307
⑳ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金(義務的拠出金) (平成17年度)	本拠出金は、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、その情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重し対応する手続を策定したロッテルダム条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議（COP)、補助機関会合の準備及び役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④本条約の定める事務局の任務及びCOPが決定する任務の遂行、等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮しつつ、有害な化学物質の適正な管理に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	35 (35)	34 (34)	30 (30)	30	0308
㉑オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金(義務的拠出金) (平成2年度)	本拠出金は、地球を取り巻くオゾン層を保護することを目的とする「オゾン層保護のためのウィーン条約」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同条約事務局は、①締約国会議(COP)及びビューロー会合等関連会合の開催、②オゾン研究管理者会議の開催、③オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、④ウェブサイトの運営、COPが決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、フロン等のオゾン層破壊物質から、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層の保護に貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	8 (8)	9 (9)	10 (10)	12	0309
㉒南極条約(義務的拠出金) (平成16年度)	本拠出金は、南極条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金であり、我が国を含めた南極条約協議国（29か国）が負担している。南極事務局は、年1回、「南極条約協議国会議」及び「環境保護委員会」を開催し、南極に係る喫緊の問題を議論し、必要な規範作りを行っている。また、南極基地の査察の報告等も行い、各国の基地を通じた南極観測のあり方等を議論している。 本拠出金を通じて我が国は、協議国の資格を保持し、会議への参加・交渉等により、南極における我が国の利益を確保するとともに、南極観測の円滑化に貢献する。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	0310
㉓国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金(任意拠出金)	本拠出金は、熱帯木材生産国における持続可能な森林経営等を支援するためのプロジェクト実施に係る任意拠出金である。 熱帯木材生産国における各種プロジェクトの実施を通じ、我が国が重視している森林保全分野における地球規模の環境課題の解決に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的				2-1

(昭和 62 年度)	に合致する。				
	0 (0)	246 (246)	15 (15)	15	0331
㉔国際連合環境計画(UNEP)拠出金(任意拠出金) (昭和 48 年度)	UNEP は、地球規模の環境問題に対処する国連における唯一の機関であり、環境分野での国際協力を促進するための政策提言、国連システム内の政策調整を実現するための一般的政策指針の提示、国連システム内の政策実施報告の査収、科学・学術等専門機関に対する知見と情報の提供の促進、途上国等における国内・国際の環境政策が及ぼす影響のレビューといった活動を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、UNEP 事務局の運営を支え、２年ごとの国連環境総会に代表される各種会合で採択された決議に基づき、多数国間環境条約や各種ガイドラインの策定促進、地球環境のモニタリング、途上国の能力構築・技術移転に関する支援等に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	219 (219)	706 (706)	24 (24)	25	0332
㉕国連環境計画(UNEP)国際環境技術センター拠出金(任意拠出金) (平成 3 年度)	国際環境技術センター(IETC)は、UNEP 管理理事会決定に従い、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。具体的には、国連環境総会の決議に基づきワークショップの開催、調査報告書の作成、廃棄物関連組織のグローバルネットワーク化等の活動を行っている。 本拠出金を通じて我が国は、大阪に事務所を置く IETC が実施する廃棄物管理等の分野における途上国等への環境上適正な技術の移転に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	27 (27)	121 (121)	30 (30)	43	0335
㉖多数国間環境条約遵守実施支援拠出金(旧ハイレベル政治フォーラム拠出金)(任意拠出金) (平成 13 年度)	本拠出金は、多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するため各条約事務局及び国際機関等からの要請等も考慮の上、開発途上国代表の会合参加、条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催、条約事務局や国際機関による能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施等に資する支援を行う。 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	14 (13)	8 (8)	6 (6)	6	0340
㉗オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金) (平成 3 年度)	本拠出金は、地球規模の課題であるオゾン層保護対策の推進に向け、オゾン層保護基金を通じて開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)の生産・消費削減プロジェクトを策定・実施するための義務的拠出金である。我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締約国会合・執行委員会への積極的な参画等により、オゾン層保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。 本件拠出を通じて我が国は、オゾン層保護対策の余地が多く残されている開発途上国への支援によるオゾン層保護の効果的かつ効率的な推進、また先進締約国が持つ ODS 削減技術のうち適用可能なものを開発途上国に普及させることによる、より効果的かつ効率的な ODS 対策の実現に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	2,596 (2,596)	2,622 (2,622)	2,612 (1,782)	2,564	0349
㉘生物多様性条約名古屋議定書拠出金(義務的	本拠出金は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれをもって生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする「名古屋議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率				2-1

<table>
<tr><td rowspan="2">拠出金）
（平成 27 年度）</td><td colspan="4">に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合（MOP）の準備、議定書・MOP により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。
本拠出金を通じて我が国は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これをもって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</td><td></td></tr>
<tr><td>27
(27)</td><td>28
(28)</td><td>31
(31)</td><td>26</td><td>0357</td></tr>
<tr><td rowspan="2">㉙水俣条約拠出金（義務的拠出金）
（平成 27 年度）</td><td colspan="4">本拠出金は、水銀等の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする水俣条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。水俣条約は平成 29 年８月に発効し、同年９月に第１回締約国会議（COP１）が開催され、同条約の事務局が正式に発足した。同事務局は、COP の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の国際機関との協力等の業務を実施することとなっている。また、各国の年間拠出額は、平成 31 年までは毎年、それ以降は隔年で開催される締約国会議において、財政規則に基づいて決定される。
本拠出金を通じて我が国は、水銀の一次採掘から最終廃棄までの包括的な規制を通じた条約目的の実現に大きく寄与することが期待されている。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</td><td>2-1</td></tr>
<tr><td>34
(19)</td><td>18
(18)</td><td>18
(18)</td><td>4</td><td>0358</td></tr>
<tr><td rowspan="2">㉚気候技術センター・ネットワーク（CTCN）拠出金（任意拠出金）
（令和元年度）</td><td colspan="4">CTCN は、国連気候変動枠組み条約の下に設置された技術メカニズムの担い手として、途上国からの要請に基づく技術支援の提供等を実施している。
本拠出金は、途上国のうちでも特に気候変動が喫緊の課題となっている地域を主な対象に、気候技術を紹介するワークショップの開催や、関係者間のネットワーキング、計画策定支援等の技術移転プログラムの形成促進等に資する支援を行う。これは、内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献するという政策目的に合致する。</td><td>2-2</td></tr>
<tr><td>－</td><td>200
(200)</td><td>0
(0)</td><td>0</td><td>0376</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。